

5

高等学校学習指導要領解説

芸術（音楽 美術 工芸 書道）編

10

音楽編 美術編

15

20

25

30

35

平成21年7月

文 部 科 学 省

40

目 次

5	第1部 芸術編	
	第1章 総 説.....	1
10	第1節 改訂の趣旨.....	1
	1 改訂の経緯.....	1
	2 芸術科改訂の趣旨.....	2
	3 芸術科改訂の要点.....	6
	第2節 芸術科の目標.....	7
15	第3節 芸術科の科目編成.....	8
	1 科目の編成.....	8
	2 科目の性格.....	8
	3 科目の履修.....	8
20	第2章 各 科 目.....	10
	第1節 音 楽 I.....	10
	1 性 格.....	10
	2 目 標.....	10
25	3 内 容.....	11
	A 表 現.....	11
	B 鑑 賞.....	19
	4 内容の取扱い.....	21
	第2節 音 楽	25
30	1 性 格.....	25
	2 目 標.....	25
	3 内 容.....	25
	A 表 現.....	25
	B 鑑 賞.....	32
35	4 内容の取扱い.....	35
	第3節 音 楽	37
	1 性 格.....	37
	2 目 標.....	37
	3 内 容.....	37
40	A 表 現.....	37
	B 鑑 賞.....	40
	4 内容の取扱い.....	43
	第4節 美 術 I.....	44
45	1 性 格.....	44
	2 目 標.....	44
	3 内 容.....	45
	A 表 現.....	45

	B 鑑 賞.....	53
	4 内容の取扱い.....	56
	第5節 美術	60
5	1 性 格.....	60
	2 目 標.....	60
	3 内 容.....	60
	A 表 現.....	60
	B 鑑 賞.....	65
10	4 内容の取扱い.....	67
	第6節 美術	69
	1 性 格.....	69
	2 目 標.....	69
	3 内 容.....	69
15	A 表 現.....	69
	B 鑑 賞.....	73
	4 内容の取扱い.....	75
	第7節 工 芸 I.....	76
20	1 性 格.....	76
	2 目 標.....	76
	3 内 容.....	77
	A 表 現.....	77
	B 鑑 賞.....	82
	4 内容の取扱い.....	85
25	第8節 工 芸	88
	1 性 格.....	88
	2 目 標.....	88
	3 内 容.....	88
	A 表 現.....	88
30	B 鑑 賞.....	92
	4 内容の取扱い.....	94
	第9節 工 芸	95
35	1 性 格.....	95
	2 目 標.....	95
	3 内 容.....	95
	A 表 現.....	95
	B 鑑 賞.....	98
	4 内容の取扱い.....	100
40	第10節 書 道 I.....	102
	1 性 格.....	102
	2 目 標.....	102
	3 内 容.....	103
	A 表 現.....	103
	B 鑑 賞.....	111
45	4 内容の取扱い.....	114
	第11節 書 道	116
	1 性 格.....	116
	2 目 標.....	116
	3 内 容.....	117

	A 表 現.....	117
	B 鑑 賞.....	122
	4 内容の取扱い.....	124
5	第12節 書 道	126
	1 性 格.....	126
	2 目 標.....	126
	3 内 容.....	126
	A 表 現.....	126
	B 鑑 賞.....	129
10	4 内容の取扱い.....	130
	第 3 章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い.....	132
	1 指導計画の作成と内容の取扱いについての事項.....	132
	2 総則に関する事項.....	133
15		
	第 2 部 音 楽 編	
	第 1 章 総 説.....	137
20		
	第 1 節 改訂の要点.....	137
	1 目標の改善.....	137
	2 科目の改善.....	137
	3 指導計画の作成と内容の取扱いの改善.....	137
25	第 2 節 音楽科の目標.....	138
	第 3 節 音楽科の科目編成.....	139
	1 科目の編成.....	139
	2 科目の性格.....	139
	3 科目の履修.....	139
30		
	第 2 章 各 科 目.....	141
	第 1 節 音楽理論.....	141
	1 目 標.....	141
35	2 内 容.....	141
	3 内容の取扱い.....	141
	第 2 節 音 楽 史.....	143
	1 目 標.....	143
	2 内 容.....	143
40	3 内容の取扱い.....	143
	第 3 節 演奏研究.....	145
	1 目 標.....	145
	2 内 容.....	145
	3 内容の取扱い.....	146
45	第 4 節 ソルフェージュ.....	147
	1 目 標.....	147
	2 内 容.....	147
	3 内容の取扱い.....	147

	第5節 声 楽.....	149
	1 目 標.....	149
	2 内 容.....	149
	3 内容の取扱い.....	149
5	第6節 器 楽.....	151
	1 目 標.....	151
	2 内 容.....	151
	3 内容の取扱い.....	151
10	第7節 作 曲.....	153
	1 目 標.....	153
	2 内 容.....	153
	3 内容の取扱い.....	153
15	第8節 鑑賞研究.....	155
	1 目 標.....	155
	2 内 容.....	155
	3 内容の取扱い.....	155
	第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い.....	157
20		
	第3部 美 術 編	
	第1章 総 説.....	163
25	第1節 改訂の要点.....	163
	1 目標の改善.....	163
	2 科目の改善.....	163
	3 指導計画の作成と内容の取扱いの改善.....	163
	第2節 美術科の目標.....	164
30	第3節 美術科の科目編成.....	165
	1 科目の編成.....	165
	2 科目の性格.....	165
	3 科目の履修.....	166
35	第2章 各 科 目.....	167
	第1節 美術概論.....	167
	1 目 標.....	167
	2 内 容.....	167
40	3 内容の取扱い.....	167
	第2節 美術史.....	169
	1 目 標.....	169
	2 内 容.....	169
	3 内容の取扱い.....	169
45	第3節 素 描.....	171
	1 目 標.....	171
	2 内 容.....	171
	3 内容の取扱い.....	171

	第4節 構成.....	172
	1 目 標.....	172
	2 内 容.....	172
	3 内容の取扱い.....	172
5	第5節 絵 画.....	173
	1 目 標.....	173
	2 内 容.....	173
	3 内容の取扱い.....	174
10	第6節 版 画.....	175
	1 目 標.....	175
	2 内 容.....	175
	3 内容の取扱い.....	175
15	第7節 彫 刻.....	176
	1 目 標.....	176
	2 内 容.....	176
	3 内容の取扱い.....	176
20	第8節 ビジュアルデザイン.....	178
	1 目 標.....	178
	2 内 容.....	178
	3 内容の取扱い.....	179
25	第9節 クラフトデザイン.....	180
	1 目 標.....	180
	2 内 容.....	180
	3 内容の取扱い.....	181
30	第10節 情報メディアデザイン.....	182
	1 目 標.....	182
	2 内 容.....	182
	3 内容の取扱い.....	183
35	第11節 映像表現.....	184
	1 目 標.....	184
	2 内 容.....	184
	3 内容の取扱い.....	184
40	第12節 環境造形.....	186
	1 目 標.....	186
	2 内 容.....	186
	3 内容の取扱い.....	187
	第13節 鑑賞研究.....	188
	1 目 標.....	188
	2 内 容.....	188
	3 内容の取扱い.....	189
	第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い.....	190

5

第 1 部 芸 術 編

10

15

第1章 総 説

第1節 改訂の趣旨

5 1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPIISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

15 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、が見られるところである。

20 このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、

30 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
「生きる力」という理念の共有
基礎的・基本的な知識・技能の習得
思考力・判断力・表現力等の育成
確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
35 学習意欲の向上や学習習慣の確立
豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には、^{（1）}については、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや
40 学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。^{（2）}については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、^{（3）}の思考力・判断力
45 ・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な

力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また、の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

また、高等学校の教育課程の枠組みについては、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮して改善を図る必要があることが示された。

この答申を踏まえ、平成20年3月28日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示したのに続き、平成21年3月9日には高等学校学習指導要領及び特別支援学校の学習指導要領等を公示した。

高等学校学習指導要領は、平成25年4月1日の入学生から年次進行により段階的に適用することとしている。それに先だって、平成22年4月1日から総則の一部、総合的な学習の時間及び特別活動について先行して実施するとともに、中学校において移行措置として数学及び理科の内容を前倒しして実施することとしたことに対応し、高等学校の数学、理科及び理数の各教科・科目については平成24年4月1日の入学生から年次進行により先行して実施することとしている。

2 芸術科改訂の趣旨

平成20年1月の中央教育審議会答申においては、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項が示されている。このたびの高等学校芸術科の改訂は、これらを踏まえて行ったものである。

答申の中で、小学校、中学校及び高等学校を通じる音楽科、図画工作科、美術科、芸術科の改善の基本方針及び高等学校芸術科の改善の具体的事項について、次のように示されている。

(1) 音楽、芸術（音楽）

() 改善の基本方針

音楽科、芸術科（音楽）については、その課題を踏まえ、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。

このため、子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、歌唱、器楽、創作、鑑賞ごとに指導内容を示すとともに、小・中学校においては、音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解することなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を一層重視する。

創作活動は、音楽をつくる楽しさを体験させる観点から、小学校では「音楽づくり」、中・高等学校では「創作」として示すようにする。また、鑑賞活動は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにするとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。

国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。

5

() 改善の具体的事項

(高等学校：芸術（音楽）)

生徒の個性を生かした創造的な活動を行い、生涯にわたって音楽を愛好する心情を育て、芸術としての音楽を理解し、我が国の伝統音楽を含めた音楽文化についての理解を一層深く尊重する態度を養うことを重視して、次のような改善を図る。

10

(ア) 「音楽」においては、中学校での学習内容を踏まえ、表現領域を「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野で構成することとし、表現領域全体を通じて創造的な表現力を高めるとともに、音楽に対する総合的な理解を深める観点から、表現領域のすべての分野と鑑賞領域を学習するようにする。

15

(イ) 「音楽」においては、個性を生かした創造的な活動を行い、音楽の表現力を一層高める観点から、表現領域の三つの分野のうちから一つ以上を選択して学習するとともに鑑賞領域を学習することとし、特に、我が国の伝統音楽を含む多様な音楽文化について、それぞれの価値をとらえることができる力を育成する観点から、鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。

20

(ウ) 「音楽」においては、個性を生かした学習を一層深める観点から、表現領域の三つの分野及び鑑賞領域のうちから一つ以上を選択して学習することとし、いずれの学習においても我が国の伝統音楽の学習を含めるようにして、我が国の音楽文化を継承し創造していく態度を養うようにする。

25

(I) 現行と同様に、「音楽」は「音楽」を履修した後に、「音楽」は「音楽」を履修した後に履修させることを原則とする。

30

(2) 図画工作，美術，芸術（美術，工芸）

() 改善の基本方針

図画工作科，美術科，芸術科（美術，工芸）については、その課題を踏まえ、創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し、表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心をもって、生涯にわたり主体的にかかわっていく態度をはぐくむことなどを重視する。

35

このため、子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、育成する資質や能力と学習内容との関係を明確にするとともに、小学校図画工作科，中学校美術科において領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を整理し、〔共通事項〕として示す。

40

創造性をはぐくむ造形体験の充実を図りながら、形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かにかかわる態度をはぐくみ、生活を美しく豊かにする造形や美術の働きを実感させるような指導を重視する。

45

よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かに育てるために、自分の思いを語り合ったり、自分の価値意識をもって批評し合ったりするなど、鑑賞の指導を重視する。

- 5 美術文化の継承と創造への関心を高めるために、作品などのよさや美しさを主体的に味わう活動や、我が国の美術や文化に関する指導を一層充実する。

() 改善の具体的事項

(高等学校：芸術(美術, 工芸))

- 10 生徒の個性を生かした創造的な活動を行い、生涯にわたって美術や工芸を愛好する心情を育て、芸術としての美術や工芸を理解し、美術文化についての理解を一層深め尊重する態度を養うことを重視して、次のような改善を図る。

a) 芸術(美術)

- 15 (ア) 「美術」においては、芸術としての美術への関心や理解を高めるとともに、我が国の美術や文化についての学習を重視し、美術文化に関する鑑賞が充実して行われるようにする。また、鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。

- 20 (イ) 「美術」においては、豊かな美的体験を通して実感をもって美術についての理解を深めるとともに、個性を生かした創造的な美術の活動をしていくための資質や能力を高める。そのため、現行では表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択して学習できるとしているが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するようにする。

- 25 (ウ) 「美術」においては、個性を更に伸ばすことができるようにするため、現行と同様に表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習する。

(I) 現行と同様に、「美術」は「美術」を履修した後に、「美術」は「美術」を履修した後に履修させることを原則とする。

30

b) 芸術(工芸)

- 35 (ア) 「工芸」においては、芸術としての工芸への関心や理解を高めるとともに、我が国の美術や文化についての学習を重視し、美術文化に関する鑑賞が充実して行われるようにする。また、鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。

- 40 (イ) 「工芸」においては、豊かな美的体験を通して実感をもって工芸についての理解を深めるとともに、個性を生かした創造的な工芸の活動をしていくための資質や能力を高める。そのため、現行では表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択して学習できるとしているが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するようにする。

(ウ) 「工芸」においては、個性を更に伸ばすことができるようにするため、現行と同様に表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習する。

- 45 (I) 現行と同様に、「工芸」は「工芸」を履修した後に、「工芸」は「工芸」を履修した後に履修させることを原則とする。

(3) 芸術(書道)
(高等学校)

() 改善の基本方針

5 芸術科(書道)については、その課題を踏まえ、中学校国語科の書写との関連を考慮し、書の文化の継承と創造への関心を一層高めるために、書の文化に関する学習の充実を図るとともに、豊かな情操を養い、感性や想像力を働かせながら考えたり判断したりするなどの資質や能力の育成を図るようにする。

10 また、感じ取る力や思考する力を一層豊かにするために、自分の思いを語り合ったり、自分の価値意識をもって批評したりするなどして、自分なりの意味や価値を作り出していくような鑑賞の指導を重視する。

() 改善の具体的事項

15 中学校国語科の書写の学習との円滑な接続を図りながら、生徒の個性を生かした創造的な活動を行い、生涯にわたって書を愛好する心情を育て、芸術としての書を理解し、書の文化についての理解を一層深め尊重する態度を養うことを重視して、次のような改善を図る。

20 (ア) 「書道」においては、中学校国語科の書写との関連をより一層明確にする観点から、「漢字仮名交じりの書」の内容の改善を図るとともに、総合的に書道に対する理解を深められるようにする。表現領域については、書の伝統文化としての位置付けからも、篆刻や刻字等の立体に対する視点を重視するようにする。また、書の文化の継承と創造への視野を広げ、理解を深めるとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かにする観点から、鑑賞の学習が充実して行われるようにする。

25 (イ) 「書道」においては、芸術としての書についての理解を深めるとともに、書の文化に関する鑑賞の学習が充実して行われるようにするため、表現領域については「漢字仮名交じりの書」を含め二つ以上の分野を選択して学習するとともに、鑑賞領域を学習する。

30 (ウ) 「書道」においては、現行と同様に表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習する。

(I) 現行と同様に、「書道」は「書道」を履修した後に、「書道」は「書道」を履修した後に履修させることを原則とする。

35 高等学校学習指導要領の芸術科は、以上のような改善の基本方針及び改善の具体的事項に基づき、改訂を行った。

3 芸術科改訂の要点

高等学校学習指導要領の芸術科の主な改訂の要点は、次のとおりである。

- 5 (ア) 芸術科の目標について「芸術文化についての理解を深め」ることを新たに加えた。また、音楽、美術、工芸及び書道に関する各科目についても、文化の理解に関する目標を示すとともに、例えば、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器の指導を重視したり、我が国の美術文化、工芸や書の伝統と文化に関する鑑賞指導を充実したりするなど、我が国の伝統的な芸術文化の取扱いを一層重視した。
- 10 (イ) 生涯学習社会の一層の進展に対応するため、音楽、美術、工芸及び書道の 及び を付した科目の目標にも、「生涯にわたり」を加え、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てることを明確にした。
- 15 (ウ) 音楽では楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動、美術、工芸及び書道では作品について互いに批評し合う活動を鑑賞指導に取り入れるようにし、言語活動の充実を図るようにした。
- 20 (エ) 知的財産権等について配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図ることを内容の取扱いに明記した。

第2節 芸術科の目標

5 芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

この目標は、芸術科の性格とねらいを示すものであり、また、芸術科の各科目、すなわち、「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」、「音楽Ⅲ」、「美術Ⅰ」、「美術Ⅱ」、「美術Ⅲ」、「工芸Ⅰ」、「工芸Ⅱ」、「工芸Ⅲ」、「書道Ⅰ」、「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」のそれぞれの目標の基底となるものである。

10 この目標は、まず生徒一人一人がそれぞれの興味・関心や個性を生かして、芸術と幅広く、かつ、主体的にかかわっていくことを重視した。つまり、「幅広い活動」とは、単に様々な活動を数多く体験するというのみではなく、生徒一人一人が内発的な動機に基づいて、多様な観点から芸術に対して主体的にかかわりをもっていくことを基本としたものである。芸術科は、芸術への永続的な愛好心をはぐくんでいくこと、さらには、感性を高め、豊かな情操を養うことを通して心の教育
15 に深くかかわっている教科である。

このような活動を通して「芸術の諸能力を伸ばし」とは、単に技能的な面の伸長を図るだけではなく、個々の生徒の芸術に対するとらえ方や考え方を深化させたり、それを自ら表現したりすること、あるいは、生徒のもっている芸術的な価値意識を一層拡大したり、新たな価値を見いだしたり、さらには、創造的な能力を高めたりしていくことである。

20 「芸術文化についての理解を深め」は、今回の改訂で新たに加えたものである。芸術文化とは、一定の材料・技術・方法・様式などによって美を追求・表現しようとする音楽、美術、工芸及び書道等の活動や所産など、人間の精神の働きによって作りだされた有形・無形の成果の総体と言える。我が国の芸術文化に対する理解を深め、愛着をもつとともに、我が国及び諸外国の芸術文化を尊重する態度の育成を重視することは、本来、芸術科の重要なねらいであり、今回の改訂では、こ
25 のことを目標の中に規定し、芸術科の性格を一層明確にしている。

「豊かな情操を養う」ことは、これらの総括的な目標である。情操とは、美しいものや優れたものに接して感動する情感豊かな心といい、情緒などに比べて更に複雑な感情を指すものとされている。芸術科においては、例えば、音楽を聴いて美しいと感じたり、美術作品や工芸作品、書の美しさに触れたりして、美しいものやよりよいものにあこがれ、それを求めていこうとする豊かな心
30 ことである。生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てること、感性を高めること、芸術の諸能力を伸ばすこと、芸術文化の理解を深めることが、総合的に作用し合って、豊かな情操がはぐくまれていく。芸術科は、このことによって、教育の普遍的、最終的な目的である、望ましい人格の完成を目指すものである。

第3節 芸術科の科目編成

1 科目の編成

- 5 芸術科の科目の編成及び標準単位数については、従前と異なるところはない。科目の編成及び標準単位数は次のとおりである。

科目	標準単位数	科目	標準単位数	科目	標準単位数
音楽	2	音楽	2	音楽	2
美術	2	美術	2	美術	2
工芸	2	工芸	2	工芸	2
書道	2	書道	2	書道	2

15 を付した科目はそれぞれに対応するⅠを付した科目を履修した後に、 を付した科目はそれぞれに対応する を付した科目を履修した後に履修させることを原則とする。

また、学習指導要領第1章総則第2款の4の規定により、「学校設定科目」を設けることができる。学校において芸術科に関する学校設定科目を設ける場合の科目の名称、目標、内容、単位数等については、芸術科の目標に基づくことが必要となる。

20 2 科目の性格

(1) Ⅰを付した科目

Ⅰを付した科目には、「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」の4科目があり、すべての生徒がこれらのうちから1科目を履修することとしている。Ⅰを付した科目は、高等学校において芸術を履修する最初の段階の科目であり、中学校の学習を基礎にして、表現活動と鑑賞活動についての幅広い学習を通して、創造的な芸術の諸能力を伸ばすことをねらいとしている。

(2) を付した科目

30 を付した科目は、それぞれに対応するⅠを付した科目を履修した生徒が、興味・関心等に応じた発展的な学習として履修することを原則としたものであり、個性豊かな芸術の諸能力を伸ばすことをねらいとしている。

(3) を付した科目

35 を付した科目は、それぞれに対応する を付した科目を履修した生徒が、興味・関心等に応じたより一層発展的な学習として履修することを原則としたものであり、生徒の個性に応じて個別的な深化を図るなど、個性豊かな芸術の諸能力を高めることをねらいとしている。

以上は、 ， ， を付したそれぞれの科目に共通した性格について述べたものであるが、さらに、個々の科目については、第2章において述べる。

40

3 科目の履修

(1) 必履修科目としてのⅠを付した科目の履修

45 学習指導要領第1章総則第3款の1においては、芸術のうち「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目をすべての生徒に履修させるものとし、その単位数は標準単位数を下らないものとしている。

なお、必履修教科・科目については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要があ

る場合には、その単位数の一部を減じることができることとしているが、標準単位数が2単位である必修教科・科目を除くという条件を付しているので、いずれの科目を選択した場合も、すべての生徒が必ず2単位以上を履修しなければならない。なお、専門学科においては、学習指導要領第1章総則第3款の2の規定により、専門教科・科目の履修によって、これらの必修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができることとしている。

(2) 教育課程の編成

学習指導要領第1章総則第1款の1においては、「各学校において、・・・創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、・・・個性を生かす教育の充実に努めなければならない」とし、
10 学習指導要領第1章総則第5款の1においては、「教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、・・・多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修できるよう配慮する」こととしている。このため、教育課程の編成に当たっては、
15 や を付した科目についても、生徒が自己の興味・関心等に応じて選択履修できるよう配慮することが必要である。

また、例えば、1年次に音楽に関する科目を履修した生徒が2年次に美術に関する科目を履修したり、あるいは、同一年次に工芸に関する科目と書道に関する科目を並行履修したりするなど、生徒の希望を最大限に生かすことができるよう工夫することも必要である。

さらに、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、芸術に関する学校設定科目を開設し、
20 校独自の特色ある教育を展開することも考えられる。

このように、各学校の工夫によって多様な科目を設定し、生徒一人一人が個性に応じてそれぞれの能力を伸ばすことができる教育課程を編成することが大切である。

第2章 各 科 目

第1節 音 楽 I

5 1 性 格

「音楽I」は、高等学校において音楽を履修する生徒のために設けている最初の科目である。

「音楽」は、中学校音楽科における学習を基礎にして、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、
10 「(3)創作」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばす
ことなどをねらいとしており、「音楽」、「音楽」における発展的な学習の基礎を養う科目とい
う性格を有している。

そこで、中学校音楽科との関連を図り、芸術科としての音楽の内容を幅広く全体的に扱うことと
し、特に、我が国や郷土の伝統音楽の学習を充実し、我が国及び諸外国の様々な音楽文化について
15 の理解を深めていく学習を行うこととしている。

15

2 目 標

「音楽I」の目標は、芸術科の目標を受けて、次のように示している。

20 音楽の幅広い活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、
創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深める。

目標は、次の二点について改善を図っている。

一点目は、「音楽を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」を加えた点である。「生涯にわたり」
25 は、従前は「音楽」の目標にのみ示していたが、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯に
わたって音楽への永続的な愛好心をはぐくんでいくことを重視し、「音楽」の目標にも明記した。

二点目は、「音楽文化についての理解を深める」ことを新たに加えた点である。「音楽文化につい
ての理解」は、従前は「音楽」の目標に示していたが、芸術科の目標に「芸術文化についての理
解を深め」ることを加えたことを受け、「音楽」の目標にも明記した。

30 「音楽の幅広い活動を通して」とは、「音楽」の学習において、歌唱、器楽、創作の各表現活
動と鑑賞活動のいずれも扱うとともに、我が国及び諸外国の様々な音楽を教材として用いるなどし
て、生徒が幅広く音楽にかかわるようにすることを意味している。また、活動や教材の幅広さだけ
ではなく、生徒が音楽に対し、多様な観点から主体的にかかわりをもつようにすることも重要であ
る。

35 「生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てる」ためには、音楽活動を通して、音や音楽のよさや
美しさなどを感じ取るとともに、思いや意図をもって表現したり味わって鑑賞したりする力を育成
する必要がある。このことによって、音楽を、自分にとってなくてはならないものと思い、生涯に
わたって生活や社会に生かしていこうとする気持ちや態度をはぐくむことが大切である。

「感性を高め」の感性とは、例えば、「音の動きが羽のように軽やかだ」、「この響きは輝かしく
40 て美しい」といったように、音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取る
ときの心の働きを意味している。音楽が醸し出す「軽やかさ」、「輝かしさ」などの質的な世界を認
識することは、音楽だけではなく、あらゆるもののよさや美しさなどを感じ取り、そこに価値を見
いだすことにつながっていく。

「創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし」とは、生涯にわたって豊かな音楽活動ができるための基
45 になる能力を育てることであり、「創造的な」は「表現」と「鑑賞」の両方に係っている。例えば、
歌唱、器楽、創作において、音のつながり方を考え、どのようなつながり方がよいのかを判断し、
技能を高めながら表現することは創造的な活動である。また、鑑賞において、音の組合せの特徴を

とらえ、楽曲の背景をかかわらせて考え、自分なりに価値判断し、批評という形で表現することも創造的な活動である。

このような創造的な活動を実現するためには、音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気などを感受することが重要となる。したがって、表現活動においても鑑賞活動においても、音や音楽を知覚・感受して、思考・判断し表現する過程を大切に、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばしていくことが求められる。

今回の改訂で「音楽文化についての理解を深める」ことを加えたのは、人間が生活や社会の中でどのように音楽を生み出し、はぐくんできたかを学習することが大切だからである。音楽は一人一人の思いや感情などを表現したものであると同時に、その表現は社会や文化の有り様と密接にかかわっている。音楽文化は、人間が社会の成員として、音を媒体としたコミュニケーションを通して作り上げてきた方法や所産の体系と言える。例えば、伝承方法、表現方法、音楽様式などについて、人間の生活や社会と切り離して考えることはできない。高等学校では、中学校音楽科の学習の上に立ち、文化的・歴史的背景などの広い視野で音楽に目を向けて、音楽文化の理解を深めていくことを目指している。

国際化が進んだ現代社会においては、我が国の伝統や文化の中に自分自身のよりどころを見いだすとともに、異なる文化などに対しても敬意を払い、世界の人々と共存することが求められている。そこで、我が国や諸外国の様々な音楽文化について、「音楽Ⅰ」では理解を深め、更に「音楽Ⅱ」へ発展させ、「音楽Ⅲ」ではそれらを尊重する態度を育成していく必要がある。

3 内 容

A 表 現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 歌唱

- ア 曲想を歌詞の内容や楽曲の背景とかかわらせて感じ取り、イメージをもって歌うこと。
- イ 曲種に応じた発声の特徴を生かし、表現を工夫して歌うこと。
- ウ 様々な表現形態による歌唱の特徴を生かし、表現を工夫して歌うこと。
- エ 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して歌うこと。

ここでは、「音楽Ⅰ」における歌唱に関する指導事項を示している。

歌唱の特徴は、自らの声によって音楽を表現することにある。また、言葉を伴いながら表現するという特徴もある。このような歌唱の特徴を生かして、音楽体験を豊かにし、表現しようとする意欲を育てるとともに、創造的な表現の能力を伸ばすことをねらいとしている。

今回の改訂では、各事項の文末を「歌うこと」と示し、歌唱という音楽活動を通して学習することを明確にした。その上で、事項アは曲想、歌詞の内容、楽曲の背景、イは曲種に応じた発声の特徴、ウは様々な表現形態による歌唱の特徴、エは音楽を形づくっている要素に関する内容について示した。

指導に当たっては、事項ア、イ、ウをエと関連付けて指導し、ねらいや手立てを明確にして歌唱の学習の充実を図るように留意する。

ア 曲想を歌詞の内容や楽曲の背景とかかわらせて感じ取り、イメージをもって歌うこと。

この事項は、曲想を歌詞の内容や楽曲の背景とかかわらせて感じ取り、イメージをもって歌う能力を育てることをねらいとしている。

従前は「歌詞及び曲想の把握と表現の工夫」としていたが、今回の改訂で、指導内容を明確にするため「曲想を歌詞の内容や楽曲の背景とかかわらせて感じ取り」とするとともに、「イメージを

もって歌うこと」とした。

「曲想」とは、その音楽固有の表情や味わいなどのことであり、音楽を形づくっている要素の働きなどによって生み出されるものである。歌唱曲では、曲想は「歌詞の内容」ともかかわっている。この「歌詞の内容」には、歌詞の言葉の意味、歌詞が表す情景や心情、歌詞の成立の背景などがある。また、音楽を形づくっている要素とそれらの働きは、その音楽が生まれ、はぐくまれてきた国、地域、風土、人々の生活、文化や伝統などの影響を受けている。「楽曲の背景」とは、このような文化的・歴史的背景などを指す。

「イメージをもって」と示したのは、楽譜に記されていることを、そのまま再現するように歌うだけではなく、表現したい音楽のイメージを膨らませながら、思いや意図をもって歌うことを重視したからである。

例えば、曲想を、歌詞の言葉の意味やその語感、歌詞が表す情景や心情などとかかわらせて感じ取ったり、その楽曲がつくられた背景や歌い継いできた人々の思いなどとかかわらせて感じ取ったりして、楽曲にふさわしい表現を工夫して歌うことが考えられる。

指導に当たっては、歌詞の意味や楽曲の背景を知識として理解することにとどまるのではなく、適切な教材を準備して、音楽が醸し出す雰囲気と歌詞の内容や楽曲の背景とのかかわりを感じ取ることができるようにすることが大切である。また、「B鑑賞」の指導事項ウと関連付けて扱うことも考えられる。

イ 曲種に応じた発声の特徴を生かし、表現を工夫して歌うこと。

この事項は、曲種に応じた発声の特徴を生かし、表現を工夫して歌う能力を育てることをねらいとしている。

従前は「曲種に応じた発声の工夫」としていたが、今回の改訂で、指導内容を明確にするため「曲種に応じた発声の特徴を生かし」とするとともに、「表現を工夫して歌うこと」とした。

「曲種」とは、音楽の種類のことである。「曲種に応じた発声の特徴を生かし」とは、民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱を含む我が国や諸外国の様々な音楽について、それぞれの曲種がもつ発声の特徴を感じ取って、表現に結び付けていくことである。

例えば、姿勢や身体の使い方、呼吸法、共鳴の様子などに着目して、その曲種の発声はどのような特徴をもっているのかを考え、発声の特徴を生かした表現を追求していくことが考えられる。このような活動は、多様な音楽に対する理解を深めることにつながっていく。

指導に当たっては、地域や学校の実態、生徒の特性、興味・関心等を考慮して教材を準備し、教材曲本来の発声の特徴に気付くようにするとともに、曲種にふさわしい表情や味わいを生かした表現を生徒自らが工夫できるようにすることが大切である。

35

ウ 様々な表現形態による歌唱の特徴を生かし、表現を工夫して歌うこと。

この事項は、様々な表現形態による歌唱の特徴を生かし、表現を工夫して歌う能力を育てることをねらいとしている。

従前は「合唱における表現の工夫」としていたが、今回の改訂で、独唱や小アンサンブルを含めることができるようにし、指導内容を明確にするため「様々な表現形態による歌唱の特徴を生かし」とするとともに、「表現を工夫して歌うこと」とした。

「様々な表現形態による歌唱の特徴」とは、我が国や諸外国の様々な音楽における独唱、二重唱や四重唱などの小アンサンブル、クラス全体での合唱、さらには、無伴奏や伴奏付きのものなどの形態によるそれぞれのよさや持ち味を指す。

例えば、西洋音楽に見られる無伴奏の合唱では、各声部における旋律などのかかわり合い、一体感のある音色や全体的な調和などにその特徴がある。また、我が国の民謡に見られる音頭一同形式

では、一人と集団の掛け合いによる独特の歌い方や雰囲気などにその特徴がある。このような演奏形態による歌唱の特徴を感じ取りながら、ふさわしい表現を工夫することが考えられる。

なお、一人一人が主体的、積極的にアンサンブルの活動に参加して協力し合うことは、望ましい人間関係を築く上でも意義あることである。

- 5 指導に当たっては、生徒の特性、興味・関心等を考慮して教材を準備し、独唱、小アンサンブル、合唱などが、それぞれ歌う喜びや楽しさをもっていることを実感しながら活動できるようにすることが大切である。

10 **エ 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して歌うこと。**

この事項は、音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して歌う能力を育てることをねらいとしており、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれに共通に位置付けた。

- 15 「音楽を形づくっている要素」とは、中学校音楽科で示しているように、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などを指す。また、「知覚」とは、聴覚を中心とした感覚器官を通して音や音楽を判別し、意識することであり、「感受」とは、音や音楽の特質や雰囲気などを感じ、受け入れることである。

- 20 従前の「視唱力の伸長」にも音楽を形づくっている要素に関する学習が含まれていたが、今回の改訂で、すべての音楽活動を支える基盤として「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受」することを示した。このため、ア、イ、ウの各事項の指導に当たっては、本事項と関連付けて指導することが重要である。

- 25 例えば、旋律、強弱に着目し、旋律における音のつながり方や強弱の微妙な変化を知覚し、それらの働きによって生み出される表現の特質などを感受することによって、フレーズにふさわしい表現を工夫して歌うこと、また、旋律、リズムに着目し、民謡の音階や拍節的でないリズムを知覚し、それらの働きによって生み出される独特の雰囲気などを感受することによって、追分様式の民謡の特徴を生かして歌うことが考えられる。

- 30 指導に当たっては、様々な要素が関連し合っただけで音楽が形づくられていることに十分留意しつつ、どの要素を学習の対象にするのかを明らかにすることが大切である。また、学習の対象となる要素を知覚し感受しやすい教材を準備するとともに、適切な学習場面を設けたり学習カードを活用したりするなどの指導方法を工夫する必要がある。

35 **(2) 器楽**

- ア 曲想を楽曲の背景とかかわらせて感じ取り、イメージをもって演奏すること。
イ 楽器の音色や奏法の特徴を生かし、表現を工夫して演奏すること。
ウ 様々な表現形態による器楽の特徴を生かし、表現を工夫して演奏すること。
エ 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して演奏すること。

- 40 ここでは、「音楽エ」における器楽に関する指導事項を示している。

器楽の特徴は、楽器の特性がもたらす多彩な音色、広い音域、表現技巧の多様性などにある。このような器楽の特徴を生かして、音楽体験を豊かにし、表現しようとする意欲を育てるとともに、創造的な表現の能力を伸ばすことをねらいとしている。

- 45 今回の改訂では、各事項の文末を「演奏すること」と示し、器楽という音楽活動を通して学習することを明確にした。その上で、事項アは曲想、楽曲の背景、イは楽器の音色、奏法の特徴、ウは様々な表現形態による器楽の特徴、エは音楽を形づくっている要素に関する内容について示した。

指導に当たっては、事項ア、イ、ウをエと関連付けて指導し、ねらいや手立てを明確にして器楽の学習の充実を図るように留意する。

ア 曲想を楽曲の背景とかかわらせて感じ取り，イメージをもって演奏すること。

5 この事項は，曲想を楽曲の背景とかかわらせて感じ取り，イメージをもって演奏する能力を育てることをねらいとしている。

従前は「曲の構成及び曲想の把握と表現の工夫」としていたが，今回の改訂で，指導内容を明確にするため「曲想を楽曲の背景とかかわらせて感じ取り」とするとともに，「イメージをもって演奏すること」とした。

10 「曲想」とは，その音楽固有の表情や味わいなどのことであり，音楽を形づくっている要素の働きなどによって生み出されるものである。また，音楽を形づくっている要素とそれらの働きは，その音楽が生まれ，はぐくまれてきた国，地域，風土，人々の生活，文化や伝統などの影響を受けている。「楽曲の背景」とは，このような文化的・歴史的背景などを指す。

「イメージをもって」と示したのは，楽譜に記されていることを，そのまま再現するように演奏するだけでなく，表現したい音楽のイメージを膨らませながら，思いや意図をもって演奏することを重視したからである。

例えば，リコーダーでルネサンスの時代の楽曲を演奏するとき，ヨーロッパにおけるルネサンスについて概観したり，リュートやヴィオラ・ダ・ガンバとリコーダーのアンサンブルを視聴したりするなどして，文化的・歴史的背景をとらえ，それらが音色，リズム，テクスチャなどにどのように表れているかを考え，曲想の感じ取りを深めていくことが考えられる。

指導に当たっては，楽曲の背景を知識として理解することにとどまるのではなく，適切な教材を準備して，音楽が醸し出す雰囲気と楽曲の背景とのかかわりを感じ取ることができるようにすることが大切である。また，「B鑑賞」の指導事項ウと関連付けて扱うことも考えられる。

25 イ 楽器の音色や奏法の特徴を生かし，表現を工夫して演奏すること。

この事項は，楽器の音色や奏法の特徴を生かし，表現を工夫して演奏する能力を育てることをねらいとしている。

30 従前は「いろいろな楽器の体験と奏法の工夫」としていたが，今回の改訂で，指導内容を明確にするため「楽器の音色や奏法の特徴を生かし」とするとともに，「表現を工夫して演奏すること」とした。

「楽器の音色や奏法の特徴を生かし」とは，扱う楽器固有の音色や奏法によって生み出される響きや表情などを感じ取って，表現に結び付けていくことである。また，奏法には，その楽器に応じた姿勢や身体しんたいの使い方も含まれている。

例えば，篠笛しのぶえは，独特の音色をもっているが，さらに，息の吹き込み方や指の打ち方などによって，いろいろな音の響きや表情が生み出される。このような篠笛しのぶえの音色，音の響きや表情を感じ取りながら表現を工夫して祭囃子まつりはやしなどを演奏することが考えられる。その際，西洋のフルートなどと比較をして，篠笛固有の音の特徴の感じ取りを深めることも効果的である。

40 指導に当たっては，地域や学校の実態，生徒の特性，興味・関心等を考慮して扱う楽器や教材を準備し，範奏や視聴覚教材によって，実際の音色を聴いたり奏法を見たりするなどして楽器や曲種にふさわしい演奏の方法を見いだせるようにすることが大切である。

なお，和楽器の学習において，箏の「コロリン」や締太鼓の「テレツク」など，それぞれの楽器の唱歌しやうがをすることは音色や奏法などの特徴をつかむ上で有効である。

45

ウ 様々な表現形態による器楽の特徴を生かし、表現を工夫して演奏すること。

この事項は、様々な表現形態による器楽の特徴を生かし、表現を工夫して演奏する能力を育てる
5 ことをねらいとしている。

従前は「合奏における表現の工夫」としていたが、今回の改訂で、合奏のみに限定することなく、
独奏や小アンサンブルを含めることができるようにし、指導内容を明確にするため「様々な表現形
態による器楽の特徴を生かし」とするとともに、「表現を工夫して演奏すること」とした。

「様々な表現形態による器楽の特徴」とは、我が国や諸外国の様々な音楽における独奏、二重奏
10 や四重奏などの小アンサンブル、クラス全員での合奏などの形態によるそれぞれのよさや持ち味を
指す。

なお、和楽器の独奏、リコーダー・アンサンブルのように、用いる楽器の種類などによって、よ
さや持ち味は多様である。

例えば、篠笛しのぶえの独奏と、篠笛しのぶえに太鼓や鉦かねなどを加えたアンサンブルとを比較して、それぞれの趣
15 が異なることを感じ取ることが考えられる。また、リコーダー四重奏のように同じ種類の楽器の組
合せや、ギターと鍵盤楽器いけん、あるいは、和楽器と西洋の楽器のように異なる種類の楽器の組合せな
どを工夫して、様々なアンサンブルによる演奏を行うことも考えられる。

このような演奏形態による表現の違いやそれぞれのよさや持ち味を十分に感じ取りながら、各楽
器の特徴を生かし、曲種にふさわしい表現ができるように工夫することが大切である。

20 なお、一人一人が主体的、積極的にアンサンブルの活動に参加して協力し合うことは、望ましい
人間関係を築く上でも意義あることである。

指導に当たっては、地域や学校の実態、生徒の特性、興味・関心等を考慮して扱う楽器や教材を
準備し、独奏、小アンサンブル、合奏などが、それぞれ演奏する喜びや楽しさをもっていることを
実感しながら活動できるようにすることが大切である。

25

エ 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して演奏すること。

この事項は、音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して演奏する能力を育て
30 ることをねらいとしており、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそ
れぞれに共通に位置付けた。

「音楽を形づくっている要素」とは、中学校音楽科で示しているように、音色、リズム、速度、
旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などを指す。また、「知覚」とは、聴覚を中心とした感覚
器官を通して音や音楽を判別し、意識することであり、「感受」とは、音や音楽の特質や雰囲気な
35 どを感じ、受け入れることである。

従前の「視奏力の伸長」にも音楽を形づくっている要素に関する学習が含まれていたが、今回の
改訂で、すべての音楽活動を支える基盤として「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働
きを感受」することを示した。このため、ア、イ、ウの各事項の指導に当たっては、本事項と関連
付けて指導することが重要である。

40 例えば、リコーダー・アンサンブルの場合、テクスチャに着目し、主旋律を担当する声部とそ
れ以外の声部による音と音とのかかわり合いを知覚し、それらの働きによって生み出される表現の
特質などを感受することによって、よりよいアンサンブルの表現を工夫すること、また、祭囃子まつりはやし
を演奏する場合、笛、鉦、太鼓の音色に着目し、各楽器の奏法を様々な試しながら響きの変化を知
覚し、それらの働きによって生み出される独特の雰囲気などを感受することによって、ふさわしい
45 表現を工夫することが考えられる。

指導に当たっては、様々な要素が関連し合っ音楽が形づくられていることに十分留意しつつ、
どの要素を学習の対象にするのかを明らかにすることが大切である。また、学習の対象となる要素
を知覚し感受しやすい教材を準備するとともに、適切な学習場面を設けたり学習カードを活用した

りするなどの指導方法を工夫する必要がある。

(3) 創作

- 5 ア 音階を選んで旋律をつくり，その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて，イメージをもって音楽をつくること。
- イ 音素材の特徴を生かし，反復，変化，対照などの構成を工夫して，イメージをもって音楽をつくること。
- 10 ウ 音楽を形づくっている要素の働きを変化させ，イメージをもって変奏や編曲をすること。
- エ 音楽を形づくっている要素を知覚し，それらの働きを感受して音楽をつくること。

(内容の取扱い)

- 15 (2) 生徒の特性等を考慮し，内容のAの(3)のア，イ又はウのうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- (5) 内容のAの(3)の指導に当たっては，即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど，音を音楽へと構成することを重視するとともに，作品を記録する方法を工夫させるものとする。

20 ここでは，「音楽」における創作に関する指導事項を示している。

創作の特徴は，実際に音を組み合わせ，音楽をつくりだすことにある。このような創作の特徴を生かして，音楽体験を豊かにし，表現しようとする意欲を育てるとともに，創造的な表現の能力を伸ばすことをねらいとしている。

今回の改訂では，事項の文末を「音楽をつくること」，「変奏や編曲をすること」と示し，創作と
25 いう音楽活動を通して学習することを明確にした。その上で，事項アは音階，旋律，和音等，イは音素材の特徴，構成原理，ウは変奏，編曲，エは音楽を形づくっている要素に関する内容について示した。

指導に当たっては，事項ア，イ，ウのそれぞれをエと関連付けて指導し，ねらいや手立てを明確にして創作の学習の充実を図るように留意する。

30 なお，今回の改訂で，従前の指導内容を全面的に見直して再構成した結果，事項ア，イ，ウのそれぞれをエと関連付けて指導することによって，ア，イ，ウのいずれかを選択した場合においても，創作のねらいを実現することができるようにした。そこで，Aの(3)の事項ア，イ又はウのうち一つ以上を選択して扱うことができることを内容の取扱いに示した。生徒の興味・関心や学習状況等に
35 応じて，指導内容の焦点を絞るなどして，各学校の創意工夫を生かした創作の指導を行うことが重要である。

また，生徒が表現したい音楽のイメージをもち，主体的，積極的に音を音楽へと構成していくことが求められる。そのためには，即興的に音を出して，その音の質感を感じ取り，表現したい音楽のイメージを膨らませながら音の組合せを工夫しその積み重ねや発展の結果として，音楽が形づくられていく過程が極めて重要となる。

40 指導に当たっては，創作に関する理論や技法の学習を先行させ過ぎたり，曲を完成させることのみをねらいにしたりすることなく，創作する楽しさや喜びを味わうことができるように配慮することが大切である。その上で，生徒が自由に音を出しながら音のつながり方などを試す中で，音楽を形づくっている要素の働きに気付き，それらが生み出す雰囲気などを感じ取り，創作する意欲が一層高まっていくように工夫する必要がある。

45 なお，記譜の指導に関しては，五線譜だけではなく，文字，絵，図，記号など，その音楽にふさわしい方法を用いるようにすることが大切である。また，コンピュータや録音機器などを活用した記録方法も考えられる。

ア 音階を選んで旋律をつくり，その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて，イメージをもって音楽をつくること。

5 この事項は，音階を選んで旋律をつくり，その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて，イメージをもって音楽をつくる能力を育てることをねらいとしている。

従前は「いろいろな音階による旋律の創作」と「旋律に対する和音の工夫」をそれぞれ別の事項として示していたが，今回の改訂で，指導内容を明確にするため「音階を選んで旋律をつくり，その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて」とするとともに，「イメージをもって音楽をつくること」とした。

我が国や諸外国の音楽には，様々な音階が存在し，それぞれが独特の特徴をもっている。「音階を選んで旋律をつくり」とは，幾つかの種類音階について，それぞれの音階が醸し出す雰囲気の違いなどを感じ取って音階を選び，その音階を基にして旋律を創作することである。

「その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて」とは，つくった旋律に合わせて，更に別の旋律を加えたり，いわゆる機能と声における和音のみならず，曲種に応じた音の組合せ方を考えて音を重ねたりすることである。旋律は同じであっても，副次的な旋律や和音などを工夫することによって，様々な表情が生み出される。

「イメージをもって」と示したのは，音階の構成音に基づいて音を並べていくような機械的な活動に終わることなく，表現したい音楽のイメージを膨らませながら，思いや意図をもってつくることを重視したからである。なお，詩などに旋律を付ける場合は，詩の意味内容を踏まえつつ，言葉の抑揚，アクセント，リズムなどを生かす工夫も大切である。

例えば，調弦の異なる複数の箏の中から，表現したい音楽のイメージを膨らませながら，それに合うものを選んで簡単な旋律をつくり，さらに，箏の特徴を生かして，その旋律に別の旋律を重ねていくことが考えられる。

25 指導に当たっては，音階の特徴に興味をもち，音のつながり方やフレーズのまとまり，音の重なり方によって生み出される表情の多様さなどに生徒自らが気付きながら，意欲をもって取り組むことができるようにすることが大切である。さらに，和音の学習においては，コード・ネームの効果的な活用を図ることも考えられる。

イ 音素材の特徴を生かし，反復，変化，対照などの構成を工夫して，イメージをもって音楽をつくること。

30 この事項は，音素材の特徴を生かし，反復，変化，対照などの構成を工夫して，イメージをもって音楽をつくる能力を育てることをねらいとしている。

従前は「音楽の組み立て方の把握」と「いろいろな音素材を生かした即興的表現」をそれぞれ別の事項として示していたが，今回の改訂で，指導内容を明確にするため「音素材の特徴を生かし，反復，変化，対照などの構成を工夫して」とするとともに，「イメージをもって音楽をつくること」とした。

40 「音素材の特徴を生かす」ためには，音楽の素材としての音そのものの質感をとらえることが重要となる。音素材には，声や楽器の音のほか，自然界や日常生活の中で聴くことのできる様々な音があげられる。例えば，人の声に関しては，様々な発声の方法や歌詞を伴わない表現方法による多様な音，楽器に関しては，標準的な奏法のみでなく様々な奏法の工夫による多様な音を音素材として創作することが考えられる。さらに，風，雨，川のせせらぎ，小鳥の声，虫の音，機械の動く音など，生活や社会の中に存在する自然音や環境音を音素材として創作することも考えられる。

45 「反復，変化，対照」とは，音を音楽へと構成するための原理である。幾つかの音による短いまとまりを反復，変化させたり，対照してとらえたりしながら，音楽として全体的にまとまりのある形を生み出していく過程をたどることが重要である。

「イメージをもって」と示したのは、音素材の特徴を生かしたり、構成原理を工夫したりして、表現したい音楽のイメージを膨らませながら、思いや意図をもってつくることを重視したからである。

例えば、人の声を音素材とした創作において、グループで擬態語のもつ音韻のおもしろさを生かしたりリズムカルなアンサンブルを即興につくり、それに続く部分についてイメージを膨らませながら、反復、変化、対照を工夫し、全体的にまとまりのある音楽をつくっていくことが考えられる。

指導に当たっては、曲を完成させることのみを目指すのではなく、音楽としての全体的な統一感を大切にしながらも、音素材や構成原理の働きが音楽の表現にもたらす効果などについて、生徒自らが気付いていくようにすることが大切である。

10

ウ 音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、イメージをもって変奏や編曲をすること。

この事項は、音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、イメージをもって変奏や編曲をする能力を育てることをねらいとしている。

従前は、「音楽」の指導事項の一つとして「編曲に関する基礎的知識の理解」を示していたが、今回の改訂で、「音楽」から「変奏や編曲をすること」を新たに示し、指導内容を明確にするため「音楽を形づくっている要素の働きを変化させ」とするとともに、「イメージをもって変奏や編曲をすること」とした。

「音楽を形づくっている要素の働きを変化させ」とは、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などのうち、一つ又は複数の要素の働きを意図的に変えることである。要素の働きを変えることによって生み出される音楽の表情や雰囲気などを感じ取りながら、初歩的な変奏や編曲を行うことが大切である。

「変奏」とは、ある楽曲の主題などを基にして、それに変化をもたせながら創作していくことと言える。変化をもたせる例として、拍子を変える、旋律に装飾的な音を加える、長調の旋律を短調に変えるなど様々な手法が考えられる。

「編曲」とは、ある楽曲について、表現の目的や演奏形態などの条件に応じて、音楽を新たに組み直していくことと言える。新たに組み直していく例として、ある独唱曲を声楽や器楽のアンサンブルで演奏するために、用いる声や楽器の編成に合うように編曲することなどが考えられる。

「イメージをもって」と示したのは、表現したい音楽のイメージを膨らませながら、思いや意図をもって変奏や編曲をすることを重視したからである。このような活動を通して、音楽を形づくっている要素の一部を変化させることで、音楽全体の表情や雰囲気が変わることを生徒が実感することは、創作の学習の一つとして意義あることである。

例えば、生徒同士が音楽の特徴を共通に理解しやすい楽曲を用いて、それを基にした変奏や編曲を試みることによって、音楽を形づくっている要素の働きと音楽の表情の変化とのかかわりを、主体的にとらえていくようにすることが考えられる。

指導に当たっては、創作の過程で、生徒が実際に音を出しながら変奏や編曲の効果を感じ取ることを重視するとともに、音色や音域など、用いる声や楽器の特性に合った音楽の創作に、意欲をもって取り組むことができるようにすることが大切である。

40

エ 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して音楽をつくること。

この事項は、音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して音楽をつくる能力を育てることをねらいとしており、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれに共通に位置付けた。

「音楽を形づくっている要素」とは、中学校音楽科で示しているように、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などを指す。また、「知覚」とは、聴覚を中心とした感覚

器官を通して音や音楽を判別し、意識することであり、「感受」とは、音や音楽の特質や雰囲気などを感じ、受け入れることである。

今回の改訂で、すべての音楽活動を支える基盤として「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受」することを示した。このため、ア、イ、ウの各事項の指導に当たっては、本事項と関連付けて指導することが重要である。

例えば、表現したい旋律の基となる音階を選ぶ場合、構成音の異なる幾つかの音階について、実際に音を出しながらそれぞれの違いを知覚し、音階の構成音によって独特の雰囲気が生み出されていることを感受することによって、音階の特徴を生かした旋律を創作することが考えられる。

指導に当たっては、学習の対象となる要素を知覚し感受しやすい創作の素材や課題を設定するとともに、その要素を手掛かりにすることによって、創作活動の楽しさや喜びに気付くことのできる適切な学習場面を設けたり学習カードを活用したりするなどの指導方法を工夫する必要がある。

B 鑑賞

鑑賞に関して、次の事項を指導する。

ア 声や楽器の音色の特徴と表現上の効果とのかかわりを感じ取って鑑賞すること。

イ 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して鑑賞すること。

ウ 楽曲の文化的・歴史的背景や、作曲者及び演奏者による表現の特徴を理解して鑑賞すること。

エ 我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴を理解して鑑賞すること。

ここでは、「音楽」における鑑賞に関する指導事項を示している。

鑑賞の特徴は、我が国や諸外国の様々な音楽を聴き、それぞれの音楽がもつよさや美しさなどを味わうことにある。このような鑑賞の特徴を生かして、音楽体験を豊かにし、鑑賞しようとする意欲を育てるとともに、創造的な鑑賞の能力を伸ばすことをねらいとしている。

今回の改訂では、各事項の文末を「鑑賞すること」と示し、鑑賞という音楽活動を通して学習することを明確にした。その上で、事項アは、声や楽器の音色の特徴、イは音楽を形づくっている要素、ウは文化的・歴史的背景、作曲者及び演奏者による表現の特徴、エは我が国や郷土の伝統音楽の種類と特徴に関する内容について示した。

なお、事項エに示した我が国や郷土の伝統音楽は、ア、イ、ウにおいても重要な教材となるものである。また、従前に示していた「世界の諸民族の音楽の種類と特徴」については、鑑賞の学習全体を通じて、我が国や諸外国の様々な音楽を教材として取り上げる中で扱うようにすることとした。

指導に当たっては、事項ア、ウ、エをイと関連付けて指導し、ねらいや手立てを明確にして鑑賞の学習の充実を図るように留意する。

ア 声や楽器の音色の特徴と表現上の効果とのかかわりを感じ取って鑑賞すること。

この事項は、声や楽器の音色の特徴と表現上の効果とのかかわりを感じ取って鑑賞する能力を育てることをねらいとしている。

従前は「声や楽器の特性と表現上の効果」としていたが、今回の改訂で、指導内容を明確にするため「声や楽器の音色の特徴と表現上の効果とのかかわりを感じ取って」とするとともに、「鑑賞すること」とした。

「声や楽器の音色」には、曲種に応じた特徴、あるいは民族、地域、時代などに応じた特徴がある。その特徴は、声の音色については、発音法、発声法、歌唱法などによって、楽器の音色については、楽器の材質、形状、発音原理、奏法などによってもたらされる。

「声や楽器の音色の特徴と表現上の効果とのかかわりを感じ取る」ことは、音楽の素材としての音そのものの質感をとらえることであり、音楽のよさや美しさなどを味わうための根幹をなすものと言える。

例えば、独奏曲や室内楽曲と関連させながら管弦楽曲を鑑賞することによって、個々の楽器の特性及びそれらのアンサンブルによる効果が、管弦楽曲の多様な響きを生み出していることを感じ取り、より深く味わうことが考えられる。

指導に当たっては、適切な教材を準備して、個々の音色やそれらの組合せによる響きの特徴と楽曲のよさや美しさなどとの結び付きについて、生徒自ら意識して感じ取り、鑑賞を深めていくことができるようにすることが大切である。

イ 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して鑑賞すること。

10 この事項は、音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して鑑賞する能力を育てることをねらいとしており、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれに共通に位置付けた。

「音楽を形づくっている要素」とは、中学校音楽科で示しているように、音色、リズム、速度、15 旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成などを指す。また、「知覚」とは、聴覚を中心とした感覚器官を通して音や音楽を判別し、意識することであり、「感受」とは、音や音楽の特質や雰囲気などを感じ、受け入れることである。

今回の改訂で、すべての音楽活動を支える基盤として「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受」することを示した。このため、ア、ウ、エの各事項の指導に当たっては、本事項20 と関連付けて指導することが重要である。

例えば、多くの音楽は、反復、変化、対照などの構成原理で形づくられており、これらによって様々な形式が生まれる。そこで、反復、変化、対照などの構成原理を知覚し、それらが生み出す雰囲気や構成美などを感受することによって、楽曲全体の構成をとらえて鑑賞をすることが考えられる。また、我が国や諸外国の音楽には、様々な音階が存在し、それぞれが独特の特徴をもっている。25 そこで、旋律の基になっている音階を手掛かりにして共通点や相違点を知覚し、それぞれの音階が生み出す特質や雰囲気などを感受することによって、旋律の特徴をとらえて鑑賞をすることも考えられる。

指導に当たっては、様々な要素が関連し合っって音楽が形づくられていることに十分留意しつつ、どの要素を学習の対象にするのかを明らかにすることが大切である。また、学習の対象となる要素30 を知覚し感受しやすい教材をはじめ関連する楽曲や比較のための楽曲を教材として準備するとともに、適切な学習場面を設けたり学習カードを活用したりするなどの指導方法を工夫する必要がある。

ウ 楽曲の文化的・歴史的背景や、作曲者及び演奏者による表現の特徴を理解して鑑賞すること。

35 この事項は、楽曲の文化的・歴史的背景や、作曲者及び演奏者による表現の特徴を理解して鑑賞する能力を育てることをねらいとしている。

従前は「楽曲の歴史的背景」としていたが、今回の改訂で、様々な音楽は、過去から現在に至るまでの間、国、地域、風土、人々の生活、文化や伝統などの影響を受け、生み出され、はぐくまれてきていることから「楽曲の文化的・歴史的背景」とした。また、音楽を鑑賞するに当たり、作曲者及び演奏者による表現の特徴をとらえることも重要であることから「作曲者及び演奏者による表現の特徴」を新たに示した。このように、指導内容を明確にするため「楽曲の文化的・歴史的背景や、作曲者及び演奏者による表現の特徴を理解して」とするとともに、「鑑賞すること」とした。

例えば、ある楽曲について、作曲者の生きた時代や地域、人間像や芸術家像、作曲者の諸作品と45 その中におけるその楽曲の位置、作曲者固有の音楽の様式などを、また、演奏者の解釈や個性などによって様々な音楽表現が生み出されることなどを理解して鑑賞することが考えられる。

指導に当たっては、文化的・歴史的背景や、作曲者及び演奏者による表現の特徴について、それらを知識として理解することにとどまるのではなく、楽曲のよさや美しさなどを味わって鑑賞する

ことにつながっていくようにすることが大切である。

エ 我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴を理解して鑑賞すること。

5

この事項は、我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴を理解して鑑賞する能力を育てることをねらいとしている。

従前は、郷土の伝統音楽も含めて「我が国の伝統音楽」としていたが、今回の改訂で、郷土に伝承されてきた音楽も我が国の音楽文化を支える重要な伝統的基盤の一つであることから「我が国や郷土の伝統音楽」と示し、指導内容を明確にするため「我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴を理解して」とするとともに、「鑑賞すること」とした。

例えば、「我が国や郷土の伝統音楽の種類」として、雅楽、声明、能楽、琵琶楽、歌舞伎音楽、箏曲、三味線音楽、尺八音楽などや、我が国の各地域に伝承されている民謡や民俗芸能における音楽などを、また、「特徴」として、音楽を形づくっている要素による特徴、各音楽に固有の発声法・歌唱法、楽器及びその奏法、記譜法、唱歌や調弦法、舞踊や演劇など他の分野とのかかわり方などを取り上げて理解し、それぞれのよさや美しさなどを味わって鑑賞することが考えられる。

指導に当たっては、我が国や郷土の伝統音楽がそれぞれ固有の特徴をもち、演奏される場の状況、さらには、我が国の自然や風土、そこではくくまれた美意識などに根ざしていることを理解できるよう留意する必要がある。また、種類や特徴を網羅的に扱うのではなく、地域や学校の実態等を十分に考慮して教材を準備し、我が国や郷土の伝統音楽の特徴を感じ取り、理解するとともに、その理解が創造的な鑑賞に結び付くようにすることが大切である。

4 内容の取扱い

25

(1) 内容のA及びBの指導に当たっては、中学校音楽科との関連を十分に考慮し、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、A及びB相互の関連を図るものとする。

「音楽」は、中学校との接続の観点から、中学校音楽科の指導内容との関連を十分に考慮するとともに、芸術科音楽の基礎となる科目であるため、指導計画の作成に当たっては、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれ特定の活動のみに偏ることのないように留意する必要がある。

また、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導事項を有機的に関連付けて指導できるように題材の設定を工夫することや、年間指導計画において、各題材のねらいや内容を踏まえ、題材同士との接続性や関連性を十分考慮して題材の配列を工夫することなどによって、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図ることが大切である。

40

(2) 生徒の特性等を考慮し、内容のAの(3)のア、イ又はウのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

この内容の取扱いについては、内容のAの(3)の解説に示している。

(3) 内容のAの指導に当たっては、生徒の特性等を考慮し、視唱と視奏及び読譜と記譜の指導を含めるものとする。

5 今回の改訂で、「A表現」の指導に当たっては、生徒の特性等を考慮し、視唱と視奏及び読譜と記譜の指導を含めるものとした。

「視唱」、「視奏」とは、楽譜を見て、音高、音程、リズム、フレーズなどを把握して、歌ったり演奏したりすることを意味し、従前は、内容A(1)のイに「視唱力の伸長」、同(2)のイに「視奏力の伸長」と示していた。また、「読譜」とは、楽譜に記された内容を理解すること、「記譜」とは、音楽を楽譜で表すことを意味している。

10 中学校音楽科の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2の(4)では、「読譜の指導については、小学校における学習を踏まえ、 $\frac{1}{2}$ の調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、 $\frac{1}{2}$ 程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること」と示している。それを踏まえ、「音楽」においては、生徒の特性等を考慮し、視唱と視奏及び読譜と記譜の指導

15 を適切に行うことが必要である。

指導に当たっては、音楽を豊かに表現するための基礎的な能力をはぐくむためにこれらを扱うこととしており、表現の各活動を通して、生徒が楽譜に関する知識や技能を身に付けることができるようにすることが大切である。その際、扱う曲種に即して、その音楽で用いられている楽譜を取り上げることも考えられる。

20

(4) 内容のAの指導に当たっては、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにする。また、内容のBの工との関連を図るよう配慮するものとする。

25 従前は「内容のAの(1)のア及び(2)のアについては、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにする」と示し、従前の指導事項である「曲種に応じた発声の工夫」及び「いろいろな楽器の体験と奏法の工夫」の指導において我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を扱うこととしていた。今回の改訂では、「内容のAの指導に当たっては、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにする」と示し、「A表現」の指導の中で我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を扱うこととした。

30 また、その際は、「内容のBの工との関連を図るよう配慮するものとする」と示し、「B鑑賞」の「工 我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴を理解して鑑賞すること」との関連を図ることによって、我が国や郷土の伝統音楽の学習を一層充実することとした。

なお、中学校音楽科においては、歌唱教材には「民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態等を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」を含めることとして

35 いる。また、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の(2)では「和楽器の指導については、3学年間を通じて1種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること」、(3)では「我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること」と示している。

指導に当たっては、中学校音楽科との関連を考慮し、我が国の伝統的な歌唱においては、発声の

40 仕方や声の音色、節回しの特徴などを、和楽器においては、音色や響き、奏法の特徴、表現力の豊かさや繊細さなどを、それぞれ感じ取り、それらを生かした表現を追求する活動を通して、自己の音楽経験を広げながら、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を深めていくことができるようにすることが大切である。

(5) 内容のAの(3)の指導に当たっては、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成することを重視するとともに、作品を記録する方法を工夫させるものとする。

5

この内容の取扱いについては、内容のAの(3)の解説に示している。

(6) 内容のBの指導に当たっては、楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。

10

今回の改訂で、「B鑑賞」の指導に当たっては、楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにすることとした。

鑑賞は、音楽を聴いてそれを享受するという意味から受動的な行為ととらえられることがある。しかし、鑑賞の学習は、音楽によって喚起されたイメージや感情などを、自分なりに言葉で言い表したり書き表したりする主体的・能動的な活動によって成立する。

音楽のよさや美しさなどについて、言葉で表現し他者に伝えることが芸術科音楽における批評である。根拠をもって批評することは創造的な行為であり、それは、漠然と感想を述べたり単なる感想文を書いたりすることとは異なる活動である。批評する活動を取り入れることは、結果として、音楽のよさや美しさなどの味わいを深め、鑑賞の学習が充実することになる。

指導に当たっては、音楽を形づくっている要素や構造などを客観的な理由としてあげながら、それらと曲想とのかかわりや、楽曲や演奏に対する自分なりの評価などを表すことができるようにすることが重要である。その際、音楽によって喚起されたイメージや感情について、根拠をもって述べるように、音楽を形づくっている要素を知覚することと、それらの働きを感受することとを関連付ける学習が重要となってくる。そして、関連付ける学習を通して、自分にとっての楽曲や演奏の価値を表すことができるように指導方法を工夫する必要がある。また、他の教科における学習なども含めてこれまでに身に付けてきた諸能力や、生活の中で経験してきたことなどを、批評の中に生かしていくことも大切である。

さらに、自分の批評が他者に理解されるためには、音楽に関する言葉を適切に用いて伝えることができるようにすることが求められる。また、生徒同士でそれぞれの批評を論じ合うことも、楽曲や演奏をより深く、かつ、多面的にとらえて鑑賞をすることに発展していく。

このような指導を通して生徒の鑑賞の能力を高めることは、音楽に対する自分なりの価値を見だし、音楽文化に対する理解を深めることとなり、ひいては、音楽文化を尊重することへとつながっていくことになる。

35

(7) 内容のA及びBの教材については、地域や学校の実態等を考慮し、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽から幅広く扱うようにする。また、Bの教材については、アジア地域の諸民族の音楽を含めて扱うようにする。

40

「A表現」及び「B鑑賞」の教材については、地域や学校の実態等を考慮して、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽の中から幅広く扱うようにすることとしている。また、鑑賞の教材については、従前と同様に、我が国と歴史的・地理的に関係の深いアジア地域の諸民族の音楽を含めて扱うようにすることとしている。

国際化、情報化が進んだ現代社会にあって、我が国及び諸外国の様々な音楽に関する学習を通して、それぞれの文化を理解し尊重する態度を育成することが求められている。

「我が国及び諸外国の様々な音楽」とは、我が国及び諸外国の芸術音楽、民俗音楽、ポピュラー音楽などを意味し、これらの音楽は、過去から現在に至るまでの間、国、地域、風土、人々の生活、

文化や伝統などの影響を受け、生み出され、はぐくまれてきており、それぞれが固有の価値をもっている。様々な音楽を幅広く扱うことは、生徒が音楽の多様性を理解し、音楽的視野を広げ、音楽文化についての理解を深めていくことになる。

5 芸術科音楽の指導においては、指導のねらいを実現するために、特定の地域や時代に偏ることなく、地域や学校の実態や生徒の特性、興味・関心等を考慮し、幅広い教材の中から適切に教材を選択することが重要である。

10 なお、従前は、内容Bのウ「我が国の伝統音楽の種類と特徴」において、「主として^{そう}箏曲、三味線音楽（歌い物）、尺八音楽などを扱うようにする」と示していたが、今回の改訂で、各学校の創意工夫によって、我が国や郷土の伝統音楽を幅広く扱うことができるようにするため、具体的な音楽の種類等を示さないこととした。また、郷土の伝統音楽について、地域によって適切な教材が見当たらない場合には、従前と同様に、より広い範囲から教材を選択することも考えられる。

15 (8) 音や音楽と生活や社会とのかかわりを考えさせ、音環境への関心を高めるよう配慮するものとする。また、音楽に関する知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。

音楽の学習を通して、音や音楽が生活や社会に与える影響などを考え、よりよい音環境を希求する意識を高めることは意味のあることである。

20 指導に当たっては、生活や社会の中にある様々な音や音楽に耳を傾けることによって、例えば、心地よさや不快な感じ、静寂や騒々しさなど、その音や音楽が醸し出す質感を感じ取ったり味わったりして、人間にとっての音や音楽の存在意義などを考え、音環境への関心が高まるよう配慮することが大切である。

25 「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かをつくりだした人に対して付与される他人に無断で利用されない権利である。この中の一つに著作権があり、著作権には、著作物を保護する著作者の権利、実演等を保護する著作隣接権がある。

30 著作権、著作隣接権については、著作権の内容のほか、著作権者等の了解なしに利用できる幾つかの条件が定められているので、これらについては一層正しく理解される必要がある。また、インターネットを通じて配信されている音楽についても、著作権が存在するという点についての認識が十分でない現状も見られるので留意する必要がある。

指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの楽曲について、それらを創作した著作者や実演家等がいることや、その人たちの作品であることを生徒が意識できるようにし、このような意識を高めることによって、日常生活の中にある音楽や将来かかわっていく音楽についても、同様に意識できるようにしていくことが大切である。

第2節 音楽

1 性格

5 「音楽」は、「音楽Ⅰ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「音楽」は、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、個性豊かな表現の能力と主体的な鑑賞の能力を伸ばすことなどをねらいとしている。

そこで、「音楽」では、「音楽Ⅰ」の学習経験を基盤として、個性豊かな表現の能力と主体的な鑑賞の能力を伸ばすため、「A表現」については、「(1)歌唱」、「(2)器楽」又は「(3)創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができること、「B鑑賞」については、我が国や郷土の伝統音楽を含む多様な音楽文化についての理解を深めていく観点から、適切かつ十分な授業時数を配当することとしている。

15 2 目標

「音楽」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「音楽Ⅰ」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

20 音楽の諸活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現の能力と主体的な鑑賞の能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深める。

「音楽」と同様、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって音楽への永続的な愛好心をはぐくんでいくことを重視し、「音楽を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」を加えている。

「音楽Ⅰ」での幅広い活動を踏まえ、「音楽」では、「音楽の諸活動を通して」と示し、「A表現」について、「(1)歌唱」、「(2)器楽」又は「(3)創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができるようにしている。

「感性を高め」の趣旨については「音楽」と同様であるが、感性は様々な環境の影響を受けながらもはぐくまれ、生徒一人一人の個性が多様になることから、特に「音楽」では、個に応じた学習を充実し、感性的な認識を一層深めていくことが求められる。

「個性豊かな表現の能力」を伸ばすためには、生徒自らが感性を働かせて思考・判断し、技能を高め、音楽を表現する場を設けることが重要となる。また、「主体的な鑑賞の能力」を伸ばすためには、生徒自らが主体的に音楽にかかわる鑑賞の学習を展開し、根拠をもって自分なりに批評する場を設けることが重要となる。

「音楽文化についての理解を深める」ことを、今回の改訂では目標文の最後に置いた。これは、表現と鑑賞の能力を伸ばすことが音楽文化の理解につながっていくことを重視したからである。文化的・歴史的背景などの広い視野をもって音楽に目を向けて、個性的、主体的な活動を充実し、音楽文化の理解を一層深めていく必要がある。

3 内容

A 表現

40 表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 歌唱

ア 曲想を歌詞の内容や楽曲の背景とかかわらせて理解し、イメージをもって歌うこと。

- イ 曲種に応じた発声の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して歌うこと。
- ウ 様々な表現形態による歌唱の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して歌うこと。
- 5 エ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して歌うこと。

ここでは、「音楽」における歌唱に関する指導事項を示している。

「音楽」では、「音楽」の学習の上に立ち、個性豊かな表現の能力を伸ばすことをねらいとしている。

- 10 今回の改訂では、「音楽」と同様に各事項の文末を「歌うこと」と示すとともに、「音楽」の歌唱に関する各事項を基にして、それぞれ質的に深まりをもたせて内容を示した。

指導に当たっては、事項ア、イ、ウをエと関連付けて指導し、ねらいや手立てを明確にして歌唱の学習の充実を図るように留意する。

- 15 ア 曲想を歌詞の内容や楽曲の背景とかかわらせて理解し、イメージをもって歌うこと。

この事項は、曲想を歌詞の内容や楽曲の背景とかかわらせて理解し、イメージをもって歌う能力を伸ばすことをねらいとしている。

- 20 従前は「歌詞及び曲想の理解と個性豊かな表現」としていたが、今回の改訂で、指導内容を明確にするため「曲想を歌詞の内容や楽曲の背景とかかわらせて理解し」とするとともに、「イメージをもって歌うこと」とした。

- 「音楽」は「かかわらせて感じ取り」としているが、「音楽」は「かかわらせて理解し」とし、曲想をより深くとらえていくことを求めている。そのためには、「音楽」と同様に「音楽」
- 25 においても、感じ取る経験を豊かに積み重ねていく必要があり、その上で、理解へと深化させることが重要である。

例えば、感じ取ったことを基にして、作詞者や作曲者の意図を考えながら解釈し、それを他者と伝え合うことによって、楽曲固有の表情や味わいに対する理解を深めていくことが考えられる。

- 30 なお、「曲想」、「歌詞の内容」、「楽曲の背景」、「イメージをもって」については「音楽」の解説と同じである。

指導に当たっては、歌詞の意味や楽曲の背景を知識として理解することにとどまるのではなく、適切な教材を準備するとともに、考える場面を取り入れて、曲想と歌詞の内容や楽曲の背景とのかかわりを感じ取り、理解し、それを生かした表現を追求できるようにすることが大切である。また、「B鑑賞」の指導事項ウと関連付けて扱うことも考えられる。

- 35 イ 曲種に応じた発声の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して歌うこと。

- 40 この事項は、曲種に応じた発声の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して歌う能力を伸ばすことをねらいとしている。

従前は「声域の拡張と曲種に応じた豊かな発声」としていたが、今回の改訂で、指導内容を明確にするため「曲種に応じた発声の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し」とするとともに、「表現を工夫して歌うこと」とした。

- 「音楽」は「発声の特徴を生かし」としているが、「音楽」は「発声の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し」とし、発声の特徴を、表現上の効果とかかわらせることによってより深くとらえることを求めている。そのためには、「音楽」と同様に「音楽」においても、曲種に応じた発声の特徴を感じ取る経験を豊かに積み重ねていく必要があり、その上で、理解へと深化させ
- 45

ることが重要である。

例えば、オペラのアリアを歌唱教材として扱う場合、歌ったり聴いたりする活動を通して、声の特徴を感じ取りながら、歌唱法とそのアリアが歌われる場面の表情とのかかわりを考え、発声の特徴を理解することが考えられる。その上で、ふさわしい発声を意識しながら表現を工夫するとともに、その表現を支える技能を育てることが重要となる。

指導に当たっては、曲種ごとに、それぞれふさわしい発声の仕方があることに興味・関心をもてるようにするため、異なる曲種を教材として準備し、発声の共通点や相違点を比較することによって、声と音楽表現とのかかわりを主体的に感じ取り、理解できるようにすることが大切である。

10 **ウ 様々な表現形態による歌唱の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して歌うこと。**

この事項は、様々な表現形態による歌唱の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して歌う能力を伸ばすことをねらいとしている。

従前は「重唱・合唱における豊かな表現」としていたが、今回の改訂で、独唱を含めることができるようにし、指導内容を明確にするため「様々な表現形態による歌唱の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し」とするとともに、「表現を工夫して歌うこと」とした。

「音楽」は「表現形態による歌唱の特徴を生かし」としているが、「音楽」は「表現形態による歌唱の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し」とし、表現形態による歌唱の特徴を、表現上の効果とかかわらせることによってより深くとらえることを求めている。そのためには、「音楽」と同様に「音楽」においても、様々な表現形態による歌唱の特徴を感じ取る経験を豊かに積み重ねていく必要があり、その上で、理解へと深化させることが重要である。

例えば、ある一つの歌曲について、独唱、小アンサンブル、クラス全体の合唱による表現を試みて、それぞれの持ち味を感じ取り、表現上の効果の違いに着目して話し合うなどして、表現形態による歌唱の特徴を理解することが考えられる。その上で、それぞれの持ち味を生かした表現を工夫するとともに、その表現を支える技能を育てることが重要となる。

指導に当たっては、個々の生徒の特性やグループの規模・形態等に合った教材を準備し、独唱、小アンサンブル、合唱などが、それぞれに魅力をもち、歌う喜びや楽しさを味わうことができるようにすることが大切である。

エ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して歌うこと。

35 この事項は、音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して歌う能力を伸ばすことをねらいとしており、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれに共通に位置付けた。

従前の「視唱力の充実」にも音楽を形づくっている要素に関する学習が含まれていたが、今回の改訂で、すべての音楽活動を支える基盤として「音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解」することを示した。このため、ア、イ、ウの各事項の指導に当たっては、本事項と関連付けて指導することが重要である。

「音楽」は「要素を知覚し、それらの働きを感受して」としているが、「音楽」は「要素とそれらの働きを理解して」とし、音楽を形づくっている要素をより深くとらえていくことを求めている。そのためには、「音楽」と同様に「音楽」においても、音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受する経験を豊かに積み重ねていく必要があり、その上で、理解へと深化させることが重要である。

なお、「音楽を形づくっている要素」については「音楽」の解説と同じである。

例えば、民謡、長唄、義太夫節などの我が国の伝統的な歌唱における旋律について、節回しやコ

ブシ、^{うみじ}産字などを知覚・感受し、理解することによって、それらの特徴を生かした歌唱の表現につなげることが考えられる。

指導に当たっては、様々な要素が関連し合っ^て音楽が形づくられていることに十分留意しつつ、どの要素を学習の対象にするのかを明らかにすることが大切である。また、学習の対象となる要素
5 を知覚・感受し、理解しやすい教材を準備するとともに、適切な学習場面を設けたり学習カードを活用したりするなどの指導方法を工夫する必要がある。

(2) 器楽

- 10 ア 曲想を楽曲の背景とかかわらせて理解し、イメージをもって演奏すること。
イ 楽器の音色や奏法の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して演奏すること。
ウ 様々な表現形態による器楽の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して演奏すること。
15 エ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して演奏すること。

ここでは、「音楽」における器楽に関する指導事項を示している。

「音楽」では、「音楽」の学習の上に立ち、個性豊かな表現の能力を伸ばすことをねらいとしている。

20 今回の改訂では、「音楽」と同様に各事項の文末を「演奏すること」と示すとともに、「音楽」の器楽に関する各事項を基にして、それぞれ質的に深まりをもたせて内容を示した。

指導に当たっては、事項ア、イ、ウをエと関連付けて指導し、ねらいや手立てを明確にして器楽の学習の充実を図るように留意する。

- 25 ア 曲想を楽曲の背景とかかわらせて理解し、イメージをもって演奏すること。

この事項は、曲想を楽曲の背景とかかわらせて理解し、イメージをもって演奏する能力を伸ばすことをねらいとしている。

30 従前は「曲の構成及び曲想の把握と個性豊かな表現」としていたが、今回の改訂で、指導内容を明確にするため「曲想を楽曲の背景とかかわらせて理解し」とするとともに、「イメージをもって演奏すること」とした。

「音楽」は「かかわらせて感じ取り」としているが、「音楽」は「かかわらせて理解し」とし、曲想をより深くとらえていくことを求めている。そのためには、「音楽」と同様に「音楽」
35 においても、感じ取る経験を豊かに積み重ねていく必要があり、その上で、理解へと深化させることが重要である。

例えば、感じ取ったことを基にして、作曲者の意図を考えながら解釈し、それを他者と伝え合うことによって、楽曲固有の表情や味わいに対する理解を深めていくことが考えられる。

なお、「曲想」、「楽曲の背景」、「イメージをもって」については「音楽」の解説と同じである。

40 指導に当たっては、楽曲の背景を知識として理解することにとどまるのではなく、適切な教材を準備するとともに、考える場面を取り入れて、曲想と楽曲の背景とのかかわりを感じ取り、理解し、それを生かした表現を追求できるようにすることが大切である。また、「B鑑賞」の指導事項ウと関連付けて扱うことも考えられる。

イ 楽器の音色や奏法の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して演奏すること。

5 この事項は、楽器の音色や奏法の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して演奏する能力を伸ばすことをねらいとしている。

従前は「楽器に応じた奏法の習熟」としていたが、今回の改訂で、指導内容を明確にするため「楽器の音色や奏法の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し」とするとともに、「表現を工夫して演奏すること」とした。

10 「音楽」は「音色や奏法の特徴を生かし」としているが、「音楽」は「音色や奏法の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し」とし、音色や奏法の特徴を、表現上の効果とかかわらせることによってより深くとらえることを求めている。そのためには、「音楽」と同様に「音楽」においても、楽器の音色や奏法の特徴を感じ取る経験を豊かに積み重ねていく必要があり、その上で、理解へと深化させることが重要である。

15 例えば、箏を演奏する場合、箏固有の音色が醸し出す雰囲気などを味わいながら、押し手で、引き色などの左手の奏法や、スクイ爪や合せ爪などの右手の奏法によって、多様な音の響きや表情が生まれ出されることを感じ取り、理解することが考えられる。その上で、箏の音色や奏法の特徴を意識しながら表現を工夫するとともに、その表現を支える技能を育てることが重要となる。

20 指導に当たっては、技能面の活動のみに偏ることのないように十分留意し、楽器を演奏することの喜びや楽しさを味わいながら、その楽器の音の質感を生かした表現を追求したり様々な奏法を試したりできるようにすることが大切である。

ウ 様々な表現形態による器楽の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して演奏すること。

25

この事項は、様々な表現形態による器楽の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し、表現を工夫して演奏する能力を伸ばすことをねらいとしている。

従前は「重奏・合奏における豊かな表現」としていたが、今回の改訂で、独奏を含めることができるようにし、指導内容を明確にするため「様々な表現形態による器楽の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し」とするとともに、「表現を工夫して演奏すること」とした。

30 「音楽」は「表現形態による器楽の特徴を生かし」としているが、「音楽」は「表現形態による器楽の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解し」とし、表現形態による器楽の特徴を、表現上の効果とかかわらせることによってより深くとらえることを求めている。そのためには、「音楽」と同様に「音楽」においても、様々な表現形態による器楽の特徴を感じ取る経験を豊かに積み重ねていく必要があり、その上で、理解へと深化させることが重要である。

35 例えば、ある一つの器楽曲について、独奏、小アンサンブル、クラス全体の合奏による表現を試みて、それぞれの持ち味を感じ取り、表現上の効果の違いに着目して話し合うなどして、表現形態による器楽の特徴を理解することが考えられる。その上で、それぞれの持ち味を生かした表現を工夫するとともに、その表現を支える技能を育てることが重要となる。

40 指導に当たっては、地域や学校の実態、個々の生徒の特性やグループの規模・形態等に合った楽器や教材を準備し、独奏、小アンサンブル、合奏などが、それぞれに魅力をもち、楽器を演奏する喜びや楽しさを味わうことができるようにすることが大切である。

45

エ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して演奏すること。

この事項は、音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して演奏する能力を伸ばすことを

ねらいとしており、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれに共通に位置付けた。

従前の「視奏力の充実」にも音楽を形づくっている要素に関する学習が含まれていたが、今回の改訂で、すべての音楽活動を支える基盤として「音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解」
5 することを示した。このため、ア、イ、ウの各事項の指導に当たっては、本事項と関連付けて指導することが重要である。

「音楽」は「要素を知覚し、それらの働きを感受して」としているが、「音楽」は「要素とそれらの働きを理解して」とし、音楽を形づくっている要素をより深くとらえていくことを求めている。そのためには、「音楽」と同様に「音楽」においても、音楽を形づくっている要素を知
10 覚し、それらの働きを感受する経験を豊かに積み重ねていく必要があり、その上で、理解へと深化させることが重要である。

なお、「音楽を形づくっている要素」については「音楽」の解説と同じである。

例えば、沖縄の民謡を教材曲として合奏をするとき、リズムに着目し、主旋律のリズムと伴奏のリズムとのかかわり合いなどを知覚・感受し、理解することによって、それらの特徴を生かした器
15 楽の表現につなげることが考えられる。

指導に当たっては、様々な要素が関連し合っ音楽が形づくられていることに十分留意しつつ、どの要素を学習の対象にするのかを明らかにすることが大切である。また、学習の対象となる要素を知覚・感受し、理解しやすい教材を準備するとともに、適切な学習場面を設けたり学習カードを活用したりするなどの指導方法を工夫する必要がある。

20

(3) 創作

ア 音階を選んで旋律をつくり、その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて、イメージをもって創造的に音楽をつくること。

25 イ 音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成を工夫して、イメージをもって創造的に音楽をつくること。

ウ 音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、イメージをもって創造的に変奏や編曲をすること。

エ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して音楽をつくること。

30

ここでは、「音楽」における創作に関する指導事項を示している。

「音楽」では、「音楽」の学習の上に立ち、個性豊かな表現の能力を伸ばすことをねらいとしている。

今回の改訂では、「音楽」と同様に事項の文末を「音楽をつくること」、「変奏や編曲をすること」と示すとともに、「音楽」の創作に関する各事項を基にして、それぞれ質的に深まりをもたせて内容を示した。

35 指導に当たっては、事項ア、イ、ウをエと関連付けて指導し、ねらいや手立てを明確にして創作の学習の充実を図るように留意する。

なお、「内容の取扱い」の(3)に示すとおり、「音楽」と同様に、ア、イ又はウのうち一つ以上
40 を選択して扱うことができることとしている。

ア 音階を選んで旋律をつくり、その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて、イメージをもって創造的に音楽をつくること。

45

この事項は、音階を選んで旋律をつくり、その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて、イメージをもって創造的に音楽をつくる能力を伸ばすことをねらいとしている。

従前は「歌詞の内容を生かした声楽曲の創作」、「楽器の特性を生かした器楽曲の創作」と示しており、いずれの指導事項においても、旋律をつくる活動が学習の中心となっていた。このことを踏まえ、今回の改訂で、「音楽」の「音階を選んで旋律をつくり、その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて、イメージをもって音楽をつくること」の学習を更に深めることとし、指導内容を明確にするため「音階を選んで旋律をつくり、その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて」とする

とともに、「イメージをもって創造的に音楽をつくること」とした。
「音楽」は「音楽をつくること」としているが、「音楽」は「創造的に音楽をつくること」とし、音の組合せ方などを自らが見付けようとするなど、生徒の創意工夫を一層重視した学習を求めている。

10 なお、「音階を選んで旋律をつくり」、「その旋律に副次的な旋律や和音などを付けて」、「イメージをもって」については「音楽」の解説と同じである。

例えば、つくる過程で録音をして聴き、旋律や和音などの働きが音楽の表現にもたらす効果などについて意見交換をして客観的にとらえ、更に創意工夫することが考えられる。

指導に当たっては、旋律における音のつながり方やフレーズのまとまりなどを大切にしながら創意工夫して旋律をつくることができるようにするとともに、副次的な旋律や和音などを様々に試行錯誤する中で音楽の構造についての理解が深まっていくようにすることが大切である。

20 イ 音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成を工夫して、イメージをもって創造的に音楽をつくること。

この事項は、音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成を工夫して、イメージをもって創造的に音楽をつくる能力を伸ばすことをねらいとしている。

従前は「いろいろな音素材を生かした創作」としていたが、今回の改訂で、指導内容を明確にするため「音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成を工夫して」とするとともに、「イメージをもって創造的に音楽をつくること」とした。

「音楽」は「音楽をつくること」としているが、「音楽」は「創造的に音楽をつくること」とし、音素材や音の組合せ方などを自らが見付けようとするなど、生徒の創意工夫を一層重視した学習を求めている。

30 なお、「音素材の特徴を生かす」、「反復、変化、対照」、「イメージをもって」については「音楽」の解説と同じである。

例えば、つくる過程で録音をして聴き、音素材や構成原理の働きが音楽の表現にもたらす効果などについて意見交換をして客観的にとらえ、更に創意工夫することが考えられる。

指導に当たっては、音楽としての全体的なまとまりをもつ作品となるように試行錯誤していくことができるようにすることが大切である。

40 ウ 音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、イメージをもって創造的に変奏や編曲をすること。

この事項は、音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、イメージをもって創造的に変奏や編曲をする能力を伸ばすことをねらいとしている。

従前は、「音楽」の指導事項の一つとして「編曲に関する基礎的知識の理解」を示していたが、今回の改訂で、「音楽」の指導事項に「変奏や編曲をすること」を新たに示したことを踏まえ、「音楽」では、指導内容を明確にするため「音楽を形づくっている要素の働きを変化させ」とするとともに、「イメージをもって創造的に変奏や編曲をすること」とした。

「音楽」は、「変奏や編曲をすること」としているが、「音楽」は「創造的に変奏や編曲をす

ること」とし、音楽を形づくっている要素の働きを変化させ、音の組合せ方を自らが見付けようとするなど、生徒の創意工夫を一層重視した学習を求めている。

なお、「音楽を形づくっている要素の働きを変化させ」、「変奏」、「編曲」、「イメージをもって」については「音楽」の解説と同じである。

- 5 例えば、変奏や編曲の方法を知識として理解させるだけではなく、幾つかの方法で変奏や編曲を試みて、それらを聴き比べたりするなど、変奏や編曲による表現の効果を感じ取る体験を重視することが考えられる。

指導に当たっては、用いる声や楽器の特性に合った作品となるように試行錯誤していくことができるようにすることが大切である。

10

エ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して音楽をつくること。

- 15 この事項は、音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して音楽をつくる能力を伸ばすことをねらいとしており、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれに共通に位置付けた。

今回の改訂で、すべての音楽活動を支える基盤として「音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解」することを示した。このため、ア、イ、ウの各事項の指導に当たっては、本事項と関連付けて指導することが重要である。

- 20 「音楽」は「要素を知覚し、それらの働きを感受して」としているが、「音楽」は「要素とそれらの働きを理解して」とし、音楽を形づくっている要素をより深くとらえていくことを求めている。そのためには、「音楽」と同様に「音楽」においても、音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受する経験を豊かに積み重ねていく必要があり、その上で、理解へと深化させることが重要である。

- 25 なお、「音楽を形づくっている要素」については「音楽」の解説と同じである。

例えば、つくった旋律に合わせて更に別の旋律を加える場合、テクスチュアに着目し、つくった旋律に対して、同じような音高の変化をもつ旋律を加えたときと、大きく異なる音高の変化をもつ旋律を加えたときとの違いを知覚し、それぞれの雰囲気などを感受し、理解することによって、それらの特徴を生かした創作の表現につなげることが考えられる。

- 30 指導に当たっては、学習の対象となる要素を知覚・感受し、理解しやすい創作の素材や課題を設定するとともに、その要素を手掛かりにすることによって、創作活動の楽しさや喜びに気付くことのできる適切な学習場面を設けたり学習カードを活用したりするなどの指導方法を工夫する必要がある。

35 B 鑑賞

鑑賞に関して、次の事項を指導する。

ア 声や楽器の音色の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解して鑑賞すること。

イ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して鑑賞すること。

- 40 ウ 楽曲の文化的・歴史的背景や、作曲者及び演奏者による表現の特徴について理解を深めて鑑賞すること。

エ 我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴について理解を深めて鑑賞すること。

ここでは、「音楽」における鑑賞に関する指導事項を示している。

- 45 「音楽」では、「音楽」の学習の上に立ち、主体的な鑑賞の能力を伸ばすことをねらいとしている。

今回の改訂では、「音楽」と同様に各事項の文末を「鑑賞すること」と示すとともに、「音楽」の鑑賞に関する各事項を基にして、それぞれ質的に深まりをもたせて内容を示した。

指導に当たっては、事項ア、ウ、エをイと関連付けて指導し、ねらいや手立てを明確にして鑑賞の学習の充実を図るように留意する。

5 ア 声や楽器の音色の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解して鑑賞すること。

この事項は、声や楽器の音色の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解して鑑賞する能力を伸ばすことをねらいとしている。

この事項は従前にはなかったが、音楽の素材としての音そのものの質感をとらえることが鑑賞の
10 学習において極めて重要であることから、今回の改訂で、「音楽」の「声や楽器の音色の特徴と表現上の効果とのかかわりを感じ取って鑑賞すること」の学習を更に深めることとし、指導内容を明確にするため「声や楽器の音色の特徴と表現上の効果とのかかわりを理解して」とするとともに、「鑑賞すること」とした。

「音楽」は「かかわりを感じ取り」としているが、「音楽」は「かかわりを理解して」とし、
15 声や楽器の音色をより深くとらえて鑑賞することを求めている。そのためには、「音楽」と同様に「音楽」においても、感じ取る経験を豊かに積み重ねていく必要があり、その上で、理解へと深化させることが重要である。

なお、「声や楽器の音色」については「音楽」の解説と同じである。

例えば、我が国や諸外国の様々な総合的な芸術において、物語の情景及び登場人物の心情について、
20 どのような声や楽器の音色で表現しているかを考えながら聴き、音のもつ表現力の豊かさや幅広さを実感することが考えられる。

指導に当たっては、適切な教材を準備して、個々の声や楽器の音色、それらの組合せによる響きについて、それらの質感を比喩的な言葉に置き換えて表したり、発声や楽器の発音原理について考えたり、音楽表現にどのような効果を生み出しているかを話し合ったりするなどして、主体的な鑑
25 賞の活動となるようにすることが大切である。

イ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して鑑賞すること。

30 この事項は、音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解して鑑賞する能力を伸ばすことをねらいとしており、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」及び「B鑑賞」のそれぞれに共通に位置付けた。

従前の「楽曲の構造」にも音楽を形づくっている要素に関する学習が含まれていたが、今回の改訂で、すべての音楽活動を支える基盤として「音楽を形づくっている要素とそれらの働きを理解」
35 することを示した。このため、ア、ウ、エの各事項の指導に当たっては、本事項と関連付けて指導することが重要である。

「音楽」は「要素を知覚し、それらの働きを感受して」としているが、「音楽」は「要素とそれらの働きを理解して」とし、音楽を形づくっている要素をより深くとらえていくことを求めている。そのためには、「音楽」と同様に「音楽」においても、音楽を形づくっている要素を知
40 覚し、それらの働きを感受する経験を豊かに積み重ねていく必要があり、その上で、理解へと深化させることが重要である。

なお、「音楽を形づくっている要素」については「音楽」の解説と同じである。

例えば、我が国の雅楽と西洋の管弦楽について、音色、リズム、テクスチュアに着目して比較鑑賞し、楽器の音色やその組合せ、リズム、旋律と伴奏などの音と音とのかかわり合いを知覚・感受
45 し、理解することによって、それぞれの音楽のよさや美しさなどの味わいを深めて鑑賞することが考えられる。

指導に当たっては、様々な要素が関連し合っ^て音楽が形づくられていることに十分留意しつつ、どの要素を学習の対象にするのかを明らかにすることが大切である。また、学習の対象となる要素

を知覚・感受し，理解しやすい教材を準備するとともに，適切な学習場面を設けたり学習カードを活用したりするなどの指導方法を工夫する必要がある。

- 5 ウ 楽曲の文化的・歴史的背景や，作曲者及び演奏者による表現の特徴について理解を深めて鑑賞すること。

この事項は，楽曲の文化的・歴史的背景や，作曲者及び演奏者による表現の特徴について理解を深めて鑑賞する能力を伸ばすことをねらいとしている。

- 10 従前は「音楽の歴史的背景」としていたが，今回の改訂で，「音楽」の「楽曲の文化的・歴史的背景や，作曲者及び演奏者による表現の特徴について理解して鑑賞すること」の学習を更に深めることとし，指導内容を明確にするため「楽曲の文化的・歴史的背景や，作曲者及び演奏者による表現の特徴について理解を深めて」とするとともに，「鑑賞すること」とした。

ここでは，文化的・歴史的背景，作曲者による表現の特徴，演奏者による表現の特徴が関連し合
15 ってその音楽に独特の表情などがもたらされていることを理解しながら鑑賞することが重要である。このことは，人間が形成してきた貴重な成果である音楽文化に対する理解を深めることにつながっていく。

例えば，我が国の音楽については，古くから中国や朝鮮半島などの音楽文化の影響を受けるとともに独自の発展を遂げ，明治以降の近代化の影響を経て，現在，様々な種類の楽曲が存在している。
20 我が国のみならず諸外国においても，音楽は，社会の変化や文化の発展とともに生まれ，はぐくまれてきた。その際，近隣地域や他民族の音楽の影響を受けることもあった。そこで，同時代につくられた様々な楽曲について，文化的・歴史的背景や，作曲者及び演奏者による表現の特徴の相違に着目して聴いたり，あるいは，異なる時代につくられた特定の曲種について，同様に比較して聴いたりするなどして，理解を深めていくことが考えられる。

- 25 なお，「楽曲の文化的・歴史的背景」，「作曲者及び演奏者による表現の特徴」については，「音楽」の解説と同じである。

指導に当たっては，楽曲のよさや美しさなどを十分に味わいながら，文化的・歴史的背景や，作曲者及び演奏者による表現の特徴が，楽曲の構造とどのようにかわり合っ
30 て，どのような曲想を生み出しているかなどについて生徒同士で論じ合い，自己の感じ方や考え方を深めていくことができるようにすることが大切である。

エ 我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴について理解を深めて鑑賞すること。

- 35 この事項は，我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴について理解を深めて鑑賞する能力を伸ばすことをねらいとしている。

従前は「文化的背景に基づく我が国の伝統音楽の特徴」としていたが，今回の改訂で，文化的背景についての学習は指導事項ウに示し，ここでは「音楽」の「我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴を理解して鑑賞すること」の学習を更に深めることとし，指導内容を明確にするため
40 「我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴について理解を深めて」とするとともに，「鑑賞すること」とした。

例えば，我が国や郷土の伝統音楽には，雅楽，^{しやうみやう}声明，^{びわ}能楽，^{かぶき}琵琶楽，^{そう}歌舞伎音楽，^{しょうみやう}箏曲，^{しょうみやう}三味線音楽，^{かぐら}尺八音楽などや，我が国の各^{なかつた}地域に伝承されている民謡や民俗^{きげん}芸能における音楽など様々な種類があり，能楽における謡曲，歌舞伎における長唄，文楽における義太夫節などのように文芸
45 ・舞踊・演劇などの様々な分野と結び付いているものも数多く存在している。また，雅楽や神楽，^{しょうみやう}声明などのように儀式的・宗教的な要素をもつものや，民謡や民俗芸能のように，それぞれの土地の風土・習俗・産業などと不可分のものなどもある。このような我が国や郷土の伝統音楽の有り様は日本人固有の音楽に対する美意識などに根ざしており，その背景には文化的・歴史的な要因が

かかわっている。

そこで、事項ウと関連付けて指導し、例えば、能楽が、主として猿楽の系譜の上に多くの諸芸能を取り入れて室町時代に発達し、江戸時代には武家の式楽としてより洗練された芸になったこと、長唄が、他の声楽の特徴を組み込み、歌舞伎自体もその時代に流行した音楽や芸能を摂取しながら、
5 今日まで続いていること、また、義太夫節と人形操りなどが結合し、江戸時代の町民文化の発展とともに文楽が成立したことなど、文化的・歴史的背景とかかわらせることによって一層の理解を深めていくことが考えられる。

指導に当たっては、「音楽」で扱った種類とそれぞれの特徴についての学習を一層深めることや、「音楽」では扱わなかった種類の音楽を取り上げることが考えられる。いずれにおいても、
10 網羅的に扱うのではなく、我が国や郷土の伝統音楽についての学習が、生徒にとって自己の音楽観を広げることにつながっていくようにすることが大切である。

4 内容の取扱い

15 (1) 内容のA及びBの指導に当たっては、相互の関連を図るものとする。また、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、内容のAの(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

20 「音楽」は、「音楽」の学習を基礎にして、表現と鑑賞の諸能力を伸ばすため、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導事項を有機的に関連付けて指導できるように題材の設定を工夫することや、年間指導計画において、各題材のねらいや内容を踏まえ、題材同士の接続性や関連性を十分考慮して題材の配列を工夫することなどによって、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図ることが大切である。

25 また、「音楽」では、個性豊かな表現の能力を伸ばす観点から、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」又は「(3)創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができることとしている。なお、「B鑑賞」については、必ず扱うこととしている。

指導計画の作成に当たっては、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、一人一人の個性豊かな表現の能力と主体的な鑑賞の能力を伸ばすことができるように、内容の構成や主題の設定及び適切な教材の選択などに十分配慮する必要がある。
30

(2) 内容のBの指導に当たっては、我が国や郷土の伝統音楽を含む多様な音楽文化について理解を深める観点から、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。

35 「B鑑賞」の指導に当たっては、我が国及び諸外国の様々な音楽や音楽文化を広い視野からとらえ、理解を深める観点から、鑑賞の学習に適切かつ十分な授業時数を配当する必要がある。その際は、「音楽I」の学習の上に立ち、我が国や郷土の伝統音楽の鑑賞に関する指導を一層充実することによって、多様な音楽文化についての理解を深めることができるようにすることが大切である。

40 なお、従前は、「B鑑賞」のウ「文化的背景に基づく我が国の伝統音楽の特徴」において「主として三味線音楽(語り物)、能楽、琵琶楽などを扱うようにする」と示していたが、今回の改訂で、各学校の創意工夫によって、我が国や郷土の伝統音楽を幅広く扱うことができるようにするため、具体的な音楽の種類等を示さないこととした。「音楽」での学習を踏まえ、幅広い曲種等の中から適切に教材を選択することが大切である。

45

(3) 内容の取扱いに当たっては、「音楽」の3の(2)から(8)までと同様に取り扱うものとする。

5 ここでは、「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」のうち、(2)から(8)までに示した事項と同様に取り扱うことを示している。

10 なお、(2)において、創作の事項ア、イ又はウのうち一つ以上を選択して扱うことができると示しているが、この場合、「音楽」で選択した事項の学習を更に発展、深化させることだけでなく、異なる事項を選択することも考えられる。また、(6)において、鑑賞の指導に当たっては、楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにすることを示しており、その趣旨については「音楽Ⅰ」と同様であるが、音楽を形づくっている要素や構造などの根拠をより明確にすることや、その楽曲や演奏が自分にとってどのような価値をもつのかといった評価をより深めることができるよう配慮することが重要である。

第3節 音楽

1 性格

5 「音楽」は、「音楽」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「音楽」は、「音楽」及び「音楽」の学習を基礎にして、更に生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、個性豊かな音楽の能力を高めることなどをねらいとしている。

そこで、「音楽」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽」の学習経験を基盤として、生徒の興味・関心、能力・適性等に応じた学習内容を設定し、一人一人の個別的な深化を図るため、「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができること、また、いずれを選択した場合においても我が国や郷土の伝統音楽を含めるようにして、我が国や諸外国の様々な音楽文化を尊重する態度を育てることとしている。

15 2 目標

「音楽」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「音楽Ⅰ」及び「音楽」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

20 音楽の諸活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情と音楽文化を尊重する態度を育てるとともに、感性を磨き、個性豊かな音楽の能力を高める。

「音楽」の目標では、特に「個性豊かな音楽の能力を高める」ことを強調している。このことは、「音楽」が芸術科音楽における最終の科目であり、生徒一人一人の個性に応じた豊かな音楽の能力を身に付けさせることを目指しているからである。このため、生徒の特性等を考慮して、歌唱、器楽、創作、鑑賞のうち一つ以上を選択して扱うことができるとしている。

今回の改訂で「音楽」の目標に「音楽文化についての理解を深める」ことを示し、人間は生活や社会の中で、どのように音楽を生み出し、はぐくんできたかについて学習することを重視した。「音楽」では、「音楽」及び「音楽」の学習の上に立ち、「音楽文化を尊重する態度」を育てていく。特に、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を深めていくことが、我が国や諸外国の様々な音楽文化を尊重することのできる態度をもつことにつながっていく。

「感性を磨き」と示したのは、「音楽Ⅰ」及び「音楽」で高めた感性を、一層洗練させていくことを目指しているからである。

「個性豊かな音楽の能力を高める」ためには、これまでに生徒が身に付けた表現や鑑賞の能力を基盤として、それを更に高めながら、音楽に対してより深くかかわっていかこうとする意欲をもって取り組み、それぞれの個性に応じた豊かな音楽観を形成できるようにすることが大切である。一人一人に応じた多様な活動を設定するなどして、学習の深化を図っていく必要がある。

3 内容

40

A 表現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 歌唱

45 ア 楽曲の表現内容を総合的に理解し、表現意図をもって創造的に歌うこと。

イ 様々な表現形態による歌唱の特徴を理解し、表現上の効果を生かして歌うこと。

ここでは、「音楽」における歌唱に関する指導事項を示している。

「音楽」では、「音楽」及び「音楽」の学習の上に立ち、個性豊かな表現の能力を高めることをねらいとしている。

今回の改訂では、「音楽」及び「音楽」と同様に各事項の文末を「歌うこと」と示すとともに、生徒の個性を生かした学習を一層深めることができるように内容を示した。

指導に当たっては、生徒の特性、地域や学校の実態を十分に考慮して、生徒が主体的に課題に取り組む活動などを重視するとともに、ねらいや手立てを明確にして歌唱の学習の充実を図るように留意する。

10

ア 楽曲の表現内容を総合的に理解し、表現意図をもって創造的に歌うこと。

この事項は、楽曲の表現内容を総合的に理解し、表現意図をもって創造的に歌う能力を高めることをねらいとしている。

15 「楽曲の表現内容を総合的に理解」するためには、「音楽」及び「音楽」で学習してきた、曲想を歌詞の内容や楽曲の背景とかかわらせて感じ取り理解すること、音楽を形づくっている要素を知覚・感受し理解することなどを基にして、音楽の構造を把握し、作曲者などの意図を探り、楽曲のよさを見いだすことが重要である。

「表現意図をもって創造的に歌う」とは、このような学習を踏まえ、自分が表現したい意図を明確にもち、曲種に応じた発声を生かす技能などを応用しながら、創意工夫して歌うことである。

指導に当たっては、生徒一人一人の考え方や表現の仕方を尊重しつつ、併せて、楽曲やその表現を客観的にとらえることができるようにし、よりよい歌唱の表現となるようにすることが大切である。

25

イ 様々な表現形態による歌唱の特徴を理解し、表現上の効果を生かして歌うこと。

この事項は、様々な表現形態による歌唱の特徴を理解し、表現上の効果を生かして歌う能力を高めることをねらいとしている。

30 「様々な表現形態による歌唱の特徴を理解」するためには、「音楽」及び「音楽」で学習してきた、様々な表現形態による歌唱の特徴と表現上の効果とのかかわりを感じ取り理解すること、音楽を形づくっている要素を知覚・感受し理解することなどを基にして、音楽の構造を把握し、作曲者などの意図を探り、楽曲のよさを見いだすことが重要である。

「表現上の効果を生かして歌う」とは、このような学習を踏まえ、独唱、小アンサンブル、クラス全体での合唱などの表現形態にふさわしい表現の仕方を工夫したり、楽曲の持ち味を大切に表現を工夫したりして、曲種に応じた発声を生かす技能などを応用しながら、よりよい表現を追求して歌うことである。

指導に当たっては、個々の生徒の特性やグループの規模・形態等に応じた教材を生徒に選択させるなど、個性的、創造的な活動ができるようにすることが大切である。

40

(2) 器楽

ア 楽曲の表現内容を総合的に理解し、表現意図をもって創造的に演奏すること。

イ 様々な表現形態による器楽の特徴を理解し、表現上の効果を生かして演奏すること。

45

ここでは、「音楽」における器楽に関する指導事項を示している。

「音楽」では、「音楽」及び「音楽」の学習の上に立ち、個性豊かな表現の能力を高めることをねらいとしている。

今回の改訂では、「音楽」及び「音楽」と同様に各事項の文末を「演奏すること」と示すとともに、生徒の個性を生かした学習を一層深めることができるように内容を示した。

指導に当たっては、生徒の特性、地域や学校の実態を十分に考慮して、生徒が主体的に課題に取り組む活動などを重視するとともに、ねらいや手立てを明確にして器楽の学習の充実を図るように

5 留意する。

ア 楽曲の表現内容を総合的に理解し、表現意図をもって創造的に演奏すること。

10 この事項は、楽曲の表現内容を総合的に理解し、表現意図をもって創造的に演奏する能力を高めることをねらいとしている。

「楽曲の表現内容を総合的に理解」するためには、「音楽」及び「音楽」で学習してきた、曲想を楽曲の背景とかがかわらせて感じ取り理解すること、音楽を形づくっている要素を知覚・感受し理解することなどを基にして、音楽の構造を把握し、作曲者などの意図を探り、楽曲のよさを見

15 いたすことが重要である。

「表現意図をもって創造的に演奏する」とは、このような学習を踏まえ、自分が表現したい意図を明確にもち、楽器の音色や奏法の特徴を生かす技能などを応用しながら、創意工夫して演奏することである。

指導に当たっては、生徒一人一人の考え方や表現の仕方を尊重しつつ、併せて、楽曲やその表現

20 を客観的にとらえることができるようにし、よりよい器楽の表現となるようにすることが大切である。

イ 様々な表現形態による器楽の特徴を理解し、表現上の効果を生かして演奏すること。

25 この事項は、様々な表現形態による器楽の特徴を理解し、表現上の効果を生かして演奏する能力を高めることをねらいとしている。

「様々な表現形態による器楽の特徴を理解」するためには、「音楽」及び「音楽」で学習してきた、様々な表現形態による器楽の特徴と表現上の効果とのかかわりを感じ取り理解すること、

30 音楽を形づくっている要素を知覚・感受し理解することなどを基にして、音楽の構造を把握し、作曲者などの意図を探り、楽曲のよさを見いだすことが重要である。

「表現上の効果を生かして演奏する」とは、このような学習を踏まえ、独奏、小アンサンブル、クラス全体での合奏などの表現形態にふさわしい表現の仕方を工夫したり、楽曲の持ち味を大切に

35 表現を追求して演奏することである。

指導に当たっては、個々の生徒の特性やグループの規模・形態等に合った教材を生徒に選択させるなど、個性的、創造的な活動ができるようにすることが大切である。

40 (3) 創作

ア 様々な音素材の表現効果を生かした構成を工夫して、表現意図をもって個性豊かに音楽をつくること。

イ 様々な様式や演奏形態の特徴を理解し、表現意図をもって個性豊かに音楽をつくること。

45 ここでは、「音楽」における創作に関する指導事項を示している。

「音楽」では、「音楽」及び「音楽」の学習の上に立ち、個性豊かな表現の能力を高めることをねらいとしている。

今回の改訂では、「音楽」及び「音楽」と同様に各事項の文末を「音楽をつくること」と示すとともに、生徒の個性を生かした学習を一層深めることができるように内容を示した。

指導に当たっては、生徒の特性、地域や学校の実態を十分に考慮して、生徒が主体的に課題に取り組む活動などを重視するとともに、ねらいや手立てを明確にして創作の学習の充実を図るように留意する。

ア 様々な音素材の表現効果を生かした構成を工夫して、表現意図をもって個性豊かに音楽をつくること。

この事項は、様々な音素材の表現効果を生かした構成を工夫して、表現意図をもって個性豊かに音楽をつくる能力を高めることをねらいとしている。

「様々な音素材の表現効果を生かした構成を工夫」とは、多様な音素材のもつ魅力を十分に生かして、試行錯誤しながら音楽を構成することである。

「表現意図をもって個性豊かに音楽をつくる」とは、「音楽」及び「音楽」で学習してきた、音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成を工夫して音楽をつくること、音楽を形づくっている要素を知覚・感受し理解することなどを基にして、自分が表現したい意図を明確にもち、様々な音素材の表現効果を生かした構成を工夫し、自分らしい音楽をつくることである。

指導に当たっては、生徒一人一人の考え方や表現の仕方を尊重しつつ、イメージを膨らませながら創作する楽しさや喜びを味わい、併せて、音楽を客観的にとらえることができるようにし、よりよい表現となるようにすることが大切である。

イ 様々な様式や演奏形態の特徴を理解し、表現意図をもって個性豊かに音楽をつくること。

この事項は、様々な様式や演奏形態の特徴を理解し、表現意図をもって個性豊かに音楽をつくる能力を高めることをねらいとしている。

音楽は、その音楽が生み出された時代や地域、作曲家などによって、ある特定の表現上の特徴を示していることが多い。「様式」とは、このような表現上の特徴のことであり、様式を理解することが、音楽をつくる手掛かりになる。また、「演奏形態」には、独唱・独奏、小アンサンブル、合唱・合奏などの規模に関するだけでなく、楽器等の種類やその組合せなども含まれる。演奏の目的などを考えて、それに合うような演奏形態を工夫することは意味のあることである。

「表現意図をもって個性豊かに音楽をつくる」とは、「音楽」及び「音楽」で学習してきた、音階を選んで旋律をつくり、その旋律に副次的な旋律や和音などを付けること、変奏や編曲をすること、音楽を形づくっている要素を知覚・感受し理解することなどを基にして、自分が表現したい意図を明確にもち、様式や演奏形態を選んで、自分らしい音楽をつくることである。

指導に当たっては、創作の参考になると思われる既成の作品や作曲家の手法などを学習できるようにするなどして、多角的な活動となるように指導方法を工夫することが大切である。

40 B 鑑賞

鑑賞に関して、次の事項を指導する。

ア 音楽の構造上の特徴と美しさとのかかわりを理解して鑑賞すること。

イ 現代の我が国及び諸外国の音楽の特徴を理解して鑑賞すること。

ウ 音楽と他の芸術や文化とのかかわりを理解して鑑賞すること。

エ 生活及び社会における音楽や音楽にかかわる人々の役割を理解して鑑賞すること。

ここでは、「音楽」における鑑賞に関する指導事項を示している。

「音楽」では、「音楽」及び「音楽」の学習の上に立ち、個性豊かな鑑賞の能力を高めることをねらいとしている。

今回の改訂では、「音楽」及び「音楽」と同様に各事項の文末を「鑑賞すること」と示すと
5 ともに、生徒の個性を生かした学習を一層深めることができるように内容を示した。

指導に当たっては、生徒の特性、地域や学校の実態を十分に考慮して、生徒が主体的に課題に取り
組む活動などを重視するとともに、ねらいや手立てを明確にして鑑賞の学習の充実を図るように
留意する。

10

ア 音楽の構造上の特徴と美しさとのかかわりを理解して鑑賞すること。

この事項は、音楽の構造上の特徴と美しさとのかかわりを理解して鑑賞する能力を高めることを
ねらいとしている。

15 「音楽の構造上の特徴と美しさとのかかわりを理解」するためには、「音楽」及び「音楽」
で学習してきた、声や楽器の音色の特徴と表現上の効果とのかかわりを感じ取り理解すること、音
楽を形づくっている要素を知覚・感受し理解することなどを基にして、音楽のどのような面に美し
さを感じるのか、なぜ美しいと感じるのかなどについて、より一層深く考えさせることが重要とな
る。

20 「音楽の構造上の特徴」とは、音楽を形づくっている要素がどのように働いているのか、要素同
士がどのように関連し合っているのか、音楽全体がどのように成り立っているのかなど、音楽のも
つ形を特徴としてとらえることを指す。

このような音楽の構造上の特徴と、その音楽が醸し出す美しさや味わいなどを結び付けて鑑賞
することは主体的、創造的な活動と言える。

25 指導に当たっては、音楽から喚起されたイメージや感情などについて、音楽の構造上の特徴を根
拠にして言葉で表し、自分なりに価値判断したことを生徒同士で論じ合うなどして、音楽の美しさ
などについて、共通の感じ方や味わい方がある一方で、聴く人によって異なった感じ方や味わい方
があることも理解できるようにすることが大切である。

30

イ 現代の我が国及び諸外国の音楽の特徴を理解して鑑賞すること。

この事項は、現代の我が国及び諸外国の音楽の特徴を理解して鑑賞する能力を高めることをねら
いとしている。

35 ここでは、現代における我が国及び諸外国の音楽の様相を概観し、様々な音楽のもつ価値など
について考えることが重要となる。現代は情報メディアの急速な進展等により、人々が様々な音楽に
接し得る場が飛躍的に増大、多様化している。

このような状況の下に、現代の音楽文化は、時代感覚と密接なかかわりをもつポピュラー音楽、
伝統の上に様々な音楽的要素や感覚を取り入れ、常に新しい音楽語法の追求を続ける現代音楽、地
40 域の生活や伝統と密接に結び付きはぐくまれてきた郷土の伝統音楽、そして、世界の様々な民族の
間で伝えられ発展してきた民族固有の音楽など、様々な様相を見せている。

これらの現代の多様な音楽に対し、先入観にとらわれることなく幅広く触れ、それぞれの音楽の
もつ価値などに気付くことは意味のあることである。

指導に当たっては、現代の多様な音楽を鑑賞する中で、例えば、生活や社会における望ましい音
45 環境について考えるなど、音楽の在り方についても広く目を向けることができるようにすることが
大切である。

ウ 音楽と他の芸術や文化とのかかわりを理解して鑑賞すること。

この事項は、音楽と他の芸術や文化とのかかわりを理解して鑑賞する能力を高めることをねらいとして

5 としている。
ここでは、音楽と他の芸術や文化とがどのようにかかわり、結び付いているかを学習することにより、音楽についての理解を一層深めていくことが重要となる。

例えば、声楽曲の多くは文学と深くかかわって成り立っており、器楽曲の中には舞曲のように舞踊と関連したものがある。また、歌舞伎、能楽、文楽、オペラ、ミュージカル、バレエや多くの民俗芸能は、音楽が、舞踊、演劇、美術などと深く結び付いて総合的な表現が生み出されている。

10 また、音楽は、その音楽が生まれ、はぐくまれてきた時代や地域における様々な文化の有り様と密接にかかわっている。例えば、我が国や郷土の伝統音楽では、主に雅楽が宮廷や寺社と、能楽が武家との結び付きの中で発展し、また、三味線音楽が町民文化の興隆の中ではぐくまれてきた。西洋音楽を歴史の流れで見ると、中世以降、キリスト教と結び付いて発展した音楽が、後に宮廷で愛

15 好されるようになり、やがて市民社会へと広がっていった。そして、現代では、ポピュラー音楽をはじめとする多様な音楽が、生活や社会の状況と密接に関連しながら、多くの人々の日常生活になくはならないものとして存在している。
これらのように、我が国や諸外国の様々な音楽は、それぞれの時代の文化などと直接間接にかかわりながら生まれ、はぐくまれてきた。そこでは音楽の担い手や、演奏活動の中心となる場所など

20 が重要な要素となっている。
このような視点から鑑賞活動を行うことは、音楽と文化とのかかわりを理解し、音楽が果たす役割や意義を認識し、作品の精神を知る上でも重要な示唆となる。

指導に当たっては、音楽と他の芸術や文化とのかかわりを総合的にとらえることができるように、グループ学習などによって特定の課題を設定し、深く追求させた後、互いに発表し合うような学習方法が有効である。その際、知識として理解したり考えたりするだけではなく、実際に音楽を鑑賞する中で、そのよさや美しさなどを味わいながら理解を深めることができるようにすることが大切である。

30 エ 生活及び社会における音楽や音楽にかかわる人々の役割を理解して鑑賞すること。

この事項は、生活及び社会における音楽や音楽にかかわる人々の役割を理解して鑑賞する能力を高めることをねらいとしている。

ここでは、生活及び社会における「音楽」及び「音楽にかかわる人々」の役割について、鑑賞活動を通して考え、理解することが重要となる。音楽は、人々の生活や社会と切り離れたところで存在するものではない。また、音楽にかかわる人々は、直接間接に音楽文化の継承や創造的発展などの役割を担っている。これらのことを十分に意識して鑑賞することは、音楽の意義や在り方などへの関心を高め、音楽に対する視野を広げる契機になる。

現代では、音楽を私たちが耳にするまでに多くの人々を経由している。例えば、今日のポピュラー音楽においては、一つの楽曲が生活や社会の中で広く聴かれるようになるまでに、作曲家、作詞家、演奏家などの直接のつくり手のほか、録音、放送、制作、販売などに携わる多くの人々が存在する。また、楽器をつくる人、音楽の教育に携わる人、音楽を含む伝統芸能等の継承・発展に携わっている人など、音楽にかかわる人々は多種多様である。さらには、音楽を愛好し、趣味として演奏や鑑賞などを楽しんでいる人についても、広い意味では音楽にかかわる人であり、多くの人々のこれらの行為が、音楽文化を担っていると言える。

45 指導に当たっては、グループ学習などによって、音楽や音楽にかかわる人々の役割に関する課題を設定し、深く追求させた後、互いに発表し合うような学習方法が有効である。その際、生活や社会とのかかわりの中で音楽を総合的にとらえ、音楽のもつ意味や価値を判断するなど、これからの

生活や社会にとって、よりよい音楽の在り方などを考察できるようにすることが大切である。

4 内容の取扱い

5 (1) 生徒の特性，地域や学校の実態を考慮し，内容のAの(1)，(2)，(3)又はBのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

「音楽」は、「音楽」及び「音楽」の学習を基礎にして，一人一人の個性豊かな音楽の能力を高めるため，生徒の特性，地域や学校の実態を考慮し，「A表現」の「(1)歌唱」，「(2)器楽」，
10 「(3)創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができることとしている。

「音楽」は、「音楽」及び「音楽」を継続して学習してきた生徒が履修することを原則として設定しているので，「音楽」及び「音楽」での学習状況を踏まえ，興味・関心，能力・適性等を十分考慮した上で，個別的な深化を目指すという視点が重要である。

15 指導計画の作成に当たっては，個々の生徒が選択した活動を基本としながらも，必要に応じて，同じような興味・関心等をもつ生徒同士でグループを編成して学習するなど，他者と協調しながら活動することによって，より一層音楽の能力を高めることができるよう工夫する必要がある。

20 (2) 内容のA及びBの教材については，地域や学校の実態等を考慮し，我が国や郷土の伝統音楽を含めて扱うようにする。

「音楽Ⅰ」及び「音楽」における我が国や郷土の伝統音楽に関する学習を踏まえ，「A表現」の「(1)歌唱」，「(2)器楽」，「(3)創作」及び「B鑑賞」のいずれの学習を選択した場合においても，
25 地域や学校の実態等を考慮し，我が国や郷土の伝統音楽を含めて扱うことを示している。

指導に当たっては，個々の生徒の活動やグループでの活動などを通して，「音楽Ⅰ」及び「音楽」で学習した内容を更に発展，深化させて，我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を深め，音楽に対する価値意識を高めるようにし，我が国や諸外国の音楽文化を尊重する態度を育てることが重要である。

30 (3) 内容の取扱いに当たっては，「音楽」の3の(3)，(5)，(6)及び(8)と同様に取り扱うものとする。

35 ここでは，「音楽Ⅰ」の「内容の取扱い」のうち，(3)，(5)，(6)及び(8)に示した事項と同様に取り扱うことを示している。「音楽」では，一人一人の個別的な深化を図る学習に重点が置かれるため，個々の生徒の特性等を十分考慮して取り扱うよう配慮することが重要である。

第4節 美術 I

1 性格

5 「美術 I」は、高等学校において美術を履修する生徒のために設けている最初の科目である。

「美術 I」は、中学校美術科における学習を基礎にして、「A 表現」及び「B 鑑賞」についての幅広い活動を展開し、美術を愛好する心情を育て、美術の諸能力を伸ばし、美術文化の理解を図ることなどをねらいとしており、「美術 I」、「美術 II」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。

10 「A 表現」は、「(1) 絵画・彫刻」、「(2) デザイン」、「(3) 映像メディア表現」の三つの分野から成り、基本的な構成は、従前と同様である。

特に、「(3) 映像メディア表現」において、従前は「伝達」のための表現の能力の育成に重点を置いて示していたが、今回の改訂では「伝達」だけでなく、「感じ取ったことや考えたこと」を基にした表現の能力の育成も重視して内容を整理した。

15 「B 鑑賞」は、主体的、積極的に作品などからよさや美しさを感じ取り、批評し合うなどして幅の広い見方を獲得するとともに、日本の美術の特質や、日本及び諸外国の美術文化についての理解を深めることを重視している。

2 目標

20

「美術 I」の目標は、芸術科の目標を受けて、次のように示している。

美術の幅広い創造活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、美術文化についての理解を深める。

25

目標は、次の二点について改善を図っている。

一点目は、「美術を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」を加えた点である。「生涯にわたり」は、従前は「美術 I」の目標にのみ示していたが、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって美術への永続的な愛好心をはぐくんでいくことを重視し、「美術 I」の目標にも明記した。

30 二点目は、「美術文化についての理解を深める」ことを新たに加えた点である。「美術文化についての理解」は、「美術 I」の目標に示していたが、芸術科の目標に「美術文化についての理解を深める」ことを加えたことを受け、「美術 II」の目標にも明記した。

これらの改善点を踏まえて、「美術 I」は、感じ取ったことや考えたこと、目的、機能などを基に主題を生成し創造的な表現の構想を練り、意図に応じて材料や用具の特性を生かして表現することや、美術作品などを様々な観点から鑑賞して、自然や社会と美術との関係、日本及び諸外国の美術文化などを理解することをねらいとしている。

40 「美術の幅広い創造活動」とは、表現の活動の複数分野と鑑賞の活動を幅広く扱うことを意味している。ここでは、単に様々なことを数多く体験するというのみでなく、様々な視点から豊かな創造活動ができるようにすることが重要である。学習のねらいを基に、表現分野や学習内容を一体的・総合的に扱ったり関連付けて扱ったりして柔軟な活動を展開するとともに、教室内の学習のみならず、学校を取り巻く生活環境や自然豊かな場所、美術館・博物館等の施設や制作の現場など、活動の場を幅広く求めることが考えられる。

「美的体験」とは、表現や鑑賞の活動を通して自己を見つめ、自然や美術作品、人間の生きる姿などの美しさに感動したり、作品と作者やその背景にある歴史や風土などに興味・関心をもち探求したりするなどして、美的感受性、創造性、人間理解、研究心などをはぐくむ体験を意味している。

「生涯にわたり美術を愛好する心情」とは、表現と鑑賞の活動を通して美術の楽しさや創造の喜びを味わうとともに、美術の創造活動にかかわる様々な能力を身に付け、美的感覚や価値観をはぐ

くみ、日常生活の中で主体的に表現したり鑑賞したりし、生涯を通じて美術を愛好していく心情のことである。

「感性」とは、様々な対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である。美術において育てる「感性」は、美術の創造活動を通して、自然や美術作品など対象の美しさや情趣、人間の感情や作者の心情などを感じ取る力であり、能動的に働かせることが大切である。また、「感性」は、表現や鑑賞の活動を通して、価値を感受し、想像力を働かせ更に豊かなイメージを創出する際に働くものである。

「創造的な表現と鑑賞の能力」とは、よさや美しさを求め、新しい意味や価値をつくりだす表現と鑑賞の能力のことである。

10 表現の活動では、主題生成の能力、創造的に構想する能力、表現しながら更に構想を確かめ練り直す能力、材料や用具の特性を生かし創意工夫して表す技能などを育成することを目指している。

鑑賞の活動では、美術作品や文化財等に映し出された美や創造のすばらしさ、人々の生活や願いなどを感じ取るとともに、生活を心豊かにする美術の働きや美術文化を理解したりする能力などを育成することを目指している。

15 「美術文化についての理解を深める」は、今回新たに加わった内容である。美術文化とは、材料・技術・方法・様式などによって美を追求・表現しようとする美術の活動や所産など、人間の精神と手の働きによって作りだされた有形・無形の成果の総体である。また、文化は想像力をはぐくみ豊かな創造性をもたらすとともに、共感する心を通じて人間関係を豊かにし、共生する社会の基盤となるものである。

20 このような意味で、「美術文化についての理解を深める」ことは、美術が社会を生き生きと明るく豊かなものにしていく力をもっていることを認識するとともに、美術文化を尊重する態度を養うことにつながるものである。

3 内 容

25

A 表 現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 絵画・彫刻

30 ア 感じ取ったことや考えたこと、夢や想像などから主題を生成すること。

イ 表現形式の特性を生かし、形体、色彩、構成などを工夫して創造的な表現の構想を練ること。

ウ 意図に応じて材料や用具の特性を生かすこと。

エ 表現方法を工夫し、主題を追求して表現すること。

35

「美術Ⅰ」における「絵画・彫刻」では、中学校美術科での学習を基礎にして、身近な自然や生活、社会などを感性を働かせて深く見つめ、感じ取ったことや考えたこと、夢や想像などの心の世界から主題を生成し、豊かな発想を基に構想を練り、材料や用具の特性を生かし主題を追求して表現する能力を育成することをねらいとしている。

40 絵画や彫刻などの表現活動は、自己の内面、物事の本質などを深く見つめ、感動や自己の思いなどを美的に造形する行為である。自我が確立され、自己の美意識や価値観が形成されるこの時期の学習では、表面的な技術の巧拙のみを重視するのではなく、自己の内面を掘り下げながら表現することなどにつながるように、主題を基に表現を深めていくことが大切である。

指導に当たっては、表現することの楽しさや完成の喜びを味わい自己や他者の表現の多様性とよ
45 さや価値観を認め合う態度を養い、思考・判断し、創意工夫するなどの資質や能力の育成を重視した題材の設定が求められる。また、生徒が、対象や自己と向き合う中で自分が何を表現したいのかを考え、主体的に主題を生成し追求していくことが大切である。そのためには、導入での対象との

出会い方や何かを感じ取ろうとする意欲を高めるための動機付けの方法を工夫したり，制作の過程における新しい気付きにつながる助言をしたりするなど，主題をより深めることができるような指導が求められる。

また，絵画や彫刻の表現は，構想の段階では完成した作品のイメージが明確でないことも多い。

- 5 試行錯誤しながら主題を追求していく中で，制作の段階に入って構想が再度，練り直されることも踏まえて，表現を創意工夫するための柔軟な指導が求められる。

10 ア 感じ取ったことや考えたこと，夢や想像などから主題を生成すること。

アは，対象や自己の内面を見つめて感じ取ったことや考えたこと，夢や想像などから主題を生成することに関する指導事項である。

- 15 「感じ取ったことや考えたこと」とは，感性を働かせて，対象や自己の内面を見つめて感じ取ったことや考えたこと，思い描いたイメージや願いなどのことである。例えば，形や色彩，光の新鮮な美しさ，驚きや不思議さ，生命や身近な自然，生活の中での感動，それらから生じた思いや考えなどのことである。

「夢や想像など」とは，体験や感動を基にした自己の思い，将来の夢や願い，理想の世界などへの想像やあこがれ，現実とは異なる時間や次元などの世界，抽象的な概念から思い描く独自の世界などのことである。

- 20 「主題を生成すること」とは，感動や自己の思いを基に表したいことを中心となる考えやテーマを，生徒自らが作り出すことである。特に，絵画や彫刻などの表現では，感じ取ったことや考えたこと，感動や湧出したイメージ，自己の考えや夢などを基に，表したいことを自らの内面に働きかけ問い直ししながら，主題をつくりだしていくことが大切である。

- 25 指導に当たっては，普段見慣れているものを新たな視点からとらえ直したり，自己の考え，将来の夢や願い，理想の世界などを，多様な視点から見つめ直したりするなどして，主題を生成できるようにすることが大切である。また，自ら主題を生み出して表現することの大切さを理解するとともに，主題を生成するために言葉により思いや考えを整理するなどの具体的な手立てを講じることが求められる。

30 イ 表現形式の特性を生かし，形体，色彩，構成などを工夫して創造的な表現の構想を練ること。

- 35 イは，主題を基に表現形式の特性を生かし，創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

「表現形式の特性を生かし」とは，主題を表現するために，絵画や彫刻などのそれぞれの表現形式のよさや効果などを理解し，その特性を生かすことである。絵画では，日本画，油彩画，水彩画，版画，漫画，イラストレーションなど，彫刻では，塑造，木彫や石彫，その他の多様な素材による表現などがある。

- 40 これらの特性を生かすには，例えば，写実的な油彩画などの表現では，光や陰影，面等を把握して形体を表現したり，漫画などによる表現では，形や色彩を単純化や省略，強調をしたりすることが必要である。また，塑造による表現では，粘土の性質などを，木彫や石彫による表現では，木や石の性質や加工方法などを理解し，素材のもつ質感や量感などを表現に生かすことなどが考えられる。

- 45 「形体，色彩，構成などを工夫して」とは，主題を効果的に表現するために，絵画では，形体，色彩，構成，質感，空間など，彫刻では，形体，量感や質感，動勢やマッサなどの造形要素等についての理解を深め，創意工夫することである。

なお，ここで「形体」としているのは，特に，絵画や彫刻などの表現においては，ものの形だけ

ではなく、存在感や雰囲気なども含めてとらえることが重要であるためである。

「創造的な表現の構想を練ること」とは、スケッチやデッサンなどを活用しながら対象のよさや美しさなどを追求し、主題を表現するための構想を練ることである。

指導に当たっては、形体、色彩、構成などの造形要素等の働きを総合的に考え、単純化や強調、
5 構図、配色・混色やマチエールなどの工夫によって生まれる感情や美しさなどの表現効果を生かす
など、試行錯誤したり創意工夫したりして構想を深められるようにすることが大切である。また、
浮世絵、絵巻、掛け軸、木彫などの日本の伝統的な表現や日本の伝統色、諸外国の多様な表現、材
質の異なる複数の材料を使用した多様な現代の表現などについて理解を深め、鑑賞との関連を図る
などして創造的な表現の構想を練ることができるようにすることも大切である。

10

ウ 意図に応じて材料や用具の特性を生かすこと。

ウは、技法や材料、用具の特性を理解し、意図に応じてそれらの効果を生かし、工夫して表現す
15 る技能に関する指導事項である。

「意図に応じて材料や用具の特性を生かすこと」とは、表現の目的や意図に応じて、絵画や彫刻
で使う様々な材料や用具の特性を理解し、選択し、生かして制作することである。絵画では、様々
な紙、板、絹、キャンバスなどの基底材や絵の具、鉛筆、墨などの画材の特性、筆などの用具の使
い方について体験的に理解を深め、構想を確かめながら材料や用具を工夫して表現することである。
20 また、油彩と水彩、不透明水彩と透明水彩では表現効果が違うなど、材料や用具のそれぞれの特性
による違いを生かした表現を意図に応じて工夫することである。彫刻では、粘土や石膏、木や石、
金属、合成樹脂などの材料の特性、ヘラ、ノミ、彫刻刀などの用具の特性と使い方などについて体
験的に理解を深め、構想を確かめながら材料や用具を工夫して表現することである。

指導に当たっては、材料や用具の特性や効果について理解し活用するとともに、方法や手順につ
25 いても工夫しながら制作ができるようにすることが大切である。また、様々な技法や材料を組み合
わせて表現するなどの創意工夫ができるようにすることも大切である。

エ 表現方法を工夫し、主題を追求して表現すること。

30

エは、試行錯誤しながら創意工夫し、主題を追求して表現することに関する指導事項である。

「表現方法を工夫し、主題を追求して表現すること」とは、自己の表現したい意図を大切にしな
がら制作に取り組み、様々な発見を生かし、より効果的な表現方法を選択・活用し、創意工夫して
主題を追求していくことである。また、主題を追求していくためには、作品の全体を大きくとらえ
35 ながら細部を確認したり、細部を表現しながら全体をとらえ直したりするなどし、作品を多様な視
点から見直すとともに、追求する態度を大切に、試行錯誤を繰り返しながら偶然できた表現のよ
さを生かしたり、形に表していく中で構想を練り直したりするなどし、表現を深めることが大切で
ある。

絵画では、作品全体の印象を大切にしながら、光や陰影、中間トーンなどの色彩を工夫したり、
40 絵の具の濃度や塗り方、マチエールなども工夫したりして、試行錯誤しながら主題を追求するこ
とである。彫刻では、全体と部分の関係、量感や質感、動勢やマッサなどをとらえながら試行錯誤し、
主題を追求することである。

指導に当たっては、生徒が個性を生かして、自分に合った表現を見いだしたり、表現を見直して
一層深めたりすることが重要である。そのためには、生徒が作品と真摯に向かい合い自己の内面を
掘り下げ、表現を追求していく意欲と態度を育てるとともに、表現方法の様々な可能性を意識しな
45 がら、既成の表現方法にとらわれない表現を工夫するなど、創造的思考力・判断力を養うことが大
切である。このような制作活動の中で、試行錯誤が繰り返され、創造的に表現する技能が一層高ま
っていくものである。また、表現を追求していく中で、完成のイメージをしっかりとめさせるよう

にし、どの時点で完成と判断するのかなどを、意図をもって判断できるようにすることが必要である。

5 (2) デザイン

ア 目的、機能、美しさなどを考えて主題を生成すること。

イ 表現形式の特性、形や色彩などの造形要素の働きを考え、創造的な表現の構想を練ること。

ウ 意図に応じて材料や用具の特性を生かすこと。

10 エ 表現方法を工夫し、目的や計画を基に表現すること。

「美術Ⅰ」における「デザイン」では、中学校美術科での学習を基礎にして、心豊かな生活や生き生きとした社会を創造するため、感性を働かせ、目的、機能、美しさなどの調和を考えて主題を生成し、知的・論理的に、情報を分かりやすく相手に伝えるコミュニケーションの能力や、機能的

15 で美しいものをつくりだす能力などを育成することをねらいとしている。
デザインとは人間の美的要求やコミュニケーションを基盤として、生活や社会を美しさや調和を考えながら、飾ったり伝えたりつくったりする総合的な計画や設計であり、作品をつくるだけでなく、行為や心情、場などを創造する活動でもある。そのため、「デザイン」の学習では、伝える人や使う人の気持ちや行為を考えて表現することが大切である。

20 「デザイン」で育てたい能力とは、目的や条件を考え装飾する能力、形や色彩を使ったビジュアルな表現方法により情報を分かりやすく相手に伝えるコミュニケーション能力、生活の中で使うものを機能的で美しくデザインする能力、あるいは環境デザインなどのように全体に配慮した総合的な造形の能力などである。

装飾に関するデザインの学習は、色彩感覚や構成力、想像力などを総合的に働かせて、形や色彩、

25 材料などの効果を生かし、造形的に美しく構成したり装飾したりする能力を育成することをねらいにしている。
視覚伝達に関するデザインの学習は、形や色彩などの構成をもとに視覚により情報を伝える能力を育成することをねらいにしている。ここでは、公共性や伝達性を考えた、ビジュアル・コミュニケーションの能力を育成することが大切である。

30 生活の中で使うものに関するデザインの学習は、使用する人の心情や、使用する場などに求められる機能と美しさの調和を考え、材料の性質や構造などを総合的に考え表現する能力を育成することをねらいにしている。ここでは、個性化と社会性の調和と、使う人や社会全体への思いやりが大切であり、ユニバーサルデザインなどの学習も考えられる。

環境に関するデザインの学習は、身近な自然や環境に目を向け、心安らぐ生活空間について考え、

35 造形的課題を発見しデザインの働きを生かして解決する学習である。例えば、色彩に着目し、自然と人間の生活との調和を題材にした学習では、使う人のニーズや風景の中にある色彩を調査して色彩計画を立て、将来の世代に配慮して自然と調和する色彩を考えるなどの創意工夫が必要である。
指導に当たっては、形や色彩、材料などがもつ情報伝達性や機能性、人や社会に与える印象や影響など、デザインが生活や社会に果たす役割を理解し、目的や条件に合わせて情報や機能を整理し、

40 自己の美意識を働かせて表現する能力を育成することが大切である。
また、デザインは、生活や社会の中に行為や心情、場などをつくりだす活動でもある。例えば、椅子のデザインは単に見た目のよい椅子を制作するだけではない。リビングで使う椅子であれば、座った人がゆったりとした気持ちになることが求められ、「くつろいで座ること」のデザインでもある。同様に、勉強部屋で使う椅子であれば、「文字を書く姿勢で座ること」のデザインでもある。

45 このようにデザインは人の行為や心情、場などをつくりだす計画や設計でもある。
デザインが生活や社会に楽しさや優しさをもたらし、人間関係を豊かにしていることを理解し、デザインという視点から社会を見つめることができるように指導することが大切である。

ア 目的，機能，美しさなどを考えて主題を生成すること。

アは，デザインの目的や条件，機能や用途，美しさなどを考え，主題を生成することに関する指導事項である。

「目的，機能，美しさなどを考えて」とは，飾る，伝える，使うなどのデザインの目的やその際必要となる機能や条件と，形や色彩などの造形的な美しさとの調和を考えることである。

「主題を生成すること」とは，表したいことを中心となる考えやテーマを，生徒自らが作り出すことである。特に，デザインの表現では，デザインが社会性をもった活動であることを理解し，見る人や使う人の立場に立って，デザインの目的や条件，機能や用途，美しさなどを考え，デザインの役割や責任などを理解して生活の中などに課題を発見し，主題をつくりだしていくことが大切である。

指導に当たっては，日々の暮らしに根ざした課題，日本の伝統行事，自然との共生を考えた美的な環境，生活や遊びの中の造形などに関する課題など，身近な問題から地球規模の問題まで，多様な視点から生活や社会を見つめ主題を生成できるようにすることが大切である。

イ 表現形式の特性，形や色彩などの造形要素の働きを考え，創造的な表現の構想を練ること。

イは，主題を基に表現形式の特性，形や色彩，質感等の造形要素の働きを考え，創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

「表現形式の特性，形や色彩などの造形要素の働きを考え」とは，デザインの目的や条件を考え，それを効果的に表すために，平面，立体などによるデザインの表現形式の特性，形や色彩，質感などの造形要素とその機能を理解し，デザインの表現形式を創意工夫することである。デザインにおける表現の素材や方法には，絵の具やコラージュなどによる表現，木材やアクリル樹脂などを使った表現など，様々なものがある。構想を練る際には，これらの素材や表現形式の特性を理解するとともに，形や色彩，質感等の造形要素の働きを考えることが重要である。例えば，マークやサインを立体で表現する場合，材料に何を使うのか，奥行きや立体としての効果をどのようにデザインに生かすのかなど，平面で表現する場合とは異なった視点が必要になる。デザインにおける構想では，材料と技法を適切に組み合わせることが必要であり，デザインの表現の形式の特性などを理解し，見直しをもって考えることが大切である。

「創造的な表現の構想を練ること」とは，社会的な視点に立って，既存の価値観にとらわれることなく表現するために構想を練ることであり，スケッチなどにより図式化したり，言葉により考えを整理したりするなどして，他者の意見なども参考にすることも大切である。

指導に当たっては，伝達性や機能性などを考え，分かりやすく使いやすく，そして美しく親しみやすい表現となるように構想を練ることが必要であり，造形感覚を養い，リズムやバランス，変化と統一等の造形の原理や理論を活用し，表現の構想に生かすことが大切である。例えば，色彩の体系や配色を理論的に学ぶとともに，自己の感じ方を大切にしながら実際に配色をし，色彩を客観的，分析的にとらえたり，総合的にとらえ直したりしながら構想を深められるような指導の工夫が求められる。また，鑑賞との関連などから，民族や文化によって色彩の特色が異なることや日本の伝統的な文様や色づかいなどについて理解し，日本の伝統的なデザインのおよさを現代的なデザインに生かすなどの柔軟で多様な視点をもつことができるような題材の設定も求められる。

ウ 意図に応じて材料や用具の特性を生かすこと。

ウは，技法，材料や用具の特性を理解し，意図に応じてそれらの効果を生かし，工夫して表現する技能に関する指導事項である。

「意図に応じて材料や用具の特性を生かすこと」とは、表現の目的や意図に応じて、デザインで使う様々な材料や用具の特性を理解し、選択し、生かして制作することである。特に、デザインの表現では、構想段階のイメージを的確に表現するための技能が求められる。したがって、材料や用具を効果的に使い、アイデアスケッチ等に基づいて表現するなどの技能が必要となる。紙類、木材
5 類、プラスチック類、金属類などの自然物や人工的な素材及び、それを用いて表現するための鉛筆、絵の具、筆、刃物類などの用具などを的確に活用するなどして、材料の生かし方や制作の方法について考え、デザインの表現技能を高めることが大切である。

指導に当たっては、制作過程で気付いた課題に対して新しい工夫なども加えながら、構想に基づいて自己の意図を効果的に表現する技能を育成することが大切である。そのためには、生活を心豊
10 かにする魅力ある題材を通して、主体的に材料や用具の特性や効果について理解し、技術や技法等を学び、創造的に表現するための基礎となる技能の定着を図りながら、それらを主体的に活用する力を育成することが求められる。

15 エ 表現方法を工夫し、目的や計画を基に表現すること。

エは、効果的な表現方法を創意工夫し、デザインの目的や計画に基づいて表現することに関する指導事項である。

「表現方法を工夫し、目的や計画を基に表現すること」とは、表現方法を工夫し材料や用具を用
20 いて描いたりつくったりする際に、生徒自らのデザインの目的などを確認しながら計画や手順などを十分吟味し、制作の見通しをもって創造的に表現することである。

ここでの「目的」とは、例えば、視覚伝達のデザインでは、誰に、何を、どのようなイメージを重視して伝えるかなどのデザインの目的のことである。また、「計画」とは、実際に材料や用具などを使う段階で、絵の具などで着彩する際に、どのように仕上げるのかをイメージし、描いたりつ
25 くりたりする順序を考え、制作の過程を組み立てることである。「目的や計画を基に表現する」とは、デザインの目的や計画に基づいて、どのように表現したいかということを明確に意識し、その実現のためには、どこからどのように作業を進めていけばよいか検討し、見通しをもって表現することである。

指導に当たっては、自己の表したいことを具現化できるように材料や用具の特性を十分理解し、
30 その効果などを考えながら計画を立てて表現するようにすることが重要である。生徒の表したいものに応じて、完成までの目標と見通しがもてるようにするとともに、知識と技能を調和よく身に付け、計画的に表現できるようにすることが大切である。

35 (3) 映像メディア表現

ア 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。

イ 色光、視点、動きなどの映像表現の視覚的要素を工夫して表現の構想を練ること。

ウ 意図に応じて映像メディア機器等の用具の特性を生かすこと。

40 エ 表現方法や編集を工夫して表現すること。

「美術」における「映像メディア表現」では、中学校美術科との関連を考慮し、写真、ビデオ、コンピュータなどの映像メディアの特性を生かし、感性を働かせて、感じ取ったことや考えたこと、目的、機能などを基に主題を生成し、映像表現の視覚的要素を生かした表現方法や編集を工夫し表
45 現する能力を育成することをねらいとしている。

写真や映画の技術、さらにコンピュータの発達は、視覚的なイメージを精緻かつ高速に記録、複製、伝達することを可能にし、画像編集や様々な情報を統合した表現を容易にすることによって、多様で創造的なイメージの生成を促し、私たちの視覚的経験を飛躍的に拡大させてきた。それによ

って、写真、ビデオ、コンピュータなどの映像メディアは、視覚イメージの世界に革新的な変容をもたらしただけでなく、現代のビジュアル・コミュニケーションにおいて、ますますその重要性を増しつつある。「映像メディア表現」の学習では、映像メディアによる表現の多様な働きについて実践的に理解するとともに、その優れた特性を生かして創造的な表現活動を行うことが大切である。

5 さらに、国際社会の下で、心豊かな日本人としての感性をはぐくみ、豊かなメディア社会を形成していく資質を高めることが重要である。

従前の「映像メディア表現」では、「伝達」のための表現に重点を置いて示していたが、今回の改訂では伝達などの「目的や機能」を基にした表現だけでなく、「感じ取ったことや考えたこと」を基にした表現としての位置付けも明確にして内容を整理した。

10 「感じ取ったことや考えたこと」を基にした表現の指導では、人やもの、出来事などから感じ取ったこと、自己の考えや心の世界などを、映像メディアの特性を生かして表現する自己表現の能力の育成を目指している。例えば、写真で自己の思いや感動を表現したり、想像力を働かせてコンピュータで空想の世界を描いたりすることなどが考えられる。

また、「目的や機能」を基にした表現の指導では、映像メディアの特性を生かし、情報を視覚化
15 し美しくかつ分かりやすく伝えるためのビジュアル・コミュニケーション等の能力の育成を目指している。例えば、視覚的なプレゼンテーションのための映像表現、インタラクティブなウェブページの作成などが考えられる。

指導に当たっては、なぜ映像メディア機器を用いるのかを十分検討し、機器等の特性を生かした題材を工夫することが重要である。具体的には、写真、ビデオ、コンピュータなどを用いて、対象
20 の動きや、時間の経過に伴う変化などを工夫して表現したり、対象を撮影し、その画像や動画の複製や合成、形の変形や変換、色の置換や変換及びその他の特殊効果によって多様なイメージを表現するなど、映像メディアならではの表現の特質を生かした題材の設定が求められる。

また、映像メディア機器は、様々な素材や画像、情報等を瞬時に取り込むことができるなどの特性がある。そのため、これらの特性を効果的に活用するとともに、生徒が主題に合った素材や資料
25 を選択することができる感性や判断力を養うことが大切である。

ア 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。

30 アは、映像メディアの特性を踏まえて、感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、主題を生成することに関する指導事項である。

「感じ取ったことや考えたこと」とは、感性を働かせてとらえた対象の形や色彩、光の新鮮な美しさ、驚きや不思議、生命や身近な自然、生活の中での感動、それらから生じた思いや考えなどの
35 ことである。

「目的や機能」とは、誰に、何を、どのような場面で伝えるのかという目的や、そのためにはどのような働きが必要なのかという機能などのことである。

「映像メディアの特性を生かして主題を生成すること」とは、映像メディアの特性を生かして、表したいこと
40 の中心となる考えやテーマを、生徒自らが作り出すことである。特に、映像メディア表現では、画像の加工や合成を工夫した表現、時間の経過や気持ちの変化、動きを基にした表現、色光の効果や視点等を工夫した表現など、映像メディアの特性を踏まえた主題を考えることが大切である。例えば動画の表現では、時間の経過による変化を表現できるという特性を生かして、気持ちや感情の変化などを基に物語性を生かした主題をつくりだしていくことなどが考えられる。

指導に当たっては、自然、人々の生き方や生活の様子、環境、地域の文化的行事、伝統や民話など
45 様々な事柄に目を向け、自己の内面、自然や他者との共生などを考えたり、心や感性を働かせて対象や様子などをよく見つめ、よさや美しさ、行動の背景にある人間の様々な感情や考えなどを感じ取ったりし、映像メディアの特性を生かして、多様な視点から主題を生成することが大切である。

イ 色光，視点，動きなどの映像表現の視覚的要素を工夫して表現の構想を練ること。

イは，主題を基に映像表現のもつ視覚的要素を生かして，表現の構想を練ることに関する指導事項5 5 頂である。

「色光，視点，動きなどの映像表現の視覚的要素を工夫して」とは，主題を表現するために，色光，視点，動きなどの映像表現における視覚的要素について理解し，その表現効果や伝達効果を考えて工夫することである。

例えば，写真やビデオの表現では，光をとらえる方向や光の量によって発色や立体感，質感などが10 10 変わることや，カメラアングルやカメラポジション，画面サイズ，フレーミングの違いによる表現効果の違いなどを理解し，表現を構想する際に役立てることが大切である。また，アニメーションの表現では，キャラクターの画面の中での大きさや動かし方，場面のつなげ方による表現効果の違いなどを考えることが大切である。

「表現の構想を練ること」とは，映像表現の視覚的効果を表現意図に応じて工夫し，心豊かな構15 15 想を練ることである。

例えば，写真では，アイデアスケッチや試し撮りをして構想を練ったり，ビデオやアニメーションの表現では，場面のつなげ方やカットの構図などによる効果的な表現を工夫するため，絵コンテを作成しながら構想を練ったりすることが考えられる。

指導に当たっては，視覚的要素の基本原則とその効果について体験的に理解し，構想に生かすこ20 20 とが大切である。例えば，写真表現における色彩の表現については，対象が反射したり発したりする色光そのものをとらえて表現することから，順光，逆光，斜光などによる画面の明るさのバランスや明度差などが作品の色彩に大きく影響することなどを体験し，試行を繰り返す中で意図に応じた効果的な表現の構想を練ることが必要である。その際，鑑賞との関連を図るなどして視覚的要素の効果を十分理解することも大切である。

また，ビデオやコンピュータなどによる表現は，具体的な映像になったものを見ながらやり直し30 30 ができるという特性があり，実際に制作をしながら構想を練っていくことも多い。そのため，アイデアスケッチ等に多くの時間を費やすよりも，実際に制作する時間を多く確保し，制作をしながら構想を固めていく方が効果的な場合もあるので，題材や生徒の実態に応じた指導計画を工夫する必要がある。

ウ 意図に応じて映像メディア機器等の用具の特性を生かすこと。

ウは，カメラ，ビデオカメラ，コンピュータなどの映像メディア機器等の様々な用具の特性を理解35 35 し，意図に応じてそれらの効果を生かし，工夫して表現する技能に関する指導事項である。

「意図に応じて映像メディア機器等の用具の特性を生かすこと」とは，カメラ，ビデオカメラ，プ40 40 ロジェクター等の映像機器，コンピュータやその周辺機器などの特性を理解し，表現意図に応じてそれらの効果的な使い方を工夫したり，機器を組み合わせた使用方法を工夫したりすることである。カメラは，肉眼ではとらえきれない瞬間的な記録や精密描写に優れているとともに，絞り，シャッタースピード，フォーカス，カメラアングルなどを工夫することによりイメージに合った表現が可能である。コンピュータは，画像や映像の合成，変形や色の変換，さらに，それらの機能を組み合わせるなどにより様々な表現をつくりだすことができる。

また，ここでの学習は，映像メディア機器等を活用する技能を高めることを基本とするが，例え45 45 ば，手づくりの装置によって動画を制作する場合や，アニメーションの原画を筆などで描く場合などは，手で描いたりつくったりすることもここでの技能となる。

指導に当たっては，自己の意図に基づいて機器を活用して表現に生かすことができるように，試50 50 作するなどして映像メディア機器の特性を体験的に理解しながら表現を工夫していくことが大切である。例えば写真の表現では，背景をぼかして被写体を強調する場合，絞りの数値や対象との距離

を変えながら試し撮りをし、絞りと被写界深度の関係を理解しながら効果的な絞りの数値等を決めていくことが考えられる。また、アニメーションの表現では、コンピュータの動画ソフトの基本的な操作や機能について理解し、そのデジタルデータとしての特性を生かして、動画データの再生と部分修正によってキャラクターなどの動きや変化を試しながら、意図したイメージに近づけていくことが考えられる。

エ 表現方法や編集を工夫して表現すること。

10 エは、効果的な表現方法や編集を工夫して表現することに関する指導事項である。

「表現方法や編集を工夫して表現すること」とは、表現意図を一層明瞭にするために、複数の写真を組み合わせて表現したり、コンピュータを使って画像や映像を編集したり、映像と音声を組み合わせるなどして、楽しい表現や美しい表現、見る者の心を打つ表現などを、より効果的に工夫することである。写真は、複数を組み合わせて用いることにより、一層深みのあるイメージを表現したり、時間の経過やストーリーを表現したりすることができる。また、デジタルカメラで撮影した画像は、コンピュータの画像編集ソフトによって、変形・合成したり、色調を変えたり、特殊効果を用いたりして、様々な表現効果を加えることができる。ビデオカメラで撮影した映像は、分割して再構成したり音楽やナレーションなどと組み合わせたりすることによって、より効果的な表現を工夫することができる。

20 このように、写真、ビデオ等で表された素材などを基に編集を加えたり、作り直したりしながらよりよいものに高めていくことが「映像メディア表現」における表現方法の特性の一つと言える。このような編集の活動においては、構想と技能が常に関連しながら働くことになる。

指導に当たっては、主題を大切にしていより効果的な表現を生み出すために、機器等の特性を生かした効果的な使い方や組み合わせ方などについての技能を高めるようにすることが重要である。また、試作や、やり直しなどの場面や時間を確保し、機器等の操作などに十分慣れるようにするとともに、表現が深まるように具体的な視点や方法を示すなどの指導が大切である。例えば、コンピュータなどのデータで保存できる表現等については、途中段階からの修正も比較的容易にできることから、ある程度完成した段階で互いに鑑賞し合い、他者の意見等を踏まえて表現の改善を図るなどの方法も考えられる。

30

B 鑑賞

鑑賞に関して、次の事項を指導する。

35 ア 美術作品などのよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫などを感じ取り、理解を深めること。

イ 映像メディア表現の特質や表現の効果などを感じ取り、理解すること。

ウ 自然と美術とのかかわり、生活や社会を心豊かにする美術の働きについて考え、理解を深めること。

エ 日本の美術の歴史や表現の特質、日本及び諸外国の美術文化について理解を深めること。

40

「美術Ⅰ」における「B鑑賞」では、中学校美術科での学習を基礎にして、自然や美術作品、文化遺産などのよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫を感じ取り、作品に対する自分の考えをもつとともに、自然や社会と美術との関係、日本及び諸外国の美術文化などについての理解を深めることをねらいとしている。

45 自我を確立し、自己の美意識や価値観を形成するこの時期の鑑賞の学習では、生徒が自己を見つめ、自分の価値意識をもって美術をとらえ、主体的・積極的に鑑賞する態度を身に付けることが大切である。

鑑賞もまた創造活動の一環であることから、生徒が対象に対し能動的に接し、感性を豊かに働か

せて、作品などに対する自分としての意味や価値をつくりだすことが求められる。そのためには、新たな視点で作品をとらえ直したり、他の作品と比較して相違や共通性に気付いたりするなど、生徒が関心をもって具体的によさや美しさを感じ取れるように指導を工夫することが必要である。

指導に当たっては、自然や美術作品などに接し、対象や作品の造形的なよさや美しさ、内包される作者の考え、世界観などを感じ取るとともに、制作過程や表現の工夫などを追体験するなどして作品への理解を深めたり、自己の表現に生かすよう試みたりして、表現と関連付けることも必要である。

その際、生徒が主体的に作品を鑑賞し、よさや美しさなどを感じ取り味わい、調べたり討論や批評をし合ったりすることを通して、作品に対する理解を深めていくことも大切である。

10

ア 美術作品などのよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫などを感じ取り、理解を深めること。

15 アは、絵画・彫刻、デザイン、映像メディア表現などの幅広い作品から、そのよさや美しさなどを感じ取り、鑑賞する楽しさや喜びを味わうとともに、その特徴をとらえ分析するなどして、作品に対する見方や感じ方、考えなどをもち、理解を深めることに関する指導事項である。

「美術作品などのよさや美しさ」とは、形や色彩、材料などから感じ取れる造形的なよさや美しさ、構成の要素、伝達性・機能性、光や時間などのイメージ、全体の調和や造形作品がその場にもたらず雰囲気などのよさなどのことであり、ここではまず、美術作品の特徴や印象を直観的にとらえることが大切である。

「作者の心情や意図と表現の工夫」とは、表現の背景にある作者の感動や夢、思いや願い、考え方、理論や思想、信仰、作品に込められた情熱や精神、見る人、使う人への配慮と、それを表現するための作者の表現の工夫などのことである。

25 表現の独自性や創造性、表現意図に応じた素材の生かし方、表現技術やその効果、作品の背景にある時代や社会、生活などを分析的に、あるいは総合的にとらえることが大切である。

「感じ取り、理解を深める」とは、単なる理解にとどまらず、作者の内面性に迫り、それらに共感して作品をより深く味わい、作品や作者についての理解を深めるなどのことである。社会や時代が変化しても、大切にされている普遍的な価値に気づき、美を感じ取り、思考・判断できるよう鑑賞の能力を高めることが重要である。

指導に当たっては、主題に基づいて作品の背景を見つめ分析するなどして総合的に味わうとともに、調査・研究したり討論したりすることも大切である。

また、生徒一人一人の異なった感じ方や考え方を尊重するとともに、互いの生徒の作品についても、対象のとらえ方や感じ方、表現の違いとそれぞれのよさなどに気づき、自他の特性や個性について認識理解を深めるよう配慮することが必要である。

35

イ 映像メディア表現の特質や表現の効果などを感じ取り、理解すること。

40 イは、映像メディア表現の多様な表現効果を感じ取るとともに、その特質を理解することに関する指導事項である。

「映像メディア表現の特質や表現の効果」とは、視覚的なイメージを記録、複製、発信・交流するなどの映像メディアの特質、色光、視点、動きなどの視覚的效果を生かして表現される機器を活用した独自の表現効果のことである。

45 映像メディア表現は、機器の開発や発展、普及により、既成の美術の枠組みを超えた様々な表現が可能になり、造形的な革新を生んできた。

光や時間、音、空間やイメージなど映像メディアがもたらす豊かな表現と、写実性、記録性、即時性、時間性、物語性などその独自の造形性や芸術性を幅広くとらえ、作者の表現意図と映像メデ

ィア表現の特質を生かした表現の効果を読み取ることが大切である。

「感じ取り，理解する」とは，映像メディアで表現された作品を通して，作品の主題や作者の表現意図，効果的な表現の工夫などを読み取り，作品や作者について理解を深めることである。

- 5 映像メディア表現が一つの美術表現として広く認知され，社会や生活に定着しつつあることを理解し，学習のねらいに適した作品を明確な視点をもって鑑賞し，生徒が映像メディア表現のよさを実感をもって味わうことが大切である。

指導に当たっては，原則としてアの事項との関連を図りながら，編集・加工などの特質とともに，映像メディア表現には情報を発信・交流する媒体としての双方向性や伝達性などの側面や可能性があることを理解させることも重要である。

10

ウ 自然と美術とのかかわり，生活や社会を心豊かにする美術の働きについて考え，理解を深めること。

- 15 ウは，生活や自然の中にある造形的なよさや美しさなどを主体的に感じ取るとともに，生活や社会を明るく心豊かにし，向上させる上で美術がもつ意義や働きを理解することに関する指導事項である。

「自然と美術とのかかわり」とは，自然物，自然現象，風景などに見られる造形的な美しさ，自然界にある美的秩序や美しい空間，それを基に創造的に表現された作品などに見られる自然と美術
20 とのかかわりのことである。作品の主題や表現の対象としてだけでなく，作品の素材としての自然にも目を向けるとともに，我が国の気候や風土，環境，歴史等を背景にした独特の感性をもって形成された日本人の自然に対する美意識を理解させることも大切である。

「生活や社会を心豊かにする美術の働き」とは，生活や社会を明るく心豊かにする上で，絵画や彫刻，デザイン，映像メディア表現等が果たす役割や機能等のことである。

- 25 形や色彩には，人間に様々な心理的，精神的作用を及ぼす機能があり，例えば，デザインされた様々な製品や環境との調和を考えた造形作品などが生活空間に置かれたり使われたりすることにより，生活や社会を心豊かに演出することができる。日ごろ見慣れたものなどを新たな視点からとらえさせるなどして，生活や社会における美術の働きを実感をもって味わうことができるようにすることが大切である。

- 30 また，床の間に飾られている掛け軸や生け花，襖^{ふすま}絵など生活の中にある造形や美術などを基に，美術文化に関連付けた学習をすることも大切である。

「考え，理解を深めること」とは，自然や人々の生活，社会・環境などを観察したり調べたりして，自然と美術のかかわりや生活や社会における美術の働きなどについて考察し理解を深めることである。

- 35 指導に当たっては，単なる理解にとどまらず，自然との調和や共生等の視点から自分自身の生活をより心豊かなものにする態度をはぐくむことが重要である。また，美術が新しい価値観を社会に発信することで，文化の流れを創造し，社会に貢献する働きや役割をもっていることについて理解することも大切である。

- 40 さらに，地域の行事等における造形作品などの役割について理解し，地域との連携を通して日々の生活において美術文化に親しみ，美術を愛好する態度を養うことが大切である。

エ 日本の美術の歴史や表現の特質，日本及び諸外国の美術文化について理解を深めること。

- 45 エは，我が国の伝統的な美術の表現の特質や様式，主題や表現方法，日本及び諸外国の美術文化について理解を深めることに関する指導事項である。

人類が長い歴史の中で英知と想像力を働かせ，創造してきた美術の文化遺産や作品などは，時代や民族，国や地域の相違を超えて人々に感動を与え，人間が美を憧憬する普遍の精神のもとに受け

継がれてきたものである。

様々な美術作品を鑑賞することにより，それぞれの国や時代における人々の美意識や創造的精神を感じ取り，我が国の美術の伝統や文化を，誇りをもって受け止め，継承と創造への関心を高めるとともに，国際社会に生きる日本人として，異なる文化や歴史に敬意を払い尊重する態度を養うことが必要である。

「日本の美術の歴史や表現の特質」とは，我が国の自然環境や歴史の流れの中で，生み出された様式や表現に見られる作風などの共通点や相違点のことである。

日本の美術は，時代の流れの中で多くの異文化を吸収咀嚼しつつ発展・変容し，独自の文化を形成してきたという特質がある。これらを踏まえ，日本文化の根底に受け継がれてきた独自の美意識や自然観，それぞれの時代の創造的精神や美を求める心情，創作への知恵などを感じ取ることが重要である。例えば，絵巻，障屏画，浮世絵等，特定の時代に栄えた表現や，大和絵，水墨画などの表現方法，題材，材料の特質などについて調べるなどして，それらのよさや美しさを理解したり，その相違や共通点を比較検討したりしながら，その特質を把握させることが大切である。

「日本及び諸外国の美術文化について理解を深めること」とは，日本及び諸外国や様々な地域における美術に関する作品，作風，作家，価値観，美意識などの表現の総体として美術文化を位置付け，伝統的かつ創造的側面を重視して理解を深めることである。各時代の生活や社会の状況，信仰や人生観など人々の精神的背景に裏付けられつつ形成されてきた日本の美術文化について理解するとともに，諸外国にもそれぞれの歴史や気候風土を背景として形成された特有の美術文化があり，互いに影響し合って変遷し，発展していることを理解することが必要である。

例えば，日本の美術文化はアジア諸国から多くの影響を受けて発展してきたが，ヨーロッパの絵画やデザインに大きな影響を与えたことなどについても理解し，より広い視野をもって日本と諸外国の美術との関連について理解を深めることが大切である。

これらの学習を通して，日本及び諸外国の美術文化についての理解を深め，国際社会に生きる日本人としての自覚を高めることが大切である。

指導に当たっては，文化遺産などを特定の時代や地域のみ限定された独立したものとしてとらえるのではなく，過去から現在に続く大きな歴史の視点からとらえ，伝統的価値観が，現代の生活にも息づいていることに気付かせるとともに，その価値を尊重し継承しようとする心情や態度を育成することが大切である。

4 内容の取扱い

(1) 内容のA及びBの指導に当たっては，中学校美術科との関連を十分に考慮し，A及びB相互の関連を図るとともに，Bの指導については，適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。

「美術Ⅰ」は，中学校美術科の学習の基礎の上に設けられた科目であり，内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては，中学校における学習経験や生徒の能力・適性，興味・関心等を十分に考慮して指導計画を作成することが重要である。

指導計画の作成に当たっては，「A表現」と「B鑑賞」との関連を考慮し，学習のねらいに応じて，それぞれを関連させて扱ったり，独立した鑑賞の時間を設けたりするなど指導の効果を高める工夫が必要である。その際，美的体験を通して感性を高め，見方や考え方など芸術科としての美術の基礎となる資質・能力を確実に身に付けられるようにすることが大切であり，鑑賞に充てる時数を適切かつ十分に確保する必要がある。

(2) 内容のAの(1)については、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。また、(2)及び(3)についてはいずれかを選択して扱うことができる。その際、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、目的や機能などを考えた表現の学習が調和的に行えるようにする。

「A表現」の題材の設定については、生徒の希望や特性に配慮しつつ、表現の基礎的な能力・態度を養う観点から、選択的な取扱いができるようにしている。

今回の改訂では、「A表現」の「(3)映像メディア表現」に、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、目的や機能などを考えた表現の両方を位置付けた。このことを踏まえて、「A表現」の内容を選択して扱う場合は、次の点に留意し、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、目的や機能などを考えた表現の調和を図る必要がある。

「(1)絵画・彫刻」は、絵画と彫刻のいずれか一方を選択して扱うことができること。

「(2)デザイン」と「(3)映像メディア表現」については、(3)において目的や機能などを考えた表現を取り扱う場合、「(2)デザイン」といずれか一方を選択して扱うことができること。これを図に表すと次の「指導計画の作成例」となる。

「A表現」の指導計画の作成例

例	(1)絵画・彫刻 (感じ取ったこと)		(2)デザイン (目的や機能)	(3)映像メディア表現	
	絵画	彫刻		(感じ取ったこと)	(目的や機能)
1					
2					
3					
4					

この「指導計画の作成例」1～4を上回って題材を設定することは可能である。指導に当たっては、学校の実態等を踏まえ、生徒の希望に柔軟に対応して選択の幅を広げるなど、指導を工夫することが求められる。

(3) 内容のAの指導に当たっては、スケッチやデッサンなどにより観察力、思考力、描写力などが十分高まるよう配慮するものとする。

デッサンについては、従前では、「(1)絵画・彫刻」の内容に示していたが、スケッチやデッサンは、「A表現」全体にかかわる学習であることから、内容の取扱いにおいて、表現の指導に当たっての配慮事項として新しく示した。スケッチやデッサンは、それぞれが表現の喜びを味わうものであるとともに、表現の発想や構想の場面から、完成作品の発表や展示までのあらゆる場面に必要な学習でもある。それらは、描写力だけでなく、観察力や思考力などを育成するものでもあり、そのねらいを明確にし、表現の能力を育成するために効果的に取り入れることが大切である。

(4) 内容のBの指導に当たっては、作品について互いに批評し合う活動などを取り入れるようにする。

鑑賞において造形的な視点を豊かにもって対象をとらえるためには、言葉で考えさせ整理することも重要である。言葉にすることにより、美しさの要素が明確になったり、言葉を使って他者と意見を交流することにより、新しい価値などに気付いたりすることができるようになるからである。

指導に当たっては、生徒が個性を尊重し合いながら、美術作品や互いの作品について批評し合い
討論する機会を設け、自他の見方や感じ方の相違などを理解し、見方や感じ方を広げ、作品に対す
る理解を深めるようにしていくことが必要である。その際、鑑賞レポートを作成するなどの学習も
充実させていくことが大切である。

5

(5) 内容のBについては、日本の美術も重視して扱うとともに、アジアの美術などについても
扱うようにする。

10 「B鑑賞」では、美術作品や文化財などに表れている表現の特質などを理解するために、その背
景となっている伝統と文化を学習し理解することが必要である。とりわけ国際社会の中で生きる日
本人として、我が国の伝統と文化を尊重し、そのよさや美しさを理解するとともに、日本及びアジ
アなど諸外国の美術に対する知識を広げ、理解を深め、日本の美術文化を発信していくことがで
きる素地を培うことが大切である。

15

(6) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する
態度の形成を図るようにする。

20 生徒が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態
度を育成することが重要である。その指導の中で、著作権などの知的財産権に触れ、作者の権利を
尊重し、侵害しないことについての指導も併せて必要である。

25 絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真、テレビ番組、映画、コンピュータソフトなどの
作品には原則として著作権がある。このため、絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真を用
いて模写をしたりコラージュをしたりすること、テレビ番組や市販されているビデオやコンピュ
ータソフトの一部ないし全部を使用してビデオ作品を制作することなどについては、原則として著作
権をもつ者の了解が必要である。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす
場合には著作者の了解を得る必要がない。もっとも、他人の著作物を活用した生徒作品をホーム
ページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したり、看板やポスターなどを地域に貼ったりすること
30 は、例外となる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。なお、原則として、
個人が著作者の場合はその没後50年、法人が著作者の場合は公表後50年、著作者にかかわらず
映画の場合は公表後70年を経たものは、著作権がなく、自由に利用できる。

生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解さ
せ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担ってい
35 ることにも気付かせるようにする。

また、肖像権については著作権などのように法律で明記された権利ではないが、プライバシーの
権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので、写真やビデオを用いて人物などを撮影して
作品化する場合、相手の了解を得て行うなどの配慮が必要である。

40

(7) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所におけ
る安全指導などを徹底するものとする。

事故防止のためには、刃物類をはじめとした材料・用具の正しい使い方や手入れや片付けの仕方
45 などの安全指導を徹底することが必要である。また、用具や機械類は日常よく点検整備し、特に、
刃物類の扱いや保管・管理には劣化の点検など十分留意し、事故を招かないようにすることが必要
である。

また、塗料類及び薬品類の使用に際しては、換気や保管・管理を確実にを行うとともに、薬品など

に対してアレルギーのある生徒などを事前に把握するなどの配慮も必要である。

第5節 美術

1 性格

5 「美術」は、「美術Ⅰ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「美術」は、「美術Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、美術の諸能力を伸ばすことなどをねらいとしている。今回の改訂では、豊かな美的体験を通して実感をもって美術についての理解を深めることを重視した。そのため、「美術」では、
10 従前は表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択して学習できることとしていたが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するように改めた。

2 目標

15 「美術」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「美術Ⅰ」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

20 美術の創造的な諸活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、美術文化についての理解を深める。

「美術」と同様、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって美術への永続的な愛好心をはぐくんでいくことを重視し、「美術を愛好する心情に」新しく「生涯にわたり」を加えている。

25 「美術」は、「美術Ⅰ」における幅広い美的体験の上に立ち、創造的な美術の諸活動を通して、自然や自己、社会などを深く見つめ表現する能力や、美術作品を多様な視点から分析し理解したり、心豊かな生き方にかかわる美術の働きを理解したりするなどの鑑賞の能力を伸ばすことをねらいとしている。特に、生徒自らが課題を見付け解決する能力を養うため、主体性や個性を尊重し、生徒のよさや美意識を生かした学習活動になるよう配慮し、感性を高め、美術を愛好する心情をより深
30 いものにしていくことを重視している。

美術が心豊かな生き方を実現するために役立っていることに気付くとともに、よりよいものを生み出そうとする自覚を高め、美術の社会における役割、また、日本及び諸外国の美術文化についての理解を深めることが大切である。

「個性豊かな表現と鑑賞の能力」とは、美的直観力や柔軟な思考力、判断力等を身に付け、自己の価値意識を基にした創造的な表現や鑑賞の能力のことを示している。

表現と鑑賞の範囲を広げ、多様な視点から学習を深め、自己の主體的な考えや判断をより普遍的な視野から表現と鑑賞の活動に生かすことが必要である。

3 内容

40

A 表現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 絵画・彫刻

- 45 ア 自然、自己、社会などを深く見つめて主題を生成すること。
イ 表現形式を選択し、創造的で心豊かな表現の構想を練ること。
ウ 主題に合った表現方法を工夫し、創造的に表現すること。

「美術」における「絵画・彫刻」では、「美術Ⅰ」での学習を基礎にして、自然や社会と自己とのかかわり、自己の内面や在り方などを感性を働かせて深く見つめ、主題を生成し、表現形式を選択し、創造的で心豊かな表現の能力を伸ばすことをねらいとしている。

5 特に「美術」では、自己の内面に照らして対象をとらえ、美的直観力や柔軟な思考力、判断力等を身に付け、自己の価値意識を基にした独自の表現を深めていくことが大切である。絵画や彫刻などで表現する活動は、感動や自己の思いなどを美的に造形する行為であるとともに、自己の考えを形にして他者に発信することでもある。社会における自己の在り方などに関心が高まるこの時期の学習では、自己の在り方や生き方を追求する態度を重視するとともに、広く自然、社会、他者な
10 どののかかわりの中にある自己にも目を向け、他者を尊重する態度や共感する心などを大切に、主題を基に表現を深めていくことが求められる。

指導に当たっては、生徒が、対象や自己を幅広く多様な視点からとらえながら、自己の価値観を大切にして主体的に主題を生成していくことが大切である。そのためには、題材の設定や導入の方法を工夫するなどし、既成の概念にとらわれない柔軟なものの見方を培い、新しい気付きや感動が
15 生徒の中に生じるような指導が求められる。

ア 自然、自己、社会などを深く見つめて主題を生成すること。

20 アは、自然、自己、社会などを深く見つめ、感じ取ったり考えたりする中で、主題を生成することに関する指導事項である。

「自然、自己、社会などを深く見つめて主題を生成すること」とは、感性を働かせて、自然や自己、社会などを深く見つめて表したいことを中心となる考えやテーマを、生徒自らがつくりだすことである。例えば、自然の美しさや厳しさ、偉大さや不思議さ、移ろいなどに感動したり畏敬の念
25 を感じたり、時代を越えて愛され伝えられてきたものや新しく生み出されたものなどに価値を見いだしたり、自己の在り方や生き方を問い直し、願いや夢などを思い描いたりするなど、自己の内面に照らして深く考えながら主題を生成することである。

指導に当たっては、自己の体験や実感などから得た思いや考えなどを基に、概念にとらわれることなく、より創造的で主体的な表現の主題を生成できるよう配慮することが大切である。また、対
30 象の美しさは自己の心の中にあることに気付かせるなど、対象を見ることを通して自己を見つめ、豊かに主題をつくりだすための具体的な指導の工夫が求められる。

イ 表現形式を選択し、創造的で心豊かな表現の構想を練ること。

35 イは、主題を基に表現形式を選択し、自己の表現世界を一層深め、創造的で心豊かな表現の構想を練ることに関する指導事項である。

「表現形式を選択し、創造的で心豊かな表現の構想を練ること」とは、それぞれの表現形式のよさや効果などを理解し、主題に合った表現形式を選択し、自己の思いや考えを大切にして独自性のある表現の構想を練ることである。絵画では、日本画、油彩画、水彩画、版画、漫画、イラストレーション、その他の複合的表現など、彫刻では、塑造、彫造、その他の複合的表現などがある。これらの表現の特質を理解し、絵画にレリーフ的表現を取り入れたり、立体物に描画したりするなど、様々な表現の可能性を試行錯誤しながら構想を練ることなども考えられる。

指導に当たっては、広く自然や社会、他者へ目を向け、自己の美意識や価値観を基に自らの視点を明確にしなが
45 ら、創造的で心豊かな表現の構想を練ることができるようにすることが大切である。

その際、美しさ、優しさ、楽しさ、夢やあこがれ、詩情など感情をより豊かに表現することを大切に、自己の表現したい主題がよりよく表現できるように構想を深めるとともに、作品を発表す

る場を想定するなどして、意欲をもって構想を深められるような指導の工夫が求められる。

ウ 主題に合った表現方法を工夫し、創造的に表現すること。

5

ウは、主題に合わせて、効果的な表現方法を工夫し、自己表現を追求しながら創造的に表現することに関する指導事項である。

「主題に合った表現方法を工夫し、創造的に表現すること」とは、主題を効果的に表現するために、自己の見方や感じ方を生かし、主題に合った表現方法を工夫し、試行錯誤しながら創造的に表現することである。

指導に当たっては、生徒が対象の美しさや表したい感情などをより効果的に表現するための形体や色彩、構成等の諸要素を理解し、作品のイメージを追求しながら創意工夫できるようにすることが大切である。

また、想像力を豊かに働かせ、抽象的表現や新たな材料や用具の活用に取り組むなどして、豊かな発想を基に創造的な表現ができるような題材の設定が求められる。

15

(2) デザイン

20

ア 自然、自己、社会などを深く見つめ、生活を美しく豊かにするデザインの働きを考えて主題を生成すること。

イ 目的や条件などを基に、デザイン効果を考えて創造的で心豊かな表現の構想を練ること。

ウ 主題に合った表現方法を工夫し、創造的に表現すること。

「美術」における「デザイン」では、「美術Ⅰ」での学習を基礎にして、自然や社会と自己とのかかわり、自己の内面や在り方などを感性を働かせて深く見つめ、生活を美しく豊かにするデザインの働きを考えて主題を生成し、創造的で心豊かな表現の能力を伸ばすことをねらいとしている。

特に「美術」では、自己の内面に照らして対象をとらえ、表現していくことが大切である。具体的には、生活を美しく飾る装飾のデザイン、社会へメッセージを発する伝達のデザイン、使う人などへの思いやりをもった生活の中で使うもののデザインや環境のデザイン等が考えられるが、自己とのかかわりで対象をとらえ、心豊かな生き方を実現するためのデザインの能力や態度を一層高めることが重要である。

指導に当たっては、生徒の興味・関心を基にした個性的な発想を尊重するとともに、それが独善的にならないように、社会との調和や共生を考えて、主題を生成し、構想が深められるように配慮することが大切である。また、ここでは、生徒自身による主体的な問題の発見と課題の設定、表現方法を選択し創意工夫して表現する能力を育成することが重要である。

35

ア 自然、自己、社会などを深く見つめ、生活を美しく豊かにするデザインの働きを考えて主題を生成すること。

40

アは、自然、自己、社会などを深く見つめ、心豊かな社会や環境の形成にデザインがどのように生かされているかを理解し、デザインの必要性を見付け出し、生活を美的に創造的にするデザインの主題を生成することに関する指導事項である。

「自然、自己、社会などを深く見つめ」とは、装飾や伝達、使用等の対象や場である自然や生活、社会などを自己の価値観でとらえ直し、深く見つめることである。つまり、自然や自己、社会などを、自己の内面に照らして深く見つめ、装飾や視覚伝達、使用などのデザインという視点から課題などを考えることである。

45

「生活を美しく豊かにするデザインの働きを考えて主題を生成すること」とは、心豊かに生きていくために、デザインが生活に楽しさや喜びを与え、人と社会を豊かにつなぐ役割を果たすことを理解しながら、デザインの目的や条件を考え、主題を生成することである。

指導に当たっては、デザインが単に作品づくりという狭い目的ではなく、デザインをする「心」が最終的にかたちあるものになること、また、デザインは、生活や社会全体を視野に入れた活動であることを理解させることが必要である。

デザインすることが身近な生活や社会にどのようなメッセージを発信できるか、多様な視点から物事をとらえ直し、豊かで柔軟な考えでデザインの主題を生成できるような指導の工夫が求められる。

10

イ 目的や条件などを基に、デザイン効果を考え、創造的で心豊かな表現の構想を練ること。

イは、主題を基に伝達性や機能性などに配慮した効果的なデザインを考えて、創造的で心豊かな表現の構想を練ることに関する指導事項である。

「目的や条件などを基に、デザイン効果を考え、創造的で心豊かな表現の構想を練ること」とは、目的や諸条件を基に、感性や想像力を働かせて発想し、デザインの表現としての特性を考え、自己の思いや考えを大切に独自性のある表現の構想を練ることである。「目的や条件など」とは、デザインを検討するための目的や条件などのことである。条件には、共通的な視野に立って考えなければならないものと、視覚伝達や使用などのそれぞれのデザインの対象や場面などに応じて考えなければならないものがある。例えば、幼い子どもが使うスプーンをデザインする場合、スプーンの機能という共通性と、幼い子どもが使うという対象や場面を考え、そこに「優しさ」や「楽しさ」などの自らの表現の主題を設定し、それをどのように表すかを考えて構想を練ることになる。

指導に当たっては、生徒がものの見方・感じ方を深め、用途や機能、伝える人や使う人の気持ちなどを考え、自らの視点を明確にしなが、創造的で美しく心豊かな表現を構想することができるようにすることが大切である。その際、作品を発表したり使用したりする場を想定するなどして、意欲をもって構想を深められるような指導の工夫が求められる。

ウ 主題に合った表現方法を工夫し、創造的に表現すること。

ウは、主題に合わせて、効果的な表現方法を工夫し、デザインを創造的に表現することに関する指導事項である。

「主題に合った表現方法を工夫し、創造的に表現すること」とは、主題を効果的に表現するために、自己の見方や感じ方を生かし、主題に合った表現方法を工夫し、材料や用具、技法等を的確に用いて創造的に表現することである。

指導に当たっては、平面や立体における表現の特質、配色の効果、いろいろな材質による効果の違い等を理解し、作品のイメージを確かめながら創意工夫することが大切である。

また、デザインの表現は新しい技術や素材の開発に伴い革新されていく一方で、日本の伝統的な意匠やものづくりの中に新しさを見付け出したりして、材料や技法を学び、制作に生かすことも重要である。

- (3) 映像メディア表現
- ア 自然、自己、社会などを深く見つめ、映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。
 - イ 映像表現の視覚的要素などの効果を生かして創造的で心豊かな表現の構想を練ること。
 - ウ 主題に合った表現方法を工夫し、創造的に表現すること。

「美術」における「映像メディア表現」では、「美術Ⅰ」での学習を基礎にして、自然や社会と自己とのかかわり、自己の内面や在り方などを感性を働かせて深く見つめ、映像メディアの特性を生かして主題を生成し、映像表現の視覚的要素などの効果を生かして表したいイメージや伝えたい情報を映像化し、創造的で心豊かな表現の能力を伸ばすことをねらいとしている。

特に「美術」では、自己の内面に照らして対象をとらえ、表現していくことが大切である。そのためには、生徒が意図に応じて表現方法を選択するような主体的な学習活動を重視することが必要である。また、映像メディア表現が、人々が共に生きていく心豊かな社会の形成に役立っていることに気付くとともに、自己の価値意識をもって、映像メディア表現の在り方などを理解することが大切である。

指導に当たっては、生活や社会の中の課題や映像メディア表現の働きなどに目を向け、自己の表現と他者への心遣いとの調和などを考えて心豊かに主題を生成し、創意工夫して表現する意欲を高めることが大切である。さらに感性や美的感覚を生かし、構想、構成、編集するなどして主題を掘り下げ、個性豊かに表現することが求められる。

15

ア 自然、自己、社会などを深く見つめ、映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。

アは、自然、自己、社会などを深く見つめ、感じ取ったことや生じた課題などと映像メディアの特性を考えて、主題を生成することに関する指導事項である。

「自然、自己、社会などを深く見つめ、映像メディアの特性を生かして主題を生成すること」とは、自然の美しさ、偉大さ、神秘性などに感動したり畏敬の念を感じたり、自己の内面を問い直し願いや夢などを思い描いたり、時代を越えて愛され伝えられてきたものや新しく生み出されたものなどに価値を見いだしたりして、自然や自己の生活、社会などを自己の価値観でとらえ直し、表現したり伝えたりするための主題を生成することである。

指導に当たっては、写真やビデオなどがもつ写実性や記録性、コンピュータやインターネットなどがもつ画像や映像の加工・編集、情報の発信・交流などの特性を理解できるようにすることが大切である。また、行事や慣習など地域の人々の生活の中に日本人の美意識を見いだすなど、自然や他者、社会とのかかわりの中で共に生きることを意味などを考え、自己に問いかけながら主題を生成できるような指導の工夫が求められる。

30

イ 映像表現の視覚的要素などの効果を生かして創造的で心豊かな表現の構想を練ること。

イは、主題を基に映像表現がもつ多様な視覚的要素を効果的に生かすなど創意工夫して、創造的で心豊かな表現の構想を練ることに関する指導事項である。

「映像表現の視覚的要素などの効果を生かして創造的で心豊かな表現の構想を練ること」とは、自由な発想で主題のイメージを広げ、表現意図に合わせて色光、視点や構図、動きや変化などの視覚的要素等がもつ様々な効果を生かし自己の思いや考えを大切にして独自性のある映像メディア表現の構想を練ることである。例えばビデオ作品をつくる場合、撮影におけるライティング、カメラアングル、パンニング、ズーミング、フォーカスの移動、シーンのカットやつなぎ合わせなどによる表現効果、時間表現や物語性などを考えるなどして、独自の工夫により創造的で心豊かな構想を練ることである。

指導に当たっては、自己の考えや主張、他者への思いやりや社会への問いかけなど、自らの視点を明確にしなが、主題に合った表現方法を考え、表現意図に応じて機器を選択し、それらの効果を生かして創造的で美しく心豊かな表現を構想できるようにすることが大切である。

45

ウ 主題に合った表現方法を工夫し，創造的に表現すること。

5 ウは，主題に合わせて，効果的な表現方法を工夫し，映像メディア表現を創造的に表現することに関する指導事項である。

「主題に合った表現方法を工夫し，創造的に表現すること」とは，主題を効果的に表現するために，自己の見方や感じ方を生かし，カメラ，ビデオ，コンピュータ等の映像メディア機器などの特質を柔軟に活用し，主題に合ったよりよい表現方法を工夫し，創造的に表現することである。

10 例えば，ビデオカメラで撮影した素材をコンピュータに取り込み，表現意図に合わせて色調補正や速度調整などを行ったり，シーンのつなぎ目に効果的なトランジションを入れたり，画像処理ソフトを用いて雰囲気のあるタイトルを作成し映像に挿入したりするなど，多様な工夫をこらしながら表現を追求することなどが考えられる。

15 指導に当たっては，デジタルカメラで撮影してコンピュータで調子を整えたり，組写真にしたりして表現意図を明確にする写真表現，プロジェクターやいろいろな色の照明機材などを使って室内や屋外の空間にイメージを映し出す表現など，映像メディア表現の多様性と柔軟性を効果的に生かした創造的な表現を追求させることが重要である。また，共同して行うアニメーションや短編映画づくりなどの場合，単なる分担作業ではなく，一人一人の学習が深まるように，題材や指導計画を創意工夫することが大切である。

20 B 鑑賞

鑑賞に関して，次の事項を指導する。

25 ア 作品や作者の個性などに関心を持ち，発想や構想の独自性，表現の工夫などについて，多様な視点から分析し理解すること。

イ 心豊かな生き方の創造にかかわる美術の働きについて理解を深めること。

ウ 時代，民族，風土，宗教などによる表現の相違や共通性などを考察し，美術文化についての理解を一層深めること。

30 「美術」における「B鑑賞」では，「美術Ⅰ」での学習を基礎にして，美術作品や作者の個性などに関心を持ち，表現の独自性などを多様な視点から鑑賞し，心豊かな生き方の創造にかかわる美術の働き，時代や民族などによる表現の相違や共通性，美術文化についての理解を一層深めることをねらいとしている。

35 美術作品が，作者の独自性や様々な工夫により表現されていることを深く理解するとともに，自己の美意識や価値観を高め，美術の働きによって，生活環境を一層心豊かに築いていくことの重要性を理解することが重要である。

40 指導に当たっては，生徒が興味・関心に基づいて作者や作品の調査・研究などを行い鑑賞レポートを作成したり，部分的な模写などの表現行為を伴う学習を取り入れるなどして発想や構想，表現の工夫を学んだりして，作者の創造の原点に迫るような能動的な鑑賞ができるよう配慮することが必要である。生徒が主体的な鑑賞を通して作者の表現意図に触れ，作品のよさや美しさを発見するとともに，批評し合うなどして作品に対する多様な見方や感じ方があることを理解し，他者の考えを尊重しつつ自己の考えをもつことが重要である。

45 ア 作品や作者の個性などに関心を持ち，発想や構想の独自性，表現の工夫などについて，多様な視点から分析し理解すること。

アは，作品や作者の個性などについて関心を持ち，作者が美術を通して人生や芸術をどのように

追求しているかを感じ取り、発想や構想の独自性、表現の工夫などを多様な視点から分析し理解することで、鑑賞を深めていくことに関する指導事項である。

「作品や作者の個性などに関心をもち」とは、様々な表現に見られる作者の個性や芸術観などについて関心をもつことである。作者の表現の結果としての作品鑑賞にとどまらず、年代によるテーマや様式の変遷や制作過程、試行錯誤の足跡などから作者の考えがどのように作品に反映されているかを理解し、制作の背景である作者が生きた時代や社会、作品や作者の個性などについて深い関心をもつことが大切である。

「発想や構想の独自性、表現の工夫など」とは、作者の独自の発想や構想、表現方法などの工夫のことである。作品の特徴をとらえ、作者の意図、表現テーマやコンセプト、素材や材料の使い方、技法や技術、表現の工夫などを読み取り、それらがどのように生かされているかを考えることが大切である。

「多様な視点から分析し、理解すること」とは、作品のよさや美しさ、表現の独自性や工夫などについて、様々な視点から分析、理解することである。一人の作者の年代の異なる作品、時代や国、地域などを同じくする他の作者の作品、主題や表現形式を同じくする作品などと比較したり、研究したりすることで美術作品をより深く理解することである。

指導に当たっては、主題生成のヒントとなった事象や影響を与えた事柄などから作者の発想や構想の原点を探り、作者が主題を表現するために工夫した方法などについて分析したり自己の制作経験に照らしたりして、考察を深めさせることが大切である。

また、歴史的に定まった価値観のみによって鑑賞するのではなく、自己の見方、考え方で作品をとらえ、他者の意見にも耳を傾けながら多角的に分析することによって、作品に関する理解を深めるとともに個々の美意識が高まるよう配慮することが重要である。その際、自己の考えを言葉などで適切に表現したり鑑賞レポートにまとめたりすることも大切である。

さらに、映像メディアなどの新しい技術や技能によってもたらされる表現と、従前からの表現との違いや共通点などに気付き、その特性を理解するとともに、自己の視点を明確にもって、日常生活の中で美術を鑑賞する楽しさや喜びを味わうことができるようにすることも大切である。

イ 心豊かな生き方の創造にかかわる美術の働きについて理解を深めること。

イは、心豊かに生きることと美術とのかかわりで自己の生き方をとらえ、心豊かな生き方に資する美術の活動や価値について考え、理解を深めることに関する指導事項である。

「心豊かな生き方の創造にかかわる美術の働きについて理解を深める」とは、美術が、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するという働きがあることについての理解を深めることである。よりよいもの、より美しいものを求め、生み出す機能、国や民族の違いを超えて美的共感を与える作用などについて考察し、伝統を継承し新たな価値を生み出し、生活を心豊かにする美術の働きについて理解を深めることが重要である。

指導に当たっては、美術の表現や鑑賞には、情緒の涵養や精神的満足感をもたらす作用があり、日常生活の中で美術の表現や鑑賞の活動に取り組み、生きがいとしている人々が多いこと、また、美術には、個人の生き方や生活を心豊かにしたり、人間関係や国際間の理解を深めたりする働きがあることに気付き、様々な美術の在り方や社会とのかかわり、美術文化や伝統の形成について関心をもって、よりよい社会の価値観をつくろうとする意欲と態度を培うことが必要である。

ウ 時代、民族、風土、宗教などによる表現の相違や共通性などを考察し、美術文化についての理解を一層深めること。

ウは、それぞれの時代、地域、民族、気候、風土、宗教などによる表現の特質等を知り、表現形

式や表現方法の相違や共通性，変遷や普遍性等を考察して，美術文化についての理解を深めることに関する指導事項である。

「時代，民族，風土，宗教などによる表現の相違や共通性などを考察し」とは，時代の特徴，民族や風土の特質，地理的条件，宗教や信仰，社会や生活の在り方等による美意識や創造の精神，表現形式や技法，材料などの相違や共通性に気付き，作品が制作された背景にある様々な要因と表現の関係などを考察することである。

例えば，自然に恵まれ豊かな四季が見られる我が国では，生活の中で自然に親しむ習慣や自然に対する豊かな美意識がはぐくまれ，「花鳥風月」，「雪月花」などを主題にした襖絵や屏風絵，掛け軸，欄間彫刻などがつくられ，生活の中で用いられてきた。また，自然への畏敬の念や作物の収穫への感謝の気持ち，安らぎを得ようとする人々の願いなどから，様々な民間信仰や宗教が発展し，神や仏，これらに関連した人物・伝説などを題材に絵や彫刻などが制作されてきた。

それぞれの国や民族が長い歴史の中で，築き上げ継承してきた様々な美術的，造形的成果や有形・無形の文化財について，時代や社会と美術の関連に着目して鑑賞し，国や民族，時代を越えて変わらぬよさや美しさがあることに気付くとともに，主題の背景やとらえ方，表現の独自性を感じ取り，味わうことが重要である。

「美術文化についての理解を一層深める」とは，文化遺産である様々な美術作品などのよさや美しさを味わい，人々が美術に託した願いやあこがれ，夢などを知るとともに，その時代の人々の生き方と美術のかかわりについて理解を一層深めることである。また，社会の中で美術文化がどのように生かされ継承されているかについて，自他の生き方と関連付けて認識できるよう指導することも大切である。

指導に当たっては，時代を超えて受け継がれてきた技術や表現があることに実例を通して気付き，我が国の美術文化の特質とそれに影響を与えたアジアの美術等についても理解が深められるように配慮することが大切である。美術文化についての学習において，過去の文化遺産としての美術作品などを鑑賞する際，特定の時代や地域のみ限定された独立したものとしてとらえるのではなく，過去から現在に続く大きな歴史の中に位置付け，相互に関連していることを意識させる必要がある。

さらに，伝統の中に未来に通じる価値を見だし，それを継承しつつ，新たな価値や文化を積極的に創造しようとする心情や態度を育成することも大切である。

4 内容の取扱い

(1) 生徒の特性，地域や学校の実態を考慮し，内容のAの(1)，(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また，Aの(1)については，絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。

「美術」の指導に当たっては，生徒の特性，地域や学校の実態などを考慮し，発展的な学習が進められるようにするため，「A表現」では，「(1)絵画・彫刻」，「(2)デザイン」及び「(3)映像メディア表現」のうちから，いずれか一つ以上を選択して扱うことができる。その際，生徒個人又はグループごとに選択したり，特定の学期又は期間において選択を取り入れたりするなどの工夫をすることも考えられる。

(2) 内容の取扱いに当たっては，「美術Ⅰ」の3の(1)及び(3)から(7)までと同様に取り扱うものとする。

ここでは，「美術」の内容の取扱いのうち，(1)及び(3)から(7)までに示した事項と同様に取り扱うことを記している。

(4)においては、「B鑑賞」では、多様な視点から感じ取り考えるために、言語活動を効果的に活用することが大切であり、根拠を示して批評し合うことにより、直感的に感じたことが整理され、自己の見方や感じ方として身に付くことになる。このような鑑賞の学習が繰り返されることにより、他者からも新たな見方などを学ぶことができ、多様な視点から作品などのよさや美しさを感じ取り、
5 理解する鑑賞の能力が育成されることになる。

また、「美術」では、単に高度な技法や分析・批評の指導に走ることなく、生徒の興味・関心を考え、主体的な表現や鑑賞の活動を促し、積極的・創造的な取組を進めていくことが必要である。

第6節 美術

1 性格

5 「美術」は、「美術」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「美術」は、「美術」及び「美術」の学習を基礎にして、更に生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、美術の諸能力を高めることなどをねらいとしている。そのため、従前と同様に、表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習することとしている。

10 また将来、美術を専門的に学び職業生活に生かそうとする生徒に対して、より質の高い学習内容を提供することについても配慮する必要がある。

2 目標

15 「美術」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「美術Ⅰ」及び「美術」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

20 美術の創造的な諸活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり美術を愛好する心情と美術文化を尊重する態度を育てるとともに、感性と美意識を磨き、個性豊かな美術の能力を高める。

目標については、「美的体験を豊かにし」を新たに加えた。「美術」では、生徒の能力・適性、興味・関心を重視し、特定の分野のみを選択して学習することができることとしている。その際、特定の分野の学習であっても、美的感受性、創造性、人間理解、研究心などをはぐくむ美的体験
25 を豊かにすることが重要であるため、「美術」の目標にも明記した。

「美術」は、生徒の特性や美意識、知識・技能を發揮した主体的・創造的な諸活動を通して、創造の喜びを一層深く味わい、美術を生活に生かすなど、生涯にわたって美術を愛好する心情と美術文化を尊重する態度を育てるとともに、独創的で個性的な表現と鑑賞の能力を高めることをねらいとしている。

30 「美術文化を尊重する態度」は、日本の美術をはじめとして、時代や民族、国などの違いを越えて価値を共有する美術文化を尊重し継承していく態度を意味し、我が国の伝統と文化に自信と誇りをもって国際社会の一員として生きていく豊かな判断力や行動力の育成を目指すものである。自ら制作したり様々な美術作品や文化財に触れたりして、美術を学ぶ楽しさ、美や創造を
35 探求する心をはぐくむとともに、美術の社会的な価値を認識することを通して、自己の生き方を追

求し、創造的に心豊かに生きる力を培うことが大切である。
「感性と美意識を磨き」とは、美と創造を求める心を通して自己の価値観を問い直し、新しい発見などを引き出し、それらを通して、より豊かな感性をはぐくみ、美意識を高めさせることである。

さらに、映像メディアなどを活用して美術を愛好する場を共有したり、地域の文化財や美術館
40 などを活用したりして、美しいものを大切な価値として求めようとする態度をはぐくむことが必要である。

3 内容

45 A 表現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 絵画・彫刻

ア 独創的な主題を生成し，表現の構想を練ること。

イ 主題に合った表現方法を工夫し，個性を生かして創造的な表現を追求すること。

5 「美術」における「絵画・彫刻」では、「美術Ⅰ」及び「美術」での学習を基礎にして，独創的な主題を生成し豊かな発想を基に構想を練る能力と，表現方法を工夫し個性を生かして創造的に表現を追求する能力を育成することをねらいとしている。

特に「美術」では，単に描き方，つくり方の技術を高めるのではなく，作家の制作や主張，社会の中での絵画や彫刻の価値や評価などにも関心を向け，美術文化を豊かにとらえ，絵画や彫刻に
10 対する見方や考え方を深めていくことが求められる。

また，斬新で独創的な表現方法を工夫することなどを通して個性を伸ばすとともに，自己と自然や社会，他者とのかかわりを見つめ課題を見い出したり，表現することの意味や普遍的な真理や価値に関心を向けたりするなどし，人間が心豊かに生きることと美術との関係などを考えながら，課題意識を基にして主体的に表現に取り組むことが大切である。

15 指導に当たっては，生徒が対象を深く見つめ思いを巡らせる中で，独創的な主題を生成していくことが大切である。そのためには，豊かな発想を基に主題を生成し，構想を練る過程において，繰り返し問い直しながら個性豊かに主題を追求するような指導が求められる。

また，鑑賞と関連付けるなどして，時代や民族，国の違いを越えて感動をもたらす美術文化に広く関心をもち，伝統的な表現のよさを取り入れたり，新たな表現の可能性を模索したりできるように
20 することも大切である。特に「美術」では，見方，感じ方，考え方を一層深めることを重視し，その中で描く力，つくる力を高めることが大切である。さらに，生徒一人一人の特性を生かし，長期間にわたる題材などを取り上げることも必要である。

25 ア 独創的な主題を生成し，表現の構想を練ること。

アは，自己の内面を深く見つめ，自由な発想で，独創的な主題を生成し，創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

「独創的な主題を生成し，表現の構想を練ること」とは，感性と想像力を働かせて，自然や社会，
30 他者と自己との関係，自己の考え方や在り方などを幅広い視野をもち，物事を追求する態度で見つめ，思想，あこがれ，願いなど自己の内面や自由な発想から独創的に主題を生成し，表現の可能性を探りながら試行錯誤し構想を練ることである。

指導に当たっては，例えば「美術とは何か」を問いかけるなどして，生徒が対象を深く見つめ思いを巡らせる中で独創的な主題を生成できるようにしていくことが大切である。そして，主題に基づいて，資料の収集やスケッチやデッサンなどによる習作を重ね，それらを基に造形的な美しさと
35 個性的な表現を追求し，表現の効果を一層高めて構想を練るように指導することが重要である。また，自己の考えや主張などを強調し，象徴的な表現を構想できるような指導の工夫も必要である。

40 イ 主題に合った表現方法を工夫し，個性を生かして創造的な表現を追求すること。

イは，表現意図に基づいて，自己の主題に合った独創的な表現方法を工夫し，感性を働かせて自己の価値観を生かして創造性豊かな表現を追求することに関する指導事項である。

「主題に合った表現方法を工夫し，個性を生かして創造的な表現を追求すること」とは，主題の
45 意味や表現意図に応じて表現方法や技法を更に工夫・発展させ，今まで積み上げてきた基礎的・基本的な表現方法や技能を活用し，表現形式の特性を生かした，より個性的な表現を追求していくことである。

指導に当たっては，自己の得意な表現を追求したり，伝統的な表現と新しい表現を組み合わせた

り、独自性を生かしながら作家の表現を参考にイメージに合う表現を試行錯誤したりするなど、自己の表現のねらいに応じて創意工夫し、個性豊かな表現を追求できるようにすることが重要である。

5 (2) デザイン

ア デザイン効果を考えて独創的な主題を生成し、表現の構想を練ること。

イ 主題に合った表現方法を工夫し、個性を生かして創造的なデザインを追求すること。

「美術」における「デザイン」では、「美術Ⅰ」及び「美術」での学習を基礎にして、独創的な主題を生成し豊かな発想を基に構想を練る能力と、表現方法を工夫し個性を生かして創造的にデザインを追求する能力を育成することをねらいとしている。

特に「美術」では、様々な情報を視覚化して、見やすく分かりやすく表現する能力を積極的に伸ばすとともに、デザインの社会的役割や文化的意義を理解するなどして、デザインに対する見方や考え方を深めていくことが大切である。

15 デザインの対象は、生活全般にわたり、形や色彩などを活用し生活の中で生きるデザインを重視する必要がある。さらに、自然や環境などを配慮しながら心豊かで夢のある生活を実現するためのデザインの働きを理解し、独創的なデザインの制作や実生活の場面での活用・改善の喜びを味わえるよう表現に取り組むことが大切である。

指導に当たっては、生徒が社会的な視点に立って表現の目的や条件を考える中で、主体的に独創的な主題を生成していくことが大切である。そのためには、表現する内容や対象などについて調査、研究を行うなどして表現の条件を整理し、独創的な見方や考え方を生かして個性豊かに主題を追求するような指導が求められる。

25 また、鑑賞と関連付けるなどして、時代や民族、国の違いを越えて感動をもたらす美術文化に広く関心を持ち、伝統的なデザインのよさを取り入れたり、新たな表現の可能性を模索したりできるようにすることも大切である。特に「美術」では、見方、感じ方、考え方を深めることを重視し、その中で描く力、つくる力を高めることが大切である。さらに、生徒の希望や特性を生かし、長期間にわたる題材などを取り上げることも必要である。

30 ア デザイン効果を考えて独創的な主題を生成し、表現の構想を練ること。

アは、デザインの目的や条件、機能や構造、材料、技法等表現に関する諸条件について総合的に考察し、独創的な主題を生成し、創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

「デザイン効果を考えて独創的な主題を生成し、表現の構想を練ること」とは、感性と想像力を働かせて、生活や社会の中に心情や場をつくり出すという視点からデザインをとらえ、独創的な主題を生成し、表現意図が効果的に伝わるよう、表現効果を研究し構想を練ることである。

35 指導に当たっては、形や色彩、材料などの効果を吟味しながら使用する環境などを考え合わせて、多様な視点から総合的に構想が深められるようにすることが大切である。そのためには、表現する内容や対象などについて調査、研究を行うなどして表現の条件を整理し、客観的な分析と独創的な見方や考え方を生かして主題を生成するとともに、個性的な表現を追求し、表現の効果を一層高めて構想を練るように指導することが重要である。

45 イ 主題に合った表現方法を工夫し、個性を生かして創造的なデザインを追求すること。

イは、表現意図に基づいて、自己の主題に合った独創的な表現方法を工夫して、感性を働かせて自己の価値観を生かして創造性豊かなデザインを追求することに関する指導事項である。

「主題に合った表現方法を工夫し、個性を生かして創造的なデザインを追求すること」とは、主

題の意味や表現意図に応じて表現方法や技法を更に工夫・発展させ、今まで積み上げてきた基礎的・基本的な表現方法や技能を活用し、表現形式の特性を生かした、より個性的な表現を追求していくことである。

指導に当たっては、作品をよりよくするための観点から表現方法や技法を分析・吟味し、具体的な改善点を明確化して創意工夫をし、個性豊かな表現を追求できるようにすることが必要である。

(3) 映像メディア表現

ア 映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成し、表現の構想を練ること。

イ 主題に合った表現方法を工夫し、個性を生かして創造的な映像メディア表現を追求すること。

「美術」における「映像メディア表現」では、「美術Ⅰ」及び「美術」での学習を基礎にして、映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成し豊かな発想を基に構想を練る能力と、表現方法を工夫し個性を生かして創造的な映像メディア表現を追求する能力を伸ばすことをねらいとしている。

映像メディア表現は、多くの人に発信できること、時間の経過を使って表現できること、さらに、見る人が作品に働きかけることができるなどの特性がある。特に「美術」では、それらの特性を踏まえて、映像メディアの社会的役割や文化的意義を理解し、映像メディア表現に対する見方や考え方を深めていくことが求められる。

映像メディアを用いて自己を表現したり、情報を伝達したりすることの意味をよく考え、明確な目的意識をもって主体的に表現しようとする態度を育てることが重要である。また、映像メディアがもつ特性を十分に理解し、それを生かす技能を身に付けるとともに、斬新で独創的な表現方法を工夫することなどを通して個性を伸ばし、自己と自然や社会とのかかわりを見つめ課題を見出し、心豊かな生活や社会を実現するための映像メディアの働きを理解しながら表現に取り組むことが大切である。

指導に当たっては、生徒が映像メディア表現の特質を考えながら対象を深く見つめ、独創的な主題を生成していくことが大切である。そのためには、身の回りの対象や事象、社会の出来事などを課題意識をもってとらえ、個性豊かに主題を追求していくような指導が求められる。

また、鑑賞と関連付けるなどして、映像メディアの社会的役割や文化的意義を理解し、様々な表現のよさを取り入れたり、新たな表現の可能性を模索したりできるようにすることも大切である。特に「美術」では、見方、感じ方、考え方を深めることを重視し、その中で表現の能力を高めることが大切である。さらに、生徒の希望や特性を生かし、ある程度長期間にわたる題材や共同して行う創造活動などを取り上げることも必要である。

ア 映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成し、表現の構想を練ること。

アは、映像メディアの様々な特性を柔軟に生かして独創的な主題を生成し、創造的な表現の構想を練ることに関する指導事項である。

「映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成し、表現の構想を練ること」とは、映像メディアの特性を生かし、感性と想像力を働かせて、既成の概念にとらわれずに独創的な主題を生成し、表現意図が効果的に表せるよう、表現効果を研究し構想を練ることである。

指導に当たっては、自然、生命、社会、文化などを独自の視点からとらえたり、自己の内面を深く掘り下げたりして独創的な主題を生成できるようにしていくことが大切である。さらに、物語や幻想の世界、抽象の世界を構想したり、複数の映像を組み合わせる構成したり、映像、音、光、文字などの映像メディア表現の要素を複合的に用い、総合的な表現効果を考えたりするなど、個性的

な表現を追求し、映像メディアならではの表現の効果を一層高めて構想を練るよう指導することが重要である。

5 イ 主題に合った表現方法を工夫し、個性を生かして創造的な映像メディア表現を追求すること。

イは、表現意図に基づいて、主題に合った独創的な表現方法を工夫して、感性を働かせて自己の価値観を生かして創造性豊かな映像メディア表現を追求することに関する指導事項である。

10 「主題に合った表現方法を工夫し、個性を生かして創造的な映像メディア表現を追求すること」とは、主題の意味や表現意図に合った映像メディア等を選択し、その特性を生かして画像や映像などを加工・編集し、既成の概念にとらわれない、より個性的な表現を追求していくことである。

指導に当たっては、これまでの経験を生かして映像メディア機器を効果的に扱い主題を追求することが必要であるが、必ずしも複雑な操作や難しい技能にとらわれるのではなく、主題に合った表現をどのように実現するかを柔軟に考えることができるような指導が大切である。

B 鑑賞

鑑賞に関して、次の事項を指導する。

20 ア 作者の主張、作品と時代や社会とのかかわりなどを考察し、自己の価値観や美意識を働かせて、作品を読み取り味わうこと。

イ 国際理解に果たす美術の役割について理解すること。

ウ 文化遺産としての美術の特色と文化遺産等を継承し保存することの意義を理解すること。

25 「美術」における「B鑑賞」では、「美術Ⅰ」及び「美術」での学習を基礎にして、自己の価値観や美意識を働かせて、作者の主張、作品と時代や社会とのかかわり、国際間の交流における美術の役割を理解するとともに、美術の文化遺産等を継承し保存することの意義を認識することをねらいとしている。

様々な美術作品が、国や民族などの違いを越えて、共通言語としての役割をもち、世界の人々に理解、愛好され、共感され、国際間の文化理解に寄与していることについて理解するとともに、このような美術のもつ力を実感し、自己の美意識や価値観を一層高めることができるよう配慮する必要がある。

また、自立した社会人となるこの時期における鑑賞の学習では、新鮮な感動や発見を基にした積極的な姿勢や豊かな人間性を養い、人間尊重の精神と美術を尊重する態度を育てることが重要である。

35 指導に当たっては、「美術」までの内容をより高め、生徒が自ら選択した表現活動との関連を深めるとともに、鑑賞の内容を焦点化し、例えば、作者の表現に対する考え方や表現形式、題材、技法などについての追究、デザインなどの分野における環境や社会生活との関連、美術文化の歴史的観点からの分析、保存技術の習得等、幅広い範囲から学習課題を自ら設定する力を育成することが大切である。

40 その際、文献や資料による学習に偏ることなく、意見交換や発表活動などを通してコミュニケーション能力を高め、それを積極的に生かそうとする態度を育成する。そのためには、優れた作品を直接見て味わうなどして体験的に鑑賞するとともに、作品を読み取り味わい、深く考察して言葉に表したり、批評や討論したりするなどして鑑賞の能力を一層高めることも大切である。

45

ア 作者の主張，作品と時代や社会とのかかわりなどを考察し，自己の価値観や美意識を働かせて作品を読み取り味わうこと。

5 アは，作者の主張，時代や社会とのかかわりなどを考察し，主体的に自己の価値観や美意識を働かせて作品を読み取り，鑑賞を深めるための指導事項である。

「作者の主張，作品と時代や社会とのかかわりなどを考察し」とは，美術が時代や社会に与えた影響力や，時代や社会が美術に与える影響力を認識し，新たな文化をつくりだしてきた役割についても考え，自己の生き方や進路について考えさせ，社会及び人間の生き方と美術文化との関連を考
10 察し，理解することである。作者が追求する表現のテーマや，社会に対して主張しているメッセージなどを読み取り，美術作品が人々の考え方や生き方に与える影響などについても考え，理解することが重要である。

また，生活をより豊かにするデザインの働きに着目するなどして美術と社会のかかわりについて考察し，それぞれの時代や地域における人々の生活や考え方が美術作品にどのように反映されたか
15 など，美術の変遷について理解することも大切である。

「自己の価値観や美意識を働かせて，作品を読み取り味わう」とは，「美術」及び「美術」で培った価値観や美意識を働かせ，作者の意図などを様々な視点から読み取り理解し，味わうことである。

また，作者の主張，表現の仕方や内容などと重ね合わせて自己の在り方生き方について考えを深
20 め，自分にとっての作品に対する意味や価値をつくりだすことも大切である。

自分が何を美しいと感じたり，よいと思ったりするのかを自らに問いかけながら，自己の価値観や美意識を高めていくことが大切である。

指導に当たっては，時代を越えて人間が美術を通して求めてきた普遍的な価値観や美意識についても考えをまとめて発表したり，討論したりして理解を深めさせることが大切である。例えば，デ
25 ザインされたものを鑑賞する場合，実際に使用して体験的に鑑賞したり，他のものと比較検討したりして鑑賞がより一層深まるよう工夫することが大切である。また，映像作品や写真などの鑑賞では，作品の意図や企画などを，色光や，視点，動き，編集などの工夫から読み取り，味わうことが大切である。

30 イ 国際理解に果たす美術の役割について理解すること。

イは，国際社会における美術の働きに関心をもち，美術が国際間の文化理解に果たす役割を理解することに関する指導事項である。

35 「国際理解に果たす美術の役割について理解すること」とは，互いの文化や生き方を理解し合う上で美術が果たす役割や働きを理解することである。

美術の作品は，言語や習慣などの違いを越え，そのよさや美しさを通してつくった人の考えや心情，感性などを伝えることができる。国や民族などの違いを越えて，美の心や価値を共有することができる。そのように美術が共通言語として，国際間の文化理解に果たす役割を理解し，交流が
40 きるようにすることをねらいとしている。

指導に当たっては，日本の美術の特質を十分に理解するとともに，諸外国の美術にも目を向け，それらの鑑賞を通して国際理解が深められるようにすることが大切である。また，社会の変化に伴う美術の変遷と，時代を越えて人間が美術を通して求めてきた平和や幸福への願いについて理解し，国際理解を積極的に推進していこうとする心情や態度を養うことが大切である。

45 ウ 文化遺産としての美術の特色と文化遺産等を継承し保存することの意義を理解すること。

うは、文化遺産としての美術の特色を理解し、大切に保存してきた人々の英知や努力、及びあこがれを感じ取らせ、文化遺産の保存や継承を行うことの意義を理解することに関する指導事項である。

「文化遺産としての美術の特色」とは、それぞれの国や民族が長い歴史の中で、人々が自らの生活や人生をより豊かで充実したものにするために、理想を追求し、実現していこうとする中から築き上げ継承してきた様々な美術的、造形的成果であり、有形・無形の文化財の特色である。

文化遺産と、その背景にある歴史や文化との関連について関心をもち、美に対する人類普遍的なあこがれや平和や幸福への願いを感じ取り、人間の生活や文化について考察し、理解を深めさせることが重要である。

10 「文化遺産等を継承し保存することの意義を理解する」とは、文化の継承と美術作品や文化遺産等の保存の必要性を認識し、理解することである。社会や生活の状況、人生観など、人々の精神的背景によって、表現の様式や内容は大きく変化する。美術文化もそれらの影響のもとに様々な変容を見せながら、今日に継承されていることを理解するとともに、美術文化を愛好し文化遺産などを尊重する心情や態度を養うことが重要である。

15 指導に当たっては、人類共有の財産である文化遺産等を継承し、保存することは次世代に向けての責任であることについて、知識や体験を通して実感的な理解を深めることが必要である。文化遺産の保存や修復の方法や技術、携わっている人や団体の活動にも関心をもちよう指導することも効果的である。

20 その際、美術館や博物館、地域の文化財や遺跡等を活用し、実地の体験的な鑑賞ができるよう可能な限り工夫することが期待される。また、美術文化の学習において、伝統の上に新たな価値や文化を自ら創造しようとする心情や態度を育成しつつ、鑑賞する行為そのものの喜びを味わわせることが大切である。

4 内容の取扱い

25

(1) 生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、内容のAの(1)、(2)、(3)又はBのうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、Aの(1)については、絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。

30

「美術」の指導に当たっては、生徒の特性、地域や学校の実態などを考慮し、発展的で個性的な学習が進められるようにするため、「A表現」では、「(1)絵画・彫刻」、「(2)デザイン」、「(3)映像メディア表現」又は「B鑑賞」のうちから、いずれか一つ以上を選択して扱うことができる。

35 「B鑑賞」を選択して扱う場合には、各事項を関連させて扱ったり、一つの事項について十分に時間をかけたりして、鑑賞の課題について生徒が主体的、研究的に学習していくことができるよう柔軟な指導計画を作成していくことが大切である。

(2) 内容の取扱いに当たっては、「美術」の3の(3)から(7)までと同様に取り扱うものとする。

40

ここでは、「美術」の内容の取扱いのうち、(3)から(7)までに示した事項と同様に取り扱うことを記している。

45 「B鑑賞」を選択して扱う場合には、(5)において、「美術I」及び「美術」と同様に、日本の美術も重視して扱うとともにアジアの文化遺産などについても扱い、日本の美術との相違や共通性、文化の伝播などの多様な視点から、作品や美術文化の理解を深めることも大切である。

また、「美術」では、美術についての創造的な学習態度を育てるため、生徒が主体的に課題を設定して学習する機会を設けるよう配慮することが必要である。

第7節 工 芸 I

1 性 格

- 5 「工芸I」は、高等学校において工芸を履修する生徒のために設けている最初の科目である。
「工芸I」は、中学校美術科における学習を基礎にして、「A表現」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、工芸を愛好する心情を育て、工芸の諸能力を伸ばし、工芸の伝統と文化の理解を図ることなどをねらいとしており、「工芸I」、「工芸II」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。
- 10 「A表現」は、「(1)身近な生活と工芸」と「(2)社会と工芸」の二つの分野で構成している。
「(1)身近な生活と工芸」は、自己の身近な生活に目を向け、自己の思いなどから発想し、制作する人の視点に立って創意工夫して表現する能力を育成することをねらいとしている。
「(2)社会と工芸」は、使用する人や場などを考え発想し、社会的な視点に立って創意工夫して表現する能力を育成することをねらいとしている。
- 15 「B鑑賞」は、主体的、積極的に作品などからよさや美しさを感じ取り、批評し合うなどして幅広い見方を獲得するとともに、日本の工芸の特質や、工芸の伝統と文化についての理解を深めることを重視している。

2 目 標

- 20 「工芸I」の目標は、芸術科の目標を受けて、次のように示している。

25 工芸の幅広い創造活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり工芸を愛好する心情と生活を心豊かにするために工夫する態度を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、工芸の伝統と文化についての理解を深める。

目標は、次の二点について改善を図っている。

- 一点目は、「工芸を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」を加えた点である。「生涯にわたり」は、従前は「工芸I」の目標にのみ示していたが、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって工芸への永続的な愛好心をはぐくんでいくことを重視し、「工芸II」の目標にも明記した。
- 30 二点目は、「工芸の伝統と文化についての理解を深める」ことを新たに加えた点である。文化に関する目標は、「工芸I」及び「工芸II」の目標に示していたが、芸術教科の目標に「芸術文化についての理解を深め」を加えたことを受け、「工芸I」の目標にも明記した。

これらの改善点を踏まえて、「工芸I」は、自己の思いや使う人の願いなどを考えて心豊かな発想をし、意図に応じて材料や用具を活用し、創意工夫して制作することや、工芸作品などを様々な観点から鑑賞して、自然や社会と工芸との関係や生活の中の工芸の働き、日本の工芸の伝統と文化などを理解することをねらいとしている。

- 35 「工芸の幅広い創造活動」とは、表現の各分野と鑑賞の活動を幅広く扱い、単に様々なことを数多く体験するというのみでなく、様々な視点から豊かな創造活動ができるようにすることを意味している。自己の生活や社会を多様な視点から見つめられるような活動を展開するとともに、学校を取り巻く生活環境、美術館・博物館や制作の現場など、活動の場を幅広く求めることが考えられる。

「美的体験」とは、表現や鑑賞の活動を通して自己を見つめ、自然や生活など対象とのかかわりから美しさを発見し、それを表現に生かしたり、工芸作品を用いたりする中で感動したり、作品と作者やその背景にある生活や歴史や風土などに興味・関心をもち探求したりするなどして、美的感受性、創造性、人間理解、研究心などをはぐくむ体験を意味している。

- 45 「生涯にわたり工芸を愛好する心情」とは、表現と鑑賞の学習を通して工芸の楽しさや創造の喜

びを味わうとともに、工芸の創造活動にかかわる様々な能力を身に付け、美的感覚や価値観をはぐくみ、日常生活の中で主体的に制作したり鑑賞したりし、生涯を通じて工芸を愛好していく心情のことである。

「生活を心豊かにする」とは、自己の思いや使う人々の心情、社会や生活環境との調和を考えて制作したり、鑑賞したり、工芸作品を飾ったりするなどして生活をより心豊かなものにすることや、自他の存在を認め合って、共に心豊かな人間として社会生活を営むことなどを示している。

「感性」とは、様々な対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である。工芸において育てる「感性」は、工芸の創造活動を通して、自然や生活、工芸作品、人との触れ合いなどの中からよさや美しさ、心地よさ、快適さ、使う人の気持ちなどを感じ取る力であり、能動的に働かせることが大切である。また、「感性」は、表現や鑑賞の活動を通して、価値を感受し、想像力を働かせ豊かなイメージを創出する際に働くものである。

「創造的な表現と鑑賞の能力」とは、美しさや機能性を求め、新しい意味や価値をつくりだす表現と鑑賞の能力のことである。

表現の活動では、柔軟な発想力や形や色彩、材料や技法などを総合的に考える構想力、吟味し創意工夫して表す技能などを育成することを目指している。

鑑賞の活動では、作者の心情や意図、手づくりのよさなどを感じ取り作品に対する見方や理解を深める能力、工芸が生活に果たす役割やものづくりにおける他者に対する心遣いなどの理解、よさや美しさを見極める能力などを育成することを目指している。

「工芸の伝統と文化についての理解を深める」は、今回新たに加わった内容である。工芸の伝統と文化とは、長い歴史の中で引き継がれてきた材料・技術・方法・様式などによって美を追求・表現しようとする工芸の活動や所産など、人間の精神と手の働きによって作りだされた有形・無形の成果の総体である。また、文化は想像力をはぐくみ豊かな創造性をもたらすとともに、共感する心を通じて人間関係を豊かにし、共生する社会の基盤となるものである。

このような意味で、「工芸の伝統と文化についての理解を深める」ことは、工芸が社会をより楽しく快適で心豊かなものにする力をもっていることを認識するとともに、工芸の伝統と文化を尊重する態度を養うことにつながるものである。

3 内 容

30 A 表 現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 身近な生活と工芸

ア 自然や素材、身近な生活や自己の思いなどから心豊かな発想をすること。

35 イ 用途と美しさの調和を考え、日本の伝統的な表現のよさなどを生かした制作の構想を練ること。

ウ 制作方法を理解し、意図に応じて材料や用具を活用すること。

エ 手順や技法などを吟味し、創意工夫して制作すること。

40 「工芸」における「身近な生活と工芸」では、中学校美術科での学習を基礎にして、身の回りの自然や身近な生活に目を向け、使いたいものや作りたいものなど自己の思いを重視して発想し、用途と美しさの調和を考え、材料や用具を活用し、創意工夫して表現する能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、特に自己の思いから発想し、制作する人の視点に立った工芸の制作に取り組む学習活動を45 目指している。そのため、身の回りの自然を深く観察し、自然がつくりだす造形の美しさ、そこから得られる素材のよさ、身近な生活体験の中で感じ取ったことや考えたこと、自己の思いや願いなどを基にして使いたいものや作りたいものなどを発想し構想を練り、創造性豊かな制作ができるようにすることが大切である。

指導に当たっては、発想、構想から制作に至るまでの一連の学習過程で、よりよいものを目指して真摯に制作に取り組むことで、工芸の制作に対する理解を深め、自らつくりだすことの楽しさや喜び、達成感を味わわせ、作品に愛着をもち大切にすることを養うことが重要である。

5

ア 自然や素材，身近な生活や自己の思いなどから心豊かな発想をすること。

アは、自然や素材から感じ取ったことや、身近な生活とのかかわりから自分の思いを大切にし、心豊かな発想をすることに関する指導事項である。

10 「自然や素材，身近な生活や自己の思いなど」とは、ここでの作品を発想していく基となるものである。「自然」については動物や植物，風景，自然界にある形や色彩など，「素材」については木，金属，土，繊維等の材質感などが発想のきっかけになると考えられる。実際に自然をよく観察し，また，素材を見たり触れたりすることでその特性を感じ取る活動を通して，作品づくりのイメージを高めるとともに，自分を取り巻く生活を見つめ，夢や願いなどから必要なものやつくりたいもの
15 の思いを膨らませることが大切である。

「心豊かな発想をすること」とは，様々な情報や芸術的な視点からの見方も踏まえ，制作の目的や条件を考えながら，生徒が自分らしい発想をすることである。例えば，自らの経験の中で心に残る感動や興味をひかれたことやもの，情景，日常の中で使用したときに手に残る感触や心に残る色彩や形など，記憶や体験から生じる思いや考えなどから発想することである。

20 指導に当たっては，魅力ある題材を設定し，生徒が主体的に課題に取り組み，自らの視点をもって発想することができるよう指導を工夫することが大切である。また，工芸と人，自然との関連を理解させることも重要である。人が自然とともに生きていた時代，人々は素材や道具を大切にし，自然へ感謝する心をもって生活してきた。自然との共存の視点から私たちの生活を見つめ直し，つくるものを考えさせることが必要である。また，自然のよさや美しさ，素材としての温かさなどを
25 実感をもって理解することも大切であり，例えば，工芸で用いる様々な素材を生徒が手で触れ，ぬくもりや硬さなど，その材質感や抵抗感をじかに感じ取ることも大切である。

30

イ 用途と美しさの調和を考え，日本の伝統的な表現のよさなどを生かした制作の構想を練ること。

イは，使用の目的にあった機能と，形などの美しさを考え，日本の伝統的な表現のよさなどを生かして構想を練ることに関する指導事項である。

35 「用途と美しさの調和を考え」とは，自己の思いを重視して用途に即した形や色彩を考えることである。

ここでの学習では，例えば，陶芸でマグカップを制作する場合，自己のこだわりのある形をイメージしながら独自の取っ手をデザインしたり，自分の手に合わせて持ちやすさを追求することにより，よさや美しさを見いだしたりするなどの視点が考えられる。

40 「日本の伝統的な表現のよさなどを生かした制作の構想を練ること」とは，伝統的な工芸作品などに見られる表現のよさなどを生かし，構想を練ることである。自分のこれまでの制作体験等を生かして構想を練ることが基本となるが，一方で様々な表現を知り，そのよさを取り入れることも必要である。長い歴史の中で人が素材とかかわりながら継承と創造を繰り返して生み出された日本の伝統的な工芸などから，素材の生かし方，主題や表現の対象として自然の美しさを取り入れた発想や構想のよさなどを学び，自己の作品に生かすことが大切である。

45 指導に当たっては，生徒が自己の思いを重視してよさや美しさを考え，スケッチや図面にして検討したり，模型を試作して確かめたりするなどして，アイデアを深めることが重要である。また，生活の中の身近な工芸作品などから日本の伝統的な作品等を例にあげ，実際に手にとったり映像等を通して鑑賞したりすることも必要である。それらを通して，自然から得た意匠と造形美，用と美

の調和，制作した人の遊び心，粋などを学び，生徒の知識の幅を広げ，構想に生かすことが大切である。

5 ウ 制作方法を理解し，意図に応じて材料や用具を活用すること。

ウは，制作するものの構造，材料の特性，用具の使用法などを理解し，意図に応じてそれらの効果を生かし，工夫して制作する技能に関する指導事項である。

「制作方法を理解し」とは，それぞれの材料の特性や加工方法，それに必要な用具の扱い方や技法などを理解することである。特に工芸では，古くから様々な材料が用いられ，そのよさを生かすための用具や使用方法が工夫されてきた。我が国における工芸の長い伝統に培われた，材料と用具と人々の知恵を学び，制作に生かすことができるように理解を深めることが重要である。

「意図に応じて材料や用具を活用すること」とは，制作意図を確かめながら，構想に基づいた作品を確実に表現するために，材料や用具を目的に合わせて工夫し，活用することである。構想があっても，それを形にするための技能が備わっていなければ作品をつくることはできない。また一方で，構想に無理があると，技能があっても作品にすることはできない。材料や用具の使い方について体験的に理解を深め，自己の構想を確かめながら材料や用具を工夫して表現する活動を重ねることにより，構想の能力と技能とを調和よく育成することが大切である。

指導に当たっては，知識と体験を深めながら目的に応じて材料や用具を活用する技能を育成することが大切である。特に「身近な生活と工芸」では，素材のもつ材質感や抵抗感を感じ取りながら表現を深めていくことを重視しているため，単に材料や用具の扱いに慣れるだけでなく，手などの感覚を十分に働かせて材料や用具の特性を理解し，それを表現に生かせるようにすることが重要である。その際，手の感覚に注目させ，用具は手の延長であることを実感させることが大切である。例えば，用具を使って材料を削る場合，削っている面に注意を払うだけでなく，用具を持つ自らの手の感覚も意識させることが必要である。また，技能を高めるためには，練習や試しをすることや，制作の中で繰り返し使うことも大切である。

なお，用具の取扱いや手入れ，後片付けにいたるまでの管理や整備の習慣，安全な取扱いも含めて指導する必要がある。塗料類及び薬品類の使用に際しては，換気や保管・管理を確実に行うことが重要である。

30

エ 手順や技法などを吟味し，創意工夫して制作すること。

エは，実際の制作に当たって，制作全体を見通して，効率的な制作手順や制作に適した技法などを吟味しながら，創意工夫して制作する技能に関する指導事項である。

「手順や技法などを吟味し，創意工夫して制作すること」とは，構想した作品の意図を確実に実現するために，スケッチや図面などに基づいて，より効果的な手順や技法などについて，様々な角度から検討を加え，創意工夫して制作することである。例えば，一枚の板から木彫の小箱を制作する場合，木目の方向や美しさ，そりの可能性などから，効果的な材料の生かし方を考え，無駄のないように木取りをし，どこからどのように切断すればよいのか，どの時点で彫刻を施すのか，また，どの部分をどのような技法で彫るのか，塗装の手順をどうするかなどを，自己の意図の実現や仕上がりの美しさなどを考え，工夫しながら制作することが必要となる。

指導に当たっては，一つ一つの制作工程の意味と全体的な手順の関係などを理解させることが重要である。実際の制作に入ると，途中でイメージが広がることや構想や制作当初の段階で予期し得なかった制作上の課題にぶつかることもある。そのような場合，よりよい方法を柔軟に検討し，場合によっては制作の構想や手順を再検討することも考え，生徒がその中でつくる楽しさを感じ取ることができるようにすることが大切である。

(2) 社会と工芸

ア 社会的な視点に立って、使う人の願いや心情、生活環境などを考え、心豊かな発想をすること。

5 イ 使用する人や場などに求められる機能と美しさを考え、制作の構想を練ること。

ウ 制作方法を理解し、意図に応じて材料や用具を活用すること。

エ 手順や技法などを吟味し、創意工夫して制作すること。

「工芸」における「社会と工芸」では、中学校美術科での学習を基礎にして、使う人の側から
10 社会や生活を見つめるなど社会的な視点に立って発想し、使う人が求めるものと機能性や合理性を
考え、材料や用具を活用し、創意工夫して表現する能力を育成することをねらいとしている。

ここでは、特に使用する人や場などを考えて発想し、社会的な視点に立った工芸の制作に取り組
む学習活動を目指している。そのため、生徒が社会や生活環境と工芸との関連などを考えて、使う
人から見た思いや願いなどを基にして、作品を発想し構想を練り、自分の考えたことが作品として
15 具現化していく過程で創造する喜びを感じ取らせるとともに、構想に基づいて創造性豊かな制作が
できるようにすることが大切である。ここでの学習では、食器の制作を例にとると、自分が身近に
使うことを想定するのではなく、幼児や高齢者が使いやすい食器など、他者が使用する題材を設定
し、使う人の状況や心情などを考えて制作するようにすることが大切である。

指導に当たっては、例えば企画書を作成するなどして、使う人の思いや願いなどを整理し、客観
20 的な視点に立って制作ができるようにすることが必要である。

ア 社会的な視点に立って、使う人の願いや心情、生活環境などを考え、心豊かな発想をす
ること。

25 アは、社会や生活環境を広く観察し、工芸が現代の生活の中で果たす役割や必要性などに関心を
深め、生活をより楽しく心豊かなものにしていくために、使う人の気持ちや求めるものなどを基に
して発想することに関する指導事項である。

「社会的な視点に立って、使う人の願いや心情、生活環境などを考え」とは、家庭や学校、地域な
30 ど生徒が生活している日常的な社会や私たちを取り巻く生活環境、公共の場などで、使う人の状況、
心情や願いなどを想定して、作品が果たす役割や作品の必要性、使い心地などを考えることである。
なお、「生活環境」などを考える際には、自らの体験のみではなく、様々なメディアを通して知り
うる場所なども想定している。

「心豊かな発想をすること」とは、求められる条件、使う人の願望、つくるものへの思い、想像力
35 などを基に、生活をよりよく美しくしていくために発想することである。ここでは、他者の視点に
立って考えることが大切であり、実際に用いる人や場面、作品に求められる条件などを、様々な情
報や自己の体験などから想像し、発想することが重要である。

指導に当たっては、生徒の課題意識や制作の必要性の意識を高めることが重要である。そのため
には、使う人の気持ちや状況などについて、資料などを用いて具体的に理解したり、制作のための
40 様々な条件を解決しながら発想することの楽しさを味わわせたりすることが大切である。例えば、
生徒の課題意識などを高めるために、身近にいる幼児や高齢者などの生活の様子を思い起こすこと
や、環境や福祉の視点から課題を見いだすなど、実感をもって考えるための具体的な手立てが大切
である。また、社会的な視点に立って題材を設定するためには、新聞やニュースなどにも目を向け、
社会における必要性を考慮して発想することが大切である。

45 イ 使用する人や場などに求められる機能と美しさを考え、制作の構想を練ること。

イは、使用する人や場などに求められる目的や条件、美しさを考え、課題を的確に把握し、制作のためのよりよい構想を練ることにに関する指導事項である。

「使用する人や場などに求められる機能と美しさを考え」とは、作品を実際に使用する人やそれを使う場面などを想定して、作品に求められる機能や条件と美しさなどを考えることである。

- 5 ここでの学習では、例えば、陶芸でマグカップを制作する場合、誰が、どのような場面で、どのように用いるのか、そのために必要な飲み口の形状や取っ手の形などの機能性と全体の形の美しさなど、配慮すべき条件や工芸としてのよさや美しさなどを総合的に考えることである。

- 「制作の構想を練ること」とは、作品に求められる機能や条件、美しさなどを整理し、表現するための形や色彩、材質などの造形要素や構造について考え、構想を練ることである。ここでは特に、
10 客観的な視点から使用する人や場などに求められる機能を理解するため、使う人の意見を聞いたり、調査、研究をしたりするなどの資料の収集などが重要である。

- 指導に当たっては、使用する人や場、求められる条件、大切にしたいイメージなどを整理して企画書などを作成するとともに、生徒間で意見を交流するなどして、作品の役割、使う人の気持ち、形や色彩、材料の適切さなどを、客観的な視点に立って検討し構想を練ることが大切である。さら
15 に、スケッチや図面、模型などを作成し、より具体的なイメージをもって構想を練ることも効果的である。また、公共性や環境に役立つ工芸作品として、例えば、公共施設における壁面レリーフのような大規模な作品を構想することも考えられる。

- 20 **ウ 制作方法を理解し、意図に応じて材料や用具を活用すること。**

ウは、制作するものの構造、材料の特性、用具の使用法などを理解し、意図に応じてそれらの効果を生かし、工夫して制作する技能に関する指導事項である。

- 「制作方法を理解し」とは、それぞれの材料の特性や加工方法、それに必要な用具の扱いなどを
25 理解することである。特に、構想を的確に形にするために、古くから用いられている様々な材料や用具とともに、合成樹脂や電動工具などの現代の材料や用具などの特性やよさを学び、制作に生かすことができるように理解を深めることが重要である。

- 「意図に応じて材料や用具を活用すること」とは、制作意図を確かめながら、構想に基づいた作品を確実に表現するために、材料や用具を目的に合わせて工夫し、活用することである。ここでは、
30 構想段階のイメージを的確に表現するための技能が求められる。したがって、材料や用具を効果的に用い、企画書やスケッチ、図面などに基づいて表現するなどの技能が必要となる。材料と、それを用いて表現するための用具などを研究し、それらの生かし方や制作の方法について理解し、的確に活用する技能を高めることが大切である。また、構想に無理があると、技能はあっても作品にすることはできないので、構想の能力と技能とを調和よく育成することが大切である。

- 35 指導に当たっては、目的に応じて知識と体験を深めながら材料や用具を活用する技能を育成することが大切である。特に「社会と工芸」では、使う人の使い勝手や使い心地を重視しているため、例えば、試作して質感を確認するなどしながらイメージに合った仕上がりに近づけていくなど、制作の意図に応じて材料や用具の特性を生かすことが重要である。また、材料や用具、加工法、大きさなどから、実際に使用するものを制作することが難しく、模型制作で終わる場合もある。例えば、
40 本来は金属を用いて加工しなければならないが、それが困難な場合、粘土などを使って模型をつくることなどが考えられる。

- なお、用具の取扱いや手入れ、後片付けにいたるまでの管理や整備の習慣、安全な取扱いも含めて指導する必要がある。特に、正確な形や大きさに加工するために電動工具などを使用することも考えられるので、事前に安全性を十分に理解させる必要がある。また、塗料類及び薬品類の使用に
45 際しては、換気や保管・管理を確実に行うことが重要である。

エ 手順や技法などを吟味し，創意工夫して制作すること。

エは，実際の制作に当たって，制作全体を見通して，効率的な制作手順や制作に適した技法など
5 吟味しながら，創意工夫して制作する技能に関する指導事項である。

「手順や技法などを吟味し，創意工夫して制作すること」とは，構想した作品の意図を確実に実現するために，企画書やスケッチ，図面などに基づいて，より効果的な手順や技法などを，様々な
10 角度から検討を加え，創意工夫して制作することである。例えば，金属でスプーンやフォークなどを制作する場合，地金取りに無駄がないか，どのような用具を使用しどこから切断すればよいのか，
どの時点で熱を加え成形を施すのか，また，どの部分をどのような技法で仕上げるのかなどを，企画書やスケッチ，図面などを基に，作業の効率や正確さ，仕上がりの美しさなどを考えて制作することが必要となる。

指導に当たっては，使用する人や場などを考え発想し，社会的な視点に立った工芸の制作を重視しているため，発想・構想段階から計画に基づいて制作を進めることが大切である。そのため，
15 制作の途中でイメージが広がり，当初の計画を変更する必要性が生じた場合，今一度，客観的な視点に立って，制作の目的や条件を見直し，変更することが妥当であるかどうかを検討する必要がある。

B 鑑賞

20 鑑賞に関して，次の事項を指導する。

ア 工芸作品などのよさや美しさ，作者の心情や意図と表現の工夫などを感じ取り，理解を深めること。

イ 制作過程における工夫や素材の生かし方，技法などを理解すること。

25 ウ 自然と工芸とのかかわり，生活や社会を心豊かにする工芸の働きについて考え，理解を深めること。

エ 日本の工芸の特質や美意識に気付き，工芸の伝統と文化について理解を深めること。

「工芸」における「B鑑賞」では，中学校美術科での学習を基礎にして，工芸作品や文化遺産などのよさや美しさ，作者の心情や意図と表現の創意工夫を感じ取り味わうとともに，自然や社会と工芸との
30 関係や生活の中の工芸の働き，日本の工芸の伝統と文化などについての理解を深めることをねらいとしている。

生徒が，工芸を通して心豊かな生活や社会を創造していくことの意義を理解し，主体的・積極的に鑑賞する態度を身に付けることが大切である。

鑑賞もまた創造活動の一環であり，対象に対し能動的に接し，感性を豊かに働かせて感じ取り，
35 意味や価値をつくりだす能力が求められている。そのため，多様なものの見方を身に付け，主体的によさや美しさを感じ取れるようにすることが必要である。

指導に当たっては，伝統的な作品から現代の工芸作品，工業製品，生徒の作品，また身近にあるものなど幅広く扱い，実物に触れたり，実際に使ったりして，素材の生かし方や技法，形や色と用途や機能との関係などから作品のよさや美しさを感じ取り理解するように留意する。

40 その際，生徒が積極的，能動的に作品を味わい，調べたり討論や批評をし合ったりすることを通して，適切な言葉などで伝えることも大切である。

45 ア 工芸作品などのよさや美しさ，作者の心情や意図と表現の工夫などを感じ取り，理解を深めること。

アは，伝統的な工芸品，現代の工芸作品，工業製品，生徒の作品などの幅広い作品から，よさや美しさを感じ取り，工芸を鑑賞する楽しさや喜びを味わうとともに，その特徴をとらえ分析するな

どして、作品に対する見方や感じ方、考えなどをもち、理解を深めることに関する指導事項である。
「工芸作品などのよさや美しさ」とは、形や色彩、素材などの美しさ、用途や機能との調和、手触りや重さ、香りなどを含めた総合的に醸し出されるよさなどのことであり、ここではまず、工芸作品の特徴や印象を直観的にとらえることが大切である。

- 5 「作者の心情や意図と表現の工夫など」とは、作品に込めた作者の思いや心情、どのように使ってほしいかというメッセージや仕上げへのこだわりと、それを表現するための作者の表現の工夫などのことである。

表現の独自性や創造性、素材の扱い方、仕上げ、作品の背景にある時代や社会、生活の様式や習慣等を分析的に、あるいは総合的にとらえることが大切である。

- 10 「感じ取り、理解を深める」とは、見たり、触れたり、使ったりして作品を総合的に味わうとともに、調査・研究をして、作品、素材や技法、作者についての理解を深めることである。幾世代にも守られ伝えられてきた工芸の価値に気付き、美しさを感じ取る力をもてるよう鑑賞の能力を高めることが重要である。

- 指導に当たっては、作品を見たり実際に触ったり使ってみたりする体験を重視することで、作品全体からよさや美しさを味わい、感じ取る必要がある。対象とする作品は工芸作品や生徒の作品、デザインコンセプトの明確な量産品など幅広く扱い、様々な観点からつくった人の思いを推量させることが重要である。また、生徒の異なった感じ方や考え方を尊重するとともに、互いの生徒の作品についても、表現の違いや素材の生かし方、作品それぞれのよさなどに気付き、自他の特性や個性について認識し理解を深めるよう配慮することが必要である。

20

イ 制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などを理解すること。

- イは、制作過程を鑑賞し、素材の生かし方、道具や技法の工夫、熟練した技術のすばらしさなどを感じ取り、工芸の手仕事のよさについて理解することに関する指導事項である。

「制作過程における工夫や素材の生かし方、技法などを理解すること」とは、工芸の鑑賞を深めていく際に必要となる作者の工夫や素材の生かし方、技術や技法について理解することを示している。

- 「制作過程における工夫や素材の生かし方」とは、制作意図に対応した作者の素材の生かし方や制作技術であり、仕上がりの段階では見えにくいものもある。

- 「技法」とは、一般的に確立された素材の加工の方法であり、受け継がれながら確立されたものである。工芸の鑑賞では、素材の生かし方や技術、技法などの理解を深めることが重要である。例えば、木工作品の鑑賞において、木目や木の持ち味を生かすための継ぎ手の加工などの技法を理解することにより、作者の工夫や技術のすばらしさなどを感じ取ることができる。このような鑑賞では、「A表現」の学習との関連を図り、多様な素材、技術、技法に触れることが効果的である。

指導に当たっては、原則としてアの事項との関連を図りながら、制作の具体的な技術や技法を見ることが重要であり、教師が実際に制作して見せたり、地域の職人の技を鑑賞したり、映像による鑑賞を取り入れたりするなどの工夫が求められる。

- 技術や技法は、先人たちが長い歴史の中で創意工夫を重ね、磨き上げながら受け継がれてきたものである。熟練者による作品づくりからは、材料の効果的な生かし方、技法の工夫、技術のすばらしさや驚き、制作に対する崇高な精神などを感じ取ることができる。

また、ものづくりには、それぞれに適した道具が欠かせないものである。道具が制作において果たす役割を理解するとともに、道具のもつ機能的、形体的な美しさも理解させる必要がある。特に工芸の鑑賞では、これらを理解しながら作品を見ることが大切である。

45

ウ 自然と工芸とのかかわり，生活や社会を心豊かにする工芸の働きについて考え，理解を深めること。

5 ウは，工芸が自然や人々の生活にどのようにかかわっているかを考え，工芸が生活や社会の中で果たしている役割などについて理解することに関する指導事項である。

「自然と工芸とのかかわり」とは，工芸作品などの材料として用いられている素材を生み出す母体としての自然と，主題や表現の対象として取り入れられている自然物や自然現象などの二面から考えることができる。

10 前者については，例えば，木や竹，土などの自然の素材のよさを生かしてつくられた工芸作品がある。自然に恵まれた我が国では，古くから自然の素材を基に工芸作品が制作され，生活の中で愛着をもって使われてきた。そこには，現代に至るまでの人類の知恵が蓄積されてきた長い歴史がある。これらの，自然の素材のもつよさや美しさ，素朴さや温かさなどに気付かせることが大切である。

15 後者については，例えば，花鳥風月などの自然を主題にした工芸作品，動植物を基にした意匠などがある。生活の中に自然を置き，自然と共生し，自然を大切にする我が国の文化の特質などに触れ，工芸と自然とのかかわりについてとらえさせることが大切である。

ここでは，日常生活の中で自然から受ける豊かな恵みや自然の造形的な美しさに気付き，それを作品などに取り入れた人たちの感性や美意識を学ばせることが大切である。

20 「生活や社会を心豊かにする工芸の働き」とは，衣・食・住の中の工芸に着目し，そこに見られる生活や社会を美しく心豊かにする工芸の働きのことである。

人間は生きていく上で必ずものや道具を使って生活をしている。工芸が日常生活の中でどのように生かされているかについて理解を深め，日常生活の中での「用と美」の調和を考え，美しいものや優れたものを選ぶ美的判断力を身に付けることが重要である。さらに，伝統的な工芸作品などのよさについて考え，生活を心豊かにしていくために，機能と美の新たな調和の形や価値の絶えざる追求・創造がなされ続けてきたことについて理解を深めることも大切である。

「考え，理解を深めること」とは，自然や工芸作品，人々の生活や社会・環境などを観察したり調べたりして考察を深め，自然と工芸の関係，生活や社会における工芸の働き，我が国の工芸作品に見られる美意識について理解を深めることである。

30 指導に当たっては，単なる理解にとどまらず，自然との調和や共生等の視点から自分自身の生活をより心豊かなものにする態度をはぐくむことが重要である。また，生活や社会の変化に応じて，様々な価値観との調和を図り，生活をより心豊かなものにしてきた工芸の働きや役割について理解することも大切である。

さらに，地域の行事等における工芸作品などの役割について理解し，地域との連携を通して日々の生活において工芸に親しみ，工芸を愛好する態度を養うことも大切である。

エ 日本の工芸の特質や美意識に気付き，工芸の伝統と文化について理解を深めること。

40 エは，日本の伝統的な工芸の特質や美意識に気付き，表現方法，工芸の伝統と文化について理解を深めることに関する指導事項である。

人類が長い歴史の中で英知と想像力を働かせ，作りだしてきた工芸の伝統と文化，作品などは，時代や民族，国や地域の相違を超えて美や心の豊かさを求めるという人類普遍の精神のもとに受け継がれてきたものである。

45 様々な工芸作品を鑑賞することにより，それぞれの国や時代における人々の美意識や創造的精神を感じ取り，我が国の工芸の伝統と文化を，誇りをもって受け止め，継承と創造への関心を高めるとともに，国際社会に生きる日本人として，異なる文化や歴史に敬意を払い尊重する態度を養うことが必要である。

「日本の工芸の特質や美意識」とは、日本の気候、風土、生活様式、諸外国からの影響など様々な要素と、工芸にかかわり真摯に生きてきた人々の素材や美へのこだわりから生み出されてきたもののことである。

日本の工芸は、時代の流れの中で多くの異文化を吸収咀嚼^{そしやく}しつつ発展・変容し、独自の文化を形成してきたという特質がある。これらを踏まえ、日本文化の根底に受け継がれてきた独自の美意識や自然観、それぞれの時代の創造的精神や美を求める心情、創作への知恵、素材への繊細な思いなどを感じ取ることが重要である。例えば、特定の時代に栄えた表現形式や、木工、金工、陶芸、染色等の表現方法、意匠、素材の特質などについて調べるなどして、それらのよさや美しさを理解したり、その相違や共通点を比較検討したりしながらその特質を把握させることが大切である。

10 「工芸の伝統と文化について理解を深めること」とは、日本における工芸に関する作品、作風、作家、価値観、美意識などの表現の総体として工芸の文化を位置付け、伝統的かつ創造的側面を重視して理解を深めることである。各時代の生活や社会の状況、信仰や人生観など人々の精神的背景に裏付けられつつ形成されてきた日本の工芸の伝統と文化について理解を深めることが必要である。

15 その際、工芸作品は、生活の中では単体で使われるよりは、様々な組合せで利用されることから、工芸作品としての器の形や色や質感とそこに盛られる料理の形や色の組合せ、重ねられる衣装の柄や色と帯の組合せ等によって新鮮な美が生み出されることにも気付かせることが重要である。

また、日本の工芸作品には、時代や地域特有の美意識が表れているだけでなく、流派・様式として継承されてきた美意識や自然観、作者によって異なる個性など様々な要素があることや、伝統的な行事が人々の生活の中の美に対するあこがれや理想などを形づくり、生活を心豊かにしていくものづくりへの夢やあこがれをもたせたことにも気付かせる必要がある。

これらの学習を通して、日本の工芸の伝統と文化についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めることが大切である。

指導に当たっては、伝統的価値観が、現代の生活にも息づいていることに気付かせるとともに、25 その価値を尊重し継承しようとする心情や態度を育成することが大切である。

4 内容の取扱い

30 (1) 内容のA及びBの指導に当たっては、中学校美術科との関連を十分に考慮し、A及びB相互の関連を図るとともに、Bの指導については、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。

「工芸I」は、中学校美術科の学習の基礎の上に設けた科目であり、内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、中学校における学習経験や生徒の能力・適性、興味・関心等を十分に考慮して指導計画を作成することが重要である。

指導計画の作成に当たっては、「A表現」と「B鑑賞」との関連を考慮し、学習のねらいに応じて、それぞれを関連させて扱ったり、独立した鑑賞の時間を設けたりするなど指導の効果を高める工夫が必要である。その際、美的体験を通して感性を高め、見方や考え方など芸術科としての工芸40の基礎となる資質・能力を確実に身に付けられるようにすることが大切であり、鑑賞に充てる時数を適切かつ十分に確保する必要がある。

45 (2) 内容のAの指導に当たっては、地域の材料及び伝統的な工芸の表現などを取り入れることにも配慮するものとする。

「A表現」の材料や表現方法については、地域や学校の実態を踏まえ、地域特産の材料や、手に入りやすい材料などを活用したり、地域の伝統的な工芸に見られる表現技法や意匠など、受け継が

れてきた工芸の表現を制作に取り入れたりすることにも配慮する必要がある。

5

(3) 内容のBの指導に当たっては、作品について互いに批評し合う活動などを取り入れるようにする。

鑑賞において造形的な視点を豊かにもって対象をとらえるためには、言葉で考えさせ整理することも重要である。言葉にすることにより、美しさの要素が明確になったり、言葉を使って他者と意見を交流することにより、新しい価値などに気付いたりすることができるようになるからである。

10 指導に当たっては、生徒が個性を尊重し合いながら、工芸作品や互いの作品について批評し合い討論する機会を設け、自他の見方や感じ方の相違などを理解し、作品の見方、感じ方を広げ、深めるようにしていくことが必要である。その際、鑑賞レポートを作成するなどの学習も充実させていくことが大切である。

15

(4) 内容のBについては、日本の工芸も重視して扱うとともに、アジアの工芸などについても扱うようにする。

「B鑑賞」では、工芸作品や文化財などに表れている表現の特質などを理解するために、その背景になっている伝統と文化を学習し理解することが必要である。とりわけ国際社会の中で生きる日本人として、我が国の伝統と文化を尊重し、そのよさや美しさを理解するとともに、日本及びアジアなど諸外国の工芸に対する知識を広げ、理解を深め、日本の工芸の伝統と文化を発信していくことができる素地を培うことが大切である。

25

(5) 工芸に関する知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。

生徒が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。その指導の中で、著作権などの知的財産権に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も併せて必要である。

また、工芸作品のコピーの作成などをする場合は、原則として著作権をもつ者の了解が必要である。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作権者の了解を得る必要がない。もっとも、他人の著作物を活用した生徒作品をホームページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したりすることは、例外となる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。なお、原則として、個人が著作者の場合はその没後50年、法人が著作者の場合は公表後50年を経たものは、著作権がなく、自由に利用ができる。また、工芸に関する知的財産権には、単に工芸作品としての著作権だけでなく、その材料や技法に関する特許権、既存の製品のデザインやアイデアに関する意匠権・実用新案権、ネーミングとしての商標権など多様なものがある。

40 生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。

45

(6) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

事故防止のためには、刃物類をはじめとした材料・用具の正しい使い方や手入れや片付けの仕方

などの安全指導を徹底することが必要である。また、用具や機械類は日常よく点検整備し、特に、刃物類の扱いや保管・管理には劣化の点検など十分留意し、事故を招かないようにすることが必要である。特に伝統的な工芸においては、用具の手入れが技能を獲得する上で重視されていることなど、用具の取扱いなどを工芸の伝統と文化とも関連付けて指導することも大切である。

- 5 また、塗料類及び薬品類の使用に際しては、換気や保管・管理を確実に行うとともに、薬品などに対してアレルギーのある生徒などを事前に把握するなどの配慮も必要である。

第8節 工 芸

1 性 格

5 「工芸」は、「工芸Ⅰ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「工芸」は、「工芸Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、工芸の諸能力を伸ばすことなどをねらいとしている。今回の改訂では、豊かな美的体験を通して実感をもって工芸についての理解を深めることを重視した。そのため、「工芸」では、
10 従前は表現領域の各分野と鑑賞領域のいずれかを選択して学習できることとしていたが、表現領域のいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域を学習するように改めた。

2 目 標

15 「工芸」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「工芸Ⅰ」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

20 工芸の創造的な諸活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり工芸を愛好する心情と生活を心豊かにするために工夫する態度を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、工芸の伝統と文化についての理解を深める。

「工芸」と同様、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって工芸への永続的な愛好心をはぐくんでいくことを重視し、「工芸を愛好する心情に」新しく「生涯にわたり」を加えている。

25 「工芸」は、「工芸Ⅰ」における幅広い美的体験の上に立ち、創造的な工芸の諸活動を通して、自己の体験や夢、社会における有用性などを考え、表現する能力や、工芸作品を多様な視点から分析し理解したり、生活環境の改善や心豊かな生き方にかかわる工芸の働きを理解したりするなどの鑑賞の能力を伸ばすことをねらいとしている。特に、生徒自らが課題を見付け解決する能力を養うため、生徒の主体性や個性を尊重し、自己の判断や思いを生かした学習活動になるよう配慮し、
30 感性を高め、工芸を愛好する心情をより深いものにしていくことを重視している。

工芸が心豊かな生き方を実現するために役立っていることに気付くとともに、よりよいものを生み出そうとする自覚を高め、工芸の社会や環境における役割、また、日本及び諸外国の工芸の伝統と文化についての理解を深めることが大切である。

「個性豊かな表現と鑑賞の能力」とは、思いや意図を実現するための柔軟な思考力、判断力等を
35 身に付け、自己の価値意識を基にした創造的な表現や鑑賞の能力のことを示している。

客観性、柔軟性を備えた観察力や理解力とともに技能を身に付け、制作や鑑賞作品の対象とする範囲を広げ、自己の特性や持ち味、知識などを一層発揮できるようにすることが必要である。

3 内 容

40

A 表 現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 身近な生活と工芸

45 ア 生活の中の工芸をとらえ、自己の体験や夢などから、創造的で心豊かな発想をすること
イ 用途と美しさの調和を求め、素材の特質、表現の多様性などを生かした制作の構想を練ること。

ウ 意図に応じて材料，用具，手順，技法などを検討し，創造的に制作すること。

「工芸」における「身近な生活と工芸」では、「工芸」での学習を基礎にして，身近な生活の中での工芸の働きを深く理解し，自己の思いと，用途と形的美しさの調和を考え，材料，用具の特性，扱い方やその重要性についての理解を一層深め，創造的で心豊かな表現ができるようにすることをねらいとしている。

ここでは，生徒の興味や関心を十分に生かし，制作を通して自己の体験や夢などからイメージを膨らませて，用途と美しさの調和を求め，素材の特質，表現の多様性などを考え，生活を心豊かに創造し，改善していく意欲と態度を育てることが大切である。

10 指導に当たっては，生徒が求めるものを主体的に発想・構想していけるように，「工芸」で扱った素材を継続的に用いて内容を深めたり，技能を発展的に生かせるよう題材の設定に留意したりする必要がある。生徒が制作の意図を明確にし，創造力を高め意欲的に取り組み，より大きな達成感をもって，つくる喜びを得られるようにすることが大切である。

15 ア 生活の中の工芸をとらえ，自己の体験や夢などから，創造的で心豊かな発想をすること。

アは，生徒が自己の生活を振り返り，体験や夢などから創造的で心豊かな工芸の発想をすることに関する指導事項である。

20 「生活の中の工芸をとらえ」とは，人の生活に必要な衣，食，住と工芸の関係を考えることである。生活を心豊かにするとはどのようなことかを考え，自己の視点から，生活と工芸との関係をとらえる必要がある。

「自己の体験や夢など」とは，生活の様式，素材や道具などのものへの愛着，表現することへの思いなど生徒一人一人に固有のものであり，生徒が様々な経験を通して培ってきたものである。生徒が自らの思いや夢を発想へつなげることができるようにすることが大切である。

25 「創造的で心豊かな発想をすること」とは，素材から受ける感覚などを大切にして自己の思いや願いを膨らませながら，目的や条件などを考え，生徒にとって新鮮で価値のあるものを目指して発想をすることである。

30 指導に当たっては，生徒が自己の生活を振り返り，既成の価値観や概念によらない多様な視点から自分が必要なもの，使いたいものを発想できるようにすることが大切である。自己の体験や夢，素材や技法，目的や条件，作品をつくる個々の要素などを考えて自由に発想し，自分の考えを表現できるよう指導していくことが大切である。

35 イ 用途と美しさの調和を求め，素材の特質，表現の多様性などを生かした制作の構想を練ること。

イは，素材の特質を踏まえ，多様な表現のよさを生かし，作品の用途と美しさの調和を図り，構想を練ることに関する指導事項である。

40 「用途と美しさの調和を求め」とは，作品の用途を踏まえながら，その形的美しさとの調和を総合的に検討することである。機能を重視して形を考えたり，自己のつくりたい形を重視しそれに機能を加えたりするなど，異なる視点から吟味して，考えを確かめながら検討する必要がある。

45 「素材の特質，表現の多様性などを生かした制作の構想を練ること」とは，発想を具体化するために，素材のもつ材料としての機能性，形や色彩，質感などの感情効果，様々な表現方法などのよさを生かし，自分のイメージに合うように修正を加えるなどして制作の構想を練ることである。

指導に当たっては，鑑賞の学習などとも関連を図り，様々なよさや美しさがあることを知る必要がある。例えば，作品そのものの美しさだけでなく，料理を盛る皿のように使うことによって実感する美しさもある。また，革製品のように長く使うことで変化する美しさもある。それらの多様な

よさや美しさを学び、自分自身の表現のねらいを考え、構想を練ることが大切である。その際、スケッチや図面に表したり試作したりするなどして、繰り返し検討し構想することが大切である。

5 ウ 意図に応じて材料、用具、手順、技法などを検討し、創造的に制作すること。

ウは、制作の過程を把握し、制作の状況を主体的に判断して、目的や条件、表現意図に合っているかを確認し、構想が思いどおりに表現されているか、材料や用具、手順や技法が適切かどうかを検討し、よりよい方向に創造的に制作する技能に関する指導事項である。

10 「意図に応じて材料、用具、手順、技法などを検討し」とは、制作意図や表現方法に応じて、材料や用具を選択し、材料の特性などによる手順の再確認や作品の制作に適した技法を考えたり検討したりすることである。

材料に関する理解と経験を深め、自己の表現に適した技法などを選択し、必要によっては用具を自作するなど、主体的に制作方法を工夫してより適確な表現を工夫し、検討することが大切である。

15 「創造的に制作すること」とは、制作過程において、制作方法、材料や用具、手順や技法などの意味や役割を確かめ、構想された作品を工夫や改善をしながら制作することを示している。特に材料の加工に応じた適切な技法の選択、用具の活用方法の吟味、技法による制作手順の検討などを総合的にとらえることが重要である。また、自己の思いを深め、より豊かな表現を実現するためには、試作などをしながら工夫、改善を図ることが大切である。

20 指導に当たっては、素材の抵抗や技術の未熟さ等による制作上の制約と自己の思いやつくりたい形との調和を図る必要がある。制作することを通して何事にも根気強く工夫をこらし、あきらめない気持ちを身に付けさせ、達成感の中から新たな自分を見つめ直し、生活や次の制作に結び付けることも大切である。

25 (2) 社会と工芸

ア 社会的な視点に立って、生活環境を観察、検討し、創造的で心豊かな発想をすること。

イ 社会における有用性、機能と美しさとの調和を考え、制作の構想を練ること。

ウ 意図に応じて材料、用具、手順、技法などを検討し、創造的に制作すること。

30 「工芸」における「社会と工芸」では、「工芸」での学習を基礎にして、社会的な視点に立って工芸の役割を深く理解し、使用する人や場などから機能と形の美しさの調和を考え、材料、用具の特性、構造、手順、技法等についての理解を一層深め、創造的で心豊かな表現ができるようにすることをねらいとしている。

35 ここでは、生徒の興味や関心を十分に生かし、制作を通して生活環境を観察、検討し、社会における工芸の有用性や、機能と美しさとの調和を考え、生活を心豊かに創造し、改善していく能力や意欲と態度を育てることが大切である。

指導に当たっては、生徒が社会や生活環境をより深く見つめ、主体的に発想・構想していけるように、「工芸」で扱った素材を継続的に用いて内容を深めたり、技能を発展的に生かせるよう題材の設定に留意したりする必要がある。生徒が課題意識をもって社会的な必要性を調査、検討し、その中で主体的に課題の発見や探求に取り組めるよう配慮する必要がある。

45 ア 社会的な視点に立って、生活環境を観察、検討し、創造的で心豊かな発想をすること。

アは、社会的な視点に立って、生活環境を観察し、使用する人や場を考慮して発見した課題を検討し、創造的で心豊かな工芸の発想をすることに関する指導事項である。

「社会的な視点に立って」とは、使う人の状況や心情を基に、課題意識をもって社会や生活環境をより深く観察し考えることである。

「生活環境を観察、検討し」とは、学校などの日常的な空間や公共的な場で使われているものなどについて、工芸の果たす役割を考え、制作の条件などをより深く観察・検討することである。

- 5 「創造的で心豊かな発想をすること」とは、発想する上での制約や様々な条件、改善すべき課題を踏まえて、生活をより楽しく心豊かにするために、新鮮で価値のあるものを目指して発想することである。

- 10 指導に当たっては、身近なところにある問題やメディア等を通じて知り得た情報などの社会の様々な状況に目を向け、課題を発見する力を高めるとともに、多様な視点から使用する人や場を考えて発想できるようにすることが大切である。

イ 社会における有用性、機能と美しさとの調和を考え、制作の構想を練ること。

- 15 イは、社会が必要としている願いや心情などを調査し、検討を加え、主体的に目的や条件を把握し、機能と美しさの調和を図り、構想を練ることに関する指導事項である。

「社会における有用性、機能と美しさとの調和を考え」とは、使う人の環境や生活様式、生活感覚、特性などから求められる機能や条件などを整理し、美しさとの調和を総合的に考えることを示している。

- 20 「制作の構想を練ること」とは、社会や身近な生活環境などから創出した主題を基に、形や色彩、材質などの造形要素や構造などについて、具体性をもって考えをまとめることを示している。題材としては、身近な生活にかかわる工芸作品から遊具や公共施設における備品など多様に想定し、社会的な視点から構想を練るとともに、より適切な材料や制作方法などを十分吟味しておく必要がある。

- 25 指導に当たっては、例えば、幼児や高齢者、障害のある人々など、様々な使用する人の立場に立って、使用する場、状況などを考えることが大切であり、聞き取り調査、情報通信ネットワークの活用などによって幅広い視点と適切な情報を得て構想を練ることが求められる。また、構想を確かなものにするためにスケッチだけでなく、模型や試作をすることによって主体的に学習を進めることも大切である。

30

ウ 意図に応じて材料、用具、手順、技法などを検討し、創造的に制作すること。

- 35 ウは、制作の過程を把握し、制作の状況を主体的に判断して、目的や条件、表現意図に合っているかを確認し、構想が思いどおりに表現されているか、材料や用具、手順や技法が適切かどうかを検討し、よりよい方向に創造的に制作する技能に関する指導事項である。

「意図に応じて材料、用具、手順、技法などを検討し」とは、制作意図や表現方法に応じて、新しい材料を活用したり複合的に使用したりして、制作や表現の幅を広げるために材料と用具の特性などを考え手順の再確認や作品の制作に適した技法を検討することである。

- 40 材料に関する理解と経験を深め、自己の表現に適した材料と技法を選択し、必要によっては用具を自作するなど、主体的に制作方法を工夫してより適確な表現を工夫し、検討することが大切である。

「創造的に制作すること」とは、制作過程において、制作方法、材料や用具、手順や技法などの意味や役割を主体的に確かめ、構想された作品を工夫や改善をしながら制作することを示している。

- 45 特に材料の加工に応じた適切な技法の選択、用具の活用方法の吟味、技法による制作手順の検討などを総合的にとらえることが重要である。また、構想したものを確実に形にしていけるためには、試作などをしながら工夫、改善を図ることが大切である。

指導に当たっては、構想段階で作成したスケッチや図面、模型などによって、目的や機能、表現

意図などを確認し、構想したことが思いどおりに表現されているか、材料や用具、手順や技法が適切かどうかを検討し、よりよい方向に創造的な改善を図ることができるようにすることが大切である。

5 B 鑑賞

鑑賞に関して、次の事項を指導する。

ア 作品や作者の個性などに関心を持ち、発想や構想の独自性、表現の工夫などについて、多様な視点から分析し理解すること。

イ 生活環境の改善や心豊かな生き方にかかわる工芸の働きについて理解を深めること。

ウ 時代、民族、風土などによる表現の相違や共通性などを考察し、工芸の伝統と文化についての理解を一層深めること。

「工芸」における「B鑑賞」では、「工芸I」の学習を基礎にして、作品や作者の個性などに
15 関心を持ち、表現の独自性などを多様な視点から鑑賞し、生活環境の改善や心豊かな生き方の創造にかかわる工芸の働き、時代や民族などによる表現の相違や共通性、工芸の伝統と文化についての理解を一層深めることをねらいとしている。

工芸作品が、作者の独自性や様々な工夫により表現されていることを深く理解するとともに、自己の美意識や価値観を高め、自然を含む生活環境と工芸作品との調和について考え、工芸の働きに
20 よって、生活環境を一層心豊かに築いていくことの重要性を理解することが重要である。

指導に当たっては、生徒が興味・関心に基づいて作者や作品の調査・研究などを行い鑑賞レポートを作成したり、実物に触れたり実際に使ったりして主体的に鑑賞し、作品のよさや美しさを発見
25 するような能動的な鑑賞ができるよう配慮することが必要である。生徒が作品に対する多様な見方や感じ方があることを理解し、他者の考えを尊重しつつ自己の考えをもつとともに、言葉などで適切に表現できるようにすることも重要である。

ア 作品や作者の個性などに関心を持ち、発想や構想の独自性、表現の工夫などについて、多様な視点から分析し理解すること。

30 アは、作品や作者の個性などに関心を持ち、作品に表現されている発想や構想の独自性や表現の工夫などを多様な視点から分析し理解することで、鑑賞を深めていくことに関する指導事項である。

「作品や作者の個性などに関心を持ち」とは、作品に反映されている作者の個性や芸術観などに関心をもつことである。そして、作品を直接見たり触れたり使ったりする体験を通して、作者の美
35 意識や使う人への心遣いなどについて思いめぐらせ、生徒が自己の価値観を基に、作品の表現の特質などをとらえるようにすることである。

「発想や構想の独自性、表現の工夫など」とは、作者の独自の発想や構想、表現方法などの工夫のことである。作品の特徴をとらえ、作者の意図や思い、素材や材料の使い方、技法や技術、表現の工夫などを読み取り、それらがどのように生かされているかを考えることが大切である。

40 「多様な視点から分析し、理解すること」とは、作品のよさや美しさ、表現の独自性や工夫などについて、様々な視点から分析、理解することであり、一人の作者の年代の異なる作品、あるいは、時代や国、地域などを同じくする他の作者の作品、また、形式や目的を同じくする他の作品などと比較したり、使い心地について併せて研究したりすることで工芸作品をより深く理解することである。

45 指導に当たっては、作者の作風などを感じ取り、作者の意図に基づいて、表現方法や素材、技術がどのように生かされたかなどについて分析したり自己の制作経験に照らしたりして、考察を深めさせることが大切である。

また、歴史的に定まった価値観のみによって鑑賞するだけではなく、自分の見方、考え方で作品

をとらえ、他者の意見にも耳を傾けながら多角的に分析することによって、作品に関する理解を深めるとともに個々の美意識が高まるよう配慮することが重要である。その際、自己の考えを言葉などで適切に表現したり、鑑賞レポートにまとめたりすることも大切である。

5
イ 生活環境の改善や心豊かな生き方にかかわる工芸の働きについて理解を深めること。

イは、心豊かに生きることと工芸とのかかわりで生活環境をとらえ、生活環境や社会を明るく豊かにする工芸の働きや心豊かな生き方に資する工芸の活動や価値について考え、理解を深めることに関する指導事項である。

「生活環境の改善」とは、心地よく豊かな環境をつくるために、生活を工芸の視点から見直し、改善を図ることである。

人々の生活が多様化し、生活の中で使われる様々なものが数多く流通している現代社会において、工芸によって生活環境の改善を図るためには、必要なものを適切に選び出す能力が必要である。

15 「心豊かな生き方にかかわる工芸の働きについて理解を深めること」とは、工芸の視点から生活や社会を見ることにより、工芸が生活を機能的にするだけでなく、美しさや安らぎをもたらし、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、心豊かな社会を形成するという働きがあることについての理解を深めることである。よりよいもの、より美しいものを求め、生み出す機能、国や民族の違いを超えて美的共感を与える作用などについて考察し、伝統を継承し新たな価値
20 を生み出し、生活を心豊かにする工芸の働きについて理解を深めさせることである。

指導に当たっては、日常生活の中で工芸に取り組み、工芸の制作を生きがいとしている人々が多いこと、また、工芸がつくる人や使う人の心を豊かにする情緒の涵養や精神的な満足感をもたらす作用をもっていることにも気付かせたりして、工芸が生活の中で果たす役割について、より一層理解を深めていくことが大切である。

25
ウ 時代、民族、風土などによる表現の相違や共通性などを考察し、工芸の伝統と文化についての理解を一層深めること。

30 ウは、それぞれの時代、地域、民族、気候、風土、社会背景などによる表現の特質等を知り、表現形式や表現方法の相違や共通性、変遷や普遍性等を考察して、工芸の伝統と文化についての理解を深めることに関する指導事項である。

「時代、民族、風土などによる表現の相違や共通性などを考察し」とは、時代の特徴、民族や風土の特質、地理的条件、信仰や祝祭、社会や生活の在り方等による美意識や創造の精神、表現形式
35 や技法、素材などの相違や共通性に気付き、作品が制作された背景にある様々な要因と表現の関係を考察することである。

それぞれの国や民族が長い歴史の中で、築き上げ継承してきた様々な工芸的、造形的成果や有形・無形の文化財について、時代や社会と工芸の関連に着目して鑑賞し、国や民族、時代を越えて変わらぬよさや美しさがあることに気付くとともに、表現の独自性や個性の主張を感じ取り、味わう
40 ことが重要である。

「工芸の伝統と文化についての理解を一層深めること」とは、それぞれの国や民族が長い歴史の中で、築き上げ継承してきた様々な工芸に関する有形・無形の文化財や、それらの総体である文化についての理解を一層深めることである。人々が工芸に託した願いや、その時代における生活や社会の中の工芸の位置付けなどについて理解し、工芸の伝統と文化がどのように生かされ継承されて
45 きたのかなどを理解できるように指導することが大切である。

指導に当たっては、例えば、工芸の鑑賞を通して日本の工芸の源流を考えるとというテーマで、歴史的、地理的に深いかかわりをもつアジア諸国の工芸にも目を向けることなどが考えられる。その影響を受けた我が国の工芸と比べて鑑賞し、相違と共通性に気付かせ、歴史的、地理的な視点から、

工芸の伝統と文化について一層理解を深めることも重要である。工芸の文化についての学習において、過去の文化遺産としての工芸作品などを鑑賞する際、特定の時代や地域のみ限定された独立したものとしてとらえるのではなく、過去から現在に続く大きな歴史の中に位置付け、相互に関連していることを意識させる必要がある。

- 5 さらに、伝統の中に未来に通じる価値を見だし、それを継承しつつ、新たな価値や文化を積極的に創造しようとする心情や態度を育成することも大切である。

4 内容の取扱い

- 10 (1) 生徒の特性，地域や学校の実態を考慮し，内容のAの(1)又は(2)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

- 15 「工芸」の指導に当たっては、生徒の特性，地域や学校の実態などを考慮し、発展的な学習が進められるようにするため、「A表現」では「(1)身近な生活と工芸」，「(2)社会と工芸」のうち、一つ以上を選択して扱うことができる。その際、生徒個人又はグループごとに選択したり、特定の学期又は期間において内容を変えたりすることもできる。

- 20 (2) 内容の取扱いに当たっては、「工芸」の3と同様に取り扱うものとする。

ここでは、「工芸」の内容の取扱いに示した事項と同様に取り扱うことを記している。

- 25 (3)においては、「B鑑賞」では、多様な視点から感じ取り考えるために、言語活動を効果的に活用することが大切であり、根拠を示し批評し合うことにより、直感的に感じたことが整理され、自己の見方や感じ方として身に付くことになる。このような鑑賞の学習が繰り返されることにより他者からも新たな見方などを学ぶことができ、多様な視点から作品などを感じ取り、理解する鑑賞の能力が育成されることになる。

また、「工芸」では、単に高度な技法や分析・批評の指導に走ることなく、生徒の興味・関心を考え、主体的な表現や鑑賞の活動を促し、積極的・創造的な取組を進めていくことが必要である。

30

第9節 工 芸

1 性 格

5 「工芸」は、「工芸」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「工芸」は、「工芸」及び「工芸」の学習を基礎にして、更に生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、工芸の諸能力を高めることなどをねらいとしている。そのため、従前と同様に、表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習することとしている。

10 また、将来、工芸を専門的に学び職業生活に生かそうとする生徒に対して、より質の高い学習内容を提供することについても配慮する必要がある。

2 目 標

15 「工芸」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「工芸Ⅰ」及び「工芸」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

20 工芸の創造的な諸活動を通して、美的体験を豊かにし、生涯にわたり工芸を愛好する心情と工芸の伝統と文化を尊重する態度を育てるとともに、感性と美意識を磨き、個性豊かな工芸の能力を高める。

目標については、「美的体験を豊かにし」を新たに加えた。「工芸」では、生徒の能力・適性、興味・関心を重視し、特定の分野のみを選択して学習することができることとしている。その際、特定の分野の学習であっても、美的感受性、創造性、人間理解、研究心などをはぐくむ美的体験を豊かにすることが重要であるため、「工芸」の目標にも明記した。

「工芸」は、生徒の特性や美意識、知識・技能を発揮した主体的・創造的な諸活動を通して、創造の喜びを一層深く味わい、工芸を生活に生かすなど、生涯にわたって工芸を愛好する心情と工芸の伝統と文化を尊重する態度を育てるとともに、制作を確かなものとする技術・技法や独創的で個性的な表現と鑑賞の能力を高めることをねらいとしている。

30 「工芸の伝統と文化を尊重する態度」は、日本の工芸をはじめとして、時代や民族、国などの違いを越えて、長い歴史の中で大切に守られてきた工芸の伝統と文化を尊重し継承していく態度を意味し、我が国の伝統と文化に自信と誇りをもって、国際社会の一員として生きていく豊かな判断力や行動力の育成を目指すものである。このような能力や態度の実現には、工芸を学ぶ楽しさを共有し、社会における連帯感の大切さを自覚させるとともに、よりよい造形を積極的に求める活動を通して、創造的に心豊かに生きる力を培うことが大切である。

「感性と美意識を磨き」とは、美と創造を求める心を通して自己の価値観を問い直し、新しい発見などを引き出し、それらを通して、より豊かな感性をはぐくみ、美意識を高揚させることである。

さらに、創造的な活動を通して、人間と「もの」とのかかわりを見つめ、工芸の学習経験等を生かして自己の生活をよりよく改善したり、心豊かな社会の形成に積極的に寄与したりするなどし、40 美しいものを大切な価値として求めようとする態度をはぐくむことが必要である。

3 内 容

A 表 現

45 表現に関して、次の事項を指導する。
(1) 身近な生活と工芸

ア 自己を取り巻く生活を多様な視点に立って考え、独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ること。

イ 制作過程全体を見通して制作方法を工夫し、個性を生かして創造的な制作を追求すること。

5

「工芸」における「身近な生活と工芸」では、「工芸」及び「工芸」の学習を基礎にして、生活を多様な視点に立って見つめ、工芸への理解を深め、その表現能力を一層深めるようにすることをねらいとしている。

ここでは、生徒の身近な生活にある工芸を、社会や文化、日本人と季節感、素材と技法などの視点からとらえ直したり、自己の美意識や思い、大切にしていることなどから見つめ直したりして、独創的に発想し、個性を生かして創造的な制作を追求できるようにすることが必要である。その際、表には大きく現れにくい美しさや作品から伝わる精神性など、奥の深いよさや美しさの価値を学ばせることも大切である。

指導に当たっては、発想・構想の段階で自己の夢や願い、個性を十分に生かし、独創的に作品をつくる喜びを味わえるようにすることが重要である。自分だけの斬新な発想をしたり、長期間にわたって一つのテーマで幾つかの異なった作品を制作したり、特定の表現方法にこだわってより専門性の高い表現を深めたりするなど、個性を生かした表現を追求できるようにすることが必要である。このような学習を通して、より深い達成感を得られるようにすることが大切である。

20

ア 自己を取り巻く生活を多様な視点に立って考え、独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ること。

アは、これまでの経験や知識等を基にして、自己を取り巻く生活を多様な視点からとらえ、独創的に発想し、生徒が自らの個性を生かして柔軟に構想を練ることに関する指導事項である。

「自己を取り巻く生活を多様な視点に立って考え」とは、生徒が自己を取り巻く生活における課題を自らの成長や経験に基づく様々な視点から考えることである。課題を考える手掛かりとしては、自然、日本の文化、生活様式や社会の変化など、様々な視点を想定することができる。それらを基に、生徒が自らの経験から造形に関する課題を設定し、主体的に考えることが大切である。

「独創的に発想し、美的で心豊かな制作の構想を練ること」とは、既成の概念にとらわれずに個性的な発想をし、生徒が、自らの感覚を働かせながら素材、道具、作品などの特性を理解し、自然や文化、生活との関連を図りながら思いを膨らませ構想を練ることである。

指導に当たっては、生徒が生活を見つめ直し、独創性をもって、飾りたいものや使いたいものを構想できるようにすることが大切である。例えば、自分が使う茶碗や皿、湯飲みなどを、統一感のある独創的なデザインで発想・構想することなどが考えられる。その際、鑑賞の学習との関連を図り、伝統的な工芸作品などから自然を生かした造形美、簡素な中に見いだされる趣のある美しさなど、奥の深いよさや美しさの価値などを学びながら、表現に生かしていくことが大切である。

また、構想を練る際には十分な時間を確保し、様々な角度から考え、鑑賞の時間等も交えて検討することができるよう指導することが大切である。

40

イ 制作過程全体を見通して制作方法を工夫し、個性を生かして創造的な制作を追求すること。

イは、発想し、構想したことに基づき、材料の加工、仕上げまで、制作の過程全体を見通し、多様な表現や個性的な表現を生かして創造的な制作方法を工夫し、追求することに関する指導事項である。

「制作過程全体を見通して制作方法を工夫し」とは、「工芸」及び「工芸」で得た経験を生かして、制作上の様々な状況を予想し、よりよい作品に仕上げるための工夫をすることである。材

料，用具を選択，調整しながら加工し，幾つかの工程を経て仕上げに至る過程の一つ一つの意味を理解し，それぞれの関係をとらえて，総合的に制作方法を工夫できるよう指導することが大切である。

「個性を生かして創造的な制作を追求すること」とは，課題設定，計画立案，材料の選択準備から完成に至るまで，生徒自らが主体的に取り組み，その解決を図り，試行錯誤しながら制作を追求していくことである。

指導に当たっては，技法や技術の指導だけでなく，先人たちが，自然から素材を見だし，道具をつくり加工してきたことや，工芸に携わる人たちの道具を大切にしている姿勢などに学び，そのよさや価値を改めてとらえ直すことが必要である。道具への理解が深まることにより，自分が必要とする作業に応じて自作することもできるようになる。また，道具を大切に扱いこだわりをもつことと技能の向上は，密接な関係にある。

(2) 社会と工芸

- 15 ア 社会的な視点に立って独創的に発想し，美的で心豊かな制作の構想を練ること。
イ 制作過程全体を見通して制作方法を工夫し，個性を生かして創造的な制作を追求すること。

「工芸」における「社会と工芸」では，「工芸」及び「工芸」の学習を基礎にして，社会や生活環境のための工芸に対する理解とその表現能力を一層深めるようにすることをねらいとしている。

ここでは，表現の対象を生徒の生活体験や身近な社会体験から更に広げて，人々の生活様式や生活意識なども考慮しながら，社会や生活環境における美的で有用な工芸について考察できるようにすることが必要である。その際，個人の一面的な美意識や有用性にとどまることなく，広く社会を見渡して，社会的な観点から，機能と美しさとの調和を考え，生活文化に裏付けられた創造性や，使う人に造形的なよさや感動を与えるような独創的な発想をし，個性を生かして創造的な制作を追求することが大切である。

指導に当たっては，生徒が希望や能力に応じて，自ら課題を発見し，問題解決を図るような課題解決的な学習などを通して一層主体的，独創的な表現ができるように指導することが大切である。また，室内や屋外で使う幾つかのものを統一感をもって考え，美的で快適な生活空間の設計などを試みることも考えられる。さらに，人の動作と造形との関係や，材質感や配色などの心理的影響や視覚的效果などについて考察させることなども考えられる。また，共同して行う創造活動などにも取り組み，他者と協力して制作することも効果的である。

- 35 ア 社会的な視点に立って独創的に発想し，美的で心豊かな制作の構想を練ること。

アは，社会や生活環境などから課題を見だし，使う人や使用する場に求められる美的・機能的要素に基づいた有用性などについて考察し，社会や生活環境が心豊かになるように個性を生かして制作の構想を練ることに関する指導事項である。

「社会的な視点に立って」とは，社会生活や身近な生活環境や公共的な施設などを対象として，多くの人々が利用する際の条件や，障害のある人々や高齢者のような支援が必要な人が利用する際の条件，あるいは環境問題や資源の有効利用などを考慮して，使う人が求めるものや状況を様々に想定することを示している。また，「工芸」の鑑賞で学習した内容を踏まえて，時代や民族，風土などによる生活環境の特性を考慮することも社会的な視点と言える。

「独創的に発想し，美的で心豊かな制作の構想を練ること」とは，社会的有用性の観点から独創的に発想し，材料，目的，方法などを総合的にとらえて工夫し，美的要素と機能に配慮し，社会や

生活環境が心豊かになるように制作の構想を練ることである。

指導に当たっては、人間と生活、自然と環境などについて考えさせるなどして、総合的な観点から美しさと求められる条件などを吟味し、構想を練ることが大切である。単に表面的な美しさや合理性に重きを置くのではなく、鑑賞との関連を図りながら、表に現れにくい美しさなどにも意識を
5 向けて構想を練ることが重要である。例えば、日本の伝統的な建築に見られる襖などの引き手金具には、植物や身近な小道具などを基に、部屋や建物ごとに統一感のある意匠が施され、格式や優雅さを生かしつつ美を追求しているものがある。使用する場に求められる条件を考える際、このような繊細な感性や微細なところにもこだわりをもつ先人のものづくりの考え方などを学び、表現に生かすことも大切である。

10

イ 制作過程全体を見通して制作方法を工夫し、個性を生かして創造的な制作を追求すること。

イは、発想し、構想したことに基づき、材料の加工、仕上げまで、制作の過程全体を見通し、多
15 様な表現や個性的な表現を生かして創造的な制作方法を工夫し、追求することに関する指導事項である。

「制作過程全体を見通して制作方法を工夫し」とは、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」で得た経験を生かして、課題に基づき計画を立て、制作過程全体を見通しながら制作することである。さらに、様々な材料、用具、技法を駆使しながら手順を工夫し、よりよい表現ができるように指導することが
20 大切である。

「個性を生かして創造的な制作を追求すること」とは、課題の設定、計画の立案、材料の選択準備から完成に至るまで、生徒自らが主体的に取り組み、その解決を図り、試行錯誤しながら制作を追求していくことである。

指導に当たっては、材料や技法についての知識と具体的に活用する技能を調和よく育成することが
25 大切である。特に「社会と工芸」では、公共の場など、様々な状況で使用することが考えられるため、木や粘土などの自然の素材だけでなく、金属やプラスチック、合成樹脂などの人工の材料も含めて幅広く知識をもち、目的にあった材料を選択する力が求められる。また、用具についても電動工具等も含めて適切に選択でき、使いこなす能力を育成することが重要である。

30 B 鑑賞

鑑賞に関して、次の事項を指導する。

ア 生活文化と工芸とのかかわり、作品が生まれた背景などを考察し、自己の価値観や美意識を働かせて作品を読み取り味わうこと。

35 イ 国際理解に果たす工芸の役割について理解すること。

ウ 文化遺産としての工芸の特色と文化遺産等を継承し保存することの意義を理解すること。

「工芸Ⅰ」における「B 鑑賞」では、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして、自己の価値観や美意識を働かせて、生活文化と工芸との様々なかかわりや作品が生まれた背景、国際間の交流
40 における工芸の役割を理解するとともに、伝統的な工芸や文化遺産等を継承し保存することの意義を認識することをねらいとしている。

様々な工芸作品が、国や民族などの違いを越えて、共通言語としての役割をもち、世界の人々に理解、愛好され、共感され、国際間の文化理解に寄与していることについて理解するとともに、このような工芸のもつ力を実感し、自己の美意識や価値観を一層高めることができるよう配慮する必
45 要がある。

また、自立した社会人となるこの時期における鑑賞の学習では、新鮮な感動や発見を基にした積極的な姿勢や豊かな人間性を養い、人間尊重の精神と工芸を尊重する態度を育てることが重要である。

指導に当たっては、「工芸」までの内容をより高め、生徒が自ら選択した表現活動との関連を深めるとともに、鑑賞の内容を焦点化し、例えば、作者や表現形式、素材や技法などについての追究や保存技術の習得等の学習課題を自ら設定する力やコミュニケーション能力を高め、それを積極的に活かそうとする態度を育成する。そのためには、優れた作品に直接触れて味わったり、実際に使用したりして体験的に鑑賞するとともに、作品を読み取り味わい、深く考察して言語化し、批評したり討論したりするなどして鑑賞の能力を一層高めることも大切である。

10 ア 生活文化と工芸とのかかわり、作品が生まれた背景などを考察し、自己の価値観や美意識を働かせて作品を読み取り味わうこと。

アは、作品が生まれた時代や社会的背景など一層幅広い視点から工芸をとらえ、作品と作者の個性や背景となる生活文化とのかかわりを考察し、主体的に自己の価値観や美意識を働かせて作品を読み取り、鑑賞を深めるための指導事項である。

15 「生活文化と工芸とのかかわり、作品が生まれた背景などを考察し」とは、作品が生まれた時代の生活文化や社会的背景などがどのように工芸とかかわっているのかを、幅広い視点から考察することである。作品に表された作者の表現意図や表現方法、工芸に取り組む姿勢やその時代背景を考え、社会及び人間の生活と工芸の文化との関連を考察し、理解することである。

20 背景の理解を深めていくためには、例えば、地域の伝統的な工芸作品や節句、祭で用いられる人形や神輿など、身近にあるものの中から伝統的なものに着目するなど、生徒が実感できる体験的な学習の機会を増やすなどの工夫が求められる。

25 「自己の価値観や美意識を働かせて作品を読み取り味わう」とは、「工芸」及び「工芸」で培った価値観や美意識を働かせ、作者の意図などを様々な視点から読み取り理解し、味わうことである。自己の感性により作品を深く感受し、そのよさを味わい、作者の主張などと重ね合わせ、自分にとっての作品の意味や価値をつくりだすことが大切である。

「作品を読み取り味わう」には、例えば、作品を実際に使用する体験を通して、形や色、機能性などのよさに加えて、重みや手触りなど、言葉では表しきれない作品のよさや美しさを感じることが重要である。

30 指導に当たっては、形や色、質感などに着目して見るとともに、手に持って使ってみたり、他の国や地域のものと比較するなど、読み取るための視点をもたせることが必要である。その際、作品や素材、技法などに関する知識について指導することも大切である。

35 イ 国際理解に果たす工芸の役割について理解すること。

イは、国際社会における工芸の働きに関心を持ち、工芸が国際間の文化理解に果たす役割について理解を深めるための指導事項である。

「国際理解に果たす工芸の役割について理解すること」とは、互いの文化や生き方を理解し合う上で工芸が果たす役割や働きを理解することである。

40 工芸の作品は、言語や習慣などの違いを越えて、そのよさや美しさを通してつくった人の考えや心情、感性などを伝えることができる。国や民族などの違いを越えて、美の心や価値を共有することができる。そのように工芸が共通言語として、国際間の文化理解に果たす役割を理解し、交流ができるようにすることをねらいとしている。

45 指導に当たっては、日本の工芸の特質を十分に理解するとともに、諸外国の工芸にも目を向け、それらの鑑賞を通して国際理解が深められるようにすることが大切である。優れた工芸作品は、国を越えて行き来し、それぞれの国の人々の生活で実際に使用されることで他の国の人々の生活や文化に影響を与えてきたことなども理解させ、積極的に交流を推進していこうとする心情や態度を涵

養することが大切である。

ウ 文化遺産としての工芸の特色と文化遺産等を継承し保存することの意義を理解すること。

5

ウは、文化遺産としての工芸の特色を理解し、大切に保存してきた人々の英知や努力、あこがれなどを感じ取らせ、文化遺産の保存や継承を行うことの意義について理解させるための指導事項である。

「文化遺産としての工芸の特色」とは、それぞれの国や民族が長い歴史の中で、人々が自らの生活や人生をより豊かで充実したものにするために、理想を追求し、実現していこうとする中から築き上げ継承してきた様々な工芸的、造形的成果であり、有形・無形の文化財の特色である。

文化とその背景にある歴史や文化との関連について関心をもち、美に対する人類普遍的あこがれや平和や幸福への願いを感じ取り、人間の生活や文化について考察し、理解を深めさせることが重要である。

15 「文化遺産等を継承し、保存することの意義を理解する」とは、文化の継承と工芸作品や文化遺産等の保存の必要性を認識し、理解することである。

人々が自らの生活や人生をより豊かで充実したものにするために、理想を追求し、実現していこうとする精神は普遍的なものであるが、社会や生活の状況、人生観など、人々の精神的背景によって、表現の様式や内容は大きく変化する。工芸の伝統と文化もそれらの影響のもとに様々な変容を見せながら、今日に継承されていることを理解するとともに、工芸の伝統と文化を愛好し文化遺産などを尊重する心情や態度を養うことが重要である。

指導に当たっては、人類共有の財産である文化遺産等を継承し、保存することは次世代に向けての責任であることについて、知識や体験を通して実感的な理解を深めることが必要である。文化遺産の保存や修復の方法や技術、携わっている人や団体の活動にも関心をもつよう指導することも効果的である。

その際、美術館や博物館、地域の文化財や遺跡等を活用し、実地の体験的な鑑賞ができるよう可能な限り工夫することが期待される。工芸の伝統と文化の学習において、伝統の上に新たな価値や文化を自ら創造しようとする心情や態度を育成しつつ、鑑賞する行為そのものの喜びを味わわせることが大切である。

30

4 内容の取扱い

35 (1) 生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、内容のAの(1)、(2)又はBのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

「工芸」の指導に当たっては、生徒の特性、地域や学校の実態などを考慮し、発展的で個性的な学習が進められるようにするため、「A表現」では、「(1)身近な生活と工芸」、「(2)社会と工芸」、「B鑑賞」のうちから、いずれか一つ以上を選択して扱うことができる。

40 「B鑑賞」を選択して扱う場合には、各事項を関連させて扱ったり、一つの事項について十分に時間をかけたりして、鑑賞の課題について生徒が主体的、研究的に学習していくことができるよう柔軟な指導計画を作成していくことが大切である。

45 (2) 内容の取扱いに当たっては、「工芸」の3の(2)から(6)までと同様に取り扱うものとする。

ここでは、「工芸」の内容の取扱いのうち、(2)から(6)までに示した事項と同様に取り扱うことを記している。

「B鑑賞」を選択して扱う場合には、(4)において、「工芸I」及び「工芸」と同様に、日本の工芸や文化遺産を重視して扱うとともに、アジアの文化遺産などについても扱い、日本の工芸との相違や共通性、文化の伝播などの多様な視点から、作品や工芸の伝統と文化の理解を深めることも大切である。

また、「工芸」では、工芸についての創造的な学習態度を育てるため、生徒が主体的に課題を設定して学習する機会を設けるよう配慮することが必要である。

第10節 書道

1 性格

5 「書道」は、高等学校において書道を履修する生徒のために設けている最初の科目である。

「書道」は、中学校国語科の書写における学習を基礎にして、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、芸術としての書の表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばすことなどをねらいとしており、「書道」、「書道」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。

10 従前では、「A表現」の三つの分野のうち「(1)漢字仮名交じりの書」のみを必ず扱うこととしていたが、今回の改訂では「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」を含めて三つの分野すべてを学習することとしている。これは、「書道」における書の学習を通して、総合的に書に対する理解を深められるようにしたものである。

15 なお、「(1)漢字仮名交じりの書」は、中学校国語科の書写と高等学校芸術科書道との系統性を踏まえ、この分野が書を生活に生かす態度の育成を図るための基本的な分野であることは従前と変わるものではない。

2 目標

20 「書道」の目標は、芸術科の目標を受けて、次のように示している。

書道の幅広い活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、書写能力の向上を図り、表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める。

25

目標は、次の三点について改善を図っている。

一点目は、「書を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」を加えた点である。「生涯にわたり」は、従前は「書道」の目標にのみ示していたが、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって書への永続的な愛好心をはぐくんでいくことを重視し、「書道」の目標にも明記した。

30 二点目は、「書の伝統と文化についての理解を深める」ことを新たに加えた点である。従前は「書道」の目標に示していたが、芸術科の目標に「芸術文化についての理解を深め」ることを加えたことを受け、「書道」の目標にも明記した。

三点目は、中学校国語科の書写からの接続と芸術科の目標を踏まえ、「感性を豊かにし、書写能力を高め」を「感性を高め、書写能力の向上を図り」と改めた点である。

35 「書道の幅広い活動を通して」とは、「書道Ⅰ」における「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」のすべての領域の学習活動を通してという意味である。また、「幅広い」には、「A表現」及び「B鑑賞」の学習を幅広く行うということにとどまることなく、実生活との関連を図った体験的な学習や、地域社会との関連を図るなど多様な観点から書道に対して主体的にかかわりをもっていくという趣旨を込めている。すなわち、生徒一人一人が
40 書道の学習によって身に付けた能力を主体的に生活に生かすとともに、地域社会の人材の協力を求めたり、美術館での鑑賞学習を取り入れたりして、多様な学習活動が展開できるようにすることにも配慮したものである。

「生涯にわたり書を愛好する心情を育てる」を最初に示しているのは、芸術科の目標に対応するもので、「書道」及び「書道」も同様である。ここでいう「書」とは、いわゆる芸術的な作品ばかりでなく、実用的な側面も含んでいる。書を愛好する心情は、身近な手書き文字や名筆への関心をもち、優れた書に興味を抱き、自ら進んで楽しみながらよりよい表現をしようとする態度の中から芽生えるものである。したがって、小・中学校で身に付けた書写能力を基礎としながら、文字

を素材とする自己表現への展開を図ることができるよう指導することが大切である。また、そのことが書写能力を向上させるとともに、古典への興味や関心を高めていくことにもつながるのである。

「感性」とは、外界の様々な刺激や印象に対して鋭敏に反応する心の働きであり、価値や心情を感じ取る力であり、芸術を創造する根源をなすものである。ここでは、書の特質に根ざした東洋的・日本的な感性を意味している。書に対する感性を高めるためには、まず書を楽しむ態度を通して、文字の形や線質に対する感性を育てることから始めることになる。

「書写能力の向上を図り」とは、「書道Ⅰ」の学習内容が中学校国語科の書写を基礎として成り立っていることを示している。書写が言語としての機能性の上にならなければならないのに対して、書道は芸術としての表現性の上にならなければならない。また書写は、正しく整えて書くことが美の一つの基本的な在り方であるのに対して、書道は、それを基盤にしながらも更に芸術としての多彩な美へと発展していくものである。このため、中学校国語科の書写と高等学校芸術科書道への内容の一貫性を図っており、中学校国語科の書写を基礎とした指導は主に「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」を中心として行うこととなる。

「表現と鑑賞の基礎的な能力」のうち、表現の能力とは、書道の幅広い活動によって自己を主体的に表現する能力のことである。また、鑑賞の能力とは、日常生活における書や古典等における書の美しさを感じ取る能力のことである。内にあるものを外に表し、外にあるものを内に収めるという意味で、表現と鑑賞とは車の両輪のような関係にあり、離すことのできないものであるとともに、それぞれの能力は相乗的に高められていくものである。この「表現と鑑賞の基礎的な能力」は、「書道」における「個性豊かな表現と鑑賞の能力」へと発展的に高められていく。

「書の伝統と文化についての理解を深める」については、書の伝統と文化の理解を深め、そのよさを継承・発展させることをねらいとしている。「書道」で理解を深め、「書道」でさらに発展させ、「書道」で「伝統と文化を尊重する態度を育てる」こととしている。

3 内容

A 表現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 漢字仮名交じりの書

- ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。
- イ 漢字と仮名の調和した線質の表し方を習得すること。
- ウ 字形、文字の大きさと全体の構成を工夫すること。
- エ 名筆を生かした表現を理解し、工夫すること。
- オ 目的や用途に即した形式、意図に基づく表現を工夫すること。

ここでは、「書道Ⅰ」における「漢字仮名交じりの書」に関する指導事項を示している。

「漢字仮名交じりの書」とは、漢字仮名交じりの詩歌や文章・語句などを書いた書をいう。漢字仮名交じりという日常的な表記を用いるので、芸術的な表現とともに実用的な表現も含まれる。

従前は「(1)漢字仮名交じりの書」のみを必ず扱うこととし、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」については、そのいずれかを選択することを可能としていたが、総合的に書に対する理解を深めるために、今回の改訂では、この三つの分野すべてを扱うこととしている。「(1)漢字仮名交じりの書」は、中学校国語科の書写と高等学校芸術科書道との関連性を踏まえ、また書を生活に生かす態度の育成を図るための基本的な分野であることに変わりはない。

事項エについては、今回の改訂では、従前「書道」で「イ 名筆の鑑賞に基づく表現の工夫と個性的な表現」として取り上げていたが、伝統と文化を尊重し、表現の能力を伸ばす観点から、「書道」に加えたものである。また、事項オについては、従前の「エ 目的や用途に即した形式と表し方」と「オ 意図に基づく表現と構想の工夫」を合わせて「オ 目的や用途に即した形式、意図

に基づく表現を工夫すること」としたものである。

ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。

5

「用具・用材」とは、書表現するために用いる様々な道具・材料をいう。用具・用材は、それぞれ種類によって特徴や性能が違い、また、それらの使い方や扱い方によって、同じ文字を書く場合にも、表現は大きく左右される。したがって、用具・用材の特徴を理解し、初期の学習段階から適切に扱うよう配慮しなければならない。その際、中学校国語科の書写における用具・用材の使用実態を踏まえ、基本的なもの、すなわち、扱いやすく、書きやすく、求めやすいものを中心とするよう留意することが大切である。また、毛筆で学習したことを生活に生かすという視点から、日常的によく使用される鉛筆、ボールペン、フェルトペン等いろいろな硬筆を積極的に体験させることも重要である。毛筆については様々な種類があるが、必要に応じて体験させたり、鑑賞などによって興味・関心を高めたりするようにする。

10
15 また、用具・用材の扱い方については、それらを大切にすることを養うことが必要である。そのことが文字や書を愛好する心情を育てることにつながっていくのである。

用具・用材に関する事項は、従前は「漢字仮名交じりの書」に集約して示していたが、それぞれの分野ごとに扱う用具・用材があることから、今回の改訂では、「A表現」のすべての分野の指導事項として位置付けている。

20 「漢字の書」、「仮名の書」にも共通する主な用具・用材を類別してみると、次のようになる。

-----【主な用具・用材の類別と扱い方などの例】-----

毛 筆・種類（和筆，唐筆など）

・材質（獣毛筆，竹筆，藁筆，草筆，木筆など）

25 ・大きさ（大筆，中筆，小筆など）

・筆毛の長さ（長鋒，中鋒，短鋒など）

・筆毛の弾力（剛毛筆，兼毛筆，柔毛筆など）

・穂の形（柳葉筆，面相筆，延喜筆，雀頭筆など）

・穂のつくり方 巻筆，水筆（捌き筆 - 固め筆）

30 ・筆の下ろし方，洗い方など後始末の仕方や手入れの方法

・保管の方法など

硬 筆・種類（鉛筆，万年筆，つけペン，ボールペン，フェルトペンなど）

墨 ・種類（和墨，唐墨など）

・材質（油煙墨，松煙墨など）

35 ・形状（固形墨，液体墨など）

・大きさ（丁型など）

・磨り方，扱い方，保管の方法など

インク・種類（水性，油性など）

硯 ・種類（和硯，唐硯など）

40 ・材質（石，陶磁，瓦など）

・大きさや形，洗い方，手入れの方法など

紙 ・種類（和紙，唐紙，洋紙など）

・材質や用途及び用紙（半紙，画仙紙，料紙，色紙，短冊，便箋，封筒，はがきなど）

・大きさや形，扱い方など

45 文 鎮・材質，大きさや形，扱い方など

下 敷・材質，大きさや形，扱い方など

* 以上のうち，筆・墨・硯・紙は古来，「文房四宝」と呼ばれている。

指導に当たっては、用具・用材によって線質や表現が変わることを理解できるようにすることが大切である。毛筆用具について、筆は毛などによって線質が違ってくこと、墨は、原料の煤や膠の調合や磨墨などによって濃淡が違ってくこと、また、硯は、鋒鋭の粗密によって墨色が違ってくこと、紙は、材質や厚さなどによりにじみ方が違ってくことなど、用具・用材と表現効果が密接に関係していることを理解させることが重要である。

「(1)漢字仮名交じりの書」を表現する場合は、「漢字の書」及び「仮名の書」に比べ、芸術書だけでなく実用書を取り扱うことが多く、その際、硬筆を使用する機会も多い。

硬筆表現については、例えば、万年筆やフェルトペンのように比較的弾力のあるものから、それらに比べてボールペンのように硬度の高いものまで、日常使用されている硬筆用具のそれぞれの材質や特性を理解することが大切である。また、硬筆を使用する場合においては、目的や用途に応じて効果的に表現するための用具・用材を生徒に主体的に選択させる必要がある。

「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」の各分野とも、必要な用具・用材の種類、準備の仕方、用い方、扱い方、手入れの方法などについて理解を図り、これらを適切に扱うことができるように指導することが大切である。

イ 漢字と仮名の調和した線質の表し方を習得すること。

20 「漢字仮名交じりの書」では、漢字と仮名の調和を図ることが最も大切なことであり、線質はその調和を図る上での重要な要素である。

「漢字と仮名の調和」については、楷書や行書と、それらに合った仮名の表現が求められる。

「線質」とは、書かれた線のもつ性質を指している。線質の源は、筆者の個性や感情であるが、用筆・運筆といった技術的要素や、用具・用材といった外的要素ともかかわり、書の趣と深くかわるものである。線質は用筆や運筆のリズムと密接に関連をもち、漢字を書くときと仮名を書くときの用筆、運筆が違えば不調和なものになるし、漢字と仮名の線質が違えば調和しているとはいえない。つまり、漢字と仮名の線質を融和させることが調和のために必要である。

漢字と仮名の線質の調和を図りながら、実用的な表現や芸術的な表現の幅を広げ、漢字仮名交じり文という日常的なものを素材にして、生徒がその時の気持ちを素直に表現することで、生徒の性情が表され、個の表現へとつなげていくよう指導することが大切である。

ウ 字形、文字の大きさと全体の構成を工夫すること。

35 「字形、文字の大きさ」については、「漢字仮名交じりの書」としての漢字と仮名の字形や文字の大きさが調和するよう配慮しなければならない。実用書の場合は、漢字より仮名を小さめに書くと調和しやすいとする考え方が一般的である。しかしながら、芸術書の場合は、そうとはいえないこともある。漢字の多い文章や仮名ばかりが続く文章などは、かえって不調和になることがある。自らの構想に基づいて漢字と仮名の調和を図るようにすることが大切である。

40 「全体の構成を工夫する」とは、紙面全体のまとめ方をいう。字形や文字の大きさに気を配ることはもちろん、その文字が美しく見えるためには、文字や文字群と余白との関係について工夫することが大切である。

45 エ 名筆を生かした表現を理解し、工夫すること。

今回、新たに加えた指導事項である。

「名筆」とは、日本及び中国の優れた書をいい、「漢字仮名交じりの書」に限定することなく、

古典・古筆から近現代までの優れた書という意味である。「名筆を生かした表現」とは、名筆のよさや美しさをもとにして表現することである。それを「理解し、工夫する」とは、名筆を通して書の伝統と文化についての理解を深めるとともに、それを背景として表現を工夫することである。

取り上げる名筆としては、漢字の書や仮名の書に加え、漢字と仮名の調和した表現を見ることのできる古典として、例えば、『万葉集』や『和漢朗詠集』等の平安時代の書写本、鎌倉時代以降の墨跡や宸翰等の表現、明治時代以降の文士や文人、志士等の多様な書風などがあげられる。これらに触れることで名筆のよさや美しさを理解し、漢字仮名交じりの書の多様な表現にいかしていくこともできる。

10

オ 目的や用途に即した形式、意図に基づく表現を工夫すること。

この指導事項は、従前の「エ 目的や用途に即した形式と表し方」と「オ 意図に基づく表現の構想と工夫」とを合わせて示している。

15 「目的や用途」には、芸術的な表現の場合と実用的な表現の場合とが考えられる。

芸術的な表現の場合は、自己の内なる感興の高まりによって形式や表し方が必然的に決まることもあるし、鑑賞する際の効果や外的な条件から決まることもある。その際、漢字や仮名の伝統的な形式が用いられることもあるし、また、伝統性にこだわらない自由な形式が用いられることもある。横書きでの表現においても、それに応じた表し方の工夫が必要となる。

20 実用的な表現の場合は、書かれるものの目的や用途が実用を目指しているということである。手紙、はがき、掲示や標示、慶弔の際の書式など身の回りの文字に関心を持ち、日常生活における目的や用途の違いによって適切な形式と表し方を判断し、表現効果を考え、それにふさわしい筆記具を選択するなど、それぞれに適した表現方法を工夫する必要がある。

実用的であっても、日常生活に役立つという側面だけではなく、同時にそれは美的要素も含んでいる場合もある。草稿や書状のような実用を主として書かれたものであっても、筆者の美的感覚や個性によって芸術性の高い名品となっていることは、歴史上の名筆によって見て取れる。

「書道Ⅰ」では、いずれの表現の場合でも基礎的な事項を取り扱い、同時に表現活動を楽しませるよう配慮することが求められている。

「意図に基づく表現を工夫する」とは、創作活動に関する内容である。「創作」とは新たなものをつくりだし、作者自身の現在を表現しようとするものであり、新たな美をつくりだそうとする能動的な活動である。

「意図」とは、内的欲求や外的刺激による感動によって起こる表現活動の原点というべきものである。生徒が自ら表現意欲を高め、用具・用材の使い方を工夫し、線質、字形、全体構成などについて積極的に改善を目指すようにすることが大切である。創作活動の主体はいうまでもなく生徒自身であり、生徒が意図的、主体的に追求して学び取るように指導することが大切である。

「漢字仮名交じりの書」は、生徒が自由に読み書きでき、身近で親しみやすい題材であるところから、生活に即して書表現を楽しむことが期待できる。また、生徒が主体的な活動や体験を通して、表現の能力が養われるようにするための学習指導を、計画的に行うことが必要である。

40

(2) 漢字の書

ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。

イ 古典に基づく基本的な点画や線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得すること。

45 ウ 字形の構成を理解し、全体の構成を工夫すること。

エ 意図に基づく表現を構想し、工夫すること。

ここでは、「書道Ⅰ」における「漢字の書」に関する指導事項を示している。

「漢字の書」とは、漢字を書いた書という意味で、仮名などを交じえていない書をいう。漢字の書は、中国の書に立脚して、漢詩や漢文が書かれることが多い。短い語句や一字だけの語の場合でも、漢字で表現されている書は「漢字の書」である。

「漢字の書」は、従前は選択して扱うことを可能としていたが、今回の改訂では、総合的に書に
5 対する理解を深めるために、「仮名の書」と同様に、必ず扱うこととした。

従前は、用具・用材(筆、墨、紙等)の扱いについては、「漢字仮名交じりの書」の指導事項のアにまとめて示していたが、それぞれの分野の特性を踏まえ、「ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと」として、主として「漢字の書」にかかわることについては、「漢字の書」のアに示すこととした。イ、ウ、エは従前のア、イ、ウに相当するものである。

10 また、中学校国語科の書写との接続に配慮して、取り扱う書体は、楷書及び行書とし、生徒の特性等を考慮し、草書、隷書及び篆書を加えることもできることとしている。

ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。

15 「書道I」では、中学校国語科の書写における用具・用材の使用実態を踏まえ、漢字の書の表現活動で実際に用いられる書きやすいものを中心に、その用い方や扱い方などを確実に習得させるようにする。

書体は、楷書及び行書を扱うものとし、生徒の特性等を考慮して、草書、隷書及び篆書を加えることもできることとしていることから、さらに表現形態も多彩となる。用具・用材は、「漢字仮名交じりの書」で明記のとおり、それぞれ種類や、用い方・扱い方の違いによって、同じ文字を書く場合にも表現が大きく左右される。したがって、様々な線質や表現効果を追求する学習では、用具・用材の特徴を理解し、場面に応じて用い方を工夫する必要がある。筆については、筆の種類や材質、大きさ、筆毛の長さ、筆毛の弾力、穂の形によって、また、墨については磨墨による濃淡に
20 よって表現方法や表現効果に違いが生じることを理解することが大切である。そのためには、種類等の違いのある用具・用材を体験させることが考えられる。

硬筆を使用する場合には、「漢字仮名交じりの書」と同様に、目的や用途に応じて効果的に表現するための用具・用材を生徒に主体的に選択させる必要がある。

さらに、篆刻、刻字等を扱うよう配慮することから、篆刻、刻字等の用具・用材につ
30 いても、その特徴を理解し、適切に扱うことが大切である。

主な篆刻、刻字の用具・用材を類別してみると、次のようになる。

篆刻：印刀、印材、印泥、印矩、印箋、印褌、朱墨など
35 刻字：刀(鑿・彫刻刀・カッターなど)、木槌、木材(桂・桜・杉・檜・梅など)、塗料(ラッカー・柿渋・漆・胡粉・絵の具・箔など)など

イ 古典に基づく基本的な点画や線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得すること。

40 「古典に基づく」とは、古典による臨書学習のことであり、臨書を通して漢字の基本的な線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得することである。

「臨書」とは、書の古典を見て習うことであり、臨書という言葉は「創作」に対応させて用いられることが多い。広い意味では近代や現代の筆跡を習うことも臨書ということになるが、一般的に
45 は主として評価の定まった古典を見て習うことをいう。学習方法として、「形臨」、「意臨」等がある。

繰り返し臨書することによって、伝統に根ざした技法を習得するとともに、普遍性のある表現力を養うこともできる。そのためには、古典を精選して学習する必要がある。

創作については、古典の美とその技法を学んだ上で、普遍性に裏打ちされた自己の表出としての活動を行い、漢字の書の美に対する感性を養い、新たな美を生み出すことを目指すよう指導することが大切である。

また、臨書と鑑賞とを相互に関連させることによって、効果的に表現技法を身に付けさせることが可能となる。総合的に書の表現と鑑賞を学ぶという視点から、特に、臨書学習が技術習得のみに偏ったものに陥らないように注意しなければならない。

「点画」とは、文字を形作っている最小単位の点や画のことで、点、横画、縦画、左払い、右払いなどをいう。楷書は一点一画の独立性が強いので、「点」や「画」の形や書き方について説明しやすく、このため、点画の分析的な説明は楷書で行われることが多い。行書については、用筆・運筆との関連を図りながら、点画の連続性により、その特徴を説明することがよく行われる。

「線質」とは、書かれた線のもつ性質を指し、書は線の芸術であると言われるように、その内容が重視される。表現においても鑑賞においても、線質は重要な役割を果たし、線質から書の美を感じることできる。

「用筆・運筆」の「用筆」とは、筆の使い方、または筆毛の働かせ方のことである。柔らかさと弾力性のある毛筆を使いこなすための技術、すなわち筆の使い方をいう。また「運筆」とは、筆の運び方のことである。筆の動きについては、楷書よりも行書、草書において一層顕著であり、筆者の感情などが運筆の緩急抑揚となり、線の軽重や強弱となって表れる。したがって、緩急抑揚などの変化の在り方とともに、律動感や筆脈の自然さなどを体得することも大切である。

ただ「用筆」と「運筆」という語は、古来様々な用いられ方をしきており、用筆と運筆の解釈も諸説がある。例えば、止め、はね、払いなどの収筆の書き方は用筆の違いであるが、筆鋒を立てるとか筆毛を開くなど、用筆の要領を説明するときにも用いられる。あるいは、直筆、側筆、順筆、逆筆、露鋒、蔵鋒などの用語や、欧法、虞法、褚法、顔法などの書風を表す筆法も、用筆や運筆にかかわる事項としてとらえられる。さらに、筆を運ぶ際の筆順や遅速緩急、軽重・強弱のほか、含墨と潤渴、筆圧の強弱なども運筆にかかわる事項として把握される。

取り扱う書体は、楷書及び行書に加え、草書、隷書及び篆書を加えることができるとしている。楷書と行書の点画の書き方の基本的な内容は、小・中学校国語科の書写において学習してきている。高等学校においては、その理解と表現方法を一層確かなものとすると同時に、さらに、多様な表現の育成に向け、運筆・用筆の技法の基礎・基本を確実に習得させるよう、順序立てて計画的に指導することが必要である。

また、姿勢や執筆法についても同様に基本的事項を理解することが大切である。執筆法は筆の持ち方のことで、単鉤、双鉤といった指の掛け方、懸腕、枕腕などの腕法などがある。

なお、用筆・運筆の指導では、一つの点画(横画、縦画など)を三つの部分に分けて、小・中学校国語科の書写においては「始筆・送筆・終筆」としているが、高等学校の芸術科書道においては「起筆・送筆・収筆」という考え方で指導することが一般的である。

35

ウ 字形の構成を理解し、全体の構成を工夫すること。

「字形の構成」とは、文字の形の取り方のことである。古来、結構あるいは結体と言われてきたことに当たる。

楷書の字形の取り方については、点画の位置、方向、長短、曲直、分間、肥瘦、疎密といったものから、一字の均斉・均衡、概形(外形)にいたるまで、種々のものがあげられる。指導に当たっては、これらの諸要素のうち、どのような順序と方法で指導するかについては、生徒の実態に即して工夫する必要がある。

また、「字形の構成」は、構築的な要素の強い楷書において把握しやすいため、楷書の指導においてよく扱われてきているが、楷書以外の書体においても配慮しなければならない。

「全体の構成を工夫する」とは、全体としてどのようにまとめるかという紙面構成のことであり、古来、布置とか章法と言われてきたことに当たる。全体の構成には、文字の大小や線の肥瘦はもち

ろん、字間や行間、文字群の配置と余白、墨の濃淡・潤濁などの要素がかかわっている。

紙面と文字の調和を図るためには、文字の大きさと並べ方、さらに余白との関係に配慮しなければならない。二つ以上の文字を並べる場合、文字を同一の大きさにするか大小の変化をつけるか、また二行以上にわたる場合、横同士をそろえる並列構成にするか、そろえない均衡構成にするかによって表現効果はかなり異なってくるものである。さらに、この二つの構成の仕方は、書体や書風、表現意図などによっても大きく関係するので、紙面を工夫する際に留意しなければならない。

「書道」で全体の構成を扱う場合には、作品の構想の段階から上記の諸要素を踏まえて工夫するよう指導することが大切である。

余白との関係では、中学校国語科の書写における文字の配列などの学習を踏まえて、上下(天地)、左右、字間、行間などに配慮するとよい。

「全体の構成」の原理として変化と統一がある。これは、表現活動において点画や線質及び字形を形成していく過程でも、筆者の感興や意図と対応しながら表れる。筆者の意図や感情が盛り込まれ、それが強弱、明暗、剛柔などの変化として字形や線質に表れる。同時に、その意図や感情が一つの作品の統一感となって律動性や性情に表れる。書の統一感は活字のような画一的なものではなく、そこには何らかの変化を含んでいる。したがって、表現においては、どのような意図や感情が、全体の構成に変化を与えているかをとらえることが大切である。

エ 意図に基づく表現を構想し、工夫すること。

この指導事項は、主として創作活動に関する内容であるが、臨書活動にも当てはめることができる。

「創作」とは新たなものをつくりだし、作者自身の現在を表現しようとすることであり、新たな美をつくりだそうとする能動的な活動である。

創作活動に際しては、まず何をどのように表現したいのかという意図を設定し、表現の構想を漢字の書の特質に即して練り上げていく。それを実現するために、生徒自ら表現意欲を高め、用具・用材を選定し、字形、線質、墨色、全体の構成など、様々な面から工夫を重ねていくようにする。その際、生徒の主体性を尊重することが大切である。

指導に当たっては、漢字の古典の美とその技法を生かして自己を表出するような普遍性に裏打ちされた美を生み出すことができるようにすることが大切である。

(3) 仮名の書

ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。

イ 古典に基づく基本的な線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得すること。

ウ 単体、連綿の技法を習得し、全体の構成を工夫すること。

エ 意図に基づく表現を構想し、工夫すること。

ここでは、「書道Ⅰ」における「仮名の書」に関する指導事項を示している。

「仮名の書」とは、仮名を書いた書という意味で、特に平安時代の仮名の書の伝統に立脚した書をいう。漢字が交えられた詩歌や文章・語句などの場合でも、平安時代の仮名の書の伝統を踏まえて表現されている書は「仮名の書」である。

「仮名の書」は、従前は選択して扱うことを可能としていたが、今回の改訂では、総合的に書に対する理解を深めるために、「漢字の書」と同様に、必ず扱うこととした。

従前は、用具・用材(筆、墨、紙等)の扱いについては、「漢字仮名交じりの書」の指導事項のアにまとめて示していたが、それぞれの分野の特性を踏まえ、「ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと」として、主として「仮名の書」にかかわることについては、「仮名の書」のアに示すこととした。イ、ウ、エは従前のア、イ、ウに相当するものである。

ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。

5 「書道I」では、中学校国語科の書写における用具・用材の使用実態を踏まえ、仮名の書の表現活動で実際に用いられる書きやすいものを中心に、その使い方や扱い方などを確実に習得させるようにする。

「仮名の書」では小筆を用いることが多いが、弾力がよく利いて、まとまりのよいものが適している。穂の長さにもよるが、穂先から3分の1ほどをおろして用いることが一般的である。まぼく

10 小字で書く場合は墨も少量でよく、仮名の書に必要な暢達した線質を得るためにも、必ず磨墨することを心がけたい。なお、含墨量が多すぎると、伸びやかな張りのある線が出ない。一方、渴筆時には線が荒れやすい。ほどよい含墨で、最後まで筆を進めることが肝要である。

紙は、通常、仮名用半紙や洋紙のロール紙など、滑らかでにじまず、墨もちのよい紙を用いる。

15 古来、仮名の書には、美しい加工を施した料紙を用いてきた。こうした伝統的な料紙のほか、洋紙に色や文様を印刷したものや、各古筆専用の臨書用紙を使用することで、仮名の書への興味を高めることにもつながると考えられる。

これら用具・用材を常に使いやすい状態に保つように、扱い方や後始末の仕方を身に付け、大切に扱うよう指導することが必要である。

20 なお、仮名を大字で書く場合は、画仙紙などを用いることも多く、筆や墨も「漢字仮名交じりの書」や「漢字の書」に準じてよい。

イ 古典に基づく基本的な線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得すること。

25 芸術科書道で学習する「仮名の書」は、平安時代の仮名の書を基盤としているところから、小・中学校国語科の書写で学習した仮名とは字形や線質に大きな違いがある。仮名の書の古典によって、字形や線質の特性を理解することが必要である。

「古典に基づく」とは、古典による臨書学習のことであり、臨書を通して仮名の基本的な線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得することである。それが仮名の造形原理、線條の美、全体構成の美しさを学ぶことにつながり、自己の表現の糧とすることができる。さらに書の品格、筆意の妙趣などを学ぶこともでき、仮名の書の美に対する感性を養うことにもなる。

30 「線質」とは、書かれた線のもつ性質を指している。一般に古筆と称される典麗・優雅な平安時代の仮名の古典は、一般的に線が細く曲線的で、流れるような律動感がある。このような特色ある仮名の書の線質を理解し、これを表現するための基本的な技法を扱う。したがって、教材として取り上げる古典は、基本的な用筆や運筆のものを選定する必要があるし、端正で優美な筆跡が適している。

用筆・運筆によって線質が変化する。直線では速く、曲線ではゆったりと運筆し、転折では一旦止めて穂先の弾力を利かせて突き返す、という仮名の書の技法の習得を通して、体験的に仮名の線の美に対する感性を養うことが大切である。

40

ウ 単体、連綿の技法を習得し、全体の構成を工夫すること。

単体と連綿は、「仮名の書」の学習の基礎的な指導事項である。

45 単体の学習には、一字一字の字形の把握と、用筆・運筆の技法がかかわる。学習の中心は平仮名と変体仮名であるが、初めて学習する変体仮名については、身近な用例を示すなどして関心を高めるとともに、古来、芸術としての仮名の書に必須のものであることを理解させることが大切である。

なお、片仮名も含め、各字の字源や成立過程を踏まえることで、筆順や字形の理解にもつながることになる。

連綿の学習では、運筆の律動性や筆脈の把握を通して、字と字を無理なく自然に続ける技法の習得が重要である。

- 5 なお、連綿線は、単なる字と字の接続線ではなく、それ自体が重要な書の美の要素であることを理解することが大切である。

「全体の構成を工夫する」とは、全体としてどのようにまとめるかという紙面構成のことであり、古来、布置とか章法と言われてきたことにあたる。全体の構成には、文字の大小や線の肥瘦はもちろん、字間や行間、文字群の配置と余白、墨の濃淡・潤濁などの要素がかかわっている。

- 10 仮名の書では、平安時代以来、詞書や歌などを規則正しく配列した行書きのほか、行の長短や高低、行間の広狭などによる余白を生かした構成として、散らし書きも行われてきた。散らし書きは、連綿による線条の美とともに、仮名の美の重要な要素である。その美しさを感じ、自己の表現に生かそうとすることは、日本の伝統的な書の美に対する感性を養うことにもつながる。

- 15 「書道」で全体の構成を扱う場合には、作品の構想の段階から上記の諸要素を踏まえて工夫するよう指導することが大切である。

なお「仮名の書」における字形、連綿、全体の構成などを理解するために、鑑賞の機会を十分に設けるとともに、臨書と鑑賞の関連を図ることに配慮する必要がある。

- 20 **Ⅰ 意図に基づく表現を構想し、工夫すること。**

この指導事項は、主として創作活動に関する内容であるが、臨書活動にも当てはめることができる。

- 25 「創作」とは新たなものをつくりだし、作者自身の現在を表現しようとするものであり、新たな美をつくりだそうとする能動的な活動である。

創作活動に際しては、まず何をどのように表現したいのかという意図を設定し、表現の構想を仮名の書の特質に即して練り上げていく。それを実現するために、生徒自ら表現意欲を高め、用具・用材を選定し、字形、線質、墨色、全体の構成など、様々な面から工夫を重ねていくようにする。その際、生徒の主体性を尊重することが大切である。

- 30 指導に当たっては、仮名の書が我が国の伝統に立脚していることを理解させ、仮名の古典のもつ伝統的な美を感受するとともに、それを新たな表現に生かすことができるようにすることが大切である。

B 鑑賞

- 35 鑑賞に関して、次の事項を指導する。

ア 日常生活における書への関心を高め、その効用を理解すること。

イ 見ることを楽しみ、書の美しさと表現効果を味わい、感じ取ること。

ウ 日本及び中国等の文字と書の伝統と文化について理解すること。

- 40 エ 漢字の書体の変遷、仮名の成立等を理解すること。

ここでは、「書道」における鑑賞に関する指導事項を示している。「書道Ⅰ」における鑑賞は、日常生活における書への関心を高め、その効用を確認すること、書としての美しさを感じ取ること、文字と書の伝統と文化について理解すること、漢字の書体の変遷、仮名の成立等を理解することから構成されており、表現の学習との関連を図ることが重要である。

従前は三つの事項で構成されていたが、今回の改訂では四つの事項で構成し、文字の成り立ちにかかわる理解を重視する観点から、従前の「ウ 日本及び中国等の書の文化」の指導事項のうち、「漢字の書体の変遷、仮名の成立等を理解すること」を新たに指導事項として加えている。

切にし、それを手掛かりとして深めていくようにすることが重要である。この第一印象による書のよさや美しさの把握を直感的把握や直感的鑑賞と呼んでいるが、こうした用語の説明以前に、生徒が感性に触れて美しいと感じたり、楽しいと思えるような書の発見を心掛けるべきである。そのことが書への関心を高めることになる。

- 5 書の鑑賞の内容に、生徒一人一人の美的経験や能力によって差異が生ずるのは当然のことである。しかし、生徒が感じたことを自ら把握、確認する意味において、書のよさや美しさと表現効果について示唆することは必要なことである。いわゆる直感的鑑賞としては、字形・調和・性情などの要素がある。字形とは文字の造形的な美しさなどであり、調和とは書かれた文字の大小や余白、点画の位置・方向・長短・曲直・肥瘦などの美的調和であり、性情とは遅速・強弱・潤渇・濃淡など、
- 10 線質によって作品に現れる情緒的・心情的なものである。

鑑賞の指導に当たっては、漢字仮名交じりの書、漢字の書、仮名の書や、生徒の作品を含む周辺の書などについて幅広く関心をもたせ、作品を見た時の第一印象を大切に、生徒一人一人が好きな作品、よいと思う作品について、自分の感じ方や好みをはっきり述べさせるようにすることも大切である。また、他の生徒の見方や鑑賞内容を聞くなどして、自然とその書のよさや美しさがわかるように指導上の工夫や改善が大切である。

15

ウ 日本及び中国等の文字と書の伝統と文化について理解すること。

- 20 エジプト、メソポタミア、インド、中国は、世界の四大文明発生の地といわれ、それぞれ文字文化を有していたことが伝えられている。しかし、それらの大半は消滅してしまい、唯一漢字だけが今も継続して使用されている状況にある。しかも、毛筆書きによる文字が芸術の領域まで昇華しているのは日本、中国、朝鮮半島など東アジアに属する漢字文化圏のみである。日本及び中国等における文字文化の歴史や、書の伝統と文化について理解させることは極めて大切なことである。
- 25 指導に当たっては、このために特に時間を設定するということも考えられるが、表現の指導の中で、関連付けて行うことも考えられる。

エ 漢字の書体の変遷、仮名の成立等を理解すること。

- 30 漢字はその実用的な面から、また先人の美的感覚の面から字画の整理・簡略化が行われ、篆書、隷書、草書、行書、楷書などの書体が成立した。日本では国語を漢字で表記するうち、我が国独自の草仮名、平仮名、片仮名を生み、漢字と併せて表現することが行われ、また朝鮮半島においては、15世紀にハングル文字がつけられている。
- 35 鑑賞の指導に当たっては、本来性格を異にする漢字・仮名を混用することによって日本語を表記するに至った経緯を学ぶとともに、その調和美を誇る平安朝の古筆から近現代にいたる文士等の書など、様々な漢字仮名交じりの書を教材として取り上げることが大切である。また漢字については、篆書、隷書、草書、行書及び楷書の五つの書体の変遷、仮名については、変体仮名、平仮名及び片仮名の種類と成立について指導する必要があるが、その際、草書体の説明を加え、理解させることが
- 40 大切である。なお、漢字の書体や仮名の成立が各時代の文化と関連をもっていることについて理解を深めることも大切である。

なお、鑑賞指導に当たっては、教科書のほか、必要に応じて真跡・拓本・複製・印刷図版、さらに視聴覚機器、情報機器を効果的に活用しながら進めることが大切であり、地域の文化財や人材、美術館などを活用することによって効果をあげることもできる。

45

4 内容の取扱い

(1) 内容のA及びBの指導に当たっては、相互の関連を図るものとする。

5

ここでは、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導事項を有機的に関連付けて指導することを示している。

「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」のそれぞれの「A表現」の指導では、適宜「B鑑賞」の指導事項を注意深く関連させながら展開させていくことが大切である。「B鑑賞」の指導において、「A表現」を関連させることも同様である。

「相互の関連を図るものとする」とは、「A表現」と「B鑑賞」について、それぞれの領域の相互の関連を図ることである。したがって、「A表現」の指導において、「B鑑賞」の意義を十分に理解させることが必要であり、「B鑑賞」を主たる内容とする単元においても、適宜「A表現」の成果を取り入れることが大切である。

15

(2) 内容のAの指導に当たっては、(1)の漢字は楷書及び行書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)は楷書及び行書、(3)は平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとし、(2)については、生徒の特性等を考慮し、草書、隷書及び篆書を加えることもできる。

20

従前は「(1)漢字仮名交じりの書」は必ず扱うものとし、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」は、そのいずれかを選択できるとしていたが、総合的に書に対する理解を深めるために、この三つの分野すべてを扱うこととなった。

扱う書体等については、「(1)漢字仮名交じりの書」では、中学校国語科の書写を受けて、漢字は楷書及び行書、仮名は平仮名及び片仮名を扱うこととし、「(2)漢字の書」では、楷書及び行書とし、生徒の特性等によっては草書、隷書及び篆書を加えることもできるとしている。従前は「平易な隷書を加えることができる」としていたが、今回の改訂では、草書及び篆書も加えることができるとした。草書は「(3)仮名の書」の学習を深めるため、篆書は内容の取扱いの(4)で篆刻を扱うよう配慮すると示したため、新たに加えることができるとした。また、「(3)仮名の書」については、従前

どおり平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとしている。
楷書、行書、草書、隷書及び篆書の五つの書体の学習は総合的に書に対する理解を深めるために必要であるが、この場合の草書、隷書及び篆書の指導は、楷書や行書に優先するものではない。基礎的な楷書及び行書の学習を充実させることが大切である。

「(3)仮名の書」での変体仮名の扱いについては、生徒の興味を高める上で、仮名の古典を理解したり表現の幅を広くしたりする観点から取り上げるものとする。

35

(3) 内容のAの指導に当たっては、中学校国語科の書写との関連を十分に考慮し、日常生活における目的や用途に応じて、硬筆も取り上げるものとする。

40

中学校国語科の書写で学習した書写能力をさらに高めることを意図したものである。日常生活における実用的な書として生活に生かすという観点も大切であることから、硬筆についても内容Aの各分野で取り上げるように配慮するものとする。

(4) 内容のAの指導に当たっては、篆刻、刻字等を扱うよう配慮するものとする。また、(2)及び(3)については、臨書及び創作を通して指導するものとする。

5 従前は「篆刻等を加えることもできる」としていたが、今回の改訂では「篆刻、刻字等を扱うよう配慮するものとする」とした。

「篆刻、刻字等」とは、篆刻、刻字の立体的表現のほか、陶芸や染色などの工芸的要素を含む表現の領域を示したものである。「扱うよう配慮するものとする」とは、可能な限り扱うようにするということである。これは、「書道Ⅰ」では、基礎的な内容のものを中心に取り扱い、それにより
10 書を生活に生かす態度を育てるとともに、他の芸術分野との関連について考える機会とするものである。

なお、これらの活動に要する用具・用材の準備や管理については十分な配慮が必要である。特に
15 印刀、鑿、彫刻刀等を正しく慎重に扱うことや、片付けの仕方などの安全指導を適切な機会をとらえて行い、事故の防止に努めなければならない。貸し出しする道具については、劣化の点検や番号を記入するなどして、その管理の徹底を図る必要がある。

「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」において、臨書及び創作を通して指導することは従前と変わりはない。臨書の指導については、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」との関連に配慮した上での系統性を考慮し、適切な指導計画を立てなければならない。また、創作の指導については、臨書での学習
20 を基礎として、生徒が主体的に、工夫を重ねて表現することで自己実現をし、達成感を味わえるようにすることが大切である。

(5) 内容のBの指導に当たっては、作品について互いに批評し合う活動などを取り入れるようにする。

25 書の古典や名筆には、作品自体に美が存在し、それを鑑賞する者によってその美が再認識される。鑑賞指導には、感性を高め、探求心の向上を図ることが大切である。

自身の作品や他人の作品の鑑賞に当たっても、表現の意図について発表したり、互いに批評し合ったりする活動を取り入れることによって、作品や他人をより理解することにつながるようになる。

30 (6) 書に関する知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。

35 生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。その指導の中で、著作権などの知的財産権などにも触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も必要である。

創造的に表現された書の作品や、詩文や和歌や俳句などの作品には原則として著作権があるので、他人の書の作品のコピーを作成する場合や、他人の詩文や和歌や俳句などの作品を素材として、書
40 で表現する場合には、原則として著作権をもつ者の了解が必要である。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作権者の了解を得る必要がない。もっとも、他人の著作物を活用した生徒作品をホームページなどへ掲載したり、授業とは無関係に展覧会に出品したりすることは、例外となる条件を満たさないため、無断で行うことはできないと考えられる。なお、原則として、個人が著作者の場合はその没後50年、法人が著作者の場合は公表後50年を経
45 たものは、著作権がなく、自由に利用ができる。

生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることを理解させるようにする。

第11節 書道

1 性格

5 「書道」は、「書道」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「書道」は「書道」の学習を基礎にして、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばすことなどをねらいとしている。

従前では、「A表現」の三つの分野のうち一つ以上を選択して扱うことができていたが、
10 今回の改訂では、「(1)漢字仮名交じりの書」について、その内容を一層深める観点から必ず扱うものとし、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」については、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、いずれか一つ以上を選択して扱うことができるようにしている。

「書道」においては、「書道」の学習を踏まえ、生徒の興味・関心、能力・適性等に応じた発展的な学習が可能となるようにしている。

15

2 目標

「書道」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「書道」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

20

書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める。

25 「書道」では、「書道」と同様、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって書への永続的な愛好心をはぐくんでいくことを重視し、「書を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」を加えている。

「書道」では、「書道Ⅰ」の「書道の幅広い活動を通して」を受け、「書道の創造的な諸活動を通して」となっている。ここでは、「書道Ⅰ」と同様に、「A表現」及び「B鑑賞」の学習を意味しているが、「書道」においては、表現と鑑賞の関連を有機的に図りながら、「書道Ⅰ」を更に発展させ、学習に意欲的に取り組み、書を理解しながら自ら問題解決できる主体的な活動を展開することができるようにしており、これは、創造性の基礎を培う上で大切なことである。

30 「生涯にわたり書を愛好する心情を育てる」は「書道Ⅰ」と同様である。また、「感性を高め」については「書道Ⅰ」と同様であるが、創造的な諸活動を通して書に対する感性をさらに高めていくことが大切である。この高められた感性が、個性豊かな能力を伸ばすことに深くかかわっていく。

35 「個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし」については、「書道Ⅰ」の「書写能力の向上を図り、表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばし」を受けている。

「個性」とは個人の特性で、様々な表現と鑑賞の主体的な学習体験を重ねて、視野を広げていく中でおのずと培われていく場合もあれば、試行錯誤を重ねて、問題点の克服へと向かっていく過程
40 の中で形成されていく場合もある。

「書道」においては、古典の書を臨書したり創作したりすることを通して、幅広い書の表現理論と技法を習得するとともに、それらの中から自己の適性を見いだすことが可能となる。そのためには、書の歴史や文化への理解を踏まえて、書の美を分析的・総合的に鑑賞することが不可欠である。自己にとってよりよいものを求め続ける主体的な学習態度によって、表現と鑑賞とは相乗効果
45 をあげ、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばさせることにつながるのである。

「書の伝統と文化についての理解を深める」は「書道」と同様であるが、「書道」の「B鑑賞」の「日本及び中国等の文字と書の伝統と文化」の内容を一層発展させ、生徒の知的関心を一層

高め、理解の深化を図ることが重要である。

3 内 容

5 A 表 現

表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 漢字仮名交じりの書

- ア 意図に即した表現と用具・用材の関係を工夫すること。
- イ 名筆の鑑賞に基づき表現を工夫し、個性的に表現すること。
- ウ 表現形式に応じて、全体の構成を工夫すること。
- エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し、工夫すること。

ここでは、「書道」における「漢字仮名交じりの書」に関する指導事項を示している。「書道」における「漢字仮名交じりの書」は、「書道Ⅰ」の内容を受けて、四つの事項に集約し、さらに発展的な学習となるよう内容を示している。

「イ 名筆の鑑賞に基づき表現を工夫し、個性的に表現すること」については、「書道」で新たに加えた「エ 名筆を生かした表現を理解し、工夫すること」を受け、「書道」での学習を一層深め生徒が個性豊かに表現できるように指導することを求めている。

ア 意図に即した表現と用具・用材の関係を工夫すること。

この指導事項は、「書道」の「ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと」及び「イ 漢字と仮名の調和した線質の表し方を習得すること」の内容を一層深めたものである。

「書道」では、「書道Ⅰ」の内容を受け、意図する表現に適合する用具・用材をいろいろ工夫して用いることができるようにすることをねらいとしている。

実用的な表現であれ、芸術的な表現であれ、用具・用材の用い方の習熟を図り、さらに、それぞれの用具・用材の特性を生かすように工夫しながら、意図した表現に適合させることにより、より一層の表現効果が期待できるのである。

毛筆表現では、筆、墨、硯、紙などの用具・用材のもつ特徴や性能を十分に理解し、表現することが大切である。

イ 名筆の鑑賞に基づき表現を工夫し、個性的に表現すること。

この指導事項は、「書道」の「エ 名筆を生かした表現を理解し、工夫すること」の内容を一層深めたものである。また「書道」の「漢字の書」及び「仮名の書」における「イ 古典に基づく表現を工夫し、個性的に表現すること」に当たるものである。

「漢字仮名交じりの書」では、「漢字の書」、「仮名の書」と違って、臨書を通して表現力を養うための評価の定まった古典が少ない中で、漢字仮名交じり文で表現された肉筆等を参考にし、学習の幅を広げることが大切である。例えば、平安時代以降の漢字と仮名が一つの典籍の中に渾然一体となって調和している古典文学や絵巻詞書などの書写本があげられる。さらに、漢字や仮名の古典の鑑賞に基づき表現を工夫することもできる。鑑賞を通して名筆の性情、構成、用筆・運筆、線質などの特徴を生かし、それを「漢字仮名交じりの書」の表現に生かすことも大切である。

したがって、「漢字の書」及び「仮名の書」における「古典に基づく表現を工夫」と、「漢字仮名交じりの書」における「名筆の鑑賞に基づき表現を工夫」との文言の違いの意味を十分理解して指

導をする必要がある。

「個性的に表現する」とは、自分自身を再確認し、自己の創作意図を十分に生かそうとする意欲が基になる。漢字の書や仮名の書の古典の臨書によって多様な表現の技法を身に付け、鑑賞によって視野を広げ、豊かな感性を高め、意図したものを表現することができてくるのである。

5

ウ 表現形式に応じて、全体の構成を工夫すること。

この指導事項は、「書道Ⅰ」の「ウ 字形、文字の大きさと全体の構成を工夫すること」及び「オ 目的や用途に即した形式」の内容を一層深めたものである。

ここでは、漢字と仮名の字形や文字の大きさによる調和と、種々の形式に適した全体の構成を一段と高めて指導することをねらいとしている。

「表現形式」については、実用的な形式と芸術的な形式とがある。実用的な形式としては、はがき、手紙、掲示物や生徒の身近なものとしてノート、板書などがあげられる。芸術的な形式としては、半紙、条幅、色紙、短冊、扇面等といった伝統的なものがある。

また、表現形式については、伝統を生かした様々な形式のほか、大きさや形などは生徒の自由な発想により、表現することも考えられる。

「全体の構成を工夫する」とは、紙面全体に占める文字や文字群と余白との関係や、文字と文字、文字群と文字群とのつり合いを大切にしながら「表現形式に応じて」構成を工夫していくことである。

20

エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し、工夫すること。

この指導事項は、創作に関する内容で、「書道Ⅰ」の「オ 意図に基づく表現を工夫すること」を一層深めたものである。

「感興」とは、例えば芸術や自然などの美に触れた時や、詩歌や文章を読んで感動した時などに、他者からの刺激を受け内からわき起こる感慨をいう。その感興をより効果的に表現しようとする思いが「意図」である。

素材の選定に当たっては、生徒の生活の中から生まれる言葉や他人の言葉や詩歌など、生徒の心に響くような素材を選ぶことが大切である。自分にとって共感を呼ぶものであれば、書の表現の素材として取り上げることも考えられる。近代以降の文人たちの手による「漢字仮名交じりの書」が人々を魅了することが多いのは、そこに書かれた言葉と表現の構想や技法が渾然一体となって作者の人間性を表出しているからである。

「表現を構想し、工夫する」とは、選定された素材が作品制作の意図に生かされ、作品の形態や全体の構成の在り方などを踏まえ、個性的な表現について工夫することである。したがって、素材の選定から完成に至るまでの指導を通して、主体的に自己実現を果たしていく態度の育成を図ることが重要である。

40

(2) 漢字の書

ア 書体や書風に即した用筆・運筆を理解し、工夫すること。

イ 古典に基づく表現を工夫し、個性的に表現すること。

ウ 表現形式に応じて、全体の構成を工夫すること。

エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し、工夫すること。

45

ここでは、「書道Ⅰ」における「漢字の書」に関する指導事項を示している。「書道Ⅰ」における

「漢字の書」は、「書道」の内容を受けて、四つの事項で構成し、さらに発展的な学習となるよう内容を示している。

5 ア 書体や書風に即した用筆・運筆を理解し、工夫すること。

この指導事項は、「書道」の「ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと」及び「イ 古典に基づく基本的な点画や線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得すること」の内容を一層深めたものである。

10 「書道」の「漢字の書」では、楷書、行書、草書、隸書及び篆書の五つの書体を扱う。各書体には固有の特徴があり、また、一つの書体であっても用筆や運筆の違いなどから生じる様々な書風がある。

「書体や書風に即した用筆・運筆」とは、それぞれの書体と書風を表現するのにふさわしい用筆・運筆のことである。その技法を理解し、工夫することで、漢字の書の表現力を伸ばすことができる。

15 「書道」においては、楷書と行書をはじめ、草書、隸書及び篆書の各々の書体や書風の特徴を生かし、表現力の習熟を図るとともに、表現の幅を広げていくことが大切である。

臨書の対象となる古典は、個性豊かな表現の能力を育てることができるよう、生徒の特性等を考慮して用筆や運筆及び書風の多様性に配慮して選定する必要がある。

20 使用する用具・用材は、基本的には「書道Ⅰ」で用いたものを中心に考えればよい。また、筆、墨、硯、紙などそれぞれの特徴や性能を生かし、用い方を工夫することによって、様々な表現方法を学び、個性豊かな表現を生み出すことができるように配慮する必要がある。

25 イ 古典に基づく表現を工夫し、個性的に表現すること。

この指導事項は、「書道」の「イ 古典に基づく基本的な点画や線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得すること」の内容を一層深めたものである。

「古典に基づく表現を工夫し」とは、学習する古典の範囲や種類を広げ、その臨書活動を通して、

30 古典のもつ美を感受し、それを追体験することで表現の幅を広げていくことである。個性的に表現するためには、用筆や運筆及び書風の多様性について学習する必要がある。楷書、行書、草書、隸書及び篆書のそれぞれの特徴や伝統的な用筆や運筆を、代表的な古典から学び、点画や線質の技法に習熟し、意図する線質や表現の幅を広げていくことが重要である。

指導に当たっては、書体や書風の多様化と対応し、どのような順序でどの古典をどう学ぶかに留意することが大切である。また、生徒が様々な書的美を体験できるように配慮する必要がある。

また、表現効果を高めるものの一つとして、墨色の生かし方がある。墨色とは、紙面に表された墨の色合いのことである。磨墨をすることで、墨の濃度を工夫し、紙の種類や材質による墨色の違いを体験し、濃淡や潤濁の違いによる墨色の美しさを学習することが大切である。

40 なお、臨書から創作へ発展させる方法として倣書などがあり、これらの方法を活用することも考えられる。

ウ 表現形式に応じて、全体の構成を工夫すること。

45 この指導事項は、「書道Ⅰ」の「ウ 字形の構成を理解し、全体の構成を工夫すること」の内容を一層深めたものである。

「漢字の書」の「表現形式」については、例えば、伝統的な形式と現代的な形式、実用的な形式と芸術的な形式、あるいは、書かれる詩文の内容から出てくる形式、用途や用材の違いによる形式

などが考えられる。

伝統的な形式には、条幅、扁額、巻物(卷子)、折帖、屏風、色紙、短冊、扇面などがある。現代的な形式には、これら伝統的な形式にとらわれず現代感覚で工夫されたものがあり、形も様々で特定の名称で表し得ないことが多い。条幅や扁額なども、かつては実用性の強いものであったが、5 現代ではほとんどが芸術的な表現形式として活用されるようになってきている。

詩文の内容から出てくる形式には、例えば、対句を対聯にする、禅語を一行ものにするなどがある。

用途による形式には、和室に掛けて見るもの、洋間に掲げるもの、学校で展示するものなどが考えられる。用材の違いによる形式には、小さな紙に書く、大きな画仙紙に書く、木に書くとか彫る10 などといった場合が考えられる。

「表現形式に応じて」とは、こうした様々な形式のもつ意味を理解し、それに即して紙面構成していくことである。伝統的な形式とその意義を理解し、主要なものについては実践してみせることも必要である。また創造性を育てる意味から、新しい表現形式を模索させることも大切である。

「全体の構成を工夫すること」においては、「書道」の「ウ 字形の構成を理解し、全体の構成を工夫すること」の学習を踏まえ、「表現形式に応じて」使用する漢字の数と紙の大きさ・形などを適切に選定することが大切である。また、作品の表現効果をより高めるために、紙面と文字の調和を図り、文字の配置と余白の生かし方、文字の大小、字間・行間のあけ方、字形や線質、墨の濃淡・潤濁、線の肥瘦、墨継ぎ、筆脈の貫通など、より表現の幅を広げていくことに配慮する必要がある。

20

エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し、工夫すること。

この指導事項は、主として創作に関する内容で、「書道」の「エ 意図に基づく表現を構想し、25 工夫すること」を一層深めたものである。

「感興や意図に応じた素材」とは、自らの感興や感動により、意図したことに応じて選定する語句や詩文のことであり、自作の語句や詩文なども含んでいる。必ずしも素材の選定が先になされるわけではなく、表現の構想に基づいて素材を選定することもある。

「表現を構想し、工夫すること」とは、感興や意図に応じて選定された素材を生かして総合的に表現30 を構想し、工夫することによって、芸術的な表現の程度を高めていくことである。漢字の古典で学習してきた書体の特徴や表現技法等を生かし、伝統を踏まえた味わい深い表現へとその幅を広げていくことが大切である。

指導に当たっては、素材の選定と表現の構想から工夫、そして完成の喜びに至る過程において、生徒自らが意図的、計画的な表現活動をする中で、生徒同士による活動などを参考にして、主体的35 に自己実現を果たしていく態度の育成を図ることが重要である。

(3) 仮名の書

ア 書風に即した用筆・運筆を理解し、工夫すること。

イ 古典に基づく表現を工夫し、個性的に表現すること。

ウ 表現形式に応じて、全体の構成を工夫すること。

エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し、工夫すること。

ここでは、「書道」における「仮名の書」に関する指導事項を示している。「書道」における45 「仮名の書」は、「書道」の内容を受けて、四つの事項で構成し、さらに発展的な学習となるよう内容を示している。

従前の「ウ 連綿や散らし書きによる全体の構成」については、今回「ウ 表現形式に応じて、全体の構成を工夫すること」としたが、これは連綿や散らし書きも含めて全体の構成を工夫するこ

とを求めている。

ア 書風に即した用筆・運筆を理解し，工夫すること。

5

この指導事項は、「書道」の「ア 用具・用材の特徴を理解し，適切に扱うこと」及び「イ 古典に基づく基本的な線質の表し方を理解し，その用筆・運筆の技法を習得すること」の内容を一層深めたものである。

「書道」においては，より多様な書風の古典を扱うこととしている。

10 「書風に即した用筆・運筆」とは，様々な古筆の書風を表現するのにふさわしい用筆・運筆のことである。その技法を理解し，工夫することで，仮名の書の表現力を伸ばすことができる。

その際，「書道Ⅰ」の学習を踏まえ，生徒の特性に応じて，古典の選択に配慮していくことが必要である。

15 臨書学習を通して，多様な用筆や運筆の技法を理解し，工夫することにより，様々な線質を表現することができるようになる。それは，創作という個性的な表現においても大切なことである。

この事項は，主として技法に関するものであるが，用筆や運筆は，筆の穂の材質や長さ・形によっても変化し，用紙の材質や墨の濃度などの影響も受ける。このように，用筆・運筆の学習には，用具・用材の種類・材質や用い方の工夫が関連しており，そうしたことにも配慮して指導することが必要である。特に「仮名の書」においては，筆の種類，用紙の色や文様及び墨色が，その美に深くかかわることに留意する必要がある。

20

イ 古典に基づく表現を工夫し，個性的に表現すること。

25 この指導事項は、「書道」の「イ 古典に基づく基本的な線質の表し方を理解し，その用筆・運筆の技法を習得すること」の内容を一層深めたものである。

「古典に基づく表現を工夫し」とは，学習する古典の範囲や種類を広げ，その臨書活動を通して，古典のもつ美を感受し，それを追体験することで表現の幅を広げていくことである。

30 個性的に表現するためには，様々な書風の古筆の臨書を通して，表現の多様性を学習し，その用筆や運筆を学び，意図する線質や表現の幅を広げていくことが重要である。書における創作では，自己表現へと発展させる拠り所が大切であり，その際，古典が大きな役割を果たすことを理解することが必要である。

指導に当たっては，書風の多様化と対応し，どのような順序でどの古典をどう学ぶかに留意することが大切である。また，生徒が様々な書の美を体験できるように配慮する必要がある。

35 創作の際には，自己の意図や性情を生かそうとする意欲が基盤となるが，臨書によって培われた美的感性や多様な表現技法が，意図した表現を工夫する能力として生かされるのである。

なお，臨書から創作へ発展させる方法として倣書などがあり，これらの方法を活用することも考えられる。

40

ウ 表現形式に応じて，全体の構成を工夫すること。

この指導事項は、「書道」の「ウ 単体，連綿の技法を習得し，全体の構成を工夫すること」の内容を一層深めたものである。

45 「仮名の書」の「表現形式」については，例えば，色紙，短冊，懐紙，巻物，冊子，折帖^{おりじょう}，屏風^{びょうぶ}，軸装といった伝統的な表現形式があげられる。また，近年は額装などの表現形式の作品を見ることがもできる。

我が国では、古来、懐紙を料紙の基本の大きさとしつつ、それをもとに色紙、短冊、カルタなどの大きさが定められ、扇面等も含め、仮名の書が表現されてきた。特に懐紙や短冊に短歌を揮毫する場合は、伝統的な書式が継承されてきた。例えば、色紙では、雁行や藤の花などに見立てた、様々な散らし書きなどの表現形式が今日まで受け継がれてきたことを理解することが大切である。

5 「表現形式に応じて」とは、こうした様々な形式のもつ意味を理解し、それに即して紙面構成していくことである。

今日では、行の長短や高低、行間の広狭や墨継ぎなどを工夫して、多様な散らし書きがなされているが、そうした「全体の構成」の単位をなすのが連綿であり、平仮名と変体仮名を交えて用いることによって、幅広い表現が可能になることを理解することが重要である。

10 「全体の構成を工夫する」ことにおいては、連綿による流動美と、仮名の書独自の散らし書きによる余白美が、我が国特有の美であることを理解し、尊重することができるようにすることが大切である。

15 **エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し、工夫すること。**

この指導事項は、主として創作に関する内容で、「書道」の「エ 意図に基づく表現を構想し、工夫すること」を一層深めたものである。

20 「感興や意図に応じた素材」とは、自らの感興や感動により、意図したことに応じて選定する語句や詩歌のことであり、自作の語句や詩歌なども含んでいる。必ずしも素材の選定が先になされるわけではなく、表現の構想に基づいて素材を選定することもある。

25 「表現を構想し、工夫する」とは、感興や意図に応じて選定された素材を生かして総合的に表現を構想し、工夫することによって、芸術的な表現の程度を高めていくことである。仮名の古典の臨書を通して学習してきた表現技法や全体の構成等を生かし、伝統を踏まえた味わい深い表現へとその幅を広げていくことが大切である。

また、大字で創作する場合にも、感興や意図に応じて、運筆や墨色など、表現を工夫することが重要である。

30 指導に当たっては、素材の選定と表現の構想から工夫、そして完成の喜びに至る過程において、生徒自らが意図的、計画的な表現活動をする中で、生徒同士による活動などを参考にして、主体的に自己実現を果たしていく態度の育成を図ることが重要である。

B 鑑賞

35 鑑賞に関して、次の事項を指導する。

ア 書の美の諸要素を把握し、その表現効果について理解し、感受を深めること。

イ 書の美と時代、風土、筆者などのかかわり、その表現方法や形式等について理解を深めること。

ウ 日本及び中国等の書の歴史・文化と書の現代的意義について理解を深めること。

40 ここでは、「書道」における鑑賞に関する指導事項を示している。「書道Ⅰ」の学習の上で発展的に内容を構成するとともに、幅広い観点から書の美を鑑賞し、その表現方法や形式、書の歴史・文化について理解を深めることなどを扱うこととしている。

45 **ア 書の美の諸要素を把握し、その表現効果について理解し、感受を深めること。**

人間が芸術作品を目前にしたときの最初の感懐、これが従来説明されてきた直感的鑑賞であり、感覚的に何らかの感動を覚えることが鑑賞の始まりである。人間の鑑賞行為は、こうした直感的鑑

賞による美の把握から、その美を構成する様々な要素を分析的に把握し、芸術性を享受するというのが一般的な展開である。書の場合には、美醜・巧拙、よい・悪い、好き・嫌いなどの第一印象から、次の段階として文字を構成する点画と字形の相関関係、用筆や運筆、全体の構成、そして墨色、律動性、気品などについて分析的に鑑賞し、美を追求することとなる。さらに、書かれた字句の内容や目的、置かれる場所、それらを意図した作品の表現効果に意を注げば、鑑賞の度合いは一層深まるものと思われる。

鑑賞という行為をむしろ能動的な活動としてとらえ、表現と鑑賞の有機的な指導を展開することが重要である。「書道」における鑑賞では、書の作品の表現効果を直感的に味わいながら感受を深め、書の美のもつ造形的要素を分析的に把握することを心掛けることが大切である。

10

イ 書の美と時代、風土、筆者などのかかわり、その表現方法や形式等について理解を深めること。

15 書には、長い歴史と伝統がある。そうした時間的な流れの中で、各時代の思潮や文化的背景の相違によって書体は変遷し、書風もまた変化を見せ、儒教や老荘などの思想、仏教、文芸、美術・工芸など、各時代の思想や文化と関連しながら発達してきた。したがって、書道の鑑賞の際には、書かれた時代や背景などを考慮することが必要となる。また、それぞれの国がもつ気候や風土の違いも考察の対象となり、ひいては筆者の民族性や個性・思想ということも書の作品との関連において重要な視点となる。筆者に関する事項や、いかなる目的や背景があって書かれたものなのか、筆者はそれぞれのどのような感興や意図を抱いて表現したものなのかを洞察しながら味わえば、書の作品の鑑賞は広がりをもち、生徒の感性に応じて限りなく変化し、深まるものと考えられる。

20 書の作品は、古来、実生活とのかかわりの中で、様々な表現形式とそれに対する表現効果とが工夫されてきた。紙本・絹本の表現形式に卷子本、冊子本、折帖、掛け軸、対聯、額、屏風、横披、懐紙、色紙、短冊、扇面などがあり、これらの表現形式に応じた書法が工夫されてきた。表現効果にかかわるものとして、全体構成・字形・文字の大小・余白、さらには墨の濃淡・潤濁などが書の美の諸要素を占めてきた。

鑑賞においては、こうした表現形式や表現効果等について理解を深め、着眼点を明らかにしながら、指導することが大切である。

30

ウ 日本及び中国等の書の歴史・文化と書の現代的意義について理解を深めること。

35 中国の文字がいつ頃どのようにして発生したものなのかは判然としない。しかし、黄河・長江流域のいくつかの古い遺跡から絵文字や原始的符号が発見されており、数千年の歴史を有する実態が確認されつつある。その後、文字は読みやすく、書きやすく、美しく表現する工夫が重ねられ、篆書、隸書、草書、行書、楷書などの書体が生まれ変遷し、実用や芸術の両面にわたって表現されてきた。一方、我が国においては、伝来した漢字から仮名を生み出し、漢字の書のほかに独自の仮名の書も発達させてきた。こうして、中国でも日本でも書はそれぞれの時代思潮、文化、芸術や思想などのかかわりの中で、世界に類を見ない独自の文化として今日まで歩みを進めてきている。書の鑑賞を通して、日本及び中国等の書の歴史を理解させることが、伝統と文化の尊重・継承及び発展を図る意味において極めて大切なことである。

45 現在、我々をとりまく生活環境には、活字、情報機器等による文字が大いに流布している。それに対して、書は人とのかかわりが密接であり、毛筆等による手書き文字は筆者の個性を発揮する恰好の場である。書の表現というものは、漢詩や和歌を書いたものだけではない。自らの好きな言葉や、心情に合う詩歌を選ぶことにより、心楽しく、より主体的に取り組めるものである。書は字句の意味を表現するだけではないが、的確な素材や用具・用材を選択することにより、筆者の意図を書の表現に盛り込めるはずであり、それを多くの人々が享受することができれば、我々の社会生活

はより豊かなものになる。日常の書写はもとより、芸術にまで高められた書の重みは、現代に生きるとともに未来にもつながるものと考えられる。書の現代的意義への理解を深めることを通して、これからの文化の創造、継承や貢献すべき課題について考えることも大切である。

5 なお、鑑賞の指導に当たっては、必要に応じて真跡、拓本、複製、印刷図版、さらに各種の機器を効果的に活用しながら進めることが大切であり、地域の文化財や人材、美術館などを活用することも考えられる。

4 内容の取扱い

10 (1) 生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、内容のAの(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

15 従前は、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」の中から一つ以上を選択して扱うことができたとしていたが、今回の改訂では、「(1)漢字仮名交じりの書」は「書道」の内容をさらに深化させるために必ず扱うものとし、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」の中から一つ以上を選択して扱うことができることとした。

20 (2) 内容のAの指導に当たっては、(1)の漢字は楷書、行書及び草書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)は楷書、行書、草書、隷書及び篆書、(3)は平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとする。

25 取り扱う書体は従前と変わりはない。
「書道」においては、「書道」の学習を踏まえて、「(1)漢字仮名交じりの書」で草書を、「(2)漢字の書」で隷書及び篆書を加えており、すべての書体を学習することとなる。これにより、生徒の臨書や創作に当たっての意図や目的に即した活動の幅を広げることができるようにしている。

30 (3) 内容のAの指導に当たっては、篆刻を扱うものとし、生徒の特性等を考慮し、刻字等を加えることもできる。また、(2)及び(3)については、臨書及び創作を通して指導するものとする。

35 篆刻及び刻字等の取扱いは従前と同様である。篆刻については必ず扱うものとし、生徒の特性等を考慮し、刻字等を加えることもできるとしている。

「刻字等」の「等」に当たる内容については、「書道Ⅰ」における「内容の取扱い」の(4)に示すとおりであり、工芸的要素を含む多様な立体的表現に対する視点を重視していることを示したものである。

40 「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」の指導において、臨書と創作を通して行うことは「書道Ⅰ」と同様であるが、ここでは個性豊かな表現と鑑賞の能力の向上を目指し、多様な古典に接することにより、臨書と創作の関連指導を進めることが大切である。

45 (4) 内容の取扱いに当たっては、「書道」の3の(1)、(5)及び(6)と同様に扱うものとする。

ここでは、「書道」の「内容の取扱い」のうち、(1)、(5)及び(6)に示した事項と同様に取り

扱うことを示している。

「書道」の「内容の取扱い」の(1)で記述したとおり，表現と鑑賞の相互の関連を図ることとしている。それぞれの学習を踏まえ，「書道」においても相互の関連を一層深めることにより，書の総合的な理解がさらに高められるよう指導することが大切である。

- 5 作品について互いに批評し合う活動を取り入れること，知的財産権などについて配慮することについては「書道」と同様である。

「書道」までの学習の諸活動を通して，生涯にわたり書を愛好する心情を大切に持ち続けられるよう指導することが大切である。

第12節 書道

1 性格

5 「書道」は、「書道」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。

「書道」は、「書道」及び「書道」の学習を基礎にして、更に生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、個性豊かな書の能力を高めることなどをねらいとしている。

従前と同様に、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができるようにしている。

10 「書道」においては、「書道」及び「書道」の学習を踏まえ、さらに生徒の興味・関心、能力・適性等に応じた発展的な学習が可能となるようにしている。

2 目標

15 「書道」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「書道」及び「書道」の目標との関連を考慮して、次のように示している。

20 書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情と書の伝統と文化を尊重する態度を育てるとともに、感性を磨き、個性豊かな書の能力を高める。

「書道の創造的な諸活動を通して」については、「A表現」または「B鑑賞」の学習を通して、生徒の興味・関心、能力・適性等に応じたさらに進んだ学習を展開することを意味している。

25 「書道」では、「書の伝統と文化を尊重する態度を育てる」ことを目標として示している。書は単に表現技術だけで成立するのではなく、書を愛好する一人一人の心情や人間性と深くかかわるものであり、先人の築き上げてきた歴史とともに書の文化が育ち、伝統が形づくられてきている。したがって、現代における書については、その伝統と文化を生かしながら、国際社会における我が国の伝統芸術としての書の在り方を考慮し、広い視野から書を尊重する態度を育てることが大切である。

30 また、「感性を磨き」と示したのは、「書道Ⅰ」及び「書道」で高めた感性をより一層洗練させていくことを目指したものである。

「個性豊かな書の能力を高める」については、「書道」及び「書道」の学習を踏まえて、生徒一人一人の個性に応じた豊かな書の能力を高めていくことをねらいとして示したものである。

35 「書道」では、「書道」及び「書道」の学習の上に立ち、さらに書の伝統と文化を尊重する態度を育てていくこととしている。

3 内容

A 表現

40 表現に関して、次の事項を指導する。

(1) 漢字仮名交じりの書

ア 書の伝統を理解し、現代社会に即した効果的な表現を工夫すること。

イ 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。

45 ここでは、「書道」における「漢字仮名交じりの書」に関する指導事項を示している。「書道」における「漢字仮名交じりの書」は、「書道Ⅰ」及び「書道」の内容を受けて、二つの事項に集

約し、さらに発展的な学習となるよう内容を示している。

今回の改訂では、従前の「ア 素材を生かした効果的な表現方法の工夫」を「ア 書の伝統を理解し、現代社会に即した効果的な表現を工夫すること」とし、「書道」から系統的に内容を高めてきた書の伝統と文化についての理解をより一層深めるとともに、現代社会を取り巻く文字環境の変化の中で、効果的に表現を工夫し、日常的に表現できるよう設定している。

ア 書の伝統を理解し、現代社会に即した効果的な表現を工夫すること。

10 この指導事項は、主として「書道」の「ア 意図に即した表現と用具・用材の関係を工夫すること」及び「イ 名筆の鑑賞に基づき表現を工夫し、個性的に表現すること」の内容を一層深めたものである。

「書の伝統を理解」することについては、名筆の鑑賞に基づいた「書道」及び「書道」での学習をさらに高めていくことを求めている。文筆家や画家などの書を取り上げるなど、幅広い視野に立ち、筆者の精神性や美意識、感性や表現方法としての様式美などを理解することも大切である。

15 「現代社会に即した」とは、現代社会において共感するような語句や言葉等を効果的に表現することである。生活の中に見られる様々な書式について理解を深め、学んだことを生活に生かす姿勢を養い、生涯にわたって、学習の成果を現代社会に適切に生かしていく工夫が必要である。

「効果的な表現を工夫する」については、表現技法を習得するとともに、それを生かして、より自由で効果的な表現を工夫するようにすることが大切である。

イ 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること

25 この指導事項は、主として「書道」の「ウ 表現形式に応じて、全体の構成を工夫すること」及び「エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し、工夫すること」の内容を一層深めたものである。

「主体的な構想に基づく」とは、「書道Ⅰ」及び「書道」の学習した表現力を生かして、自己の感興や意図を実現するために、生徒が主体的に構想を具現化し、素材にふさわしい書風を考えたり、線質や全体の構成などを工夫したりすることである。

30 「個性的、創造的な表現を追求すること」は、「書道」よりも一層深化、充実した表現を追求することをねらいとしている。個性と創造性は、芸術表現にとって重要な要素であり、生徒の個性及び創造性を尊重するとともに伸長するよう、指導の在り方を工夫する必要がある。

「漢字仮名交じりの書」は、生徒の心に響く素材や自作の詩句を、個性的、創造的に表現することを通して、主体的に自己実現を図るとともに、自他の作品をよりよくするための観点を明確にし、改善のための具体的な方策を見いだすことができるようにすることが求められる。

(2) 漢字の書

40 ア 書の伝統を理解し、書体の特色を生かして表現すること。

イ 主体的な構想に基づく個性的、創造的な表現を追求すること。

ここでは、「書道」における「漢字の書」に関する指導事項を示している。「書道」における「漢字の書」は、「書道Ⅰ」及び「書道」の内容を受けて、二つの事項に集約し、さらに発展的な学習となるよう内容を示している。

ア 書の伝統を理解し，書体の特色を生かして表現すること。

この指導事項は，主として「書道」の「ア 書体や書風に即した用筆・運筆を理解し，工夫すること」及び「イ 古典に基づく表現を工夫し，個性的に表現すること」の内容を一層深めたものである。

「書の伝統を理解し」とは，日本の書が中国の書を母体とし，朝鮮半島の文化の影響を受けてきたことなどを理解することである。これらの書の歴史や伝統，文化を受け継ぐとともに，新たな書の創造を切り開いていこうとする態度を育てていくことも大切である。

10 「書体の特色を生かして表現する」とは，漢字の書の伝統を理解するだけでなく，表現活動を通して，積極的に各書体の特色を生かし，より効果的に表現することであり，このことにより個性的，創造的な表現力を高めることをねらいとしている。

イ 主体的な構想に基づく個性的，創造的な表現を追求すること。

この指導事項は，主として「書道」の「ウ 表現形式に応じて，全体の構成を工夫すること」及び「エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し，工夫すること」の内容を一層深めたものである。

20 「主体的な構想に基づく」とは，「書道Ⅰ」及び「書道」で学習した表現力を生かして，自己の感興や意図を実現するために，生徒が主体的に構想を具体化し，それにふさわしい書体や書風を考えたり，線質や全体の構成などを工夫したりすることである。

「個性的，創造的な表現を追求すること」は，「書道」よりも一層深化，充実した表現を追求することをねらいとしている。個性と創造性は，芸術表現にとって重要な要素であり，生徒の個性及び創造性を尊重するとともに伸長するよう，指導の在り方を工夫する必要がある。

「漢字の書」は，中国で生成・発展して様々な書体が成立し，我が国にも伝わって様々な書風が形成された。表現活動を通して，古典のもつ時代性や精神性への理解を深め，それを生かして個性的，創造的な新たな表現を追求することが求められる。

(3) 仮名の書

ア 書の伝統を理解し，古典の特色を生かして表現すること。

イ 主体的な構想に基づく個性的，創造的な表現を追求すること。

35 ここでは，「書道」における「仮名の書」に関する指導事項を示している。「書道」における「仮名の書」は，「書道Ⅰ」及び「書道」の内容を受けて，二つの事項に集約し，さらに発展的な学習となるよう内容を示している。

ア 書の伝統を理解し，古典の特色を生かして表現すること。

この指導事項は，主として「書道」の「ア 書風に即した用筆・運筆を理解し，工夫すること」及び「イ 古典に基づく表現を工夫し，個性的に表現すること」の内容を一層深めたものである。

45 「書の伝統を理解し」とは，仮名の書には，仮名の発生以来，各時代の思潮や文化を背景として，様々な展開が見られ，多くの名筆が残されてきたことなどを理解することである。いわゆる伝統芸術の一領域として歩んできている。

「古典の特色を生かして表現する」とは，そのような仮名の書の伝統をただ理解するだけでなく，より深く理解し，同時に個性的，創造的な表現力を高めていくようにすることをねらいとしている。

イ 主体的な構想に基づく個性的，創造的な表現を追求すること。

この指導事項は，主として「書道」の「ウ 表現形式に応じて，全体の構成を工夫すること」及び「エ 感興や意図に応じた素材や表現を構想し，工夫すること」の内容を一層深めたものである。

「主体的な構想に基づく」とは，「書道Ⅰ」及び「書道」で学習した表現力を生かして，自己の感興や意図を実現するために，生徒が主体的に構想を具体化し，それにふさわしい書風を考えたり，線質や全体の構成などを工夫したりすることである。

10 「個性的，創造的な表現を追求すること」は，「書道」よりも一層深化，充実した表現を追求することをねらいとしている。個性と創造性は，芸術表現にとって重要な要素であり，生徒の個性及び創造性を尊重するとともに伸長するよう，指導の在り方を工夫する必要がある。

特に「仮名の書」は，我が国独自の伝統芸術であり，表現活動を通して，その理解を深めることは，自国の文化について深く知ることに役立つ。それは同時に，異文化を正しく理解するための基盤ともなり，国際理解を深めることにもつながるものである。

B 鑑賞

鑑賞に関して，次の事項を指導する。

20 ア 書の美の多様性を理解し，作品の様式美を鑑賞すること。

イ 書論を講読し，書の理解と鑑賞の深化を図ること。

ウ 日本及び中国等の書の伝統とその背景となる諸文化との関連について理解を深めること。

25 ここでは，「書道」における鑑賞に関する指導事項を示している。「書道Ⅰ」から「書道」へと高めてきた鑑賞の指導内容を総合するとともに，鑑賞の指導の中に，理論的な内容や書の伝統とその背景となる諸文化との関連，さらには書の伝統文化を継承し，創造への関心をはぐくむ事項など，一層深い視点から扱うこととしている。

30 ア 書の美の多様性を理解し，作品の様式美を鑑賞すること。

書の美は，制作の動機や目的，技法などの違いによって多種多様に表現されている。書の美しさの要件として，まず，出来上がった一字一字の構成及び全体構成の美しさがある。また，文字を書き進めるうちに生ずる速さの違いや調子から生まれる美しさをあげることができる。前者は，造形美あるいは構造美と呼ばれ，後者は流動美あるいは律動美と呼ばれている。このほか，書き手の人間性に基づく個性美が加わる。これは，書という芸術が抽象的な符号である文字を素材とする表現であるために，かえって人間の個性が端的に表れやすい傾向にあるからである。このような事柄を直感的に鑑賞し，分析的に味わってみるとともに，作品ごとにどのような個性的な美しさや様式美が表現されているかを総合的に鑑賞することも重要なことである。

45 鑑賞の指導に当たっては，観念的な評価を一方的に押し付けないように配慮する必要がある。生徒一人一人が美しいものを美しいと感じる感性を尊重することが大切であり，それぞれの感じたことを相互に受け止め合い，補完し合うようにしながら，鑑賞の能力が向上するのである。直感的鑑賞，分析的鑑賞，総合的鑑賞などの鑑賞の方法・段階を工夫して，各作品の様式美を外見のみでなく，筆者の心情にも立ち入って深く鑑賞することができるようにすることが大切である。

イ 書論を講読し、書の理解と鑑賞の深化を図ること。

「書論」とは、書について述べた理論のことである。その内容は、文字学や書体論をはじめ、表現方法に関する理論や様式論、学書の方法論、評論・鑑賞に関する理論、筆者・作品に関する理論、文房具、書の本質や文化史に関する理論など学際的に幅広いものであり、中国では後漢時代以降、日本では平安時代以降、数多くの書論が著されている。先人の書論を講読することによって、練習方法や表現法、見方・考え方についての理解が深められ、書への興味や関心がより一層高められることになる。また、近代以降の書論などによって、書の現代的な意義や芸術的な価値を見いだしていくこともでき、さらには将来的な書の在り方について議論が発展することにもなる。書画に関する記録なども、それぞれの書かれた時代や人物を背景に成り立っており、それらの理解を通じて歴史的に鑑賞を深めることにもつながる。

ウ 日本及び中国等の書の伝統とその背景となる諸文化との関連について理解を深めること。

書は、数千年の歴史を背景に文字を素材とする表現芸術としてはぐくまれ、世界に類のない東洋独自の伝統芸術として注目を集めており、各時代の政治・経済・宗教・文化などとかかわりながら進展し、多くの人の心に潤いを与えてきた。

書には、文字を表現するという用と美の二面性があり、手紙・文書・記録・看板など生活における実用的な役割を果たすものと、芸術作品としての表現を目指すものとの両様がある。古くは各時代の人々の生活に密着し、政治・思想・宗教・文芸など多くの分野と関連しながら、用と美を兼ねて表現されていたが、近代では純粋な芸術作品として表現し、美術館等の鑑賞に供することを目的とする諸活動が盛んである。また、ある種のパブリック・アートとして、様々な表現によって社会のニーズに対応する役割をも果たすようになっている。

指導に当たっては、書のよさや美しさを個性豊かに味わう視覚的鑑賞のほかに、幅広い視野から書の伝統と文化について理解を深めることが重要である。また、様々な鑑賞活動を通じて、諸文化との関連や現代社会における生活とのかかわりについて目を向け、書の文化を継承し創造する意欲を高めることができるようにすることが大切である。

4 内容の取扱い

(1) 生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、内容のAの(1)、(2)、(3)又はBのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

従前と変わりはない。

ここでは、「書道Ⅰ」及び「書道」の学習を踏まえ、生徒の能力・適性、興味・関心、地域や学校の実態を考慮して、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」の中から一つ以上を選択して扱うことができることを示している。また、「書道Ⅰ」及び「書道」においては、「A表現」と「B鑑賞」の相互の関連を図ることとしているが、「書道」では「B鑑賞」のみの選択もできるなど、各分野を深化・発展させて学習することができるようにしている。

(2) 内容のAの(2)及び(3)については、目的に応じて臨書又は創作のいずれかを通して指導することができる。

「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」では「A表現」の「(2)漢字の書」と「(3)仮名の書」については、臨書及び創作を通して指導するものとしているが、「書道Ⅲ」では、臨書又は創作のいずれかを通して指導することができることとしている。これは生徒の興味・関心等を踏まえ、生徒の個性豊かな表現の能力をより一層高めることを意図している。

5

(3) 内容の取扱いに当たっては、「書道Ⅲ」の3の(5)及び(6)と同様に取り扱うものとする。

10 ここでは、「書道Ⅲ」の「内容の取扱い」のうち、(5)及び(6)に示した事項と同様に取り扱うことを示している。

「書道Ⅲ」の「内容の取扱い」の(5)で示す作品について互いに批評し合う活動を取り入れることや「内容の取扱い」の(6)に示す知的財産権について配慮することについては、「書道Ⅲ」の内容の取扱いで記述しているとおりであるが、「書道Ⅲ」及び「書道Ⅳ」での学習を踏まえ、さらに発展的に取り組むことが求められる。

15 「書道Ⅳ」までの学習の諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を大切に持ち続けられるよう指導することが大切である。

第3章 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成と内容の取扱いについての事項

5

各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いについては、学習指導要領第2章第7節芸術第3款に次のように示している。

10

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) を付した科目はそれぞれに対応するIを付した科目を履修した後に、 を付した科目はそれぞれに対応する を付した科目を履修した後に履修させることを原則とすること。

15

芸術科のIを付した科目は、音楽、美術、工芸及び書道に関する各科目のうち、最初に履修させる科目として設定している。 を付した科目は、それぞれに対応するIを付した科目を履修した後に履修させ、 を付した科目は、それぞれに対応する を付した科目を履修した後に履修させることを原則としており、指導計画の作成に当たってはこのことに配慮する必要がある。その際、生徒の興味・関心等に応じて、系統的に学習を進展させることに留意して、それぞれの科目の学習の成果を積み上げ、指導の効果が明確になるよう工夫するとともに、他の科目との関連に配慮することも大切である。

20

- (2) 主体的な学習態度を育てるため、生徒の特性等を考慮し、適切な課題を設定して学習することができる機会を設けるよう留意すること。

25 生徒の主体的な学習態度を育てるためには、これまでの学習で培ってきたものを踏まえ、生徒が自己の興味・関心に基づいて自ら課題を設定し、その解決を図っていく「課題を設定した学習」を行うことが重要である。従前は、「音楽」、「美術」、「工芸」及び「書道」において同様の規定を設けていたが、今回の改訂において、学習指導要領第2章第7節芸術第3款にまとめて示すこととした。

30 指導に当たっては、このような学習活動を年間指導計画とどう関連させ、どう進めていくのかについての見通しと工夫が必要である。具体的には、

生徒の学習状況等に応じて、適切な時期に学習活動を設定
生徒の興味・関心、能力等に応じた適切な課題を設定する際の指導・助言
学習活動を充実させる工夫

35

- ・課題に応じたグループ学習
- ・学級全体としての課題を設定し、相互に役割を分担する
- ・互いの学習成果を発表し合う

等が重要である。

例えば、

40

- ・音楽における、グループごとに関心や能力に応じた楽曲を選択してのアンサンブル
- ・美術における、共生社会のための環境デザインや環境を視野に入れた彫刻
- ・工芸における、作家の工房や工場を見学したり、量産品と市場調査とのかかわりなどについての体験的・問題解決的な学習
- ・書道における、グループごとにテーマを決めて、書こうとする言葉を選び、言葉と表現とのかかわりなどについて批評し合う活動

45

等が考えられる。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。

5

各科目の表現や鑑賞の学習では、適切な資料や情報を提示することによって、生徒の発想や意欲を刺激し、効果的に学習を深めることができる。このためには、学校の実態に応じて学校図書館や視聴覚教室などの活用を図ることが大切であり、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導

10

(2) 各科目の特質を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、文化施設、社会教育施設、地域の文化財等の活用を図ったり地域の人材の協力を求めたりすること。

15

各科目の特質に応じて、地域の文化施設や社会教育施設等の活用を図ったり、地域の伝統芸術を鑑賞する機会を設けたり、優れた技能をもつ地域の人々の協力を求めたり連携を図ったりするなど、様々な指導上の工夫をすることが大切である。

20 2 総則に関連する事項

(1) 道徳教育との関連（総則第1款の2）

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

25

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

30

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

35

高等学校における道徳教育については、各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められている。

40

このため芸術科の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、指導者の態度や行動による感化とともに、教科及び各科目の目標と道徳教育の目標との関連を明確に意識しながら、芸術の特質に応じて適切な指導を行う必要がある。

45

芸術科においては、目標を「芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」と示している。

芸術を愛好する心情を育てるとともに、芸術文化についての理解を深め豊かな情操を養うことは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく上で、基盤となるものである。

(2) 学校設定科目（総則第2款の4）

5

4 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

10

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等について定める際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること及び科目の内容の構成については、関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

15

(3) 言語活動の充実（総則第5款の5の(1)）

20

(1) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

25

今回の改訂では、基礎的・基本的な知識及び技能を習得する学習活動、これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成とをバランスよく図ることとしている。

30

知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもその多くが言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力である。さらに、言語は論理的な思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められている。したがって、今回の改訂においては、言語に関する能力の育成を重視し、各教科・科目等において言語活動を充実することとしている。

35

このような活動の中心となるのは国語科であり、各教科・科目等においては、国語科で育成した能力を基本に言語活動を充実していくことになる。このため、芸術科の指導においては、言語活動の充実に資するという視点をもつ必要がある。

なお、このように言語に関する能力を向上させ、言語に対する意識や関心を高め理解を深めることは、各教科等における指導だけでなく、学校生活全体において配慮することが大切である。

40

学校教育全体における言語環境の整備としては、例えば、教師は正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと、校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること、校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと、適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること、教師と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に使用されるよう配慮すること、生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くことなどに留意する必要がある。なお、言語環境をはじめ学校教育活動を通じ、色のみによる識別に頼った表示方法をしないなどの配慮も必要である。

第2部 音楽編

第1章 総 説

第1節 改訂の要点

5 主として専門学科において開設される教科としての音楽科（以下「音楽科」という。）の主な改訂の要点は、次のとおりである。

1 目標の改善

10 教科の目標については、音楽を専門に学習する生徒に対し、中学校音楽科の発展として音楽に関する専門的な内容を指導する教科であることから、「音楽に関する専門的な学習を通して、感性を磨き、創造的な表現と鑑賞の能力を高めるとともに、音楽文化の発展と創造に寄与する態度を育てる。」とした。

15 2 科目の改善

(1) 音楽に対する理解を深め、音楽や音楽文化を尊重する態度を養い、批評する能力を育てることを目指し、作品・作曲家、地域や文化的背景に関する研究、音楽とメディアとのかかわり、音楽批評について指導する「鑑賞研究」を新設した。

20

(2) 演奏における客観性と多様性を理解し、音楽の様式を尊重して演奏する能力を養うことを目指し、時代や地域、作曲家の表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究等について指導することを明確にする観点から、従前の「演奏法」を「演奏研究」に改めた。

25 3 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

(1) 音楽に関する学科においては、「音楽理論」の内容の(1)及び(2)、「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の(1)については、原則として、すべての生徒に履修させることとした。また、これらのうち、「音楽理論」の内容の(1)及び(2)、「ソルフェージュ」及び
30 「器楽」の内容の(1)については、原則として、各年次にわたり履修させることとした。

(2) 音楽の学習を通して、音環境への関心を高めるようにすることや、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすることとした。

35 (3) 「声楽」及び「器楽」では、演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れることや、他者と協調しながら活動することによって、より一層幅広い表現の諸能力を養うため、アンサンブルを重視して扱うこととした。

40 (4) 「作曲」では、我が国の伝統的な音楽の特徴を生かした作曲についても扱うようにすることとした。

第2節 音楽科の目標

5 音楽に関する専門的な学習を通して、感性を磨き、創造的な表現と鑑賞の能力を高めるとともに、音楽文化の発展と創造に寄与する態度を育てる。

音楽科は、音楽に関する専門的な学習を通して、感性を磨き、創造的な表現と鑑賞の能力を高めるとともに、音楽文化の発展と創造に寄与する態度を育てることをねらいとしている。

10 「音楽に関する専門的な学習」とは、個々の生徒が専攻として専門的に履修する科目の学習はもとより、音楽に関する幅広く多様な科目を専門的に学習することを意味している。

「感性を磨き」の感性とは、音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るとき心の働きである。音楽を学習する過程で感性が磨かれ、創造的な表現と鑑賞の能力が高まっていく。このため、今回の改訂では、「創造的な表現と鑑賞の能力を高める」の前に「感性を磨き」を置いた。

15 また、従前の目標は「創造的な表現に必要な知識や技術を習得させる」としていたが、今回の改訂で「創造的な表現と鑑賞の能力を高める」とし、表現に必要な知識や技術を習得することに加えて、表現と鑑賞の両面にわたる諸能力を高めていくことを重視した。

このような学習を通して培った諸能力が、更に広く「音楽文化の発展と創造に寄与する態度を育てる」ことに結び付いていくようにすることが重要である。

20

第3節 音楽科の科目編成

1 科目の編成

5 今回の改訂では、科目の編成について、「鑑賞研究」の新設、従前の「演奏法」を「演奏研究」に改めたことにより、従前の7科目から8科目に改めている。

改訂		従前	
	科目		科目
10	第1	第1	音楽理論
	第2	第2	音楽史
	第3	第3	演奏法
15	第4	第4	ソルフェージュ
	第5	第5	声楽
	第6	第6	器楽
	第7	第7	作曲
20	第8		鑑賞研究

各学校においては、学習指導要領第1章総則第2款の3の規定により、設置者が定める標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる単位数について適切に定めるものとしている。

また、学習指導要領第1章総則第2款の4の規定により、上記の表以外の科目（学校設定科目）
25 を設けることができるとしている。この場合において、その科目の名称、目標、内容、単位数については、音楽科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとしている。

2 科目の性格

30 「音楽理論」（内容の(1)及び(2)）、「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び「器楽」（内容の(1)）は、音楽に関する学科において、原則として、すべての生徒に履修させる科目である。

「音楽理論」は、音楽に関する基礎的な理論を理解することを、「音楽史」は、我が国及び諸外国の音楽史の理解を深めることを、「演奏研究」は、音楽の様式を尊重した演奏の能力を養うことを、「ソルフェージュ」は、音楽性豊かな表現のための基礎的な能力を養うことを主なねらいとする科目である。
35

また、「声楽」及び「器楽」は、表現意図を明確にして創造的に表現する能力を、「作曲」は、音楽性豊かに楽曲を構成する能力を養うことを主なねらいとする科目である。

新設した「鑑賞研究」は、音楽や音楽文化を尊重する態度を養い、批評する能力を育てることを主なねらいとする科目である。
40

3 科目の履修

(1) 専門学科における各教科・科目の履修

学習指導要領第1章総則第3款の2の(1)においては、「専門学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。」と規定し、専門学科における専門教科・科目の最低必履修単位数を25単位以上と定めている。また、専門学科においては、「各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の教科・科目の履修により、専門教科・科
45

目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる」と定めている。

一方、学習指導要領第1章総則第2款の1においては、卒業までに履修させる単位数の計を74単位以上と定めているが、その際、専門学科においては、専門教科・科目の最低必履修単位数の525単位以上を含めなければならないとしている。

なお、学習指導要領第1章総則第3款の2の(2)においては、「専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる」と規定している。

10 (2) 音楽に関する学科における各科目の履修

ア 原則として、すべての生徒に履修させる各科目

「音楽理論」の内容の「(1)楽典，楽曲の形式など」及び「(2)和声法」，「音楽史」，「演奏研究」，「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」は、原則として、すべての生徒に履修させる科目である。

イ 専門的に履修させる各科目等

「声楽」の内容の「(1)独唱」，「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」，「(2)弦楽器の独奏」，「(3)管楽器の独奏」，「(4)打楽器の独奏」，「(5)和楽器の独奏」及び「作曲」の内容の中から、生徒の特性等に応じ、いずれかを専門的に履修させることとしている。なお、「器楽」においては、生徒の特性，地域や学校の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとしている。また、これに加えて、「声楽」の内容の(1)，「器楽」の内容の(1)から(5)までのいずれかを履修させることができることとしている。

ウ 各年次にわたり履修させる各科目

上記イに示す科目，「音楽理論」の内容の(1)及び(2)，「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の(1)については、原則として、各年次にわたり履修させることとしている。

第2章 各 科 目

第1節 音 楽 理 論

5 1 目 標

音楽に関する基礎的な理論を理解させるとともに、表現と鑑賞に活用する能力を養う。

この科目は、「音楽に関する基礎的な理論を理解させるとともに、表現と鑑賞に活用する能力を養う」ことをねらいとしている。

従前は「音楽に関する基礎的な知識及び法則を習得させる」としていたが、今回の改訂で「音楽に関する基礎的な理論を理解させる」ことに加えて、「表現と鑑賞に活用する能力を養う」ことを示し、音楽に関する基礎的な理論を、実際の音楽活動を充実するために活用できるようにすることの重要性を明確にした。

15

2 内 容

(1) 楽典、楽曲の形式など (2) 和声法 (3) 対位法

20 従前は「楽典、楽式など」としていたが、今回の改訂で「楽典、楽曲の形式など」とした。

「楽曲の形式」と示したのは、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国や諸外国の様々な音楽に見られる多様な楽曲の形式を視野に入れることを明確にするためである。なお、「楽典」の内容にも形式についての基本的な学習が含まれるが、音楽の構造をとらえる上で楽曲の形式を理解することが重要であることから、「楽典、楽曲の形式」とした。ここでは、音楽を構成する原理などについて

25 ても指導することが求められる。

「和声法」については、個々の生徒の能力や、楽典などに関する学習の進度等を十分考慮して指導する内容や方法を工夫する必要がある。

30 なお、学習指導要領第3章第11節音楽第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1において、「音楽理論」の内容の(1)及び(2)については、「原則として、すべての生徒に履修させること」、「原則として、各年次にわたり履修させること」と規定している。これは、「楽典、楽曲の形式など」と「和声法」を、音楽の専門的な学習の知識面における基本として重視したからである。

35 また、「対位法」については、作曲を専攻する生徒などの一部の生徒を除いて、学習指導要領第1章総則第5款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」2の(4)に基づき、柔軟に扱うことが考えられる。

3 内容の取扱い

我が国の伝統音楽の理論については、必要に応じて扱うことができる。

40

今回の改訂で「我が国の伝統音楽の理論については、必要に応じて扱うことができる」ことを新たに示した。我が国の伝統音楽に関する種目を専門的に履修する生徒に対して、我が国の伝統音楽の理論を重視して扱うことや、すべての生徒に対して、我が国の伝統音楽の基礎的な理論を含めて扱うことなどが考えられる。その際、例えば、我が国の伝統音楽における音楽の構造と西洋音楽における音楽の構造との共通点や相違点を見いだしたり、「演奏研究」、「鑑賞研究」などの他の科目とかかわらせたりするなどの工夫が大切である。

45

なお、今回の改訂で、科目の目標に「表現と鑑賞に活用する能力を養う」と示したため、従前の

「理論の学習のみにならないよう，具体的，実践的に学習させる」を削除した。

第2節 音楽史

1 目標

- 5 我が国及び諸外国の音楽の歴史について理解を深め、多様な音楽の文化的価値をとらえる能力を養う。

この科目は、「我が国及び諸外国の音楽の歴史について理解を深め、多様な音楽の文化的価値をとらえる能力を養う」ことをねらいとしている。

- 10 従前は「音楽の歴史を考察させる」としていたが、今回の改訂で「我が国及び諸外国の音楽の歴史について理解を深め」とし、科目の学習対象が、我が国及び諸外国の音楽であることを明確にした。また、従前は「音楽の文化的意義を理解させる」としていたが、今回の改訂で「多様な音楽の文化的価値をとらえる能力を養う」とし、音楽の歴史的な推移や変遷などの学習を通して、幅広い視野から多様な音楽の文化的価値をとらえることの重要性を明確にした。

15

2 内容

- (1) 我が国の音楽史 (2) 諸外国の音楽史

- 20 従前は「(1)西洋音楽史」、「(2)日本音楽史」としていたが、今回の改訂で「(1)我が国の音楽史」、「(2)諸外国の音楽史」とした。「我が国の音楽史」は、従前の「日本音楽史」と同じものである。また、「諸外国の音楽史」は、従前の西洋のみに限定した表記から、その他の地域も含めることのできる表記に改めたものである。

- 25 我が国及び諸外国の様々な音楽は、それぞれの背景となる風土や文化・歴史などに根ざして存在している。また、宗教とのかかわりが深いものも少なくない。歴史の観点から音楽について学習することは、音楽の専門的な学習の一つとして大切なことである。

- 30 音楽を形づくっている要素とそれらの働きは、その音楽が生まれ、はぐくまれてきた国、地域、風土、人々の生活、文化や伝統などの影響を受けている。したがって、音楽史の学習は、単に歴史的な事象に関する知識を得ることにとどまるのではなく、表現上の特徴を生かして演奏をすることや、より深く鑑賞をすることに結び付いていくものである。

- 35 なお、学習指導要領第3章第11節音楽第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1において、従前と同様に、「原則として、すべての生徒に履修させること」としている。ただし、今回の改訂で、従前に規定していた「原則として、3年間にわたって履修させる」ことを外し、各学校がより柔軟な教育課程を編成できるようにした。

3 内容の取扱い

- 40 (1) 内容の(1)及び(2)については、相互の関連を図るとともに、著しく一方に偏らないよう配慮するものとする。
(2) 内容の(1)及び(2)については、鑑賞活動などを通して、具体的・実践的に学習させるようにする。
(3) 内容の(2)については、西洋音楽史を中心としつつ、その他の地域の音楽史にも触れるようにする。

- 45 「我が国の音楽史」と「諸外国の音楽史」との相互の関連を図りながら、多角的に指導するとともに、いずれかに著しく偏った扱いとならないように留意する。

また、視聴覚教材を活用した鑑賞活動を取り入れるとともに、楽曲とその背景について歴史の観

点から考察したり意見交換したりする場を設けるなどして、科目の目標を実現するための指導を工夫する必要がある。

「諸外国の音楽史」については、従前と同様に「西洋音楽史」の学習を中心としながらも、西洋以外の国や地域の音楽にも広く目を向けた学習となるように配慮することが大切である。

5

第3節 演奏研究

1 目標

- 5 音楽作品についての演奏研究を通して、演奏における客観性と多様性を理解し、音楽の様式を尊重して演奏する能力を養う。

この科目は、「音楽作品についての演奏研究を通して、演奏における客観性と多様性を理解し、音楽の様式を尊重して演奏する能力を養う」ことをねらいとしている。

- 10 従前の科目「演奏法」は「音楽に関する知識、技能に基づき、創造的な表現方法を習得させる」ことを目標としていたが、今回の改訂では、名称を「演奏研究」とし、目標も改めた。

このように目標を改めたのは、従前の「演奏法」の趣旨である、時代や様式に即した表現方法や解釈など多様な学習を通して、楽曲にふさわしい客観性のある演奏法を基盤とした創造的な表現の能力を身に付けることを、より明確にするためである。

- 15 そこで、「音楽の様式を尊重して演奏する能力を養う」と示し、時代や地域、作曲家、声や楽器の表現上の特徴を踏まえて作品を解釈し、様式等に即した演奏を追求するとともに、解釈の多様性について学習することとした。

2 内容

- 20 (1) 時代や地域による表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究
(2) 作曲家の表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究
(3) 声や楽器の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究
(4) 音楽の解釈の多様性

- 25 音楽は、その音楽が生みだされた時代や地域、作曲家などによって、ある特定の表現上の特徴を示していることが多い。「様式」とは、このような表現上の特徴のことであり、「時代や地域による表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究」においては、時代や地域による様式を、「作曲家の表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究」においては、個々の作曲家による様式を扱う。

これらの時代や地域、作曲家による様式を理解することは演奏研究の基盤となる。ここではアナリーゼなどを通して、様式の理解を深めながら作品を解釈し、演奏の観点からフレーズング、アーティキュレーションなどの表現方法を具体的に研究することが重要である。

- 35 また、音楽の表現は用いられる表現媒体によって特徴付けられる。したがって、例えば、ヴァイオリンによる演奏であればヴァイオリンという楽器の特徴を生かした演奏について考える必要がある。これが「声や楽器の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究」である。ここでは、声や楽器の特徴に着目して作品を解釈し、それらの特徴を生かすための表現方法を研究することが重要である。

- 40 他方、演奏については、例えば、演奏された時代によって、また、演奏の目的や場所によって、さらには、解釈し演奏する者自身の個性や音楽的な成長などによって、表現の特徴に変化が生じることがある。そこで、「音楽の解釈の多様性」においては、作品の解釈やそれに基づく演奏の在り方は唯一のものではなく多様であることを学習する。そのためには、(1)から(3)までの学習を踏まえた上で、解釈の多様性についての理解を深める指導を行い、独善的な解釈に陥ることなく、生徒が個性を生かした演奏を追求できるようにすることが大切である。

- 45 指導に当たっては、原典や校訂者などによる楽譜の比較、異なる時代や地域での同一曲の演奏の比較、異なる演奏家による同一曲の演奏の比較、音楽以外の芸術分野とのかかわりを示す視聴覚教材の提示など、指導のねらいに即した教材を準備する必要がある。また、生徒同士でアンサ

ンプルをしたりテーマに基づく意見交換をしたりするなど、多角的な活動を取り入れることが大切である。

なお、学習指導要領第3章第11節音楽第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1において、従前の「演奏法」と同様に、「原則として、すべての生徒に履修させること」としている。ただし、今回の改訂で、従前の「演奏法」に規定していた「原則として、3年間にわたって履修させる」ことを外し、各学校がより柔軟な教育課程を編成できるようにした。

3 内容の取扱い

10 専門的に履修させる「声楽」の内容の(1)、「器楽」の内容の(1)から(5)まで及び「作曲」の内容との関連にも配慮して指導するものとする。

各事項を指導する際は、専攻として専門的に履修する科目の学習との関連にも十分に配慮し、生徒にとって学習の効果が一層高まるように工夫することが大切である。

15

20

25

30

35

40

45

第4節 ソルフェージュ

1 目標

- 5 音楽を形づくっている要素を正しくとらえ、音楽性豊かな表現をするための基礎的な能力を養う。

この科目は、「音楽を形づくっている要素を正しくとらえ、音楽性豊かな表現をするための基礎的な能力を養う」ことをねらいとしている。

- 10 楽譜を見て、旋律、フレーズのまとまりなど様々な情報を読み取って、歌ったり楽器で演奏したりすること、また、音や音楽を聴いて、音高、音程、リズムなどを正しく把握し、それを記譜することは、音楽活動の基礎的な能力の一つとなるものであり、このような能力を養うことは、音楽の専門的な学習の一つとして重要である。

15 2 内容

(1) 視 唱 (2) 視 奏 (3) 聴 音

- 20 従前は「(1)聴音」、「(2)視唱」、「(3)視奏」の順に示していたが、今回の改訂で「(1)視唱」、「(2)視奏」、「(3)聴音」の順に示し、ソルフェージュの本来の意味と言える視唱を(1)にした。ただし、この順序は必ずしも指導の順序を示すものではない。

- 「視唱」及び「視奏」においては、様々な譜表に書かれた楽譜を見て、音楽を形づくっている要素を正しく読み取って、歌ったり楽器で演奏したりすることができるようにすることが大切である。その際、音高を正しく表現できる、リズムを正しく表現できるといった最も基本的なことにとどま
25 ることなく、例えば、旋律における音のもつ方向性やフレーズのまとまり、自然な抑揚といった音楽性豊かな表現に発展していくような指導の工夫が求められる。

なお、視奏については、鍵盤楽器での演奏に加えて「器楽」において選んだ楽器で演奏することや、移調楽器の楽譜を扱うことも考えられる。

- 「聴音」においては、音楽を形づくっている要素を正しく聴き取り、それを記譜することができるようにするために、「音楽理論」における楽典の学習などとの関連を図ることが大切である。また、ピアノによる音楽を用いるだけでなく、声、他の楽器、アンサンブルなど、様々な音楽を用
30 いることも重要である。

- なお、学習指導要領第3章第11節音楽第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1において、「ソルフェージュ」については、「原則として、すべての生徒に履修させること」、「原則として、各年次にわたり履修させること」と規定しており、これらについては基本的に従前と同
35 様である。

3 内容の取扱い

- 40 (1) 内容の(1)、(2)及び(3)の相互の関連を図り、幅広く多角的な方法によって指導するものとする。
(2) 専門的に履修させる「声楽」の内容の(1)、「器楽」の内容の(1)から(5)まで及び「作曲」の内容との関連にも配慮して指導するものとする。

- 45 「視唱」、「視奏」、「聴音」の相互の関連を図り、幅広く多角的な方法によって指導することが大切である。例えば、オーケストラなどの総譜を見て、ある声部を歌ったり楽器で演奏したりした後、楽譜を見ないでその音楽を聴くことや、ある旋律を聴き取って記譜した後に、その旋律の楽譜

を見て歌ったり楽器で演奏したりすることなどを通して、表現と聴取との結び付きを深めることが考えられる。また、生徒の特性や習熟の程度に応じた履修の形態などを工夫することも大切である。

各事項を指導する際は、専攻として専門的に履修する科目の学習との関連にも十分に配慮し、生徒にとって学習の効果が一層高まるように工夫することが大切である。

第5節 声 楽

1 目 標

- 5 声楽に関する専門的な学習を通して、楽曲の表現内容を理解し、表現意図を明確にして創造的に表現する能力を養う。

この科目は、「声楽に関する専門的な学習を通して、楽曲の表現内容を理解し、表現意図を明確にして創造的に表現する能力を養う」ことをねらいとしている。

- 10 従前は「声楽に関する基礎的な技術を習得させ、音楽性豊かな表現の能力を養う」としていたが、今回の改訂で、楽曲の表現内容の理解に基づき、表現意図を明確にして創造的に表現する能力を養うことの重要性を明確にした。

「声楽に関する専門的な学習」とは、「独唱」だけでなく、重唱や合唱などの「いろいろな形態のアンサンブル」も含めた学習を意味する。

- 15 「楽曲の表現内容を理解し、表現意図を明確に」することが、創造的な表現を生み出すとともに、表現をするために必要となる技術の習得を意味あるものにする。したがって、「創造的に表現する能力を養う」ことの中に、従前の「基礎的な技術を習得」することも含まれている。

2 内 容

- 20 (1) 独 唱 (2) いろいろな形態のアンサンブル

- 25 声楽においては、声種や声の特徴など、個々の生徒の特性等に応じた指導を行うことが重要であり、そのための具体的な指導内容、範囲や程度、履修の形態などに関しては、各学校で十分検討して定める必要がある。

「独唱」は、専攻として専門的に履修するものの一つであり、科目の目標を実現するために、とりわけ、個々の生徒の能力や特性等に応じた工夫ある指導が求められる。

- 30 また、従前は「(2)重唱」、「(3)合唱」としていたが、今回の改訂で、これらをまとめて「(2)いろいろな形態のアンサンブル」とした。生徒の特性や学校の実態等に応じて、いろいろな形態のアンサンブルの活動を行うことは、独唱の学習だけでは育成することのできない、より一層幅広い表現の諸能力を養うことができる。

3 内容の取扱い

- 35 (1) 我が国の伝統的な歌唱については、必要に応じて扱うことができる。
(2) 演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする。

- 40 今回の改訂で「我が国の伝統的な歌唱については、必要に応じて扱うことができる」と示したが、その趣旨は、従前の「我が国の伝統的な歌唱も扱うことができる」と同様である。すなわち、我が国の伝統的な歌唱を専攻として専門的に履修することができることを示すとともに、専攻でない生徒に対しても、体験を通して、我が国の伝統的な歌唱に対する理解を深め、生徒自らの音楽的視野を一層拡大することができることを示している。

- 45 また、「演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする」ことを、今回の改訂で新たに示した。音楽に関する学科では、各学校の工夫によって、学習成果を発表する演奏会などを設けている場合が少なくない。このような演奏発表の場をより積極的に設けて、生徒の音楽経験を豊かにすることが大切である。その際、特に、生徒が演奏

を発表するだけでなく，音を媒体とするコミュニケーションである音楽の本質を踏まえ，生徒同士が演奏を共有できるように配慮することや，言語活動を充実する観点から，表現意図などを言葉で言い表すとともに，それぞれの演奏について評価し合うなどして，個々の生徒及び集団の学習の質を深めていくようにすることが重要である。

5

第6節 器 楽

1 目 標

- 5 器楽に関する専門的な学習を通して、楽曲の表現内容を理解し、表現意図を明確にして創造的に表現する能力を養う。

この科目は、「器楽に関する専門的な学習を通して、楽曲の表現内容を理解し、表現意図を明確にして創造的に表現する能力を養う」ことをねらいとしている。

- 10 従前は「器楽の演奏に関する知識や技術を習得させ、音楽性豊かな表現の能力を養う」としていたが、今回の改訂で、楽曲の表現内容の理解に基づき、表現意図を明確にして創造的に表現する能力を養うことの重要性を明確にした。

「器楽に関する専門的な学習」とは、「独奏」だけでなく、重奏や合奏などの「いろいろな形態のアンサンブル」も含めた学習を意味する。

- 15 「楽曲の表現内容を理解し、表現意図を明確に」することが、創造的な表現を生み出すとともに、表現をするために必要となる技術の習得を意味あるものにする。したがって、「創造的に表現する能力を養う」ことの中に、従前の「知識や技術を習得」することも含まれている。

2 内 容

- 20 (1) 鍵盤^{けん}楽器の独奏 (2) 弦楽器の独奏 (3) 管楽器の独奏 (4) 打楽器の独奏
(5) 和楽器の独奏 (6) いろいろな形態のアンサンブル

- 25 器楽においては、個々の生徒が用いる楽器について、生徒の特性等に応じた指導を行うことが重要であり、そのための具体的な指導内容、範囲や程度、履修の形態などに関しては、各学校で十分検討して定める必要がある。

「独奏」は、専攻として専門的に履修するものの一つであり、科目の目標を実現するために、とりわけ、個々の生徒の特性や能力等に応じた工夫ある指導が求められる。また、鍵盤^{けん}楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、和楽器の中から特定の楽器を選んで行うこととしている。

- 30 また、従前は「(6)重奏」、「(7)合奏」としていたが、今回の改訂で、これらをまとめて「(6)いろいろな形態のアンサンブル」とした。生徒の特性や学校の実態等に応じて、いろいろな形態のアンサンブルの活動を行うことは、独奏の学習だけでは育成することのできない、より一層幅広い表現の諸能力を養うことができる。

- 35 なお、学習指導要領第3章第11節音楽第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1において、「器楽」の内容の(1)については、「原則として、すべての生徒に履修させること」、「原則として、各年次^{ねんじ}にわたり履修させること」と規定しており、これらについては基本的に従前と同様である。鍵盤^{けん}楽器を独奏する能力を高めることが、音楽の専門的な様々な学習を進める際に役立つことなどがその理由としてあげられる。

40 3 内容の取扱い

- 45 (1) 内容の(1)から(5)までについては、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとする。
(2) 演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする。

従前は、内容の(1)から(5)までについて、楽器名を示した上で、それら以外の楽器についても必要に応じて扱うことができることとしていたが、今回の改訂では、楽器名を示さず、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとした。

また、「演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする」ことを、今回の改訂で新たに示した。音楽に関する学科では、各学校の工夫によって、学習成果を発表する演奏会などを設けている場合が少なくない。このような演奏発表の場をより積極的に設けて、生徒の音楽経験を豊かにすることが大切である。その際、特に、生徒が演奏を発表するだけでなく、音を媒体とするコミュニケーションである音楽の本質を踏まえ、生徒同士が演奏を共有できるように配慮することや、言語活動を充実する観点から、表現意図などを言葉
5
10
で言い表すとともに、それぞれの演奏について評価し合うなどして、個々の生徒及び集団の学習の質を深めていくようにすることが重要である。

第7節 作曲

1 目標

5 作曲に関する専門的な学習を通して、音楽性豊かに楽曲を構成する能力を養う。

この科目は、「作曲に関する専門的な学習を通して、音楽性豊かに楽曲を構成する能力を養う」ことをねらいとしている。

従前は「作曲に関する知識や技術を習得させる」としていたが、今回の改訂で、音楽性豊かに楽曲を構成する能力を養うことの重要性を明確にした。

「作曲に関する専門的な学習」とは、作曲にかかわる基礎的な理論の学習や、各作曲家の作品の分析などを行い、その音楽語法や手法などを理解して、作曲に関する技法を身に付けながら、作曲をするための演習や試作などを行うことを意味する。

これらの学習を基盤にして、表現したいイメージを膨らませて、それを実際に楽曲として構成する能力を養うことをねらいとしており、「音楽性豊かに楽曲を構成する能力を養う」ことの中に、従前の「知識や技術を習得」することも含まれている。

2 内容

20 作曲に関する多様な技法及びそれらを生かした作曲

作曲には、作曲の学習の基礎となる和声法、対位法、楽式論をはじめ、編曲の技法、管弦楽法など各種アンサンブル作品を作曲する技法などの様々な学習があるが、いずれにおいても、単なる課題の演習等にとどまることなく、用いる声や楽器の特質などを十分に意識することが大切である。

25 また、生徒の特性等に応じた指導を行うことが重要であり、そのための具体的な指導内容、範囲や程度、履修の形態などに関しては、各学校で十分検討して定める必要がある。

作曲は、専攻として専門的に履修するものの一つであり、科目の目標を実現するために、とりわけ、個々の生徒の特性や能力等に応じた工夫ある指導が求められる。その際、様々な時代様式、地域やジャンルなどの多様な音楽に目を向けさせて、それぞれの音楽の構造や多様な作曲技法などについて、生徒が主体的かつ積極的に学習し、これらの技法を生かしつつ、個性的な表現による作曲ができるようにすることが大切である。

また、楽曲の記録については、必要に応じて、五線記譜法だけでなく、その音楽にふさわしい方法を用いるようにするとともに、記譜や演奏などをコンピュータ・ソフトを用いて効果的に行うことも考えられる。

35

3 内容の取扱い

- 40 (1) 我が国の伝統的な音楽の特徴を生かした作曲についても扱うようにする。
(2) 完成した作品について演奏発表の場を設けるなどして、作品を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする。

従前は「我が国の伝統的な音楽の素材を生かした声楽及び器楽の作曲についても扱うことができる」としていたが、今回の改訂で「我が国の伝統的な音楽の特徴を生かした作曲についても扱うようにする」こととした。これは、作曲を専門的に学習する生徒が、我が国の伝統音楽に関する素材を用いたり、我が国の伝統的な音楽における表現の特質などを理解したりして、それらを生かした作曲を試みることが大切だからである。

また、「完成した作品について演奏発表の場を設けるなどして、作品を共有したり、評価し合っ

たりする活動を取り入れるようにする」ことを、今回の改訂で新たに示した。音楽に関する学科では、各学校の工夫によって、学習成果を発表する演奏会などを設けている場合が少なくない。このような演奏発表の場をより積極的に設けて、生徒の音楽経験を豊かにすることが大切である。その際、特に、生徒の作品について発表するだけでなく、音を媒体とするコミュニケーションである

5 音楽の本質を踏まえ、生徒同士が作品を共有できるように配慮することや、言語活動を充実する観点から、作品における表現意図などを言葉で言い表すとともに、それぞれの作品について評価し合うなどして、個々の生徒及び集団の学習の質を深めていくようにすることが重要である。

第8節 鑑賞研究

1 目標

- 5 音楽作品や作曲家，演奏などについての鑑賞研究を通して，音楽に対する理解を深め，音楽や音楽文化を尊重する態度を養い，批評する能力を育てる。

この科目は，今回の改訂で新設した科目であり，「音楽作品や作曲家，演奏などについての鑑賞研究を通して，音楽に対する理解を深め，音楽や音楽文化を尊重する態度を養い，批評する能力を育てる」ことをねらいとしている。

我が国及び諸外国の様々な音楽を鑑賞し，作品・作曲家，地域や文化的背景に関する研究，音楽とメディアとのかかわり，音楽批評について扱い，様々な音楽に対する理解を深めることは，音楽に関する専門的な学習の一つとして意味のあることである。

これらの学習によって，音楽や音楽文化を尊重する態度を養い，批評する能力を育てることは，15 今回の音楽科の改訂の趣旨からも，極めて重要なことと言える。

2 内容

- 20 (1) 作品・作曲家に関する研究 (2) 地域や文化的背景に関する研究
(3) 音楽とメディアとのかかわり (4) 音楽批評

「作品・作曲家に関する研究」においては，「音楽史」の学習とかかわらせるなどして，作品及び作曲家に対する理解を深める研究を行う。例えば，作品の表現上の特徴や音楽史上の位置付け，作曲家の生涯，創作上の考え方や表現技法など，鑑賞に必要な内容の理解を深めるための研究が25 げられる。

「地域や文化的背景に関する研究」においては，芸術音楽，民俗音楽，ポピュラー音楽などを幅広く取り上げて，それぞれの作品が生まれた地域や文化的な背景に関する研究を行う。

「音楽とメディアとのかかわり」においては，音楽を記録する方法や音楽を人々に伝えるための様々な方法について学習する。また，各種の音楽活動を支えるイベントなどの企画や運営といった，30 音楽文化を支える仕事やその社会的役割などについて幅広く扱うことも考えられる。

「音楽批評」においては，作品や演奏に関して，そのよさや美しさなどについて，音楽を形づくっている要素や構造などの客観的な理由をあげながら，価値判断したことを言葉で説明して他者に伝えることを学習する。その際，音楽批評を読み，批評の在り方や内容について考察したり，批評を発表し論じ合う場を設けたりして，他者との交流の中で，美的判断力などを高めることが考えら35 れる。音を媒体とするコミュニケーションである音楽について，解釈や価値などを言葉で表す音楽批評は，音楽文化の発展と創造につながるものであり，極めて大切な学習と言える。

指導に当たっては，生徒が自らの課題を設定して追求していくなど，主体的な学習となるように工夫することが大切である。また，オーディオ・ビデオ機器，コンピュータ，情報通信ネットワークなどを活用したり，地域や学校の実態に応じてコンサート・ホールなどの文化施設を利用したり，40 地域の音楽家等と交流したりして，多角的に研究することも大切である。

3 内容の取扱い

- 45 内容の(2)及び(3)については，いずれかを選択して扱うことができる。

内容の「(2)地域や文化的背景に関する研究」及び「(3)音楽とメディアとのかかわり」については，生徒の興味・関心，学校の実態等を考慮して，いずれかを選択して扱うことができるとしてい

る。いずれを選択した場合も、「(1)作品・作曲家に関する研究」や「(4)音楽批評」の学習と関連させて指導することが効果的である。

また、この科目は、演奏はもちろんのこと、音楽の理論的な側面や歴史的な側面ともかかわりがあり、「音楽理論」、「音楽史」及び「演奏研究」の各科目と関連していることにも留意して内容を
5 取り扱う必要がある。

第3章 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

- 5 1 音楽に関する学科における指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(1)「音楽理論」の内容の(1)及び(2)、「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の(1)については、原則として、すべての生徒に履修させること。

音楽に関する学科においては、「音楽理論」の内容の「(1)楽典、楽曲の形式など」及び「(2)和声法」、「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」については、いずれも音楽を専門的に学んでいく上で基礎・基本となるものであることから、原則として、すべての生徒に履修させることとしている。

- 15 (2)「声楽」の内容の(1)、「器楽」の内容の(1)から(5)まで及び「作曲」の内容の中から、生徒の特性等に応じ、いずれかを専門的に履修させること。また、これに加えて、「声楽」の内容の(1)、「器楽」の内容の(1)から(5)までのいずれかを履修させることができること。

音楽に関する学科においては、「声楽」の内容の「(1)独唱」、「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」、「(2)弦楽器の独奏」、「(3)管楽器の独奏」、「(4)打楽器の独奏」、「(5)和楽器の独奏」及び「作曲」の内容の中から、個々の生徒の特性等に応じて、専攻として「いずれかを専門的に履修させる」ことを示している。

なお、「器楽」については、「器楽」の「内容の取扱い」の(1)において、「生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うもの」としている。

- 25 したがって、個々の生徒ごとに、「声楽」の独唱、「器楽」のいずれかの楽器の独奏、「作曲」のうちから、専攻として専門的に履修する種目（専攻の種目）を定めることになる。

さらに、専攻として専門的に履修する種目（専攻の種目）に加えて、「声楽」の独唱、「器楽」のいずれかの楽器の独奏について履修させることができることを示している。なお、これを副専攻の種目と呼ぶこともある。このように、専攻の種目に加えて、他の種目についても履修させることは、生徒の音楽的な視野の拡大を図り、音楽表現をより豊かにすることにつながっていく。

例えば、「声楽」を専攻の種目にしている生徒が、その履修に加えて「器楽」のうち管楽器のフルートを副専攻の種目として履修したり、「器楽」のうち鍵盤楽器のピアノを専攻の種目にしている生徒が、その履修に加えて「声楽」を副専攻の種目として履修したりすることなどが考えられる。

- 35 (3) (2)に示す科目、「音楽理論」の内容の(1)及び(2)、「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の(1)については、原則として、各年次にわたり履修させること。

音楽に関する学科においては、「声楽」、「器楽」及び「作曲」のうち専攻として専門的に履修させる科目、これに加えて「声楽」及び「器楽」のうち履修させることのできる科目、「音楽理論」の内容の「(1)楽典、楽曲の形式など」及び「(2)和声法」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」については、原則として、各年次にわたり履修させることを示している。

なお、「各年次にわたり履修させる」とは、入学年次から卒業年次までの各年次にわたり履修させることであり、このことは、従前の「3年間にわたって履修させる」と基本的に同様である。

- 45 また、「音楽史」及び「演奏研究」については、従前の「音楽史」及び「演奏法」に規定していた「原則として、3年間にわたって履修させる」ことを外し、各学校がより柔軟な教育課程を編成できるようにした。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 「声楽」の内容の(2)及び「器楽」の内容の(6)については、他者と協調しながら活動することによって、より一層幅広い表現の諸能力を養うため、重視して扱うこと。

5

「声楽」の内容の「(2)いろいろな形態のアンサンブル」及び「器楽」の内容の「(6)いろいろな形態のアンサンブル」については、他者と協調しながら活動することによって、より一層幅広い表現の諸能力を養うため、重視して扱うことを示している。

アンサンブルの活動においては、楽曲の解釈、表現意図や表現方法などについて、他者と話し合ったり確認し合ったりすることが必要となる。このように生徒同士が主体的に音や言葉によるコミュニケーションを図り、他者と協調しながら活動することは、音楽の専門的な学習の一つとして大切なことである。

また、音楽の構造を把握し、自分の担当する声部と他の声部それぞれの役割を理解し、演奏全体を客観的にとらえて表現を工夫する活動は、独唱や独奏では体験できないものであり、このようなアンサンブルの活動を通して、より一層幅広い表現の諸能力を養うことが重要である。

15

(2) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。

20

各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用し、生徒が主体的に文献等を調べるなどして課題に対応していくことは意味のあることである。音楽は、文化や歴史、他の芸術などと密接にかかわっており、様々な文献等を参考にして多角的、総合的に学習することが効果的である。

また、「音楽史」、「演奏研究」及び「鑑賞研究」などの学習においてインターネットなどを活用して情報収集を行ったり、「作曲」の学習において記譜や演奏などをコンピュータ・ソフトを用いて効果的に行ったりすることが考えられる。

25

(3) 各科目の特質を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、文化施設、社会教育施設、地域の文化財等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりすること。

30

各科目の特質を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、演奏発表や鑑賞を文化施設で行ったり、自己の課題に沿った調査等を社会教育施設で行ったりすることが考えられる。また、郷土の伝統音楽などを教材として効果的に取り入れたり、地域において様々な形で音楽に携わっている人の協力を求めたりするなどの配慮が考えられる。

35

(4) 音や音楽と生活や社会とのかかわりを考えさせ、音環境への関心を高めるようにすること。また、音楽に関する知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。

40

音楽の学習を通して、音や音楽が生活や社会に与える影響などを考え、よりよい音環境を希求する意識を高めることは意味のあることである。

指導に当たっては、生活や社会の中にある様々な音や音楽に耳を傾けることによって、例えば、心地よさや不快な感じ、静寂や騒々しさなど、その音や音楽が醸し出す質感を感じ取ったり味わったりして、人間にとっての音や音楽の存在意義などを考え、音環境への関心が高まるよう配慮することが大切である。

45

「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かをつくりだした人に対して付与される他人に無断で利用されない権利である。この中の一つに著作権があり、著作権には、著作物を保護する著作者の権利、実演等を保護する著作隣接権がある。

著作権、著作隣接権については、著作権の内容のほか、著作権者等の了解なしに利用できる幾つかの条件が定められているので、これらについては一層正しく理解される必要がある。また、インターネットを通じて配信されている音楽についても、著作権が存在するという点についての認識が十分でない現状も見られるので留意する必要がある。

指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの楽曲について、それらを創作した著作者や実演家等がいることや、その人たちの作品であることを生徒が意識できるようにし、このような意識を高めることによって、日常生活の中にある音楽や将来かかわっていく音楽についても、同様に意識できるようにしていくことが大切である。

第3部 美術編

5

10

15

第1章 総 説

第1節 改訂の要点

5 主として専門学科において開設される教科としての美術科（以下「美術科」という。）の主な改訂の要点は、次のとおりである。

1 目標の改善

10 教科の目標については、美術を専門に学習する生徒に対し、中学校美術科の発展として美術に関する専門的な内容を指導する教科であることから、「美術に関する専門的な学習を通して、美的体験を豊かにし、感性を磨き、創造的な表現と鑑賞の能力を高めるとともに、美術文化の発展と創造に寄与する態度を育てる。」とした。

15 2 科目の改善

表現及び情報伝達的手段としてのメディアの発達と多様化の下での様々な映像によるコミュニケーションの発展に対応して、従前の「映像メディア表現」を改め、「情報メディアデザイン」と「映像表現」に再構成した。

20

改 訂	従 前
情報メディアデザイン	映像メディア表現
映像表現	

The diagram is a table with two columns: '改訂' (Revised) and '従前' (Previous). In the '従前' column, there is a box labeled '映像メディア表現'. Two arrows originate from this box: one points to a box labeled '情報メディアデザイン' in the '改訂' column, and the other points to a box labeled '映像表現' in the '改訂' column. This illustrates the restructuring of the previous '映像メディア表現' into two new categories.

25

3 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

30 「美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすること」を「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」に新たに明示した。

第2節 美術科の目標

5 美術に関する専門的な学習を通して、美的体験を豊かにし、感性を磨き、創造的な表現と鑑賞の能力を高めるとともに、美術文化の発展と創造に寄与する態度を育てる。

10 美術科は、美術に関する専門的な学習を通して、美的体験を一層豊かにし、感性を磨き、創造的な表現と鑑賞の能力を高め、情報化、国際化時代における人間としての在り方生き方を追求し、社会的変化に適応していく態度と能力を養うとともに、自然や都市環境と造形とのかかわり、美術文化の歴史や伝統について関心や理解を深め、美術文化の発展と創造に寄与する態度を育てることをねらいとしている。

「美術に関する専門的な学習」とは、個々の生徒が専攻として専門的に履修する科目の学習はもとより、美術に関する幅広く多様な科目を専門的に学習することを意味している。

15 「美的体験を豊かにし、感性を磨き」とは、見る、描く、つくるなどの具体的な目的をもって自然や芸術、建造物などの美しさに触れる体験的な学習を通して、様々な対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性を磨くことである。

「創造的な表現と鑑賞の能力を高め」とは、中学校美術科の発展として、創造的な造形活動を展開し、美的直観力や想像力を高め、一人一人の個性的な考えや発想など独自の持ち味を大切にして、創造的な表現と鑑賞の能力を高めることである。

20 「美術文化の発展と創造に寄与する態度を育てる」とは、家庭や地域、社会全般にわたる美的環境の改善向上や芸術文化の発展に常に関心を持ち、日本及び世界の美術を学び、美術文化の発展と創造に寄与する態度を育てることである。

第3節 美術科の科目編成

1 科目の編成

5 今回の改訂では、科目の編成について、従前の「映像メディア表現」を「映像表現」と「情報メディアデザイン」に再構成し、従前の12科目から13科目に改めている。

改訂		従前		
	科目		科目	
10	第1	美術概論	第1	美術概論
	第2	美術史	第2	美術史
15	第3	素描	第3	素描
	第4	構成	第4	構成
	第5	絵画	第5	絵画
	第6	版画	第6	版画
	第7	彫刻	第7	彫刻
20	第8	ビジュアルデザイン	第8	ビジュアルデザイン
	第9	クラフトデザイン	第9	クラフトデザイン
	第10	情報メディアデザイン	第10	映像メディア表現
	第11	映像表現	第11	環境造形
	第12	環境造形	第12	鑑賞研究
25	第13	鑑賞研究		

各学校においては、学習指導要領第1章総則第2款の3の規定により、設置者が定める標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる単位数について適切に定めるものとしている。

30 また、学習指導要領第1章総則第2款の4の規定により、上記の表以外の科目（学校設定科目）を設けることができるとしている。この場合において、その科目の名称、目標、内容、単位数については、美術科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとしている。

2 科目の性格

35 「美術史」、「素描」及び「構成」は美術に関する学科において、原則として、すべての生徒に履修させる科目である。これらの科目は、美術科のすべての学習活動に当たって、考え方や知識・技能の基底となるものを学ばせるものである。

40 「美術概論」、「絵画」、「版画」、「彫刻」、「ビジュアルデザイン」、「クラフトデザイン」、「情報メディアデザイン」、「映像表現」、「環境造形」及び「鑑賞研究」の各科目は、美術を専門に学ぶ生徒のために必要な選択科目である。

それらのうち、「情報メディアデザイン」は、美術が情報の伝達等に果たす役割について理解し、情報メディア機器の特性を生かした創造的な表現と鑑賞の能力を高める科目である。

45 また、「映像表現」は、多様な映像機器を活用した表現活動を通して、映像表現が芸術や社会に果たす役割について理解を深め、創造的な表現と鑑賞の能力を高める科目である。

3 科目の履修

(1) 専門学科における各教科・科目の履修

5 学習指導要領第1章総則第3款の2の(1)においては、「専門学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。」と規定し、専門学科における専門教科・科目の最低必履修単位数を25単位以上と定めている。また、専門学科においては、「各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数に含めることができる」と定めている。

10 一方、学習指導要領第1章総則第2款の1においては、卒業までに履修させる単位数の計を74単位以上と定めているが、その際、専門学科においては、専門教科・科目の最低必履修単位数の25単位以上含めなければならないとしている。

15 なお、学習指導要領第1章総則第3款の2の(2)においては、「専門教科・科目の履修によって、必修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必修教科・科目の履修の一部又は全部に変えることができる。」と規定している。

(2) 美術に関する学科における各科目の履修

ア 原則として、すべての生徒に履修させる各科目

20 「美術史」、「素描」及び「構成」は、原則として、すべての生徒に履修させる科目である。

イ 選択して履修させる各科目

25 「美術史」、「素描」、「構成」は美術に関する基礎的な知識及び技能を身に付けさせるための科目である。この3科目は美術科の学習である美術の表現と鑑賞のすべての活動に当たって、その裏付けとされる考え方や技術の基底となるものを学ばせるものであるから、原則としてすべての生徒に履修させる必要のある科目である。「美術史」、「素描」、「構成」以外の科目の履修については、美術の専門性を生かした進路を主体的に選択する能力の育成を図る立場から、選択履修の幅を広げ、複数年次にわたる選択履修を可能にするなど十分な配慮が必要である。

第2章 各 科 目

第1節 美 術 概 論

5 1 目 標

美術の理論的学習を通して、芸術としての美術の意義を理解し、表現と鑑賞の基礎となる能力と態度を高める。

- 10 この科目では、美術における基礎的・基本的な事項や造形的な理論を中心にした学習を通して、芸術としての美術の意義を理解し、専門教科美術を学ぶ基盤となる能力と態度を高めることをねらいとしている。

2 内 容

15

(1) 美術と自然 (2) 美術と社会 (3) 美術と生活

- 「美術と自然」では、自然の観察などをもとに人間と自然とのかかわりについて学習することを通して美術についての理解を深めるよう指導することが必要である。人間にとって自然は、不思議なものの偉大なものであり、畏敬の対象でもあり、自然を主題にして多くの造形物を生み出してきた。また、人間は、自然から形や構造、機能と美などについて学び造形に生かし生活を豊かにしてきた。美術への理解を深めるためには、このような美術と自然とのかかわりを理解することが大切である。また、造形芸術を成立させる形体や色彩などの諸要素については、科学的に考察され分析されて、美しさなどを成立させる原理として整理されてきているものがある。学習に際しては、美学、造形心理学、造形原理、美術における基礎的・基本的な事項や造形的な理論を、色彩学、技法・材料・用具に関する知識などとの関連も考慮して指導を工夫することが大切である。

- 「美術と社会」では、文化遺産の理解や解釈、異なる文化に対する理解や共感、風潮、思想、運動と、作風や作家論との関係についての学習などを通して、美術と社会のかかわりについての理解を深めることが大切である。その際、地理歴史などの他の教科・科目との関連を図りながら、広く社会についての考察を深め、美術の学習に生かす工夫ができるようにすることも必要である。

「美術と生活」では、美術を生活へ応用したり、活用したりすることを理解するとともに、生活改善への提案や自己存在の形象化でもある造形活動、精神・感情の発揚といった美術の表現活動の原動力としてあることについて理解を深めるような指導が求められる。

35 3 内容の取扱い

内容の(1)、(2)及び(3)の各事項とも扱うものとする。

- 内容の「(1)美術と自然」、「(2)美術と社会」及び「(3)美術と生活」の各事項をすべて扱わなければならない。

- 指導に当たっては、「美術概論」の客観的、理論的な学習が、人の心に潤いをもたらす生きていく活力をはぐくむような内容を包含することに留意するとともに、芸術活動の中でどのように役立て、自己表現などにどのように生かすかを重視することが大切である。また、各事項を関連付けて取り扱ったり、理論的な内容と感性的な内容とを関連付けて順次扱ったりして、美術を学ぶことが感性を高め、生活を楽しく心豊かなものにつなげることに気付かせ、「表現」や「鑑賞」の活動に積極的に取り組んでいこうとする意欲を喚起するような指導の工夫が必要である。

また、表現者の思いや地域の伝統行事の中で伝えられている美術作品の意義などについても理解

を深めることが重要である。

第2節 美術史

1 目標

- 5 美術の変遷の学習を通して、文化遺産や美術文化についての理解を深め、伝統と文化を尊重する態度と新たな美術文化を創造していく基礎となる能力を高める。

この科目では、美術の変遷に関する学習を通して、時代、民族、風土などの相違による表現や文化の特色等についての理解を深めるとともに、受け継がれてきた価値ある伝統やそれらを背景としてはぐくまれた文化を尊重する態度を育て、さらに、新たな美術文化を創造していく基礎となる創造的な能力や意欲等を高めることをねらいとしている。

2 内容

- 15 (1) 日本の美術と文化 (2) 東洋の美術と文化 (3) 西洋の美術と文化
(4) 現代の美術と文化

今回の改訂で、「(1)日本の美術」を「日本の美術と文化」、「(2)東洋の美術」を「東洋の美術と文化」、「(3)西洋の美術」を「西洋の美術と文化」と改めた。また、「(4)美術文化」を削除し、
20 「現代の美術と文化」を新たに加えた。

「日本の美術と文化」、「東洋の美術と文化」、「西洋の美術と文化」では、それぞれの時代による美術の変遷や歴史的背景などによる表現形式の違い、民族、風土、宗教などの違いによる作品の傾向、作者の意図による作風やこれからの時代の美術の動向等について、文化遺産や美術作品などを鑑賞したり調査研究したりする活動を通して、理解を深めるよう指導することが必要である。
25 特に、今回新たに設けた「現代の美術と文化」では、現代の美術が国や地域を越えて人類共通の課題や価値を共有するための役割を果たしていることなどについて理解できるよう指導することが大切である。

さらに、文化遺産や伝統的な造形作品について学習することを通して、美術作品が時代、民族、風土などの中であつくり、美術や文化が人間の営みの基盤をつくり、生活や社会を心豊かにしていることを深く考え、優れた文化遺産を守り継承していくことの意義を理解できるよう指導することが大切である。例えば、地域の文化として定着している年中行事や伝統芸能、信仰や宗教に関する造形などが今日まで長く継承されていることなどについての認識を新たにし、その美しさやよさ、継承されている人間普遍の願いなどを感じ取り、さらなる創造の意欲を高めたり、美的価値観の確立を図るような指導の工夫が求められる。

35 また、地理歴史などの他の教科・科目との関連を図りながら、広く美術史についての考察を深め、美術の学習に生かす工夫ができるようにすることも必要である。

3 内容の取扱い

- 40 内容の(1)から(4)までの各事項とも扱うものとする。

内容の「(1)日本の美術と文化」から「(4)現代の美術と文化」までの各事項をすべて扱わなければならない。

指導に当たっては、特定の地域の美術史に偏った取扱いにならないよう留意し、広い視野から文化遺産や美術文化についての理解を深めることができるような指導が求められる。また、内容の「(1)日本の美術と文化」、「(2)東洋の美術と文化」、「(3)西洋の美術と文化」及び「(4)現代の美術と文化」は、それぞれの関連を図り、指導内容の系統性を配慮して、総合的に扱うことに留意する必要がある。

る。また、学校の実態に合わせて、美術館・博物館等の施設を利用して作品を鑑賞したり、文献や資料を扱ったりするとともに、スライド、ビデオ、コンピュータ、情報通信ネットワークなどの活用、地域作家との交流などを通して、体験的に学ぶ機会を設け、生徒の興味・関心を高めるような指導の工夫が大切である。

- 5 なお、美術に関する学科の指導計画の作成に当たって、「美術史」は、原則として「素描」、「構成」の各科目とともに、すべての生徒に必ず履修させることとしている。

第3節 素描

1 目標

5 対象のイメージや空間を把握し、造形表現の基礎となる観察力と描写力を高める。

この科目では、デッサンやスケッチの表現と鑑賞に関する学習を通して、対象のイメージや空間、形体などを把握し、表現材料の特性を理解し、表現を工夫しながら的確に観察する力と描写する力を高めることをねらいとしている。

10

2 内容

(1) デッサン (2) スケッチ (3) 表現材料 (4) 鑑賞

15 今回の改訂で、(1)「素描，デッサン」を「デッサン」と改めた。

「デッサン」では、自然や身近なものを対象として、自己の素直な目で深く観察し、均衡、律動、比例などの美的秩序を確かめ、主体的に対象のイメージや空間、形体などを把握し、美しさを発見し、その形体や色彩、材質感などの表し方を工夫し、表現する能力を高めることが大切である。

20 「スケッチ」では、対象の形体や空間、よさや美しさを端的に把握し、大まかに表すために工夫しながら表現する能力を高めることが大切である。例えば、四季の移り変わりのイメージをとらえたり、祭や節句など地域の行事の様子やそれに携わる人々の様相などをスケッチしたりする機会を設けるなど、生活や文化と関連付けるなどの工夫も大切である。

25 「表現材料」では、(1)、(2)の指導に当たって表現効果を高めるために、表現材料や用具についての特性を理解したり、表現意図に沿って表現材料や用具を様々に試用・工夫したりしながら、自分の表現技法を体得できるような指導が求められる。特に、個々の表現材料のもつ独特な味わいを発見し、それを積極的に取り入れていこうとする姿勢を育て、個性を生かしながら表現を高めていこうとする態度を身に付けることができるように指導することが大切である。

30 「鑑賞」では、生徒の作品や作家の作品を取り上げ、それぞれの作品の主題と表現意図、形体や色彩、材質感などの描き表し方の工夫や表現材料の活用、効果等について考察し、作者の心情にまで触れることができるような指導が求められる。また、スケッチのもつ記録性や風刺性等、社会や生活とのかわりについての理解を深められるよう指導することも大切である。

3 内容の取扱い

35 内容の(1)、(2)及び(3)については、相互に関連付けて扱うようにする。

内容の「(1)デッサン」、「(2)スケッチ」及び「(3)表現材料」については、相互に関連付けて扱うようにする。

40 なお、美術に関する学科の指導計画の作成に当たって、「素描」は、原則として「美術史」、「構成」の各科目とともに、すべての生徒に必ず履修させることとしている。

第4節 構成

1 目標

- 5 造形的な創造活動の基本となる諸要素の理解を深め、感性や造形感覚と創造的な構成の能力を高める。

この科目では、平面や立体の構成の学習を通して、美術の多様な活動にかかわる造形の基本としての形体、色彩、材料、美的秩序等について理解を深め、感性や造形感覚、創造的に構成する能力を高めることをねらいとしている。

2 内容

- 15 (1) 形体、色彩 (2) 材 料 (3) 平面構成、立体構成 (4) 鑑 賞

造形芸術を成立させる形体や色彩などの諸要素については科学的に考察され、分析されて、美しさを成立させる原理として整理されてきているものがある。また、過去の優れた文化遺産の中には、現代においてもその美しさに共感をおぼえるものが多く、多くの人が共通に感じる美しさがある。

「形体、色彩」では、形体の性質と空間に果たす機能等について理解を深め、分割や配置などの工夫により、変化と統一のある構成ができるようにするとともに、色彩の体系及び機能等について理解を深め、美的秩序を意図した調和のとれた配色ができるようにすることが大切である。

「材料」では、様々な材料の特性について理解を深め、実際に触れて材質感を確認したり、加工したりする体験を通して、表現の可能性を追求するとともに、材料と用具とのかかわりについて関心をもち、それらを活用して表現効果を高めようとする態度を育てることが大切である。

25 「平面構成、立体構成」では、形体や色彩、材質などの効果的な使い方を考え、構造や機能を工夫して、それらを総合的に扱い、美的秩序を意図した平面や立体の表現能力を高めるような指導が必要である。

「鑑賞」では、生徒や作家の作品を取り上げ、それぞれの作品の形体や色彩に見られる構成や構造の工夫、材料や技法の活用及びそれらが表現に生かされた効果について考え、作者の表現意図や構成のねらいを理解できるような指導が大切である。

3 内容の取扱い

35 内容の(1)、(2)及び(3)については、相互に関連付けて扱うようにする。

内容の「(1)形体、色彩」、「(2)材料」及び「(3)平面構成、立体構成」については、相互に関連付けて扱うようにする。

なお、美術に関する学科の指導計画の作成に当たって、「構成」は、原則として「美術史」、「素描」の各科目とともに、すべての生徒に必ず履修させることとしている。

40

第5節 絵 画

1 目 標

- 5 いろいろな表現形式による絵画表現に関する学習を通して、表現と鑑賞の能力を高める。

この科目では、各種の絵画表現に関する学習を通して、表現形式の特性を生かした絵画表現の可能性を追求する態度を育て、日本画、水彩画、油彩画、漫画、イラストレーションやその他の絵画表現のそれぞれの表現形式の特性について理解を深め、絵画による表現と鑑賞の能力を高めることをねらいとしている。

2 内 容

- 15 (1) 日本画 (2) 水彩画 (3) 油彩画 (4) 漫画、イラストレーション
(5) その他の絵画 (6) 鑑賞

今回の改訂で、「(3)油絵」を「(3)油彩画」と改めた。

「日本画」では、伝統的な岩^{いわえ}絵具、箔、墨などの材料や筆、硯^{すずり}など用具の特性や、独特な色彩効果と空間表現などについて理解し、西欧絵画に見られる空間概念との相違などとも考え合わせながら表現活動を工夫することが大切である。また、余白の美、金地の背景、幽玄など、日本の美術作品に見られる美意識や自然観などについて理解できるように指導することが求められる。

「水彩画」では、透明水彩絵の具及び不透明水彩絵の具のそれぞれの特性と制作手順の違いや表現効果について理解し、紙質や地肌を生かした表現を工夫することが大切である。また、デッサンやスケッチの線を生かした表現やドライブラッシュなどの塗り重ねによる表現など、意図に応じた表現を追求できるように指導することが求められる。

「油彩画」では、油彩画の幅広い表現技法、絵の具や多様な画溶液などの材料、筆やナイフなどの用具のもつ特性について理解し、意図に応じた表現を追求することが大切である。また、その歴史的背景や空気遠近法や線遠近法など、光と色彩、空間との関係にも理解を深め、表現を工夫できるように指導することが求められる。

「漫画、イラストレーション」では、時間や物語性、自分の思いやあこがれなどを自由に表すことができる特性を生かし、線の美しさや表情の多彩さ、一コマの中での時間の経過や動きなどの表現、人間愛、自然愛、動物愛など豊かな感情・感性に満ちた内容を表現方法・技法を工夫して表現できるようにすることが大切である。表現方法についても「鳥獣人物戯画卷」や「北斎漫画」など、日本の伝統的な作品なども参考にしたり、それに新たな工夫を加えたりして、自分独自の表現を目指して工夫する態度を育てることが大切である。

また、アニメーションについても、時代や社会背景による表現内容や方法の変化・発展などについて学習を深めることができるような指導が大切である。

「その他の絵画」では、フレスコ画やテンペラ画など古くからある表現技法や新しい表現材料を組み合わせた複合的表現、複数の表現形式による表現などが考えられ、それぞれの表現技法や表現形式の特性を理解し、個性を生かしながら、表現を追求していけるように指導することが求められる。

「鑑賞」では、生徒や作家の作品を取り上げ、よさや美しさを感じ取ったり味わったりして、作者の個性や美術文化のよさを感じ取り、感性を高め、鑑賞によって制作意欲が刺激され、表現の能力も相互に高まるように指導することが大切である。

また、日本及び諸外国の伝統的な美術から現代の作品まで幅広く扱い、形体や色彩、構図などの造形的な要素について理解を深めることを通して、民族性や地域性と表現との関連、作者の意図や心情などを感じ取り、表現のよさや特徴などを感じ取ったり味わったりすることができるような指導

が重要である。

3 内容の取扱い

5 内容の(1)から(5)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

内容の「(1)日本画」、「(2)水彩画」、「(3)油彩画」、「(4)漫画、イラストレーション」及び「(5)その他の絵画」については、一つ以上を選択して扱うことができる。

10 指導に当たっては、表現形式の特性から表現活動が長期にわたる場合も考えられるので、当初の表現のねらいや感動を持続できるように指導を工夫することが求められる。

なお、他の科目の履修と関連を図り、多様な表現形式を体験したり、幅広く美術についての理解を深めたりすることができるように指導の工夫が大切である。

第6節 版 画

1 目 標

5 いろいろな表現形式による版画表現に関する学習を通して、表現と鑑賞の能力を高める。

この科目では、各種の版画表現に関する学習を通して、それぞれの特徴や技法を理解し、版による多様な表現の可能性を追求するとともに、我が国の伝統的な木版画の美しさやよさを理解するなど、版画による表現と鑑賞の能力を高めることをねらいとしている。

10

2 内 容

(1) 木版画 (2) 銅版画 (3) リトグラフ (4) シルクスクリーン
(5) その他の版画 (6) 鑑 賞

15

今回の改訂で、「(2)エッチング」を「(2)銅版画」と改めた。また、新たに「(4)シルクスクリーン」を加えた。

「木版画」では、板目木版と木口木版のそれぞれの版の特性を生かした表現を工夫したり、凸版形式による表現だけでなく凹版形式などによる多様な技法を生かした独自の版画表現を工夫したりするとともに、他国の美術に大きな影響を与えた我が国の浮世絵版画のよさや美しさについても理解を深め、伝統的な版画の技法を学ぶことが大切である。

「銅版画」では、エッチングやメゾチントなどの製版の方法や材料、用具の特質やその活用を学び、表現効果を高めるために計画的な表現を工夫することが大切である。

「リトグラフ」では、絵画的要素の多い版の特質や水と油の反発作用の原理を学び、透明色の美しさを生かすなど、効果的な表現を工夫することが大切である。

「シルクスクリーン」では、多様な製版の方法の特質やその活用を学び、鮮明な発色を生かすなど、効果的な表現を工夫することが大切である。

「その他の版画」では、モノプリントやコラグラフなどの多様な版画の技法を生かしたり、種類の異なる版を組み合わせたたりして、効果的な独自の表現を工夫することが大切である。

「鑑賞」では、各種の版画形式による生徒作品や作家の作品を取り上げ、版画の形式による作品の特徴や表現技法の工夫等に気付かせ、作品のよさや美しさを味わわせるとともに、作者の意図や心情にまで触れることができるように指導することが大切である。

版画表現は、版を用いて形体や色彩などを表現するという間接性をその特質としており、それは同時に、作品の複数制作が可能であるという特質でもある。このような版画表現の特質や各種の版形式を活用するとともに、材料、用具の組合せの工夫、製版技法と印刷技法の工夫等によって、多様な表現効果を生み出せることについて理解を深めることが重要である。

3 内容の取扱い

40 内容の(2)から(5)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

内容の「(2)銅版画」、「(3)リトグラフ」、「(4)シルクスクリーン」及び「(5)その他の版画」については、一つ以上を選択して扱うことができる。

指導に当たっては、主題や構想的に表現するために、計画的に制作を進めるとともに、鑑賞を通して版画のよさを理解することが重要である。また、「ビジュアルデザイン」や「映像表現」における写真表現など、他の科目の内容との関連を図ることも大切である。

第7節 彫 刻

1 目 標

- 5 いろいろな材料による彫刻など立体造形の表現に関する学習を通して、表現と鑑賞の能力を高める。

この科目では、立体造形の表現と鑑賞に関する学習を通して、木、石、金属、粘土、石膏などいろいろな材料を使い、彫る、削る、付ける、接合するなど立体造形の基礎的な能力を養うとともに、
10 表現形式の特性に対する理解を深め、立体造形による表現と鑑賞の能力を高めることをねらいとしている。

2 内 容

- 15 (1) 彫 造 (2) 塑 造 (3) その他の彫刻及び立体造形 (4) 鑑 賞

「彫造」では、主として使用する木材や石材などについて、木目や硬さなどの材料の性質と、自由に付け足すことや、補修ができにくいという特性を理解することが必要である。また、発想の段階においてアイデアスケッチや簡単な形をつくりながら主題を生成し、表現意図を明確に把握しながら、完成に至るまでの確かな計画と見通しをもって制作を進め、表現を追求していく態度を育てることが大切である。

「塑造」では、主として使用する粘土や石膏などについて、可塑性や固まり方などの材料の性質や、形体や大きさが自由に決められ、削ったり付け足したりすることが容易であるという特性を生かして、主題を明確に把握しながら、制作方法を十分練り、創意工夫や試行錯誤を繰り返しつつ、
25 よりよいものを追求していく態度を育てることが大切である。

「その他の彫刻及び立体造形」では、様々な構成要素をもった素材で構成したり、開発された新素材の特性を活用したり、多様・異質な材料を組み合わせたりして、試行錯誤しながら新たな表現方法を発見したり思い付いたりするなど、従来の表現形式や表現方法などにとらわれない多様な表現活動を工夫し、個性を生かしながら、表現を追求していけるように指導することが大切である。
30 また、立体を形づくっている面、量、空間などや、比例、均衡、動勢などの造形的な要素について理解するとともに、これらを相互に関連させ、総合的、効果的に組み立てることにより、意図するものがより明確に表現できることに気付くことが大切である。

「鑑賞」では、生徒の作品や作家の作品を取り上げ、作品の特徴や表現技法の工夫等に気付き、作品のよさや美しさを味わうとともに、作者の意図や心情にまで触れることができるように指導することが大切である。
35

また、日本及び諸外国の伝統的な美術作品から現代の美術作品まで幅広く扱い、立体を形づくっている面、量、空間などの造形的な要素について理解を深めることを通して、民族性や地域性と表現との関連、作者の意図や心情などを感受し、表現のよさや特徴などを感じ取ったり味わったりすることができるような指導が重要である。
40

3 内容の取扱い

内容の(1)、(2)及び(3)については、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

- 45 内容の「(1)彫造」、「(2)塑造」及び「(3)その他の彫刻及び立体造形」については、一つ以上を選択して扱うことができる。

指導に当たっては、立体造形のための各種の材料の性質や特質について理解を深めるようにする

とともに、特に、用具の安全で適切な使い方について十分指導する必要がある。

第 8 節 ビジュアルデザイン

1 目 標

5 視覚的な伝達効果を主とするデザインについての理解を深め，表現と鑑賞の能力を高める。

この科目では，ビジュアルデザインに関する学習を通して，デザインの視覚的效果や伝達機能について理解を深め，生活や社会に生きて働く視覚伝達デザインの表現と鑑賞の能力を高めることをねらいとしている。

10

2 内 容

(1) デザインの基礎 (2) 平面・立体デザイン (3) 空間デザイン (4) 図法，表示法
15 (5) 鑑 賞

15

「デザインの基礎」では，伝達の目的や内容，デザインの諸条件，表現効果と造形の諸要素の働きについて総合的に扱い，創造的で効果的な視覚伝達の表現を行う上での基礎を身に付けるように指導することが大切である。

見る人の心情とデザインとの関係，生活や環境においてデザインが果たす役割や責任，造形の要素と情報伝達機能との関連を理解するとともに，それらを効果的に生かせるようにする。さらに，レタリングをはじめタイポグラフィーの効果の理解と表現技術，イラストレーションや写真等の伝達効果，時間，空間，数量などの視覚化とその効果的な表現などについて理解し，それらを制作に生かせるようにすることが大切である。

印刷技術や今日の視覚伝達的手段及びコンピュータや情報通信ネットワークなどに関する基礎的な理解と効果的な活用に留意した指導が求められる。

「平面・立体デザイン」では，「デザインの基礎」の学習の上に，伝達目的に応じた創造的な表現の能力を高めるようにすることが大切である。

平面のデザインにおけるグラフィックデザインやエディトリアルデザインの計画・表示及び表現，基礎的な印刷実習やコンピュータなどによる学習，立体のデザインにおけるパッケージやブックデザインなどの学習を通して，ビジュアルデザインと生活とのかかわりを理解し，デザインするものの条件や目的を検討したり，計画的に制作を進めたりする能力を培うことが必要である。

「空間デザイン」では，生活の中に見られる色彩や形体がつくりだす機能美と環境におけるデザインの役割と責任を理解し，生活空間をより快適にするための創造的な表現と鑑賞の能力を高めるようにすることが大切である。例えば，公園等の公共施設や身近な場所の案内板のデザインの形体や色彩などを計画する学習では，伝達の機能のみを重視したデザインに偏らないよう十分配慮するとともに，「環境造形」の内容との密接なつながりを踏まえ，学習の意図を明確にして指導することが大切である。

特に「平面・立体デザイン」，「空間デザイン」では，コンピュータをはじめ様々な映像メディア機器を積極的に活用し，「情報メディアデザイン」，「映像表現」等の内容とも密接な関連を図り，これからの情報化社会に活用される総合的なデザインの能力を一層広げていくことが大切である。

「図法，表示法」では，発想や構想の視覚化，形体や構造の把握及び制作に必要な基本的な図法や表示法を理解させ，作図・読図の能力を高めるようにすることが必要である。また，図法を生かしてカンパやレンダリングなどを作成し，完成した作品の状態を予想しながら計画的に制作を行い，第三者にそのデザインのよさやねらいを的確に伝達できるプレゼンテーション能力を身に付けることが大切である。

なお，製図における表示法は，日本工業規格（JIS）による製図規格が一般的であり，これを基にして指導を行うこととする。

「鑑賞」では、流行や特定の分野に偏らず、幅広く鑑賞することで、作品の機能や美しさなどについて理解することが大切である。

生活や社会の中で活用されているデザインを学校外で調査するなど、より広く体験的な学習を通して、デザインのよさや働きについて自分の意見をまとめ、新たな提案ができるような指導が求められる。

3 内容の取扱い

内容の(2)及び(3)については、いずれかを選択して扱うことができる。

10 内容の「(2)平面・立体デザイン」及び「(3)空間デザイン」については、一つ以上を選択して扱うことができる。

その際、「(1)デザインの基礎」、「(4)図法、表示法」及び「(5)鑑賞」の学習と相互に関連させながら指導することが大切である。

15 指導に当たっては、デザインは社会の変化や人々の生活と密接な関係をもつ造形活動であることを理解できるようにするとともに、絶えず新しい技術や動向に留意し芸術性を追求する態度を育てることが大切である。また、伝統行事や生活の中に見られる意匠にも目を向け、広い視野をもって取り組むように指導することが求められる。

20

第9節 クラフトデザイン

1 目 標

- 5 美的造形性や機能性を主とする造形のデザインについての理解を深め、表現と鑑賞の能力を高める。

この科目では、工芸作品や模型などの美的造形性や機能性を主とする造形のデザインに関する学習を通して、立体造形のデザインについての理解を深めるとともに、計画する力や表現のための技能と作図・読図の能力など、表現と鑑賞の能力を高めることをねらいとしている。

2 内 容

- 15 (1) デザインの基礎 (2) 図法, 製図 (3) 工 芸 (4) プロダクトデザイン
(5) 伝統工芸 (6) 鑑 賞

「デザインの基礎」では、「工芸」や「プロダクトデザイン」、「伝統工芸」に関する立体デザインの基礎的な学習を通して、発想力、構想力を培い、イメージやアイデアを広げ、創造的に表現できる能力を身に付けるようにする。

- 20 使う人の心情とデザインとの関係や、形や色彩、素材、構造などの造形の諸要素を理解するとともに、自然物や人工物の観察を通して、美しさや造形の原理を発見し、それらをデザインに生かせるようにする。

「図法, 製図」では、発想、構想したものを図や画像など視覚的なものに表示する作図の能力や、表示されたものから具体的な形体や仕組みなどを読み取る読図の能力を高めるようにすることが必要である。

計画から制作に至る過程の中で重要な位置を占める図法では、平面図法や立体図法などの合理的な表示法を理解するとともに、実習を通して空間感覚や立体感覚を身に付けるようにすることが大切である。

- 30 図法, 製図では単に計画図としての表示に終わらせず、制作と一体的に扱うなど、それらを実践的に活用できるよう配慮する必要がある。

なお、製図では、日本工業規格(JIS)に基づく製図の規約を理解し、意図した形体を正確に表示し、読図する能力を身に付けるようにする。

「工芸」では、材料を基に発想し、目的や条件、美しさを追求して作品を計画的に制作する能力を高めるようにすることが必要である。

- 35 手づくりのよさや材料の特性、生活と工芸とのかかわりについて理解し、美的で機能的な作品を制作する技能や表現力を身に付け、目的や条件、表現意図などを吟味し、計画から制作まで創意工夫して表現できるような指導が求められる。

「プロダクトデザイン」では、材料の特性、機械による生産の技術や製造工程を理解し、生産性や量産を考慮した機能的なデザインができるように指導することが大切である。

- 40 生活と技術的生産工芸とのかかわりや手づくりと機械生産の差異について理解したり、計画から制作への過程で目的や機能、生産性や表現意図などが満たされているかどうかを吟味したりして的確に表現できるように指導することが大切である。

「伝統工芸」では、伝統工芸の美意識や特質について理解し、それらを制作に活用する能力を高めるようにすることが必要である。

- 45 伝統工芸品の意匠、材料の生かし方、磨き抜かれた表現技法などを学び取り、制作に生かすことで、伝統工芸を愛好する心情を養い、それを現代の生活の中に生かすことができるような指導が求められる。

また、日本や諸外国の伝統工芸の特質、地域の地場産業として発達してきた伝統工芸、節句や地域の祭などの伝統行事における調度品などについても理解を深めることが大切である。

「鑑賞」では、作品を見るだけでなく、実際に使うことを通して、作者の思いや表現の工夫などを感じ取り、そのよさや美しさを味わうことが大切である。

- 5 また、鑑賞を「工芸」、「プロダクトデザイン」、「伝統工芸」の表現活動と関連させて扱い、デザインや制作に生かすことが大切である。

3 内容の取扱い

- 10 内容の(3)、(4)及び(5)については、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

内容の「(3)工芸」、「(4)プロダクトデザイン」及び「(5)伝統工芸」については、一つ以上を選択して扱うことができる。

- 15 その際、「(1)デザインの基礎」、「(2)図法、製図」、「(6)鑑賞」の学習と相互に関連させながら指導することが大切である。

指導に当たっては、クラフトデザインの発想、構想、表示、制作、鑑賞の各分野を扱い、使う人の気持ちを考えながら美的造形性と機能性との調和を図るとともに、材料や制作方法について理解を深められるような指導が重要である。

第10節 情報メディアデザイン

1 目 標

- 5 情報の表現，伝達及び共有を主とする情報メディアデザインについての理解を深め，表現と鑑賞の能力を高める。

この科目では，コンピュータ等のデジタル機器や情報通信ネットワークを使った表現に関する学習を通して，美術が情報の表現と伝達及び共有に果たす機能や役割について理解を深め，情報メディアの活用による伝達効果及び特質を生かした表現方法や技能を体得し，創造的な表現と鑑賞の能力を高めることをねらいとしている。

2 内 容

- 15 (1) 情報メディアの基礎 (2) 情報の視覚化 (3) 伝達，交流，共有 (4) 鑑賞

今回の改訂で，従前の「映像メディア表現」を改め，「情報メディアデザイン」と「映像表現」を新たに示した。

情報メディア機器であるコンピュータ，携帯電話，カーナビゲーション，デジタル家電などは，現代の社会において，人々の生活に欠くことのできないものとなっており，「情報メディアデザイン」では，ウェブページに表現する等の情報を形にするという具形的な表現活動にとどまらず，表現したものを伝達，交流，共有することによってメディアを利用する人々の間にどのようなコミュニケーションをもたらすのかを社会的，文化的な視点から実践的に考察することが大切である。

情報メディアの活用による表現では，デザインは固定されたものではなく，相互作用（インタラクション）によって成立する創造活動と位置付け，従前の「映像メディア表現」の内容の伝達に関する学習を独立，発展させ，「情報メディアデザイン」として，より創造的な表現が促されるようにしている。

「情報メディアの基礎」では，情報の表現，伝達，交流，共有に関する知識及び機器等の使用技術の基礎・基本を習得することが大切である。

30 視覚的な効果を生かした情報メディアデザインについての理解を深めるとともに，情報メディアデザインに必要な機器，伝達・記録媒体等の取扱い，それぞれの制作に対応した，基礎的な機器等の知識及び使用技術を習得できるような指導の工夫が求められる。さらに，制作プロセスを通して，自ら研究・獲得していく態度を育てることが大切である。

「情報の視覚化」では，伝達，交流，共有したい情報を視覚的に表現するために企画し，構成，表現することができるような指導が求められる。

情報を効果的に分かりやすく表現するためには，必要な情報を取捨選択して構造化し，大きな枠組みのもの，その中の小さな枠組みのもの，並列の関係にあるものなどを整理し，それらを造形に置き換えるなどして分かりやすく示す必要がある。

また，コンピュータ等を用いて必要な情報を効率よく伝達，交流，共有するためには，情報を直感的に理解しやすいものとする必要がある。このことは，単に色彩や形体の美しさを考えながら図や画像を用いて視覚化するだけではなく，例えばウェブデザインの企画では，ウェブページ閲覧者が滞りなくスムーズに目的のページに到達できるようにするため，利用者の視線や意識の変化を予測し，画面の構成を計画的に行うなどの視点が大切である。

45 「伝達，交流，共有」では，作品の伝達，交流，共有を図り，情報メディアデザインが，受け手の心に直截的に訴えかけることのできる重要な伝達，交流，共有の手段であることについて，実際の体験を通して一層理解を深め，意図的に表現したり，鑑賞したりする能力を開発・伸長するような指導が大切である。

「鑑賞」では、内外の多様な作品の鑑賞によって、デジタルコンテンツの社会的な機能や役割を理解するとともに、その可能性や問題点にも目を向け、よさや美しさを大切にする価値観を備えた心豊かな人間性を育てることが大切である。

5 3 内容の取扱い

内容の(1)、(2)及び(3)については、相互に関連付けて扱うようにする。

10 内容の「(1)情報メディアの基礎」、「(2)情報の視覚化」及び「(3)伝達、交流、共有」については、相互に関連付けて扱うようにする。

指導に当たっては、作家やメディアコンテンツ制作会社などの制作現場を訪れて、制作過程を実際に見学したり、あるいは、作家を招聘したりするなど、作者の表現意図や作品のよさや表現の工夫、制作プロセス、制作技術などについての理解を深め、情報メディアデザインの意義と役割、可能性や発展性について考察する能力を身に付けられるような指導が求められる。

15

第11節 映像表現

1 目標

5 写真、ビデオ等の映像機器を使った表現に関する学習を通して、表現と鑑賞の能力を高める。

この科目では、写真、ビデオ等の映像機器を使った表現に関する学習を通して、映像メディアが芸術や社会に果たす役割について理解を深め、映像表現の方法や技能を体得し、創造的な表現と鑑賞の能力を高めることをねらいとしている。

10

2 内容

(1) 機器、用具、材料の知識及び使用技術 (2) 企画、構成、演出
(3) 編集、合成、加工 (4) 鑑賞

15

今回の改訂で、従前の「映像メディア表現」を改め、「情報メディアデザイン」と「映像表現」を新たに示した。

映像は、情景や心情の伝達など感性的な情報を直截的に訴える力を持ち、人々が言語の違いなどを超えて容易に交流し、理解し合うことができるという芸術における共通、普遍の特質をもっている。「映像表現」は、この映像の特質を生かして、見る人に感動を与えたり問題意識をもたせたりすることが大切である。

「機器、用具、材料の知識及び使用技術」では、機器、用具、材料の知識及び使用技術を習得することが大切である。

映像表現に用いる機器、用具、材料等は、機械的なものが多く、種類も豊富であることから、その取扱いも容易なものから訓練を要する高度なものまで多様である。それぞれの映像表現に対応した使用技術の基礎・基本を習得できるようにすることが大切である。

「企画、構成、演出」では、美術の各科目で学習した能力を総合的に活用して、表したい構想を映像によって表現するために企画し、構成、演出することができるような指導が求められる。自然、生命、社会、文化などを独自の視点からとらえたり、自己の内面を深く掘り下げたりして、何をどのように表現するのか企画を十分練ることができるようにすることが大切である。さらに、物語や幻想の世界、抽象の世界などを思い描き、複数の映像を組み合わせる構成したり、映像、音、光、文字などの表現効果を複合的に用いて演出したりするなど、個性的な構成や演出ができるよう指導することが重要である。

「編集、合成、加工」では、撮影した映像素材をコンピュータなどを用いて編集、合成、加工などを行い、表現意図をより明確にしながら、表現できるような指導の工夫が求められる。

「鑑賞」では、内外の特色ある作品の鑑賞によって、映像表現のよさを実感し、作者の意図と表現の工夫、映像の歴史的な位置付け、果たした功績などを理解できるような指導が大切である。

3 内容の取扱い

40

内容の(1)、(2)及び(3)については、相互に関連付けて扱うようにする。

内容の「(1)機器、用具、材料の知識及び使用技術」、「(2)企画、構成、演出」及び「(3)編集、合成、加工」については、相互に関連付けて扱うようにする。

指導に当たっては、フォトスタジオや映像制作会社などの制作現場を訪れて、制作過程を実際に見学したり、カメラマンや映像作家を招聘したりするなど、作者の表現意図、作品のよさや美しさ、制作プロセス、制作技術などについての理解を深め、映像表現の意義と役割、可能性や発展性につ

いて考察する能力を身に付けられるような指導の工夫が考えられる。

第12節 環境造形

1 目標

- 5 自然や生活環境と造形との調和についての理解を深め、造形の諸要素を環境の構成に総合的に生かす実践的な能力と態度を育てる。

この科目では、美的な諸環境を構成・形成する学習を通して、造形的な諸要素を総合的に生かし、様々な環境をよりよく形成するための実践的な資質や能力と態度を育てることをねらいとしている。

2 内容

15 (1) 環境造形 (2) 展示造形 (3) 舞台造形 (4) 環境総合芸術 (5) 鑑賞

- 「環境造形」では、身近な環境の中の造形について、吟味したり必要なものを発見したりして、主題を明確にしながらか制作したり工夫して改善を進めたりして、身近な地域の環境についても目を向け、広い視野から自然や生活環境と造形との調和について考え、表現することができるようにする。
- 20 具体的には、実際の生活環境を美的に創造するために、学校生活や工事現場の壁面、町の中のオブジェなどを題材に体験的な学習活動を通して環境と造形との調和について学習することが考えられる。公園の設計や都市計画など規模の大きな環境について学習する際には、自然と共存して生活環境を形成することの意義を理解させ、平面図や模型、あるいはコンピュータ等を活用して自分の表現意図を伝達できるようにする必要がある。
- 25 「展示造形」では、作品の展覧会、イベント、商業施設のショーウインドウなど、作品、情報、商品などの展示に関する造形表現を共同で学習することを通して、展示計画を立てることができるようにする。
- 指導に当たっては、展示の目的、期間、展示物の内容や寸法、面積と予算の規模、来場者の構成や人数等の諸要素を基に、実施までの期間内に展示を完成できるように総合的な視野で計画を立てることができるようにする。その際、展示が公共の場で行われることについて考慮し、誰もが快適に利用できるように工夫しなければならない。また、多様な機器類を活用して計画段階から生徒相互が協力して学習することができるよう配慮する必要がある。
- 30 「舞台造形」では、野外も含めて限られた場と時間の中で行われる舞台芸術のための造形活動であり、それらを観客に対して効果的に表現するための役割をもっていることを理解し、実際に計画を立てるなどして舞台造形の創造的な表現の能力を身に付けられるようにする。
- 35 指導に当たっては、音響や照明、舞台装置などとの調和を図りながら衣装、メイク、大道具・小道具など舞台芸術を効果的に表現するための総合的な造形表現ができるような指導の工夫が求められる。また、演じられるものの目的、内容、形式、予算や会場の構造・規模等の諸要素を基に、造形に求められる意味を的確にとらえて計画を立て、スケールモデル、図面等を活用し、具体的にイメージしながら表現活動ができるように指導することが大切である。
- 40 「環境総合芸術」では、様々な造形要素を生かしながらか自然環境、都市環境などの屋内外の諸環境において空間と時間を美的に構成する表現能力を身に付けられるようにする。
- 例えば、自然の地形そのものを舞台に見立てたり、建築物に造形的に手を加えたりすることなどを指導する際には、色彩照明やレーザー光線、花火や煙、シンセサイザーなど、多様な技術を総合的に生かしていくことが考えられる。その際には、安全面や自然保護などについての十分な配慮が必要である。また、地域のイベントなどと活動を関連付けて行う場合には、会場の設定、予算や規模、来場者の構成や人数などを基に綿密な計画を立て、観客、出演者、制作者それぞれの視点に立

って総合的に判断できるようにする。

なお、内容によっては関係機関に届出や許可が必要な場合もあるので、関係法規についても学習する必要がある。

「鑑賞」では、様々な環境造形を鑑賞し、自然との共生や生活文化などの観点から、その意図や
5 表現方法の工夫をとらえて、理解するとともに、そのよさや美しさについて考察できるようにする。

指導に当たっては、伝統的な日本の庭園や環境と関連付けた実験的な芸術活動など、幅広く題材を設定するなどして、環境造形にかかわる活動に実際に参加・体験したりその映像を見たりして、感じ取ったことを発想や表現に生かせるよう指導することが大切である。

10 3 内容の取扱い

内容の(1)から(4)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

内容の「(1)環境造形」、「(2)展示造形」、「(3)舞台造形」及び「(4)環境総合芸術」については、
15 一つ以上を選択して扱うことができる。

第13節 鑑賞研究

1 目標

- 5 文化財や美術作品，作家などについての鑑賞研究を通して，美術に対する理解を深め，美術や美術文化を尊重する態度を養い，批評する能力を育てる。

この科目では，日本及び諸外国の美術を幅広く扱い，文化財や文化遺産，伝統的な作品から現代的な作品に至るまで，作品の芸術性や作家について研究し，理解を深め，主体的に意見をもって討論や評論などができる専門的な鑑賞の能力を高めるとともに，保存・修復及び展示の意義を理解し，美術や美術文化を尊重する態度をはぐくむことをねらいとしている。

2 内容

- 15 (1) 作品・作家に関する研究 (2) 文化財の保存・修復に関する研究
(3) 展示企画，展示構成 (4) 美術批評

今回の改訂で，「(4)美術評論」を「(4)美術批評」と改めた。また，「(5)鑑賞」を削除した。

「作品・作家に関する研究」では，美術史を踏まえ，美術館などでの調査や文献などの学習を通して，作品や作家についての理解を深める専門的な研究を行い，作品の表現上の特徴や美術史上の位置付け，作家の生涯や制作上の信念，表現技法など鑑賞に必要な内容の理解を深めるとともに，風土や地域性との関連などに着目したり，関連する作品や作家について比較・検討したりして，文化的視点をもって研究を行うことができるようにする。

また，我が国の伝統的な美術に見られる美意識や自然観及び美術文化をより深く理解するとともに，日本の美術が諸外国の文化から受けた影響を理解し，国際的視野に立って主体的に鑑賞研究を深めることができるような指導が求められる。

「文化財の保存・修復に関する研究」では，伝統的な美術作品を尊重する意義を理解し，文化財の価値を後世に伝えていく保存と修復の研究を行うことができるようにする。

保存については，古人の精神を感じ取りながら，作品の保存に適した環境や方法について考えることが大切であり，修復については，作品の時代背景及び制作意図，技術や材料・材質の特性などを理解するとともに，現在修復に携わる人々が文化財に寄せる気持ちや信念を理解できるような指導が求められる。

また，修復技術の中には，技術そのものが文化的価値をもつものがあり，貴重な文化遺産として保存すべきであることを理解することも大切である。保存修復活動を体験することなどを通して，生徒一人一人が文化遺産を尊重し，社会に貢献していく意欲や態度を育成することが重要である。

「展示企画，展示構成」では，展示する側と鑑賞する側の双方の立場に立って研究を行うことができるようにする。

展示企画に際しては，作品や作家について詳しく研究し，作家の表現意図などを鑑賞者に分かりやすく展示する方法を考えることが大切である。展示構成に際しては，美術館等との連携を図るなどして，会場や空間の特性を理解し，全体の配置や作品の特性に合った照明などの環境設定を考えて扱うことができるようにする。また，展示全体が一つの作品としての創造的効果を生む場合があることも考慮して会場における鑑賞者の気持ちや行動の仕方などを推量し，展示方法などを工夫するようにする。

「美術批評」では，生徒が相互に意見を交換し，客観性のある批評が行えるようにする。

45 指導に当たっては，美術作品などの創造の背景や諸条件を踏まえ，それぞれの作品のよさや作者の表現の傾向や工夫など，作者が追求していたものについて研究することを通して，文化的視野に立った美術批評ができるように指導することが大切である。

3 内容の取扱い

内容の(1)，(2)及び(3)については，そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。

5

内容の「(1)作品・作家研究」，「(2)文化財の保存・修復研究」及び「(3)展示企画，展示構成」については，一つ以上を選択して扱うことができる。その際，「(4)美術批評」の学習と相互に関連させて指導することが大切である。

また，学習内容に応じて「美術概論」や「美術史」と関連させて内容を取り扱うことも効果的である。

10

指導に当たっては，文化財や美術作品についての芸術性を味わうことを通して美的判断力を一層高め，生徒自らが課題を設定し，専門的な鑑賞の研究を行うことができるようにするとともに，美術文化についての理解を深め，国際的な観点からも考察できるような指導が求められる。また，学校の実態に応じて，美術館・博物館等の施設を利用して作品を鑑賞したり文献や資料を調べたりするとともに，スライド，ビデオ，コンピュータ，情報通信ネットワークなどの活用，地域作家との交流などを通して総合的に研究を深めることも大切である。

15

第3章 各科目にわたる指導計画 の作成と内容の取扱い

各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いについては、次のように示されている。

5

1 美術に関する学科における指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(1) 「美術史」、「素描」及び「構成」については、原則として、すべての生徒に履修させること。

10 「美術史」、「素描」及び「構成」は、美術に関する学科において、美術を専門的に学んでいく上で基底となる内容であることから、原則として、すべての生徒に履修させる必要がある。

15

(2) 特定の科目を専門的に履修させることや同一の科目を2以上の年次にわたって履修させること、複数の科目を関連付けて取り扱うことなど、履修の仕方を工夫することによって、生徒の特性の伸長が図れるようにすること。

指導の効果を一層高めるためには、特定の科目を重点的に履修させたり、同一の科目を2以上の年次にわたって履修させたり、他の科目との関連を考慮して取り扱ったりするなど、指導の工夫が
20 求められる。また、科目の学習内容の重点の置き方、学習の順序等についても、学校の実態、生徒の経験や能力、興味・関心などの実態に応じて効果的な指導ができるよう工夫する必要がある。

「絵画」、「版画」、「彫刻」、「ビジュアルデザイン」、「クラフトデザイン」、「環境造形」、「鑑賞研究」の各科目の内容の取扱いに当たっては、それぞれの科目の内容のうち選択して取り扱うことができるようになってきているが、必ず取り扱う内容と選択して取り扱うことができる内容とがあるので、
25 注意する必要がある。

すべての内容を学習する科目においては、必要に応じて相互に関連付けて取扱い、学習の効果が
高まるように、生徒の実態等を的確に把握しながら指導計画の作成を工夫することが大切である。

30

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(1) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。

各科目の学習においては、適切な資料を提示することなどにより、生徒の発想や意欲を刺激し、
35 効果的な学習活動を進めることが重要である。そのためには、学校図書館や視聴覚機器の有効な活用を図ることが大切であり、特に、コンピュータや情報通信ネットワーク等に対する生徒の興味や関心、他教科での学習経験との関連等を考慮し、これらの活用を積極的に進める必要がある。

また、「情報メディアデザイン」や「映像表現」との関連を図り、コンピュータや情報通信ネットワーク等の知識や技能を「構成」、「ビジュアルデザイン」、「クラフトデザイン」の表現に活用し
40 たり、「環境造形」のシミュレーションや「鑑賞研究」の展示企画、展示構成などに活用したりするなど、指導計画を工夫することが大切である。

45

(2) 各科目の特質を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、地域の文化財、文化施設、社会教育施設等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりすること。

生徒が、生活や社会の中の美術の働きを実感し、専門的な学習内容を一層深めていくためには、

各科目の特質を踏まえ、地域の文化財、文化施設、人材等を活用することが大切である。

例えば、地域や学校の実態に応じて、家庭生活や地域の年中行事などに見られる伝統的な美術作品などを題材として取り上げたり地域の文化施設等を活用して地域の方の作品を鑑賞したり生徒作品を展示したりすることなどが考えられる。また、地域の作家等の協力を得て作品を制作したり鑑賞したりすることも効果的である。

(3) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。

生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。その指導の中で、著作権などの知的財産権に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も併せて必要である。

絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真、テレビ番組、映画、コンピュータソフトなどの作品には原則として著作権がある。このため、絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真を用いて模写をしたりコラージュをしたりすること、テレビ番組や市販されているビデオやコンピュータソフトの一部ないし全部を使用してビデオ作品を制作することなどについては、原則として著作権をもつ者の了解が必要である。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作権者の了解を得る必要がない。もっとも、他人の著作物を活用した生徒作品をホームページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したり、看板やポスターなどを地域に貼ったりすることは、例外となる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。なお、原則として、個人が著作者の場合はその没後50年、法人が著作者の場合は公表後50年、著作者にかかわらず、映画の場合は公表後70年を経たものは、著作権がなく、自由に利用できる。また、特にクラフトデザイン等に関する知的財産権には、単に作品としての著作権だけでなく、その材料や技法に関する特許権、既存の製品のデザインやアイデアに関する意匠権・実用新案権、ネーミングとしての商標権など多様なものがある。

生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。

また、肖像権については著作権などのように法律で明記された権利ではないが、プライバシーの権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので、写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品化する場合、相手の了解を得て行うなどの配慮が必要である。

(4) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底すること。

事故防止のためには、刃物類をはじめとした材料・道具の正しい使い方や手入れや片付けの仕方などの安全指導を徹底することが必要である。また、用具や機械類は日常よく点検整備し、特に、刃物類の扱いや保管・管理には劣化の点検など十分留意し、事故を招かないようにすることが必要である。塗料類及び薬品類の使用に際しては、換気や保管・管理を確実にを行うとともに、薬品などに対してアレルギーのある生徒などを事前に把握するなどの配慮も必要である。